

学生便覧 2017

【平成29年度】

Faculty of
Education
Medicine
Engineering
Life & Environmental Sciences



学 生 便 覧

平成29年度(2017)

山梨大学

『学生便覧』について

1. この『学生便覧』は、平成 29 年度入学生を対象に、修学上の基本事項、大学の諸規程、各学部の履修規程等を記載したものです。
2. 平成 29 年度入学生は、卒業するまでこの『学生便覧』に従って履修等を行わなければなりませんので、大切に保管してください。

目 次

I 授業・総括評価(試験等)・成績等に関する基本事項

1 大学生生活はキャンパス・ネットワーキング・サービス(YINS-CNS)から	1
2 学期について	1
3 単位について	1
4 授業に関する基本事項	2
5 履修申告について	4
6 総括評価(試験等)について	4
7 成績について	5
8 単位互換について	6

II 沿 革

1 山梨大学の沿革	7
2 旧・山梨大学の沿革	7
3 旧・山梨医科大学の沿革	7

III 組 織

1 学 部	8
2 大 学 院	9
3 専 攻 科	9
4 学部等附属の園学校及び研究施設	10
5 学 生 の 定 員	11

IV 学則・諸規程

1 山梨大学学則	12
2 山梨大学専攻科細則	29
3 山梨大学学位細則	32
4 山梨大学学生交流細則	38
5 山梨大学外国人留学生細則	41
6 山梨大学研究生細則	43
7 山梨大学科目等履修生細則	45
8 GPA制度及び履修登録単位数の上限制度に関する要項	47

V 全学共通教育科目

1 全学共通教育科目履修案内	53
2 山梨大学全学共通教育科目等履修規程	57

VI 教育学部

1 教育学部履修規程	69
細則1 インターンシップに関する細則	96

細則2 教育実習に関する細則	96
細則3 卒業論文等に関する細則	100
細則4 履修申告に関する細則	101
細則5 追試験に関する細則	102
卒業要件の単位に含めることが可能な他学部の専門科目・履修方法 (教育学部履修規程 12 条関係)	102
2 教育学部組織	103
3 卒業に要する最低修得単位数	104
4 取得できる学位及び教育職員免許状	106
5 科目一覧の見方について	106
6 履修規程と開講授業科目との関係	107
7 教育学部履修申告手続	107
8 教育学部教育職員免許状履修基準	109
9 その他の取得可能な教育職員免許状及び資格	131
10 参考法規	135
教育職員免許法(抄)	135
教育職員免許法施行規則(抄)	138
小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律	146
小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則	147
VII 特別支援教育特別専攻科	
特別支援教育特別専攻科履修規程	151
VIII 医 学 部	
1 医学部医学科授業科目履修規程	155
2 医学部看護学科授業科目履修規程	171
3 参考法規等	181
保健師免許取得に伴う養護教諭二種免許について	181
医師法(抄)	181
保健師助産師看護師法(抄)	183
4 その他	
ライフサイエンス特進コースの概要	186
IX 工 学 部	
1 工学部履修規程	191
細則1 履修申告に関する細則	226
細則2 再試験に関する細則	228
細則3 卒業論文に関する細則	228
細則4 再入学に関する細則	229
細則5 特別試験に関する細則	230
地域産業リーダー養成教育プログラム	231
2 JABEE 教育プログラムについて	233

3 カリキュラム・コンセプトについて	241
--------------------	-----

X 生命環境学部

1 生命環境学部履修規程	255
細則1 履修申告に関する細則	266
細則2 追試験に関する細則	267
細則3 卒業論文に関する細則	267
細則4 教育実習に関する細則	268
生命環境学部履修申告手続	269
成績の通知	270
生命環境学部履修規程解説表	270
2 生命環境学部学生の教育職員免許状(理科、農業、商業)取得に関する留意事項	271

XI 特別プログラム

1 地域課題解決人材育成プログラム	279
2 やまなし未来創造教育プログラム	281
3 グローバル人材育成プログラム	283

I 授業・総括評価(試験等)・成績等に関する基本事項

1 大学生活はキャンパス・ネットワーキング・サービス(YINS-CNS) から

本学では、学生へのお知らせ、休講、時間割変更、各種行事案内等の連絡はすべてキャンパス・ネットワーキング・サービス (YINS-CNS) により伝達しますので、必ず、毎日 YINS-CNS を見る習慣をつけてください。YINS-CNS を見ていなかっただけに、授業の履修や成績、経済的なことなどに関して不利益が生じた場合も、すべて学生個人の責任となります。

YINS-CNS は、情報処理教室、学内オープンスペース端末及びインターネットに接続されたパソコン等から見ることができます。

YINS-CNS <https://cns.yamanashi.ac.jp/>

2 学期について

- ① 1年は前期と後期の2つに分かれています。

前期：4月1日～9月30日 後期：10月1日～3月31日

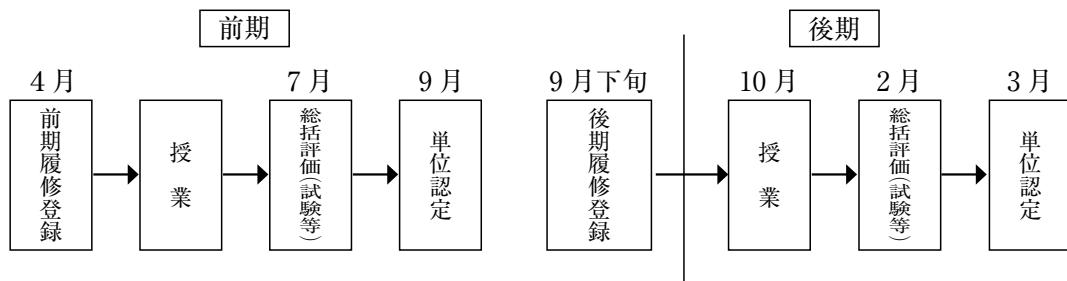
- ② 授業は、学期ごとに完結し、各学期末に総括評価(試験等)を実施し、成績評価及び単位認定を行います。

(ただし、医学部の専門科目は、通年の授業科目があるため、授業担当教員の定めた日程により試験等を実施します。)

- ③ 授業は学期ごとに、原則15週(総括評価(試験等)を含む。)行います。

- ④ 履修登録は、年2回、4月初旬と9月下旬に行います。

- ⑤ 1年間のながれ



3 単位について

卒業するためには、所定の修業年限を満たすとともに、以下の定められた時間を学修し、試験等に合格して得られる単位数が学部・課程・学科の定めた単位数を満たす必要があります。

授業の時間数と単位数については、次のとおり定められています。

- ① 講義・演習……………15時間から30時間の授業で1単位
- ② 実験・実習・実技……………30時間から45時間の授業で1単位

さらに、学修の時間数と単位数については、大学設置基準第21条及び本学の学則第24条において、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、授業時間外に必要な学修等を考慮して定めています。

具体的には、1単位を修得するためには

- ① 講義・演習科目……………15時間の授業 + 30時間の授業時間外学修
- ② クラス実習……………30時間の授業 + 15時間の授業時間外学修
- ③ 実験・実習・実技科目……………30時間の授業 + 15時間の授業時間外学修

が要求されることになります。これらのこと理解し、しっかり勉学に励んでください。

4 授業に関する基本事項

(1) 授業時間

時限	時間
I	9:00~10:30
II	10:40~12:10
	(昼休み)
III	13:10~14:40
IV	14:50~16:20
V	16:30~18:00
VI	18:10~19:40

(注) 上記によらない特別の时限の时间は授業时间割表に掲載。

(2) 授業時間割表

授業時間割表は、学部、学科、課程（コース）ごとに作成し、各年度はじめのガイダンス時に配付します。

(3) シラバス

各授業科目の目的、概要、授業方法、成績評価の方法、教科書、授業計画についての情報は、本学のホームページに「電子シラバス」として掲載されていますので各自で確認の上、授業を申告・履修してください。 電子シラバス <http://syllabus.yamanashi.ac.jp/>

(4) 欠席の取扱い

○ 全学共通教育科目の授業・総括評価（試験等）における欠席の取扱い

① 授業の欠席

学生は別表の左欄に掲げる理由により授業を欠席する場合は、同表右欄に掲げる所定の手続きを行ってください。これにより、欠席した日数は授業の開講日数（分母）にカウントされません。

ただし、授業担当教員が、受講生の欠席の期間が長期に渡るため当該授業科目の履修が不可能と判断したときは、この限りではありません。

② 試験の欠席

受験資格を有している学生が別表左欄に掲げる理由により試験を欠席する場合は、別表右欄に掲げる所定の手続きを行ってください。これにより、代替の試験又はレポート等による結果、あるいは出席状況等による評価を行い、これをもって試験に代えることがあります。授業担当教員から試験の取り扱いに関する指示を受けてください。

別表

欠席理由	所定の手続
病気（学校保健安全法第19条による出席停止の措置が必要な感染症を除く）、けが	授業担当教員あて、所定の欠席届に医師の診断書（コピーでも可）を添付して提出（代理の者の提出可）
親族（父母、兄弟姉妹、祖父母）の葬儀	授業担当教員あて、所定の欠席届に訃報のコピー等を添付して提出
災害又は公共交通機関の途絶	授業担当教員あて、所定の欠席届に災害等の発生を証明する書類（駅発行の遅延証明書や新聞のコピー等）を添付して提出
集中講義、大学の授業科目として行われる実習（教育実習、介護実習、学外での調査・見学等）（＊1）	授業担当教員あて、所定の欠席届に講座主任若しくは指導教員又は当該集中講義等担当教員の署名捺印を受けたものを提出
課外活動（＊2） (公式戦等に出場する場合、又は大学の行事に参加する場合等) 1 公式戦等 (1) 本学又は部局等が構成員である組織において実施されるスポーツ大会等に参加する場合 例) 関東甲信越大学体育大会 東日本医科学生総合体育大会 全日本医科学生総合体育大会 (2) 国又は地方公共団体等からの依頼によりスポーツ大会等に参加する場合 例) 国民体育大会 オリンピック 2 各種コンクール等 3 大学行事 (1) 学年暦における行事において、何らかの役割を持って参加する場合 例) 大学祭実行委員会委員の大学祭準備 (2) その他、大学又は学部が主催する行事等に、何らかの役割を持って参加する場合	授業担当教員あて、所定の欠席届に顧問教員又は副学長の承認書（コピーで可）を添付して提出 (公式戦等、大学行事において左記の（例）以外及び各種コンクール等で判断がつかない場合は、教学支援部教務課に相談すること。)
その他就職活動等授業担当教員が相当と認める理由（＊3）	授業担当教員あて、所定の欠席届に欠席理由を証明する書類を添付して提出
感染症（学校保健安全法第19条による出席停止の措置が必要な感染症）	「登校許可証明書」を保健管理センター（甲府）または医学域学務課（医学部）へ提出 様式のダウンロードと詳細は保健管理センターホームページを確認のこと

（＊1）教育実習には、任意に行う教育実習も含まれる。

（＊2）上記表中課外活動において、集中講義、学外での実習等は対象外とする。

（＊3）就職活動による授業の欠席は認められません。ただし、試験等については、卒業予定年次に当たる者で、当該科目の単位が卒業に不可欠であり、かつ、採用試験・面接等の日程を明示する当該企業等からの通知のコピー等就職活動の事実を証明する書類を提出した者に限っては、代替の試験又はレポート等による結果等により総括評価に代えることがあります。

○ 専門科目の授業・総括評価（試験等）における欠席の取扱い

教育学部においては、以下を除き「全学共通教育科目的授業・総括評価（試験等）における欠席の取り扱い」と同様に扱います。

欠席理由が集中講義による欠席は、相当な理由によるものとは認められません。

医学部においては、学生が相当な理由により授業及び試験等を欠席する場合は、事情を考慮の上、当該学生にとって不利益とならないよう配慮し、当該授業担当教員が判断をします。

工学部においては、学生が相当な理由により授業及び試験等を欠席する場合は、事情を考慮の上、当該学生にとって不利益とならないよう配慮し、当該授業担当教員が判断します。

なお、その場合でも工学部履修規程等は遵守しなければなりません。また、集中講義、学外での実習等においては、課外活動は上記の相当な理由とはならないので注意してください。

欠席の取扱いが考慮される例：

学会発表、全国大会レベル以上の各種競技会出場、公的機関による各種会合への出席

生命環境学部においては、学生が相当な理由により授業及び試験等を欠席する場合は、事情を考慮の上、当該学生にとって不利益とならないよう配慮し、当該授業担当教員が判断をします。

(5) 気象警報・特別警報及び公共交通機関途絶に伴う授業等の措置について

① 気象警報

山梨県下に気象警報（暴風、洪水、大雨、大雪、暴風雪）又は特別警報が発令された際、学生の登校、下校に際し危険を回避するため休講措置を講じる場合には、安否確認メール等によりこの旨をお知らせします。

また、試験等が中止された場合には、当該日の試験等の日程を速やかに決定し、お知らせします。

② 公共交通機関途絶

公共交通機関の途絶により、授業（試験等を含む）に欠席または遅刻した学生は、その旨を授業担当教員に届け出てください。授業担当教員が、当該学生の不利益にならないよう配慮します。

5 履修申告について

各学期の授業を受講するためには、決められた申告期間、申告場所において履修申告の手続きを行わなければなりません。この手続きを行わないとたとえ授業に出席しても総括評価（試験等）を受けることはできず、当然単位を修得することもできません。学生にとって、最も重要な手続きです。

各学部の履修規程等の中にも手続きが定められていますので必ず確認してください。

履修申告の期間、申告場所等については、その都度、YINS-CNS 等によりお知らせします。

6 総括評価（試験等）について

(1) 実施時期

総括評価（試験等）は、原則として前期・後期の各学期の最終週に実施します。

（ただし、医学部の専門科目については、授業担当教員の定めた日程により試験等を実施します。）

(2) 受験資格

総括評価（試験等）は、当該授業科目の授業に3分の2以上出席していなければ受けることができません。

(3) 総括評価（試験等）における不正行為の取扱い

総括評価（試験等）の不正行為については、停学のほか、当該学期の履修科目が無効となる処分などが講じられます。

従って、卒業に必要な単位が不足するため、卒業は延期されることになります。

7 成績について

(1) 成績評価

授業科目の成績評価は、原則として総括評価（試験等）の結果によりますが、それぞれの授業科目により複数回行われる試験、出席状況、レポートなどを総合的に評価します。

評価の方法、基準については、シラバスに掲載されていますので確認してください。

(2) 本人への成績通知

各学期はじめのガイダンス時に「修得単位通知書」により通知します。

なお、ガイダンスの実施日、実施場所及び後期のガイダンスを行わない場合の配付方法等については、その都度YINS-CNSによりお知らせします。

(3) 答案用紙・レポートの返却

総括評価（試験等）終了後、各自の答案用紙、レポートを返却します。

返却期間、返却場所等については、その都度YINS-CNSによりお知らせします。

ただし、医学部の専門科目については、授業担当教員が答案用紙及びレポートを保管し、原則として学生には返却しません。

(4) 異議申し立て

通知された成績について、返却された答案用紙及びレポート等を確認した上で、異議がある場合は、異議申立期間中に教務課へ申し出ることができます。

異議申立期間は、その都度YINS-CNSによりお知らせします。

ただし、医学部の専門科目の成績について異議がある場合は、隨時、授業担当教員に申し出てください。（異議申立期間は設定しません。）

(5) 保護者への成績通知

学生への充実した修学指導の一環として、大学が保護者と連携して学生への指導助言を行うため、各学年の前期は9月、後期は3月に、当該期までの修学状況（「修得単位通知書」）を保護者あてに郵送します。ただし、医学部2年次生以上については通年の授業科目となるため、翌年度の5月に、前年度までの修学状況を保護者あてに郵送します。

保護者または学生が「修得単位通知書」の送付を希望しない場合は、「保護者への修得単位通知書送付辞退届」を教務課又は医学域学務課の各窓口に提出してください。詳細については、YINS-CNSによりお知らせします。

8 単位互換について

本学では、教育課程の充実及び学生の幅広い視野の育成と学習意欲の活性化を目的として、以下の大学等と単位互換協定を結んでいます。

単位互換とは、単位互換協定を結んだ大学等の授業科目を履修し、そこで修得した単位を、本学の単位として認定するものです。

- (1) 大学コンソーシアムやまなし
- (2) 放送大学
- (3) イースタンケンタッキー大学
- (4) シドニー工科大学
- (5) ドレスデン工科大学
- (6) オックスフォード・ブルックス大学
- (7) コンケン大学

なお、履修できる授業科目及び募集等詳細については、大学ホームページ、YINS-CNS などによりお知らせします。

II 沿革

1 山梨大学の沿革

平成 14 年 10 月	旧・山梨大学と旧・山梨医科大学を統合し、山梨大学が開学
平成 15 年 4 月	大学院医学工学総合研究部・医学工学総合教育部設置 留学生センター設置
平成 16 年 4 月	国立大学法人山梨大学 発足
平成 17 年 4 月	大学教育研究開発センター設置
平成 19 年 4 月	キャリアセンター設置
平成 20 年 4 月	燃料電池ナノ材料研究センター設置
平成 22 年 4 月	教職大学院（教育実践創成専攻）設置
平成 24 年 4 月	生命環境学部設置 教育人間科学部、工学部改組
平成 26 年 4 月	教育国際化推進機構設置 大学教育センター、教養教育センター及び国際交流センター設置
平成 26 年 8 月	発生工学研究センター設置
平成 26 年 10 月	大学院総合研究部設置、COC 推進センター設置
平成 27 年 12 月	地域未来創造センター設置
平成 28 年 4 月	大学院医工農学総合教育部設置 教育人間科学部を教育学部に改組
平成 28 年 7 月	アドミッションセンター設置

2 旧・山梨大学の沿革

昭和 24 年 5 月	学芸学部及び工学部の 2 学部で山梨大学設置
昭和 32 年 4 月	工学専攻科設置
昭和 40 年 4 月	大学院工学研究科修士課程設置
昭和 41 年 4 月	学芸学部を教育学部に改称
昭和 42 年 4 月	教育専攻科設置
昭和 44 年 4 月	保健管理センター設置
平成 2 年 6 月	地域共同開発研究センター設置
平成 4 年 4 月	大学院工学研究科博士課程設置
平成 7 年 4 月	大学院教育学研究科修士課程設置
平成 7 年 4 月	機器分析センター設置
平成 9 年 4 月	総合情報処理センター設置
平成 10 年 4 月	教育学部を教育人間科学部に改組
平成 13 年 4 月	クリーンエネルギー研究センター設置

3 旧・山梨医科大学の沿革

昭和 53 年 10 月	山梨医科大学開学
昭和 55 年 4 月	学生受け入れ開始
昭和 58 年 4 月	医学部附属病院開設
昭和 61 年 4 月	大学院医学研究科博士課程設置
平成 2 年 6 月	医学部附属実験実習機器センター設置
平成 4 年 4 月	医学部附属動物実験施設設置
平成 7 年 4 月	医学部看護学科設置
平成 10 年 4 月	保健管理センター設置
平成 11 年 4 月	大学院医学系研究科（修士課程）看護学専攻設置
平成 14 年 4 月	総合分析実験センター設置

III 組織

1 学部

(1) 教育学部

学部	課程・コース	備考
教育学部	学校教育課程	幼小発達教育コース
		障害児教育コース
		言語教育コース
		生活社会教育コース
		科学教育コース
		芸術身体教育コース

(2) 医学部

学部	学科	備考
医学部	医学科	
	看護学科	

(3) 工学部

学部	学科	備考
工学部	機械工学科	
	電気電子工学科	
	コンピュータ理工学科	
	情報メカトロニクス工学科	
	土木環境工学科	
	応用化学科	
	先端材料理工学科	

(4) 生命環境学部

学部	学科	備考
生命環境学部	生命工学科	
	地域食物科学科	
	環境科学科	
	地域社会システム学科	

2 大 学 院

研究科・教育部名	課 程	専 攻 名
教育学研究科	修 士 課 程	教 育 支 援 科 学 専 攻
		教 科 教 育 専 攻
	教職大学院の課程	教 育 実 践 創 成 専 攻
医工農学総合教育部	修 士 課 程	生 命 医 科 学 専 攻
		看 護 学 専 攻
		機 械 工 学 コ ー ス
		電 気 電 子 工 学 コ ー ス
		コンピュータ理工学コース
		メカトロニクス工学コース
		土 木 環 境 工 学 コ ー ス
		応 用 化 学 コ ー ス
		先 端 材 料 理 工 学 コ ー ス
		流 域 環 境 科 学 特 別 教 育 プ ロ グ ラ ム
	生命環境学専攻	グ リ ー ン エ ネ ル ギ ー 変 換 工 学 特 別 教 育 プ ロ グ ラ ム
		バ イ オ サ イ エ エ ヌ コ ー ス
		食 物 ・ ワ イ ン 科 学 コ ー ス
	4 年 博 士 課 程	地 域 環 境 マ ネ ジ メ ン ト コ ー ス
		先 進 医 療 科 学 専 攻
		生 体 制 御 学 専 攻
		ヒ ュ ー マ ン ヘ ル ス ケ ア 学 専 攻
		人 間 環 境 医 工 学 専 攻
		機 能 材 料 シ ス テ ム 工 学 専 攻
3 年 博 士 課 程	4 年 博 士 課 程	情 報 機 能 シ ス テ ム 工 学 専 攻
		環 境 社 会 創 生 工 学 専 攻
		グ リ ー ン エ ネ ル ギ ー 変 換 工 学 特 別 教 育 プ ロ グ ラ ム

3 専 攻 科

専 攻 科 名	専 攻 名	備 考
特別支援教育特別専攻科	障 害 児 教 育 専 攻	

4 学部等附属の園学校及び研究施設

学 部	園 学 校 及 び 研 究 施 設
教 育 学 部	幼 稚 園 小 学 校 中 学 校 特 别 支 援 学 校 教 育 実 践 総 合 セ ン タ ー
工 学 部	も の づ く り 教 育 実 践 セ ン タ ー
生 命 環 境 学 部	農 庺
総 合 研 究 部	ワ イ ン 科 学 研 究 セ ン タ ー クリスタル科学研究センター 国際流域環境研究センター 出生コホート研究センター

5 学生の定員 (平成 29 年度)

(単位：人)

区分		入学定員	収容定員	
教育学部	学校教育課程	幼小発達教育コース	20	
		障害児教育コース	20	
		言語教育コース	15	
		生活社会教育コース	22	
		科学教育コース	28	
		芸術身体教育コース	20	
	計	125	500	
医学部	医学科	125	750	
	看護学科	60 (10)	240 (20)	
工学部	計	185 (10)	990 (20)	
	機械工学科	55 (10)	220 (20)	
	電気電子工学科	55 (5)	220 (10)	
	コンピュータ理工学科	55 (5)	220 (10)	
	情報メカトロニクス工学科	55	220	
	土木環境工学科	55	220	
	応用化学工学科	55	220	
生命環境学部	先端材料理工学科	35	140	
	計	365 (20)	1,460 (40)	
	生命工学科	35	140	
	地域食物科学科	37	148	
	環境科学科	30	120	
教育学研究科	地域社会システム学科	48	192	
	計	150	600	
	修士課程 教育支援科学専攻	6	12	
	修士課程 教科教育専攻	22	44	
	計	28	56	
医工農学総合教育部	教職大学院の課程 教育実践創成専攻	14	28	
	計	42	84	
	修士課程	生命医学専攻	10	
		看護学専攻	14	
		機械工学科	[23]	
		電気電子工学科	[23]	
		コンピュータ理工学科	[23]	
		メカトロニクス工学科	[23]	
		土木環境工学科	[15]	
		応用化学工学科	[26]	
		先端材料理工学科	[23]	
		流域環境科学特別教育プログラム	[10]	
		グリーンエネルギー変換工学科特別教育プログラム	[15]	
	生命環境学専攻	バイオサイエンスコース		
		食物・ワイン科学コース	45	
		地域環境マネジメントコース	90	
	計	250	500	
	4年博士課程	先進医療科学専攻	17	
		生体制御学専攻	10	
		計	27	
	3年博士課程	ヒューマンヘルスケア学専攻	4	
		人間環境医工学専攻	16	
		機能材料システム工学専攻	10	
		情報機能システム工学専攻	9	
		環境社会創生工学専攻	10	
		グリーンエネルギー変換工学科特別教育プログラム	((10))	
		計	49	
	計	326	755	
専攻科	特別支援教育特別専攻科	Aコース	30 [25]	
		Bコース	[5]	
合		計	1,223 (30)	
			4,419 (60)	

注 1. () は、編入学定員(外数)を示す。

2. [] は、募集人員(内数)を示す。

3. 医工農学総合教育部博士課程グリーンエネルギー変換工学科特別教育プログラムの入学定員欄 ((10)) は、機能材料システム工学専攻、情報機能システム工学専攻の入学定員から各 5 人を充当して募集します。

IV 学則・諸規程

1 山梨大学学則

制 定 平成 16 年 4 月 1 日
最終改正 平成 28 年 5 月 31 日

第1節 総 則

(目的及び使命)

第1条 山梨大学（以下「本学」という。）は、学術文化を担う開かれた教育研究機関として、それぞれの専門領域での教育研究を推進するとともに、広く諸学の融合による学際領域を創造することを目的とし、豊かな教養と専門知識・技術を備え、倫理性、独創性に富み、自主独立の精神を尊ぶ人材を育成することを使命とする。教育と研究はそのいずれかに偏ることなく、大学全体として相互の調和を図る。

本学は地域社会との連携によって地域の知の中核となり、その知の集積を地域をこえて世界に発信し、国際社会に貢献する。

(学部等)

第2条 本学に、次の学部及び課程・学科を置く。

教育学部	学校教育課程
医学部	医学科
	看護学科
工学部	機械工学科
	電気電子工学科
	コンピュータ理工学科
	情報メカトロニクス工学科
	土木環境工学科
	応用化学科
	先端材料理工学科
生命環境学部	生命工学科
	地域食物科学科
	環境科学科
	地域社会システム学科

2 前項の各学部に置く課程・学科の入学定員、編入学定員及び収容定員は、別表第1のとおりとする。

3 大学設置基準第2条の規定に基づく、第1項の各学部、各課程、各学科ごとの人材養成上の目的、及び教育目標は、別表第2のとおりとする。

4 学部に置く科目等については、別に定める。

5 本条に定めるもののほか、学部に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 学年、学期及び休業日

(学年)

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第4条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第5条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) 開学記念日（10月1日）

2 春季休業、夏季休業及び冬季休業については、別に定める。

3 臨時の休業日については、その都度定める。

第3節 入学

(入学の時期)

第6条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第7条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に終了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学出願の手続)

第8条 入学志願者は、所定の手続により、願い出なければならない。

(入学者の選考)

第9条 入学志願者については、選考の上、当該学部教授会の意見を聴いて、学長が合格者を決定する。

2 入学者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第10条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、入学誓約書その他指定の書類を提出するとともに、入学料を納入しなければならない。ただし、入学料の免除及び徴収猶予を願い出た者の入学料の納入については、この限りでない。

2 学長は、前項の入学手続を終えた者に対し、入学を許可する。

(再入学)

第11条 本学を退学し、又は本学から除籍された者が再入学を願い出たときは、選考の上、入学を許可することがある。ただし、懲戒による退学者の再入学は認めない。

(転入学)

第12条 他の大学から、本学へ転入学を志願する者については、選考の上、入学を許可することがある。
2 前項の規定により、転入学を志願する者は、現に在籍する大学の学長又は学部長の許可証を提出しなければならない。

(編入学)

第13条 本学に編入学を志願する者（次条に規定する者を除く。）については、選考の上、入学を許可することがある。

2 編入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学卒業者
- (2) 短期大学卒業者
- (3) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (4) 高等専門学校卒業者
- (5) 高等学校等の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第7条に規定する入学資格を有する者に限る。）
- (7) その他本学において、これらと同等以上の学力があると認められた者

3 前項各号に掲げる者のほか、医学進学課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者の編入学については、医学部が別に定める。

(医学部看護学科への編入学)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者で、医学部看護学科への編入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、入学を許可する。

- (1) 短期大学（看護系）を卒業した者
- (2) 大学（看護系）に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (3) 高等学校等の専攻科（看護系）の課程（修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
- (4) 専修学校（看護系）の専門課程（修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（いずれも学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

第15条 削除

(入学前の既修得単位等の取扱)

第16条 第11条から前条までの規定により入学を許可された者の入学前の修得単位の取扱い及び修学すべき年数並びに在学年限については、当該学部が定めるものとする。

(転学部、転課程、転学科等)

第17条 本学の学生で、他の学部に転学部を志願する者がある場合は、当該学部教授会の意見を聴いて、相当年次に転学部を許可することがある。

2 学部の学生で、その所属する学部の課程、学科及びそれらに設置されるコース・専修から、同一学部の他の課程、学科、コース・専修を志願する者については、当該学部教授会の意見を聴いて、許可することがある。

3 本条に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第18条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科にあっては6年とする。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第19条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に規定する大学入学資格を有する者が、第42条に規定する科目等履修生として一定の単位を修得した後に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数等を勘案して当該学部の定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えることはできない。

(在学年限)

第20条 在学年限は、修業年限の2倍を超えることができない。

2 医学部医学科においては、1年次及び2年次、3年次及び4年次並びに5年次及び6年次の各2学年における在学年数はそれぞれ4年を超えることはできない。

3 医学部看護学科においては、1年次及び2年次並びに3年次及び4年次の各2学年における在学年数はそれぞれ4年を超えることはできない。

第5節 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第21条 教育課程は、本学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設して、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の知識・技能を修得させるとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養できるよう適切に配慮するものとする。

(教育課程及び履修方法)

第22条 教育課程及び履修方法については、山梨大学全学共通教育科目等履修規程及び各学部の定めるところによる。

(授業の方法)

第23条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定める授業の方法により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 卒業に必要な所定の単位数のうち、前項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

4 前項の規定にかかわらず、卒業に必要な所定の単位数が124単位を超える場合において、当該単位数のうち、第1項に規定する授業の方法により64単位以上修得しているときは、第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えることができるものとする。

5 前3項に関し必要な事項は、別に定める。

(1単位当たりの授業時間)

第24条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各学部の定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、各学部の定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、各学部の定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義と実習など二以上の方法の併用により行う場合は、第1号及び第2号の規定を考慮の上、大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定に関わらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(他学部の授業科目の履修)

第25条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第26条 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学等において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第27条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修について、本学の授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位数は、前条第1項及び第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第28条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に次の各号のいずれかに該当する単位を有する場合において、その単位を本学入学後の本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(1) 大学又は短期大学（外国の大学及び短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位

(2) 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に規定する科目等履修生として修得した単位

2 本学が教育上有益と認められるときは、学生が本学入学前に行った前条第1項に規定する学修について、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第26条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の授与)

第29条 一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の審査（以下「試験等」という。）の上、単位を与えるものとする。

2 試験等及び単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 教育職員免許状

(教育職員免許の取得)

第30条 学生が、教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする場合は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学部の学科又は課程において前項の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第3のとおりとする。

第7節 留学、休学、復学、転学、退学及び除籍

(留学)

第31条 学生が、第26条第2項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学において修学しようとするときは、所定の手続を経て留学することができる。

2 前項の規定により留学した期間は、第18条に規定する修学年限及び第20条に規定する在学年限の期間に算入する。

(休学)

第32条 学生が、病気その他特別の理由により2か月以上修学することができないときは、所定の手続を経て、休学することができる。

2 病気等の理由により修学することが適当でないと認める学生に対しては、学長は、期間を定めて休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第33条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、通算3年（医学部医学科にあっては4年）まで休学を許可することがある。

2 休学した期間は、第18条に規定する修業年限及び第20条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第34条 学生が休学期間にその理由が消滅し、復学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出、復学することができる。

(転学)

第35条 学生が他の大学に転学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第36条 学生が退学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出、学長の許可を受けなければならない。

2 学生が、学業成績不振により成業の見込みがないと認められたときには、所属学部教授会の意見を聴いて、学長は退学を命ずることができる。

(除籍)

第37条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、所定の手続を経て、学長は当該学生を除籍する。

- (1) 第20条の期間在学してなお所定の単位を修得しない者
- (2) 第33条第1項の期間を超えてなお復学できない者
- (3) 入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者のうち、不許可になった者又は半額免除が許可になつた者及び徴収猶予が許可された者で、所定の期日までに入学料を納入しない者
- (4) 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (5) 長期間にわたり行方不明の者

第8節 卒業及び学位

(卒業及び学位)

第38条 第18条に規定する期間（第16条の規定により在学すべき年数を定められた者については、当該年数）以上在学し、卒業要件単位を修得した者については、所属学部教授会の意見を聴いて、学長が卒

業を認定し、学士の学位を授与する。

2 学士の学位に附記する専攻分野の名称は、別に定める。

第9節 賞 罰

(表彰)

第39条 学生として表彰に値する行為があった場合は、学長が表彰することがある。

(懲戒)

第40条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、所属学部教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みのないと認められる者
- (2) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間は、第18条に規定する修業年限には算入せず、第20条に規定する在学年限には算入する。

第10節 研究生等

(研究生)

第41条 本学において特定の事項について研究することを志願する者に対しては、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第42条 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願する者に対しては、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第43条 他の大学又は短期大学（外国の大学及び短期大学を含む。）の学生で、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者に対しては、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第44条 外国人で、学部学生、研究生、科目等履修生又は特別聴講学生として本学に入学を志願する者に対しては、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第11節 その他

(検定料、入学料及び授業料)

第45条 本学の検定料、入学料及び授業料に関する規程は、別に定める。

(寄宿舎)

第46条 学生は、希望により本学の寄宿舎に入舎することができる。

2 寄宿舎に関し必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第47条 本学に公開講座を設けることがある。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第48条 この学則の改正については、教育研究評議会において、出席した委員の過半数の賛成を必要とする。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 山梨大学学則（昭和28年12月11日制定）、山梨医科大学学則（昭和55年3月29日制定）及び山梨大学学則（平成14年10月1日制定）は、廃止する。
- 3 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第17条の規定に基づき、山梨大学及び山梨医科大学を卒業するために必要であった教育課程の履修を本学において行う者に係る教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第117号）第2条の規定による廃止前の国立大学設置法（昭和24年法律第150号）第3条に基づき設置された山梨大学に設置された工学部物質・生命工学科は、平成16年3月31日に同学科に在学する者が在学しなくなるまでの間存続するものとみなし、この間、同学科の教育課程は存続するものとする。
- 5 前項の規定により存続する工学部物質・生命工学科の教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、別に定める。
- 6 附則第4項の規定により存続するものとみなす工学部物質・生命工学科の収容定員は、別表第1にかかわらず、平成16年度から平成18年度までは次のとおりとする。

学 部・学 科	収 容 定 員		
工学部物質・生命工学科	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	270人	180人	90人

7 附則第4項の規定により存続するものとみなす工学部物質・生命工学科において、教育職員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第2にかかわらず、次のとおりとする。

学 部・学 科	教員免許状の種類及び免許教科	
工学部物質・生命工学科	高等学校教諭 一種免許状	工 業

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年1月23日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	収 容 定 員					
医学部 医学科	平成20年度 ～平成29年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 ～平成29年度
	110	610	620	630	640	650	660

附 則

- この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 2 条第 2 項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	収容定員					
		平成 21 年度 ～平成 29 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
医学部 医学科	120	630	650	670	690	710	720

附 則

- この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 2 条第 2 項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。なお、平成 30 年度以降の入学定員及び収容定員は、追って定めるものとする。

学部・学科	入学定員	収容定員					
		平成 22 年度 ～平成 29 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
医学部 医学科	125	655	680	705	730	745	750

附 則

この規則は、平成 22 年 7 月 21 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 前項の規定にかかわらず、施行日前に設置されている教育人間科学部国際共生社会課程及びソフトサイエンス課程並びに工学部機械システム工学科、電気電子システム工学科、コンピュータ・メディア工学科、土木環境工学科、応用化学科、生命工学科、循環システム工学科及び当該教育課程は、施行日前に在学する者（以下「在学者」という。）並びに平成 24 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 前項の規定により存続する教育人間科学部の各課程及び工学部の各学科の収容定員は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(単位：人)

学 部	学科又は課程	収容定員		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
教育人間科学部	国際共生社会課程	120	80	40
	ソフトサイエンス課程	120	80	40
工 学 部	機械システム工学科	290	200	100
	電気電子システム工学科	220	150	75
	コンピュータ・メディア工学科	235	160	80
	土木環境工学科	225	150	75
	応用化学科	150	100	50
	生命工学科	105	70	35
	循環システム工学科	135	90	45

4 附則第2項の規定により存続する教育人間科学部の各課程及び工学部の各学科において、教育職員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、第30条第2項の規定に関わらず、次のとおりとする。

学 部	学科又は課程		教員免許状の種類及び免許教科又は領域
教育人間科学部	国際共生社会課程	共生社会コース	高等學校教諭 一種免許状
工 学 部	機 械 シ ス テ ム 工 学 科		高等學校教諭 一種免許状
	電 気 電 子 シ ス テ ム 工 学 科		
	土 木 環 境 工 学 科		
	応 用 化 学 科		
	生 命 工 学 科		
	循 環 シ ス テ ム 工 学 科		
コンピュータ・メディア工学科			情報

5 生命環境学部の収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(単位:人)

学 部	学 科	収 容 定 員		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生命環境学部	生 命 工 学 科	35	70	105
	地 域 食 物 科 学 科	30	60	90
	環 境 科 学 科	30	60	90
	地 域 社 会 シ ス テ ム 学 科	35	70	105
	合 計	130	260	390

附 則

この規則は、平成25年7月31日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行し、第2条及び第30条については、平成26年12月24日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、施行日前に設置されている教育人間科学部学校教育課程及び生涯学習課程は、施行日前に在学する者（以下「在学者」という。）並びに平成28年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 前項の規定により存続する教育人間科学部学校教育課程及び生涯学習課程の収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(単位:人)

学 部	課 程	収 容 定 員		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
教 育 人 間 科 学 部	学 校 教 育 課 程	375	250	125
	生 涯 学 習 課 程	60	40	20

4 生命環境学部の収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(単位:人)

学 部	学 科	収 容 定 員		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
生命 環境 学部	生 命 工 学 科	140	140	140
	地 域 食 物 科 学 科	127	134	141
	環 境 科 学 科	120	120	120
	地 域 社 会 シ ス テ ム 学 科	153	166	179
	合 計	540	560	580

附 則

この規則は、平成 28 年 5 月 31 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

別表第1（第2条第2項関係）

(単位：人)

学 部	学科又は課程	入学定員	編入学定員	収容定員
教 育 学 部	学 校 教 育 課 程	125		500
	計	125		500
医 学 部	医 学 科	105		630
	看 護 学 科	60	10	260
	計	165	10	890
工 学 部	機 械 工 学 科	55	10	240
	電 気 電 子 工 学 科	55	5	230
	コンピュータ理工学科	55	5	230
	情報メカトロニクス工学科	55		220
	土木環境工学科	55		220
	応用化学科	55		220
	先端材料理工学科	35		140
	計	365	20	1,500
生命環境学部	生 命 工 学 科	35		140
	地 域 食 物 科 学 科	37		148
	環 境 科 学 科	30		120
	地 域 社 会 シ ス テ ム 学 科	48		192
	計	150		600
合 計		805	30	3,490

別表第2（第2条第3項関係）

学 部	人材養成上の目的	教 育 目 標
教育学部	人間と文化・社会に関する幅広い視野と教養をもち、人間の生涯発達と学習についての専門的な知識を備え、豊かな人間生活の構築に寄与する人材の養成	人間の生涯発達を視野に収め、教育に対する情熱と課題を解決する高い実践力を備え、豊かな人間生活の構築に寄与する教育人の養成を目指します。
医学部	深い人間愛と広い視野を持ち、医の倫理を身に付け、科学的根拠に基づいた医学的知識、技術を備え、地域医療や国際医療に貢献できる医療人や国際的に活躍できる優れた研究者の養成	病める人の苦痛を自らの苦痛と感じることができ、生涯にわたって医学的知識、技術の修得に努め、地域社会・国際社会の保健医療・福祉に貢献する人材及び疾患の原因解明や治療法の開発に寄与できる研究者の養成を目指します。
工学部	広い教養と深い専門知識を身につけ、豊かな想像力と優れた判断力を備えた、将来を担う工学系技術者の養成	基礎的・専門的学力、論理的な表現力やコミュニケーション能力を修得するとともに、工学技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び技術者が社会に負っている責任を理解し、科学的知見と技術を総合して社会的課題を解決する能力、すなわちエンジニアリングデザイン能力を身につけ、未来世代を思いやることのできる人材の養成を目指します。
生命環境学部	自然と社会の共生科学に基づき、広い視野と深い専門知識を身につけ、持続可能な地域社会の繁栄を担う人材の養成	生命科学・食物生産・環境科学・社会科学に関する実践教育により、広範な知識を統合し、問題を発見し解決する能力を身につけ、自然と社会の共生科学の観点から持続可能で豊かな地域社会を実現できる人材の養成を目指します。

学科、課程	人材養成上の目的	教育目標
学校教育課程	子どもの発達と教育の道筋を学び、新しい時代の教育文化と学校教育を担い切り拓く人材の養成	人間の生涯発達・生涯学習のなかで学校教育の課題を捉え、教育文化・教科の広がりを見通すことのできる豊かな教養を基盤に、 ① 子どもの発達と教育の過程を長期スパンで把握するとともに、個々の内面と可能性を深く洞察することができ、 ② 学校教育の特定の教科、あるいは幼小連携、特別支援、学校運営といった特定の課題に関して、得意分野を持ち、 ③ 教室の内外における実践活動を計画・実行し、その結果を評価・省察して、次の教育活動に活かすことのできる、実践的指導力の高い教育者の養成を目指します。
医学科	現代医療・医学を担う、優れた臨床医・医学研究者の養成	幅広い知識と高度な技能の獲得とともに、人格の涵養にも重点を置いた教育プログラムを実施し、21世紀の医療を担う優れた医師及び医学研究者の養成を目指します。
看護学科	深い人間愛と広い視野を持つ、人間性豊かな看護専門職の養成	社会的ニーズを的確に捉え、急速に進展する保健・医療・福祉の動向にも目を向けつつ、創造と実践による教育・研究を行い、質の高い看護サービスを提供できる優れた看護専門職と、将来指導的立場で活躍できる人材の養成を目指します。
機械工学科	動力エネルギー、航空宇宙、自動車、医療・福祉などの先端技術とスキルを学び、次世代の『ものづくり』にチャレンジする技術者の養成	機械工学の基盤知識やものづくり技術を学ぶ多様な科目に加え、航空宇宙、自動車、医療・福祉、動力エネルギー、ロボット等の先端技術を修得する教育・研究の場を提供します。これにより、 ① 大学で学んだ機械工学の知識を多様なものづくりの場で活用でき、 ② 社会が求める課題を感知し、チームを組織して計画的にそれを解決でき、 ③ 国際的な視野で情報を収集・評価し、問題解決のためにそれを応用できる能力を備えた、次世代のものづくり技術者の養成を目指します。
電気電子工学科	太陽電池、電子ペーパー、光インターネット、電気自動車、量子コンピュータなど未来につながる新しい電子材料・素子・機器をデザインできる人材の養成	クリーンな発電技術として注目されている太陽光発電、スマートフォンやタブレットなどの身近なIT機器に組み込まれている大規模集積回路、インターネットのような全世界をまたぐ高速・大容量通信システムなど、電気電子工学が生み出す様々な最先端の材料、素子、機器は人々の生活を便利で快適にするだけでなく、時には未来のあり方を大きく変える力を持っています。電子材料から情報通信まで電気電子工学分野の幅広い知識・技術を身につけると共に、最先端の研究開発に挑戦する

		実践力を備えた技術者の養成を目指します。
コンピュータ理工学科	現代社会の中核を支える情報科学技術を駆使して、未来の情報化社会の創造に挑戦できる人材の養成	次世代 WEB サービスの設計開発や最先端マルチメディア処理システムの開発、情報ネットワークシステムの開発・運用などができる技術者、並びに感性情報や高次知性、組込みシステムなど、次世代の高度情報化社会を支える科学と技術を修得した技術者の養成を目指します。
情報メカトロニクス工学科	機械、電気、情報という複数の学問領域を横断的に学び、技術統合されたシステム（ロボットなど）を構築できる人材の養成	産業・民生用ロボットなどの電子機械製品では、センサーやモータからなる部品をソフトウェアで制御して高度な機能を実現しています。これらの設計・開発には、機械の知識（構造の力学的理解）、電気の知識（センサー・回路の理解）、情報の知識（制御ソフトウェアの理解）が不可欠です。この製品の開発に携わる技術者、すなわち機械・電気・情報の融合知識・技術である情報メカトロニクス学を利用・活用できる技術者の養成を目指します。
土木環境工学科	環境と調和した社会基盤の整備・管理、災害に強い安全な国・地域づくり、快適で環境に配慮したまちづくり、生活環境の充実、自然環境の保全など、持続可能な社会を網羅的・意欲的に構築できる人材の養成	技術者の知的基盤となる数学・物理学・化学・生物学の基礎、および、土木環境工学の幅広い素養を身につけると共に、「技術者倫理等を含む土木環境技術者としての責務の自覚」、「問題解析・分析能力、学習および問題解決能力、問題把握と知識応用能力、計画立案・管理・実行能力、目標達成能力および各種制約条件の下で仕事を遂行する能力」、ならびに、「論理的な表現・伝達能力」を兼ね備えた実践的技術者の養成を目指します。
応用化学科	低環境負荷社会を実現するために、化学の力で未来を創る専門知識と問題解決力を備え、研究・開発の場で活躍できる人材の養成	応用化学は、有機・高分子機能材料・セラミックス・半導体材料などの新素材や低環境負荷材料の開発、環境計測技術、クリーンエネルギー関連分野、医療・福祉分野などにおいて重要な役割を担っています。本学科では、学部・修士課程の一貫教育を基本とし、6年間で次世代の新素材、エネルギー、環境などの分野の幅広い素養を修得すると共に、共同研究開発能力を兼ね備え、人類の福祉と持続的発展可能な社会の構築に貢献できる技術者の養成を目指します。
先端材料理工学科	さらにその先へ、よりよい世界へ、夢の世界をカタチにでき、次世代を担う幅広い知識と能力を備えた材料技術者・科学者の養成	材料科学は、原子・分子レベルの操作で新材料を創り、新たな機能を生み出すことを目的とした、物理学・化学の融合領域です。これなしに希少資源の枯渇、消費エネルギーの増大や環境破壊といった、今私たちが直面する地球規模の問題を解決できません。本学科では、物理、化学、数学の科目をバランス良く配置し理学の要素も含めること、および、講義と実験・演習の組み合わせで習った

		ことがすぐに体験できるようにすることで、将来にわたって、原子、分子を操作して新規材料を創り続け、新機能を模索していくことができる技術者・科学者の養成を目指します。
生命工学科	最先端のバイオテクノロジーで人類の未来を切り拓く人材の養成	生命工学は生物が持つ多様な機能を解明し、それらの応用を目指す学問分野です。生命工学が生み出す先端のバイオテクノロジーは、様々な分野に大きな変革をもたらしています。バイオテクノロジーによって解決すべき課題を自らの力で見いだし、それらの課題を高い創造性をもって解決できる能力を備えた研究者、技術者の養成を目指します。
地域食物科学科	食の美味しさや豊かさを探求し、人類が直面する食料問題の解決を目指す人材の養成	食物科学や農学に関する専門知識・技術を基礎として、果樹・野菜生産や食品製造、資源・環境などの多角的な視点から、人類が直面する食料問題に取り組める人材の養成を目指します。 「ワイン科学特別コース」 教育モデルとして「ワイン科学特別コース」を設置し、ブドウ栽培・ワイン製造を専門に研究する国内唯一の研究機関である「ワイン科学研究センター」の歴史と実績を活かして、専門的なワイン製造技術を教育し、ワイン製造業界で活躍できる人材の養成を目指します。
環境科学科	地球規模での環境問題に向き合い、持続可能な社会の形成に貢献できる人材の養成	生物資源の持続的な生産を支える土壤、水、大気の保全や生物生産の現場と周囲の生態系との調和を通して、自然と共生した豊かで持続可能な社会の形成に貢献できる人材の養成を目指します。
地域社会システム学科	持続可能な社会の繁栄という観点から新たな発展モデルの確立を目指し、社会経営に関わる理論的知識と実践力をバランスよく身につけた人材の養成	社会経営すなわち企業や社会のマネジメントに関する深い経済学、経営学、法律学、政治学の4分野の基礎的知識および、実務能力の基盤となる数理的手法と調査手法を修得するとともに、グローバル系科目やローカル系実習科目を用意し、国際的な視座を獲得することにより、地域の持続的発展に向けて社会を経営する能力を持つ人材の養成を目指します。 「観光政策科学特別コース」 インバウンド型の観光振興を念頭に置いた地域志向型教育を実践し、地域資源の観光への活用、地域資源の保全・保護と景観形成、観光プロモーション、地域の歴史・文化、異文化コミュニケーションなどに関する知識と実践力を身につけ、地域のリーダーとして活躍し、地方創生に寄与する人材の養成を目指します。

別表第3（第30条第2項関係）

学 部	学科又は課程	教員免許状の種類及び免許教科又は領域	
教育学部	学校教育課程	小学校教諭 一種免許状	
		中学校教諭 一種免許状	国語、社会、数学、理科、 音楽、美術、保健体育、 技術、家庭、英語
		高等学校教諭 一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、 理科、音楽、美術、書道、 保健体育、家庭、英語
		特別支援学校教諭 一種免許状	(知的障害者) (肢体不自由者) (病弱者)
		幼稚園教諭 一種免許状	
工 学 部	機 械 工 学 科	高等学校教諭 一種免許状	工業
	電 気 電 子 工 学 科		
	情報メカトロニクス工学科		数学、情報
	土 木 環 境 工 学 科		
	コンピュータ理工学科		理科
生命環境学部	応 用 化 学 科	高等学校教諭 一種免許状	数学、理科
	先 端 材 料 理 工 学 科		
	生 命 工 学 科		理科
	環 境 科 学 科		
	地 域 食 物 科 学 科		農業
	地 域 社 会 シ ス テ ム 学 科		商業

2 山梨大学専攻科細則

制定 平成 29 年 1 月 31 日

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人山梨大学基本規則第34条第2項の規定に基づき、山梨大学特別支援教育特別専攻科（以下「専攻科」という。）について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 専攻科は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力であると認められた者に対して、精深な程度において特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とする。

(組織及び収容定員)

第3条 専攻科に、次の専攻及びコースを置く。

障害児教育専攻

A コース（特別支援学校教諭一種免許状取得コース）

B コース（特別支援学校教諭専修免許状取得コース）

2 専攻科の収容定員は、30人とする。

3 専攻科の基礎となり、その運営にあたる学部は、教育学部（以下「学部」という。）とする。

(修業年限及び在学年限)

第4条 専攻科の修業年限は、1年とする。

2 専攻科には、2年を超えて在学することはできない。

(授業科目及び単位数)

第5条 専攻科で開講する授業科目及び単位数は、別に定める。

(履修方法等)

第6条 学生は、在学期間に前条の授業科目を履修し、Aコースにあっては35単位以上を、Bコースにあっては30単位以上を修得しなければならない。

2 前項の履修の方法は、別に定める。

第6条の2 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則で定める所要の単位を修得しなければならない。

2 専攻科において前項の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次のとおりとする。

障害児教育専攻 A コース 特別支援学校教諭一種免許状（知・肢・病）

障害児教育専攻 B コース 特別支援学校教諭専修免許状（知・肢・病）

(修了証書の授与)

第7条 専攻科に1年以上在学し、第6条第1項に規定する単位を修得した者については、修了証書を授与する。

2 修了証書の様式は、別記様式のとおりとする。

(学年、学期及び休業日)

第8条 学年、学期及び学年中の休業日は、山梨大学学則（以下「学則」という。）で定めるところによる。

(入学時期)

第9条 学生を入学させる時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第10条 障害児教育専攻Aコースに入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有する者とする。ただし、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者は、第4号の適用を受けたものとして

入学資格を有するものと認める。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) その他大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 障害児教育専攻 B コースに入学することのできる者は、特別支援学校教諭の知的障害者に関する教育の領域若しくは肢体不自由者に関する教育の領域の一種免許状を有する者、又は養護学校教諭一種免許状を有する者とする。

(入学出願の手続)

第 11 条 入学志願者は、所定の手続により、願い出なければならない。

(入学者の選考及び入学手続)

第 12 条 入学志願者については、選考の上、学部教授会の意見を聴いて、学長が合格者を決定する。

2 入学者の選考及び入学の手続については、別に定める。

(休学)

第 13 条 学生が病気その他特別の理由により 2 月以上修学することができないときは、所定の手続を経て、休学することができる。

2 病気等の理由により修学することが適当でないと認められる学生に対しては、学長は、期間を定めて休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第 14 条 休学の期間は、1 年以内とする。

2 休学した期間は、第 4 条第 2 項に規定する在学年限及び第 7 条第 1 項に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第 15 条 学生が休学期間にその理由が消滅し、復学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出、復学することができる。

(退学)

第 16 条 学生が退学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 17 条 除籍については、学則の規定を準用する。

(表彰及び懲戒)

第 18 条 表彰及び懲戒については、学則の規定を準用する。

(検定料等)

第 19 条 検定料、入学料及び授業料に関し必要な事項は、別に定める。

(他の規定の準用)

第 20 条 この細則に定めるもののほか、本学の諸規則中学生に関する規定は、専攻科の学生に準用する。

(改正)

第 21 条 この細則の改正については、教育研究評議会において、出席した委員の過半数の賛成を必要とする。

附 則

- 1 この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 山梨大学専攻科規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）は廃止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日以前に山梨大学専攻科に入学し、引き続き在学する者については、従前の例による。

(専攻科・修了)

第 号

修了証書

氏 名
年 月 日生

本学特別支援教育特別専攻科障害児教育
専攻の課程を修了したことを証する

年 月 日

山梨大学長 印

大学印

3 山梨大学学位細則

制定 平成 27 年 11 月 26 日

(趣旨)

第1条 この細則は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号。以下「省令」という。）第 13 条、山梨大学学則（以下「学則」という。）第 38 条第 2 項及び山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 40 条第 5 項の規定に基づき、山梨大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学が授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士（専門職）とする。

2 学士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

教育学部	学士（教育）
医学部	学士（医学）
工学部	学士（看護学）
生命環境学部	学士（工学）
生命環境学部	学士（農学）
生命環境学部	学士（環境科学）
生命環境学部	学士（社会科学）

3 修士の学位に付記する専攻分野等の名称は、次のとおりとする。

教育学研究科修士課程	修士（教育学）
医工農学総合教育部修士課程	
生命医科学専攻	修士（医科学）
看護学専攻	修士（看護学）
工学専攻	修士（工学）
生命環境学専攻	修士（農学）
生命環境学専攻	修士（環境科学）
生命環境学専攻	修士（社会科学）

4 博士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

医工農学総合教育部博士課程	
4 年博士課程	
先進医療科学専攻	博士（医学）
生体制御学専攻	博士（医学）
3 年博士課程	
ヒューマンヘルスケア学専攻	博士（看護学）
人間環境医工学専攻	博士（医科学）
人間環境医工学専攻	博士（工学）
機能材料システム工学専攻	博士（情報科学）
情報機能システム工学専攻	博士（工学）
環境社会創生工学専攻	博士（工学）
グリーンエネルギー変換工学特別教育プログラム	博士（工学）

(学位授与の要件)

- 第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。
- 2 修士の学位は、本学大学院修士課程を修了した者に対し授与する。
- 3 博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に対し授与する。
- 4 教職修士（専門職）の学位は、本学大学院教職大学院の課程を修了した者に対し授与する。
- 5 第3項に定めるもののほか、博士の学位は、本学に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与することができる。

(学位論文の中間審査)

- 第4条 本学大学院博士課程を修了しようとする者が学位論文の審査を申請する場合において、専攻により、学位論文の提出に先立って、別に定める学位論文の中間審査を行うことがある。

(修士課程又は博士課程を修了しようとする者の学位論文の提出)

- 第5条 本学大学院修士課程又は博士課程を修了しようとする者が学位論文の審査を申請する場合は、別に定める期日までに、学位論文審査願に学位論文及び別に定めるその他の申請書類を添え、教育学研究科長又は医工農学総合教育部長に提出するものとする。

(修士課程を修了しようとする者の研究成果の提出)

- 第5条の2 本学大学院修士課程を修了しようとする者が、前条に規定する学位論文に代え、山梨大学大学院学則第37条第1項に規定する特定の課題についての研究成果（以下「研究成果」という。）の審査を申請する場合は、別に定める期日までに、研究成果審査願に研究成果及び別に定めるその他の申請書類を添え、教育学研究科長又は医工農学総合教育部長に提出するものとする。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

- 第6条 第3条第5項の規定により学位の授与を申請する者は、学位論文審査願に学位論文及び別に定めるその他の申請書類を添え、医工農学総合教育部長に提出するとともに、国立大学法人山梨大学授業料等に関する規程第8条に規定する学位論文審査手数料を納入しなければならない。

- 2 前項の場合において、本学大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に学位論文を提出した場合には、学位論文審査手数料は免除する。

(学位論文又は研究成果の提出)

- 第7条 提出する学位論文又は研究成果は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

- 2 学位論文又は研究成果の審査のため必要があると認めるときは、提出者に対して、当該論文の訳文、模型、標本等の資料の提出を求めることができる。

(学位論文、研究成果及び学位論文審査手数料の返付)

- 第8条 受理した学位論文、研究成果及び既納の学位論文審査手数料は、返付しない。

(審査の付託)

- 第9条 教育学研究科長は、第5条により提出された学位論文又は研究成果を受理したときは、その審査及び最終試験を教育学研究科委員会に付託するものとする。

- 2 医工農学総合教育部長は、第5条及び第6条第1項により提出された学位論文又は研究成果を受理したときは、その審査及び最終試験又は専攻分野に関する学力の確認を医工農学総合教育部教授会に付託するものとする。

(審査委員)

- 第10条 教育学研究科委員会及び医工農学総合教育部教授会（以下「研究科委員会等」という。）は、前条の付託を受けたときは、審査する学位論文又は研究成果ごとに、審査及び最終試験又は学力の確認を行うため、論文審査委員会を設置する。

- 2 論文等審査委員会の委員の選出等については、別に定める。

(最終試験)

- 第11条 修士課程又は博士課程を修了しようとする者に対する最終試験は、学位論文又は研究成果の審査が終わった後、その関連分野について、口頭又は筆答により行うものとする。

(学力の確認)

第12条 第3条第5項の規定により、学位論文を提出して学位の授与を申請した者に対する学力の確認は、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有するか否かについて、口頭又は筆答試問により行うものとする。

(学力確認の特例)

第13条 第3条第5項の規定により、学位の授与を申請した者が、本学大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得した者であるときは、医工農学総合教育部教授会で定める年限内に限り、前条の学力の確認を免除することができる。

(審査期間)

第14条 修士課程又は博士課程を修了しようとする者の学位論文又は研究成果の審査及び最終試験は、当該学生の在学する期間内に終了するものとする。

2 第3条第5項の規定により、学位の授与を申請した者の審査期間は、医工農学総合教育部長が当該学位授与の申請を受理した日から1年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由が生じ、医工農学総合教育部教授会が承認したときは、その期間を更に1年以内に限り延長することができる。

(審査結果の報告)

第15条 論文審査委員会は、学位論文又は研究成果の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、直ちにその結果を文書をもって当該研究科委員会等に報告しなければならない。

(学位授与の審議)

第16条 研究科委員会等は、前条の報告に基づき学位授与の可否を審議し、議決するものとする。

2 前項の議決をするには、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(学長への報告)

第17条 教育学研究科長又は医工農学総合教育部長は、前条第1項の議決をしたときは、議決の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

(学位の授与等)

第18条 学長は卒業を認定した者に対し、所定の学位記を授与する。

2 学長は、前条の報告に基づき、学位の授与を決定した者には所定の学位記を授与し、学位を授与することが適当でないとされた者には、その旨を通知するものとする。

(学位簿への登録及び学位授与の報告)

第19条 学長は、修士又は博士の学位を授与したときは、本学の学位簿に登録する。

2 第18条第2項の規定により、博士の学位を授与したときは、学長は省令第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨等の公表)

第20条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第21条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを作成することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めて応じて閲覧に供しなければならない。

3 前2項の規定により博士の学位論文を公表する場合には、「山梨大学審査学位論文（博士）」又は「山梨大学審査学位論文（博士）要旨」と明記しなければならない。

(学位の名称)

第22条 本学の修士、博士又は教職修士（専門職）の学位を授与された者が当該学位の名称を用いるときは、「山梨大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第23条 本学において修士、博士又は教職修士（専門職）の学位を授与された者が、不正の方法により当該学位を受けた事実が判明したとき、又は学位の名誉を汚す行為があったときは、学長は当該研究科委員会等の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 前項の議決をする場合には、第16条第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第24条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(雑則)

第25条 この細則に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、施行日前に教育人間科学部又は医学工学総合教育部に在学する者については、従前の例による。

3 山梨大学学位規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。

(教育学部学校教育課程・学士)

(医学部医学科・学士)

教育学第 号

学位記

氏 名
年 月 日生

本学教育学部学校教育課程○○教育
コースにおいて所定の単位を修めて本学
を卒業したことを認め学士(教育)の学位
を授与する

年 月 日

山梨大学長 印

大学印

医学第 号

学位記

氏 名
年 月 日生

本学医学部医学科において所定の課程
を修めて本学を卒業したことを認め学士
(医学)の学位を授与する

年 月 日

山梨大学長 印

大学印

(医学部看護学科・学士)

(工学部・学士)

医学第 号

学位記

氏 名
年 月 日生

本学医学部看護学科において所定の課程
を修めて本学を卒業したことを認め
学士(看護学)の学位を授与する

年 月 日

山梨大学長 印

大学印

工学第 号

学位記

氏 名
年 月 日生

本学工学部○○学科において所定の課程
を修めて本学を卒業したことを認め
学士(工学)の学位を授与する

年 月 日

山梨大学長 印

大学印

(生命環境学部生命工学科・学士)

(生命環境学部地域食物科学科・学士)

<p>生環学第　号</p> <p>学　位　記</p> <p>氏　　名 年　月　日生</p> <p>本学生命環境学部生命工学科において所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士(生命工学)の学位を授与する</p> <p>年　月　日</p> <p>大学印 山梨大学長　印 大学印</p>	<p>生環学第　号</p> <p>学　位　記</p> <p>氏　　名 年　月　日生</p> <p>本学生命環境学部地域食物科学科において所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士(農学)の学位を授与する</p> <p>年　月　日</p> <p>大学印 山梨大学長　印 大学印</p>
---	---

(生命環境学部環境科学科・学士)

(生命環境学部地域社会システム学科・学士)

<p>生環学第　号</p> <p>学　位　記</p> <p>氏　　名 年　月　日生</p> <p>本学生命環境学部環境科学科において所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士(環境科学)の学位を授与する</p> <p>年　月　日</p> <p>大学印 山梨大学長　印 大学印</p>	<p>生環学第　号</p> <p>学　位　記</p> <p>氏　　名 年　月　日生</p> <p>本学生命環境学部地域社会システム学科において所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士(社会科学)の学位を授与する</p> <p>年　月　日</p> <p>大学印 山梨大学長　印 大学印</p>
---	--

4 山梨大学学生交流細則

制定 平成 28 年 2 月 24 日

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、山梨大学学則（以下「学則」という。）第 26 条及び山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 23 条の規定に基づき、本学の学生で、他の大学（大学院を含む。以下同じ。）又は短期大学（外国の大学又は外国の短期大学を含む。以下「他大学等」という。）の授業科目を履修しようとする者（以下「派遣学生」という。）並びに学則第 43 条及び大学院学則第 46 条の規定に基づき、他大学等の学生で、本学の授業科目を履修しようとする者（以下「特別聴講学生」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(他大学等との協議)

第 2 条 学則第 26 条及び第 43 条並びに大学院学則第 23 条及び第 46 条の規定に基づく本学と他大学等との協議は、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ当該学部教授会、教育学研究科委員会、又は医工農学総合教育部教授会（以下「教授会等」という。）の意見を聴いて、学長が行うものとする。

- (1) 授業科目の範囲
- (2) 履修期間
- (3) 学生数
- (4) 単位の認定方法
- (5) 授業料等の費用の取扱方法
- (6) その他必要な事項

2 派遣学生の派遣及び特別聴講学生の入学の許可は、前項の協議の結果に基づいて行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学又は外国の短期大学（以下「外国の大学等」という。）と事前の協議を行うことが困難な場合には、この限りでない。

第 2 章 派遣学生

(出願手続)

第 3 条 派遣学生として、他大学等の授業科目を履修しようとする者は、所定の願書により、所属の学部、教育学研究科、又は医工農学総合教育部の長（以下、「学部等の長」という。）を経て、学長に願い出なければならない。

(派遣の許可)

第 4 条 学長は、前条の願い出があったときは、他大学等の長に依頼し、その承認を得て派遣を許可する。
(履修期間)

第 5 条 派遣学生の他大学等における履修期間は、1 年以内とする。ただし、やむを得ない事情により、履修期間を延長する場合は、学部等の長の承認を経て、学長が当該他大学等の長と協議の上、許可することができる。

2 前項の履修期間は、通算して 2 年を超えることができない。

(修業年限及び在学年限の取扱い)

第 6 条 派遣学生としての他大学等における履修期間は、学則第 18 条及び大学院学則第 18 条に規定する修業年限並びに学則第 20 条及び大学院学則第 19 条に規定する在学年限に算入する。

(履修報告書等の提出)

第 7 条 派遣学生は、履修が終了したときは、速やかに（外国の大学等で履修した派遣学生にあっては、

帰国の日から原則として1月以内に) 学部等の長を経て、学長に所定の履修報告書及び当該他大学等の長の交付する学業成績証明書を提出しなければならない。

(単位の認定)

第8条 派遣学生が、他大学等において修得した単位は、学業成績証明書に基づき、学部の学生にあっては60単位を、大学院の学生にあっては10単位を超えない範囲で学部等の長の承認を経て、本学において修得したものとみなすことができる。

(派遣許可の取消し)

第9条 学長は、派遣学生が次の各号の一に該当する場合は、教授会等の意見を聴いて、当該他大学等の長と協議の上、派遣の許可を取り消すことができる。

- (1) 履修の見込みがないと認められるとき
- (2) 派遣学生として、当該他大学等の規則等に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき
- (3) その他派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき

第3章 特別聴講学生

(出願手続)

第10条 特別聴講学生を志願する者は、次の各号に掲げる書類を履修を希望する学期の始まる2月前(外国の大学等の学生の場合は原則として6月前)までに当該他大学等の長を通じて、本学の学長に提出しなければならない。

- (1) 特別聴講学生入学願
- (2) 学業成績証明書
- (3) 当該他大学等の長の推薦書
- (4) 健康診断書

(入学の許可)

第11条 特別聴講学生の入学の許可は、当該他大学等の長からの依頼に基づき、教授会等の意見を聴いて学長が行う。

(授業科目の履修の範囲)

第12条 特別聴講学生が、履修することのできる授業科目の範囲は、第2条第1項の規定による他大学等との協議により定められた範囲とする。

(学業成績証明書)

第13条 特別聴講学生が所定の授業科目の履修を修了したときは、学部等の長の報告に基づき、学長は学業成績証明書を交付するものとする。

(検定料、入学料及び授業料)

第14条 特別聴講学生の検定料及び入学料は、徴収しない。

2 次の各号の一に該当する特別聴講学生の授業料は、徴収しない。

- (1) 国立の大学及び短期大学の学生である場合
- (2) 大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項(平成8年11月1日文部省高等教育部長裁定)に基づき協定を締結した公立又は私立の大学(短期大学を含む。)の学生である場合
- (3) 大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項(平成3年4月11日文部省学術国際局長裁定)に基づき協定を締結した大学からの外国人留学生である場合

3 既納の授業料は返還しない。

(実験、実習等の費用)

第15条 実験、実習等に要する費用は、特別聴講学生の負担とすることがある。

(準用)

第16条 第5条及び第9条の規定は、特別聴講学生に準用する。この場合において第5条及び第9条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と、第5条中「他大学等における」とあるのは「本学における」と、第9条中「派遣」とあるのは「入学」と、第9条第2号中「当該他大学等」とあるのは「本学」と読み替えるものとする。

2 学則及び大学院学則は、特別聴講学生に準用する。

第4章 雜 則

(細則)

第17条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、学部等の長が定める。

附 則

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に医学工学総合教育部に在学する者については、従前の例による。
- 3 山梨大学学生交流規則（平成16年4月1日制定）は廃止する。

5 山梨大学外国人留学生細則

制定 平成 28 年 2 月 24 日

(趣旨)

第1条 この細則は、山梨大学学則（以下「学則」という。）第44条第2項及び山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第47条第3項の規程に基づき、外国人留学生に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 外国人留学生とは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1に定める「留学」の在留資格により、本学に入学を許可された者をいう。

(区分)

第3条 外国人留学生の区分は、次のとおりとする。

- (1) 学部学生
- (2) 大学院学生
- (3) 専攻科学生
- (4) 研究生
- (5) 科目等履修生
- (6) 特別聴講学生
- (7) 特別研究学生

(入学の時期)

第4条 外国人留学生の入学の時期は、原則として学年又は学期の初めとする。ただし、研究生については、月の始めとすることができます。

(入学資格)

第5条 外国人留学生の入学資格は、第3条の区分に応じ、それぞれ学則、大学院学則、山梨大学専攻科規則、山梨大学研究生細則、山梨大学大学院研究生細則、山梨大学科目等履修生細則、山梨大学大学院科目等履修生細則の定めるところによる。

(入学出願の手続)

第6条 外国人留学生として入学を志願する者は、所定の書類に検定料を添え、学長に願い出なければならない。

(合格者の選考)

第7条 合格者の選考は、学力、人物、健康等のほか、修学に必要な語学力について行う。

2 前項の選考結果による合格者の決定は、当該学部の教授会、又は研究科委員会の意見を聴いて、学長が行う。

(国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生の受入れ)

第8条 国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生の受入れについては、第6条及び第7条の規定にかかわらず、文部科学省からの依頼に基づき、当該学部、又は研究科委員会の意見を聴いて学長が決定する。

(特別聴講学生及び特別研究学生の受入れ)

第9条 特別聴講学生及び特別研究学生の受入れについては、第6条及び第7条の規定にかかわらず、それぞれ山梨大学学生交流細則、山梨大学大学院特別研究学生交流細則の定めるところによる。

(入学手続)

第10条 第7条の選考に合格した者、第8条及び第9条の規定により受入を許可された者は、所定期日までに入学料及び授業料を納入するとともに、所定の書類を提出しなければならない。

(入学許可)

第11条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(検定料等の特例)

第12条 国費外国人留学生の検定料、入学期料及び授業料（以下「検定料等」という。）は徴収しない。

2 前項のほか、授業料を不徴収とする旨の大学間交流協定、学部間交流協定を締結した外国の大学からの外国人留学生の検定料等は徴収しない。

(学則等の準用)

第13条 この細則に定めるもののほか、外国人留学生に関して必要な事項は、学則、大学院学則及びその他学内規程等の学生に関する規定を準用する。

附 則

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 山梨大学外国人留学生規則（平成16年4月1日制定）は廃止する。

6 山梨大学研究生細則

制定 平成 28 年 2 月 24 日
改正 平成 28 年 9 月 1 日

(趣旨)

第1条 この細則は、山梨大学学則（以下「学則」という。）第41条第2項の規定に基づき、山梨大学の研究生について必要な事項を定める。

(入学の時期)

第2条 研究生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、医学部については、月の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第3条 研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 前号以外の者で、学部において大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認めた者

(入学の出願)

第4条 研究生として入学を志願する者は、指導を受けようとする教員（以下「指導教員」という。）の承諾を得て、所定の期間内に次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、当該学部の長に願い出るものとする。

- (1) 入学願書（所定の様式）
- (2) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書
- (3) 最終学校の成績証明書
- (4) 健康診断書
- (5) 学校、企業等に勤務している者にあっては、所属長の承認書
- (6) その他本学が必要と認める書類

2 外国人は、前項に掲げる書類のほか、在留資格を証明できる書類を提出するものとする。ただし、国内に在留していない者は、入学後提出するものとする。

(入学者の選考)

第5条 研究生の選考は、入学を希望する学部の教授会が行う。

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条の規定により、研究生として選考された者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納入するとともに、入学に必要な書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(研究期間)

第7条 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、医学部については、入学年度を超えないものとする。

2 研究期間が満了しても、なお引き続き研究に従事することを希望する者は、指導教員の承諾を得て、当該学部の長を経由し学長に願い出るものとする。

(退学)

第8条 研究生は、中途で退学しようとするときは、指導教員の承諾、及び学部長の確認を経て、学長の許可を受けなければならない。

(検定料等)

第9条 検定料、入学料及び授業料に関し必要な事項は、別に定める。

2 納入した検定料、入学料及び授業料は返還しない。

3 研究に要する経費は、研究生の負担とすることがある。

(証明書の交付)

第10条 学部の長は、指導教員の認定により研究証明書を交付することができる。

(除籍)

第11条 学長は、指導教員が研究生として適当でないと認めた場合は、学部長の確認を経て、これを除籍することができる。

(諸規則の準用)

第12条 この細則に定めるもののほか、学則その他学内諸規則の学生に関する規程は、研究生にこれを準用する。

附 則

1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

2 山梨大学研究生規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この細則は、平成28年9月1日から施行する。

7 山梨大学科目等履修生細則

制定 平成 28 年 2 月 24 日
改正 平成 28 年 9 月 1 日

(趣旨)

第1条 この細則は、山梨大学学則（以下「学則」という。）第42条第2項の規定に基づき、山梨大学（以下「本学」という。）の科目等履修生について必要な事項を定める。

(入学の時期)

第2条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 前号以外の者で、学部において高等学校又は中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認めた者

(入学の出願)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、あらかじめ履修しようとする授業科目担当教員（以下「授業科目担当教員」という。）の承諾を得て、所定の期間内に次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、当該学部の長に願い出るものとする。

- (1) 入学願書（所定の様式）
- (2) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書
- (3) 健康診断書
- (4) 学校、企業等に勤務している者にあっては、所属長の承認書
- (5) その他本学が必要と認める書類

2 外国人は、前項に掲げる書類のほか、在留資格を証明できる書類を提出するものとする。ただし、国内に在留していない者は、入学後提出するものとする。

(入学者の選考)

第5条 科目等履修生の選考は、入学を希望する学部の教授会が行う。

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条の規定により、科目等履修生として選考された者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納入するとともに、入学に必要な書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(履修期間)

第7条 科目等履修生の履修期間は、入学日の属する年度内とする。

(履修科目的制限)

第8条 科目等履修生が修得できる単位数は、履修期間6月の場合は16単位以内、1年の場合は32単位以内とする。ただし、教育学部においては、各学期で10単位以内、1年で合計20単位以内とし、医学部においては1年以内で修得できる単位数は、14単位以内とする。

2 教育学部においては、実験、実技、実習など履修を許可されない科目がある。ただし、教育学部卒業生に限り、別に定める基準を満たせば、教育実習、介護等体験実習は履修することができる。

3 医学部にあっては、実験、実習又は実技の科目の履修は、原則として認めない。

(検定料等)

第9条 検定料、入学料及び授業料に関し必要な事項は、別に定める。

2 納入した検定料、入学料及び授業料は返還しない。

(証明書の交付)

第10条 学部の長は、科目等履修生が所定の期間履修し、試験その他の審査により合格した履修科目について、単位修得証明書を交付する。

(除籍)

第11条 学長は、授業科目担当教員が科目等履修生として適当でないと認めた場合は、学部長の確認を経て、これを除籍することができる。

(諸規則の準用)

第12条 この細則に定めるもののほか、学則、その他学内諸規則の学生に関する規程は、科目等履修生にこれを準用する。

附 則

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に教育人間科学部に在学する者については、従前の例による。
- 3 山梨大学科目等履修生規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この細則は、平成28年9月1日から施行する。

8 GPA制度及び履修登録単位数の上限制度に関する要項

制 定 平成 20 年 3 月 18 日
最終改正 平成 28 年 1 月 15 日

(目的)

第1条 この要項は、山梨大学（以下「本学」という。）におけるグレードポイントアベレージ（以下「GPA」という。）及び履修登録単位数の上限制度について必要な事項を定め、学生の学習意欲を高めるとともに、厳格な成績評価と学生支援に資することを目的とする。

(定義)

第2条 「GPA」とは、各授業科目 11 段階の成績評価に対応して 4 ~ 0 のグレードポイント（以下「GP」という。）を付与して算出する 1 単位当たりの GP 平均値をいう。

2 GPA 対象授業科目は、次の各号に掲げる授業科目とする。

- (1) 100 点を満点として成績評価されるすべての授業科目
- (2) 本学在学中に、他の大学において履修した授業科目又は外国の大学（短期大学を含む。）において学修した成果・履修した授業科目であって、第 1 号の要件を満たす授業科目
- (3) 本学入学前及び他の大学（短期大学、高等専門学校を含む。）において履修した授業科目又は外国の大学（短期大学を含む。）において学修した成果若しくは履修した授業科目であって、本学における授業科目の履修により修得したものとみなされた授業科目であり、かつ第 1 号の要件を満たす授業科目
- (4) 短期大学・高等専門学校等及び文部科学大臣が別に定める学修を本学の定める授業科目の履修とみなし、単位を与えられた授業科目であって、第 1 号の要件を満たす授業科目

3 成績評価が点数によらない以下の科目及び未入力又は保留の授業科目については、GPA の対象から除く。

- (1) 合格か不合格かだけを判定する授業科目
- (2) 編入学又は転入学した際の単位認定科目
- (3) 本学入学前に修得した単位認定科目
- (4) 他大学等との単位互換等で修得した科目

(成績評価および GP)

第3条 各学部等で定める成績評価並びに GP は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|----------|
| (1) S (95 ~ 100) | GP = 4.0 |
| (2) S- (90 ~ 94) | GP = 3.7 |
| (3) A+ (87 ~ 89) | GP = 3.3 |
| (4) A (83 ~ 86) | GP = 3.0 |
| (5) A- (80 ~ 82) | GP = 2.7 |
| (6) B+ (77 ~ 79) | GP = 2.3 |
| (7) B (73 ~ 76) | GP = 2.0 |
| (8) B- (70 ~ 72) | GP = 1.7 |
| (9) C+ (66 ~ 69) | GP = 1.3 |
| (10) C (60 ~ 65) | GP = 1.0 |
| (11) F (0 ~ 59 及び未受験) | GP = 0.0 |
| (12) N (無資格) | GP = 0.0 |
| (13) T (認定) | GP = 対象外 |
| (14) I (未入力、保留) | GP = 対象外 |

(GPA の種類及び計算方法)

第4条 GPA は、当該学期に履修した第 2 条第 2 項各号に定める GPA 対象科目について、学期 GP

A及び通算GPAに区分し、各区分の定める方法により計算するものとし、計算値は小数点以下第2位を四捨五入して表記するものとする。

- (1) 学期GPAは、当該学期の授業科目ごとに得たGPに当該授業科目的単位数を乗じる計算を、当該学期に成績評価を受けた授業科目分行い、その合計を当該学期に成績評価を受けた授業科目的単位数の合計で除して算出する。

学期GPA = (当該授業科目的GP × 当該学期に履修登録した授業科目的単位数) の合計／当該学期の成績評価を受けた授業科目的単位数の合計

- (2) 通算GPAは、入学時からの現在の学期までの授業科目ごとに得たGPに、当該授業科目的単位数を乗じる計算を、入学時からの現在の学期までに成績評価を受けた授業科目分行い、その合計を入学時からの現在の学期までに成績評価を受けた授業科目的単位数の合計で除して算出する。

通算GPA = (入学時からの当該授業科目的GP × 履修登録した授業科目的単位数) の合計／入学時から成績評価を受けた授業科目的単位数の合計

(GPA計算期日)

第5条 GPAの計算は、学期ごとに指定された期日（以下「GPA計算期日」という。）までに確定した成績に基づいて行う。

- 2 第3条第14号に規定する成績の保留又は追試験等のため期日までに成績が確定していない科目については、計算上は履修していないものとして取扱う。

- 3 GPA計算期日は、原則として前期にあっては9月1日、後期にあっては3月10日とする。

(履修の取り消し)

第6条 一度履修登録した科目であっても、受講目的が達成されないなどの理由により履修を取り消すことができる。

- 2 履修の取り消しは、別に定める履修取り消し期間に行なうことができる。ただし、履修取り消し期間内に手続を行なわない場合は、当初申請した履修科目が成績評価の対象となる。

- 3 前項の規定にかかわらず、病気・事故等やむを得ない事情による場合は、履修取り消し期間以降においても履修を取り消すことができる。

- 4 履修登録修正期限までに履修登録を取り消した場合及び学部長等による履修登録の変更措置が行われた場合を除き、履修を放棄した科目的成績は第3条第12号に規定する無資格として扱う。

(履修登録単位数の上限(CAP制))

第7条 学部学生が、各学期に履修登録できる科目的単位数の上限(CAP制)は、別表のとおりとする。

- 2 全学共通教育科目のうち、以下の科目は履修登録単位数の上限科目から除く。

- (1) 人間形成科目部門の科目
- (2) 自発的教養科目部門の科目
- (3) 全学共通教育科目のうち2単位以外の科目
- (4) 外部試験・単位互換で全学共通教育科目に認定する科目
- (5) 集中講義

- 3 通年科目については、CAP制の適用上、その単位数の2分の1を前期及び後期にそれぞれ履修したものとみなす。

(再履修等における授業科目の取扱い)

第8条 不合格(F又はN GP=0)と評価され、後に再履修等によって合格となった場合は、不合格の学習成績と新たな学習成績を併記して記録する。

(GPAの通知及び記載)

第9条 GPAの学生及び保護者への通知は、学期GPA及び通算GPAを記載した修得単位通知書により行う。

- 2 学期GPA及び通算GPAは、成績証明書及び成績原簿に記載する。

(G P Aデータの提供及び活用)

第10条 本学職員が、教育活動の改善等を目的として行なう調査研究等においてG P Aデータの提供を希望する場合は、別紙申請書により、大学教育センター長に申請するものとする。

2 大学教育センター長は、前項の申請理由が適当であると判断したときは、G P Aに係る各種資料を提供するものとする。

(経過措置)

第11条 平成20年3月31日において現に在籍する者（以下「在籍者」という。）及び在籍者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者についての成績証明書及び成績原簿の成績評価の取扱いについては、各学部の履修規程によるものとし、全学共通教育科目における履修登録単位数の上限は適用しない。また、成績証明書には、学期G P A及び通算G P Aの記載は行わないものとする。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、G P Aおよび履修登録単位数の上限の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

別表

学 部	前学期の 学期 GPA ＊1	履修登録 単位数 の上限	適用除外科目	備 考
教 育 学 部	3.0 以上	32	・学部共通の科目部門の科目のうち、資格取得に必要とされる科目 (ただし、教員免許取得の科目及び同一授業科目で資格取得と教員免許取得の両方に係る授業科目は、CAP 制を適用する。)	特別な理由があると認められる場合は、履修登録単位数の上限を超えて履修登録することができる。
	2.9 ~ 2.5	30	・コース専門科目のうち要求単位数に含まれない科目 (中学校教諭普通免許状の教科に関する科目として使用できない科目及び特別支援学校教諭普通免許状に関する科目として使用できない科目については、全てCAP 制を適用する。)	
	2.4 ~ 1.6	28	・教育実習・卒業論文等、通常の履修申告と申告形式を異にする科目	
	1.5 以下	26	・集中講義	
	新入生等 ＊2	30		
医 学 部	3.0 以上	34	・専門科目のうち、複数年度にわたり開講する科目	特別な理由があると認められる場合は、履修登録単位数の上限を超えて履修登録することができる。
	2.9 ~ 2.5	32		
	2.4 ~ 1.6	30		
	1.5 以下	28		
	新入生等 ＊2	38		
工 学 部	3.0 以上	32	・専門科目のうち、特殊研究部門及びその他部門の科目 ・卒業要件に修得単位が含まれない科目	特別な理由があると認められる場合は、履修登録単位数の上限を超えて履修登録することができる。
	2.9 ~ 2.5	30		
	2.4 ~ 1.6	28		
	1.5 以下	26		
	新入生等 ＊2	30		
生命環境学部	3.0 以上	32	・集中講義 ・卒業論文 ・卒業要件に修得単位が含まれない科目	特別な理由があると認められる場合は、履修登録単位数の上限を超えて履修登録することができる。
	2.9 ~ 2.5	30		
	2.4 ~ 1.6	28		
	1.5 以下	26		
	新入生等 ＊2	30		

* 1 前学期が休学等の場合には、その直前の学期G P Aを参照する。

* 2 入学、編入学、再入学する学生

附 則

この要項は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 20 年 12 月 17 日から施行し、平成 20 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 20 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに入学、転入学、編入学又は再入学し在学する者（以下「在学者」という。）並びに平成 24 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者についての成績証明書、成績原簿の成績評価及び G P については、第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

V 全学共通教育科目

1 全学共通教育科目履修案内

全学共通教育科目は、人間形成科目部門、語学教育科目部門、教養教育科目部門、自発的教養科目部門にそれぞれ区分して開設しています。なお、学部別の全学共通教育科目の要求単位数は、各学部の履修規程の定めるとおりです。（全学共通教育科目等履修規程 別表1参照）

I 人間形成科目部門

- 1 初年次教育のためのこの部門では、リベラルアーツ教育の基として、「大学で学ぶ」とはどういうことかを考え、学ぶための基礎知識と技能の習得を目指します。

さらに、自立した健康的な大学生活の実現と、キャリア形成についての意識の向上を目的とします。

以下の科目を開設します。（全学共通教育科目等履修規程 別表2参照）

「生活と健康Ⅰ」 1年次前期 1単位必修

「生活と健康Ⅱ」 1年次後期 1単位必修

『大学基礎・キャリア形成科目』 1年次 教育学部・工学部・生命環境学部は2単位選択必修とします。医学部は選択とし全学共通教育科目の単位に含めることができます。

- 2 教育学部・工学部・生命環境学部は合計3科目4単位、医学部については『大学基礎・キャリア形成科目』を除く合計2科目2単位を修得しなければなりません。

- 3 「生活と健康Ⅰ、生活と健康Ⅱ」

① 各1単位計2単位必修とし、各々1年次の前期後期に履修します。原則としてⅠ、Ⅱの順序で履修します。

② 自立した健康的な生活を送り、大学における勉学や社会における活動を円滑にスタート及び持続させるため、体育・保健衛生、食事・運動・睡眠と心身について学び、さらに生活者としての基礎的知識やモラルを身につけることを目的とします。また、課題学習、グループ学習や身体活動プログラムを通して、良好な人間関係の構築を促します。

③ 1クラス40から50名とします。所属する学科、コースにより決められた時間割で履修します。授業形式は、実技、演習、講義を組み合わせます。講義のうち、特定の講義は同時限に履修する学生を集め、1クラス開講とします。

- 4 『大学基礎・キャリア形成科目』

① 社会との関わりを学ぶことにより、将来にわたって必要な基礎的能力や学習方法を習得することを目的とします。

② 1年次に履修します。「人間形成論」・「大学生のエンプロイアビリティ論」・「キャリア形成のための作文演習」・「キャリア形成論」・「大学生のための言語表現」・「消費生活論」・「こころの健康づくり」・「大学生のための情報表現論」・「e- ラーニングを用いた自主学習」より、教育学部・工学部・生命環境学部は1科目2単位選択必修、医学部は選択とします。ただし、「キャリア形成のための作文演習」は教育学部・工学部・生命環境学部を対象とします。

③ 「人間形成論」は2単位、前期に開講します。主として講義形式をとります。

各分野で実績をあげ、社会の組織の中で豊富な経験を有した教員や社会人による講義を聴き、各自が資質や行動のための特性について考えます。

④ 「大学生のエンプロイアビリティ論」は2単位、後期に開講します。講義及びグループワーク形式をとります。

大学での科目履修や大学生活が社会とどのように関わるかについて、理論学習のほかグループワークで理解を深め、社会人に必要な基礎力について学びます。

⑤ 「キャリア形成のための作文演習」は2単位、1クラス20名程度のゼミ形式として、前期に開講します。

- ⑥ 「キャリア形成論」は2単位、前期に2クラス、後期に2クラス開講します。いずれか1科目のみ履修できます。
大学生のキャリア形成に必要な要素を講義とグループワークで学びます。特に“自分でも何とか出来そうだ”という前向きで肯定的な気持ち（自己効力感）について考えます。
- ⑦ 「大学生のための言語表現」は2単位、1クラス20名程度で、前期、後期にそれぞれ1クラス開講します。どちらか1科目のみ履修できます。大学での学びに必要な言語リテラシーの向上を目指します。
- ⑧ 「消費生活論」は2単位、前期に開講します。消費者問題を知り、よりよい消費生活を考察する科目です。
- ⑨ 「こころの健康づくり」は、2単位、前期に開講します。コミュニケーションスキルやストレスマネジメント法などを学びます。
- ⑩ 「大学生のための情報表現論」は、2単位、後期に2クラス開講します。いずれか1科目のみ履修できます。1クラス20名程度とし、PCの実習を通じてリテラシーの初年次教育を行います。
- ⑪ 「e- ラーニングを用いた自主学習」は、2単位、後期に開講します。パソコンを持参し、パソコンに表示される e- ラーニング教材を用いた授業を行います。

II 語学教育科目部門

- 1 語学教育科目部門は、英語及び未習外国語（ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語）を開設し、国際社会で活躍できる能力の育成を目指します。個々の能力にあった習熟度別クラスにおいて技能教育を行い、それぞれの向上を目指します。
- 2 「英語」（全学共通教育科目等履修規程 別表3参照）
 - ① 1年次の必修科目は、入学時における学力に応じたレベル（初級、中級、上級）のクラスで、それぞれAとBを履修します。医学科については前後期ともクラス区分はしません。
 - ② 1, 2年次の選択科目はそれぞれのシラバスに記載されている受講要件等に即して履修登録をしてください。
 - ③ e - ラーニングの履修方法は当該シラバス及び配付資料を参照してください。
 - ④ 必修科目は必ず受講しなければなりません。授業に3分の2以上出席したうえで必修科目4単位を修得できなかった場合には、指定された期間に単位認定を申請することもできます。これについては、全学共通教育科目等履修規程 別表4に定める外部検定試験の結果に従い、必修科目の2単位あるいは4単位を認めます。ただし、認定の対象は2年以内の外部試験結果とします。
 - ⑤ 放送大学で修得した科目「英語で描いた日本（'15）」（2単位）は、必修科目に振り替えることができます。ただし、必修科目を修得している場合は、全学共通教育科目の単位としては認めません。
- 3 未習外国語〔ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語〕（全学共通教育科目等履修規程 別表5参照）
 - ① 初級は4カ国語のうち、1カ国語を選択し、I、II合計4単位修得しなければなりません。
 - ② 初級 I、初級 II はこの順序で履修しなければなりません。
 - ③ 語学力をさらに深めたい方は、初級 I、II と同一言語の演習 I、II を履修することができます。ただし、演習 I は初級 I と、演習 II は初級 II と同時に履修しなければなりません。
 - ④ 授業に3分の2以上出席したうえで必修科目を修得できなかった場合には、特定の外部試験による単位認定を必修単位の上限まで認めます。（全学共通教育科目等履修規程 別表6参照）ただし、認定の対象は2年以内の外部試験結果とします。
 - ⑤ 演習・中級及びIntensive は初級で履修したものと同一言語でなくてはなりません。同一言語で

あれば科目名が同じでも、時間割番号が異なれば、修得した単位の全てを卒業単位として認めます。

なお、初級と異なる外国語を修得した場合、全学共通教育科目的単位としては認めません。

- ⑥ 放送大学で修得した「ドイツ語 I ('15)、II ('15)」「フランス語入門 I ('12)、II ('12)」「中国語 I ('14)」「中国語 II ('14)」「初步のスペイン語 ('17)」(各 2 単位) は必修科目に振り替えることができます。ただし、必修科目を修得している場合は、全学共通教育科目的単位としては認めません。
- 4 教育学部では、英語を含む 2 カ国語を選択し、英語から 6 単位以上、未習外国語から 4 単位以上合計 12 単位以上を修得しなければなりません。なお、12 単位の中には本学で開講している 2 単位の科目を少なくとも 1 つ含まなければなりません。(全学共通教育科目等履修規程別表 7 参照)
- 5 医学部（医学科）では、英語を含む 2 カ国語を選択し、英語から 10 単位以上、未習外国語から 4 単位以上、計 14 単位以上を修得しなければなりません。なお、14 単位の中には本学で開講している 2 単位の科目を少なくとも 1 つ含まなければなりません。(全学共通教育科目等履修規程 別表 8 参照)
- 6 医学部（看護学科）では、英語を含む 2 カ国語を選択し、英語から 8 単位以上、未習外国語から 4 単位以上、計 12 単位以上を修得しなければなりません。なお、12 単位の中には本学で開講している 2 単位の科目を少なくとも 1 つ含まなければなりません。(全学共通教育科目等履修規程 別表 9 参照)
- 7 工学部では、英語を含む 2 カ国語を選択し、英語から 8 単位以上、未習外国語から 4 単位以上を履修し合計 14 単位以上を修得しなければなりません。なお、14 単位の中には本学で開講している 2 単位の科目を少なくとも 1 つ含まなければなりません。(全学共通教育科目等履修規程 別表 10 参照)
- 8 生命環境学部では、英語を含む 2 カ国語を選択し、各々 4 単位以上を履修し合計 14 単位以上を修得しなければなりません。なお、14 単位の中には本学で開講している 2 単位の科目を少なくとも 1 つ含まなければなりません。(全学共通教育科目等履修規程 別表 11 参照)
- 9 外国人留学生用に日本語科目を開設します。(全学共通教育科目等履修規程 別表 12 参照)
外国人留学生は母語以外の 2 カ国語を選択し、各学部の履修規程に沿って履修してください。
個々の能力に応じて履修可能な日本語科目がある場合は、2 カ国語のうちの 1 つとして日本語を選択することが望ましいです。

III 教養教育科目部門

1 教養教育科目的目的及び概要

教養教育科目部門は、現代の学問の諸領域を体系化した以下の 4 つの各分野から少なくとも 1 つの科目を履修することで、知識を拡げるとともに、分野に特有な考え方、ものの見方を理解し、自ら考え、問題解決していく能力の基礎を身につけることを目指します。

・人文科学分野

今日の社会が作り上げられてきた思想的、文化的な社会背景への理解は、現在の国際社会で活躍する人材に欠くことのできない教養へと結びつけます。人間とその所産を対象とする学問である人文科学分野の各科目では、哲学、歴史、文学、芸術等の領域から学びます。

・社会科学分野

今日の社会が抱える諸課題は、グローバル化の影響などもあり、様々な要因が複雑に絡み合っています。それを理解するには、多様な要因に関連する知識を的確に獲得し、それらを基に多面的な視点から、批判的に社会を捉える力が必要です。社会を一つの研究対象として捉える社会科学分野の各科目では、政治や法、経済・経営、社会と教育等の領域から学びます。

・自然科学分野

今日の社会では、科学技術がめざましく発達しています。このような科学技術の進展は、社会に大きな影響を与えてきました。自然科学では、自然を理解し、自然に働きかけ、新しいものを生み出すことが中心課題であり、創造力が必要とされます。自然科学分野の各科目では、物理、化学、生物などの基礎科学、技術・工学、さらには融合的な環境や情報等の領域から学びます。

・健康科学分野

科学技術の進展、医学のめざましい進歩を遂げた今日の社会にわれわれは生きており、健康や医療についての関心が高まっています。これはクオリティ・オブ・ライフ (Quality of Life, QOL) に関連しており、健康や医療に関する基礎的知識は QOL の向上に欠かせないものの一つです。健康科学分野の各科目では、医学、健康・福祉、スポーツ、栄養等の領域から学びます。

2 教養教育科目の履修方法（全学共通教育科目等履修規程 別表 13－1～4 参照）

- ① 教養教育科目においては、1に記した4分野のうちから学部学科指定の科目を10単位以上修得しなければなりません。
- ② 教育学部、工学部、生命環境学部については、教養教育科目の履修登録は、1学期に4科目8単位までとします。医学部については制限を設けません。
- ③ 指定された分野以外の科目を修得し、全学共通教育科目の単位に含めることができます。

IV 自発的教養科目部門

- 1 自発的教養科目部門は、学生の自律的な学習能力、及び実践的な能力を涵養し、リベラルアーツの実践を後押しすることを目的とします。
- 2 「自発的教養（ボランティア活動）」、「自発的教養（自発的研究）」、「自発的教養（地域課題実習）」の3科目があります。いずれも、学内の教員の指導の下で、あらかじめ定められた活動（それぞれ「ボランティア活動」、「自発的研究」、「地域課題実習」）。もしくは、定められた活動以外の自発的活動（専攻分野外の研究など）を行い、その活動実績が要件を満たせば単位が認定されます。
- 3 自発的教養科目の修得単位の上限は、各科目2単位の合計6単位とし、単位認定の目安は、30時間程度の活動を2単位、15時間程度の活動を1単位とします。ただし、個々の活動に応じて単位認定に必要な活動時間は異なることがあります。
- 4 「ボランティア活動」による単位取得には、教養教育科目のボランティア関連科目（別途ボランティア活動で定められた科目）の単位修得が必要になります（ボランティア関連科目の取得は、ボランティア活動の途中または終了後でも構いません）。
- 5 その他、それぞれの活動を行うにあたっては、いくつかの条件があるので注意をしてください。
- 6 履修方法、単位認定の方法等、必要な事項は別に定めます。

2 山梨大学全学共通教育科目等履修規程

制 定 平成 24 年 1 月 23 日

最終改正 平成 29 年 1 月 27 日

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨大学学則（平成 16 年 4 月 1 日制定。）第 22 条の規定に基づき、全学共通教育科目及び教職に関する科目（学部において開設するものを除く。以下「全学共通教育科目等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(全学共通教育科目の区分)

第2条 全学共通教育科目は、以下のとおり区分して開設する。

人間形成科目部門

語学教育科目部門

教養教育科目部門

自発的教養科目部門

(全学共通教育科目等及び単位数)

第3条 全学共通教育科目の授業科目及び単位数等は、別表 1 から別表 3、別表 5 及び別表 7 から別表 11 のとおりとする。

2 語学教育科目の「英語」で当該必修科目的授業に 3 分の 2 以上出席した学生が、単位を修得できなかった場合については、別表 4 に定める外部検定試験の結果に基づき、必修科目的 2 単位あるいは 4 単位を認めることができる。ただし、認定の対象は 2 年以内の外部試験結果とする。

3 語学教育科目の未習外国語「ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語」で当該科目的授業に 3 分の 2 以上出席した学生が、単位を修得できなかった場合については、特定の外部試験による単位認定を別表 6 のとおり必修単位の上限まで認めることができる。ただし、認定の対象は 2 年以内の外部試験結果とする。

4 外国人留学生のために、別表 12 のとおり日本語科目に関する授業科目を開設する。

5 全学で開講する教職に関する科目については、別表 14 のとおりとする。

(教養教育科目の履修方法)

第4条 教養教育科目については、人文科学、社会科学、自然科学及び健康科学の 4 分野でそれぞれ開設する科目のうちから、各学部学科が別表 13-1 から別表 13-4 に指定する単位を修得しなければならない。

2 教育学部、工学部及び生命環境学部については、1 学期に 4 科目 8 単位までを履修上限とする。

(授業時間数)

第5条 全学共通教育科目の 1 単位あたりの授業時間数等については、次のとおりとする。

(1) 講義・演習による授業科目については、15 時間又は 30 時間

(2) 実験・実技・実習等による授業科目については、30 時間又は 45 時間

(履修申告)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目を所定の方法により期日までに届け出なければならぬ。

(成績評価及び単位認定)

第7条 全学共通教育科目的成績評価は、総括評価（試験等）の結果による。

2 成績は100点を満点とする点数により表示する。

3 成績が60点以上の授業科目について所定の単位を認定する。

4 成績を評語により表示する場合は、次のとおりとする。

- (1) S (95～100)
- (2) S- (90～94)
- (3) A+ (87～89)
- (4) A (83～86)
- (5) A- (80～82)
- (6) B+ (77～79)
- (7) B (73～76)
- (8) B- (70～72)
- (9) C+ (66～69)
- (10) C (60～65)
- (11) F (0～59及び未受験)

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、全学共通教育科目等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 全学共通教育科目要求単位数

学 部		全学共通教育科目名			
		人間形成 科目部門	語学教育科目部門		教養教育 科目部門
			英語	未習外国語	
教 育 学 部		4	6	4	10
			12		
			32		
医 学 部	医 学 科	2	10	4	10
			14		
	看 護 学 科	2	8	4	10
			12		
			30		
工 学 部		4	8	4	10
			14		
			32		
生 命 環 境 学 部		4	4	4	10
			14		
			32		

(注) 1 各部門の単位修得方法の詳細については、各部門の履修案内を参照すること。

2 医学部看護学科編入生については、看護学科授業科目履修規程に準ずる。

別表2 人間形成科目

要 求 単位数	授業科目名	单 位	毎週時間数		履修年次	備 考
			前 期	後 期		
教育学部 4 医学部 2 工学部 4 生命環境 学部 4	生活と健康Ⅰ	1	2		1	・教育学部・工 学部・生命環境 学部は、9科 目のうち1科 目選択必修 ・「キャリア形 成のための作 文演習」は、教 育学部・工学部・ 生命環境学部対 象
	生活と健康Ⅱ	1		2	1	
	人間形成論	2	2		1	
	大学生のエンプロイアビリティ論	2		2	1	
	キャリア形成のための作文演習	2	2		1	
	キャリア形成論	2	2		1	
	大学生のための言語表現	2	2		1	
	消費生活論	2	2		1	
	こころの健康づくり	2	2		1	
	大学生のための情報表現論	2		2	1	
	e- ラーニングを用いた自主学習	2		2	1	

別表3 語学教育科目（英語）

授業科目名	単位	毎週時間数		履修年次	備考
		前期	後期		
英語A 初級	2	2		1	
英語A 中級	2	2		1	
英語A 上級	2	2		1	
英語B 初級	2		2	1	
英語B 中級	2		2	1	
英語B 上級	2		2	1	
英語MA (医学科)	2	2		1	
英語MB (医学科)	2		2	1	
英語TC (工学部)	2		2	2	必修 指定クラスで TC を履修
英語TD (工学部)	2		2	2	必修 指定クラスで TD を履修
英語Mリーディング・ライティング (医学科)	2		2	1	選択
総合英語	2	2	2	2	
英語リーディング・ライティング	2	2	2	2	選択
英語リーディング・ライティング (上級)	2	2	2	2	少なくとも 1 科目 (2 単位) 以上選択するこが望ましい
英語オーラルコミュニケーション	2	2	2	2	
英語オーラルコミュニケーション (上級)	2	2	2	2	
英語MC (医学科)	2	2		2	
英語MD (医学科)	2		2	2	
English for Studying Abroad I	4	4		2~4	選択
English for Studying Abroad II	4		4	2~4	受講要件に従い履修可能
e - ラーニング I	1	1		1~4	選択
e - ラーニング II	1		1		
Intensive 60 - I (英語)	4	4		1~4	選択
Intensive 60 - II (英語)	4		4		受講要件に従い履修可能

- (注) 1 必修科目における履修の順序指定はない（例えば前期で A が履修できなくとも後期で B を受講できる）。
- 2 必修科目を再履修する場合は原則として、学部学科指定の履修できなかった科目を登録すること。
- 3 必修科目の単位認定が認められた後、希望により当該科目を受講できるが、新たに単位を付与しない。
- 4 交流協定大学での語学研修を修了した場合は、選択科目として 2 単位分を認める。

別表4 外部試験による単位認定

英語外部試験認定単位数	TOEIC	TOEFL ITP	TOEFL iBT	IELTS	英検
認定単位 [2 単位]	500 - 695	450 - 529	45 - 71	4.5 - 5	2 級
認定単位 [4 単位]	700 以上	530 以上	72 以上	5.5 以上	準 1 級

別表5 語学教育科目（ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語）

授業科目名	単位	毎週時間数		履修年次	備考
		前期	後期		
ドイツ語初級Ⅰ	2	2	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	1カ国語選択必修
ドイツ語初級Ⅱ	2	2			
フランス語初級Ⅰ	2	2			
フランス語初級Ⅱ	2	2			
中国語初級Ⅰ	2	2			
中国語初級Ⅱ	2	2			
スペイン語初級Ⅰ	2	2			
スペイン語初級Ⅱ	2	2			
ドイツ語演習Ⅰ	2	2	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	選択
ドイツ語演習Ⅱ	2	2			
フランス語演習Ⅰ	2	2			
フランス語演習Ⅱ	2	2			
中国語演習Ⅰ	2	2			
中国語演習Ⅱ	2	2			
スペイン語演習Ⅰ	2	2			
スペイン語演習Ⅱ	2	2			
ドイツ語中級Ⅰ（総合）	2	2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	選択
ドイツ語中級Ⅰ（コミュニケーション）	2	2			
ドイツ語中級Ⅱ（総合）	2	2			
ドイツ語中級Ⅱ（コミュニケーション）	2	2			
フランス語中級Ⅰ（総合）	2	2			
フランス語中級Ⅰ（コミュニケーション）	2	2			
フランス語中級Ⅱ（総合）	2	2			
フランス語中級Ⅱ（コミュニケーション）	2	2			
フランス語中級演習Ⅰ	2	2			
フランス語中級演習Ⅱ	2	2			
中国語中級Ⅰ（総合）	2	2			
中国語中級Ⅰ（コミュニケーション）	2	2			
中国語中級Ⅱ（総合）	2	2			
中国語中級Ⅱ（コミュニケーション）	2	2			
スペイン語中級Ⅰ（総合）	2	2			
スペイン語中級Ⅰ（コミュニケーション）	2	2			
スペイン語中級Ⅱ（総合）	2	2			
スペイン語中級Ⅱ（コミュニケーション）	2	2			
スペイン語中級演習Ⅰ	2	2			
スペイン語中級演習Ⅱ	2	2			
ドイツ語 Intensive 60 - I	4	4	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	選択
ドイツ語 Intensive 60 - II	4	4			
フランス語 Intensive 60 - I	4	4			
フランス語 Intensive 60 - II	4	4			
中国語 Intensive 60 - I	4	4			
中国語 Intensive 60 - II	4	4			

(注) 1 演習を履修する場合は初級と同時に履修することが望ましい。

2 演習、中級、Intensive を履修する場合、初級と同一言語を選択すること。

3 演習、中級、Intensive は I、II の順序で履修することが望ましい。

4 交流協定大学での語学研修を修了した場合は、選択科目として2単位分を認める。

別表6 外部試験による単位認定

全学部学科：初級

科 目	外部試験	合格基準	授業科目
ドイツ語	独検*	4級以上	ドイツ語初級Ⅰ、Ⅱ
フランス語	仏検**	4級以上	フランス語初級Ⅰ、Ⅱ
中国語	中検***	4級以上	中国語初級Ⅰ、Ⅱ
スペイン語	西検****	4級以上	スペイン語初級Ⅰ、Ⅱ

* ドイツ語技能検定試験

** 実用フランス語技能検定試験

*** 日本中国語検定協会中国語検定試験

**** スペイン語技能検定試験

別表7 教育学部

要 求 単位数	授業科目名		学 年	単 位		備 考
未習外 国語	4	初級Ⅰ 初級Ⅱ	1 1	2 2	選必	・未習外国語は初級4単位、英語はA・Bの4単位を含む6単位の履修を必修とし、全体で12単位以上を修得すること。
		演習Ⅰ、Ⅱ	1	2	選択	・未習外国語は、同一言語を4単位以上履修（初級Ⅰ、Ⅱは必修） ・英語A、Bは、指定クラスで履修 ・English for Studying AbroadⅠ、Ⅱは受講要件に従い履修可能
		中級Ⅰ、Ⅱ	2	2	選択	
		Intensive 60 - Ⅰ、Ⅱ	2～4	4	選択	
英 語	12	A初級、A中級、A上級 B初級、B中級、B上級	1 1	2 2	必修	・未習外国語は、同一言語を4単位以上履修（初級Ⅰ、Ⅱは必修） ・英語A、Bは、指定クラスで履修 ・English for Studying AbroadⅠ、Ⅱは受講要件に従い履修可能
		総合英語 英語リーディング・ライティング 英語オーラルコミュニケーション	2 2 2	2 2 2	選択	
		English for Studying Abroad Ⅰ、Ⅱ	2～4	4	選択	
		e-ラーニングⅠ、Ⅱ	1～4	1	選択	
		Intensive 60 - Ⅰ、Ⅱ（英語）	1～4	4	選択	

別表8 医学部医学科

	要 求 単位数	授業科目名	学 年	単 位		備 考
未習 外國語	4	初級 I	1	2	選必	1年次で同一言語を4単位以上履修
		初級 II	1	2		
		演習 I、II	1	2	選択	
		(医学部キャンパス) 中級 I	2	2	選択	
		Intensive 60 - I、II	2～4	4	選択	
英 語	14	MA	1	2	必修	・英語MA、MB、Mリーディング・ライティング、MC、MDは、指定クラスで履修
		MB	1	2		
		Mリーディング・ライティング	1	2	選択	
		(医学部キャンパス) MC、MD	2	2	選択	・英語の必修4単位を含め、1・2年次合計で英語から10単位以上修得
		English for Studying Abroad I、II	2～4	4	選択	
		e - ラーニング I、II	1～4	1	選択	・English for Studying Abroad I、IIは受講要件に従い履修可能
		Intensive 60 - I、II (英語)	1～4	4	選択	

別表9 医学部看護学科

	要 求 単位数	授業科目名	学 年	単 位		備 考
未習 外國語	4	初級 I	1	2	選必	1年次で同一言語を4単位以上履修
		初級 II	1	2		
		演習 I、II	1	2	選択	
英 語	12	A初級、A中級、A上級 B初級、B中級、B上級	1 1	2 2	必修	・英語A、Bは、指定クラスで履修
		(医学部キャンパス) 英語リーディング・ライティング 英語オーラルコミュニケーション	2 2	2 2	選択	
		English for Studying Abroad I、II	2～4	4	選択	・英語の必修4単位を含め、1・2年次合計で英語から8単位以上修得
		e - ラーニング I、II	1～4	1	選択	
		Intensive 60 - I、II (英語)	1～4	4	選択	・English for Studying Abroad I、IIは受講要件に従い履修可能

別表10 工学部

要 求 単位数	授業科目名	学 年	単 位		備 考
未 習 外 国 語	初級 I	1	2	選必	<ul style="list-style-type: none"> 未習外国語は、同一言語を 4 単位以上履修(初級 I、II は必修) 英語 A、B 及び英語 TC、TD は、指定クラスで履修 未習外国語・英語の必修 12 単位に加え、語学教育科目からさらに 2 単位以上を修得 English for Studying Abroad I、II は受講要件に従い履修可能
	初級 II	1	2	選択	
	演習 I、II	1	2	選択	
	中級 I、II	2	2	選択	
	Intensive 60 - I、II	2 ~ 4	4	選択	
	A 初級、A 中級、A 上級 B 初級、B 中級、B 上級	1 1	2 2	必修	
	TC	2	2	必修	
	TD	2	2		
	総合英語 英語リーディング・ライティング 英語オーラルコミュニケーション	2 2 2	2 2 2	選択	
	English for Studying Abroad I、II	2 ~ 4	4	選択	
英 語	e - ラーニング I、II	1 ~ 4	1	選択	
	Intensive 60 - I、II (英語)	1 ~ 4	4	選択	

別表11 生命環境学部

要 求 単位数	授業科目名	学 年	単 位		備 考
未 習 外 国 語	初級 I	1	2	選必	<ul style="list-style-type: none"> 未習外国語は、同一言語を 4 単位以上履修(初級 I、II は必修) 英語 A、B は、指定クラスで履修 未習外国語・英語の必修 8 単位に加え、語学教育科目からさらに 6 単位以上を修得 English for Studying Abroad I、II は受講要件に従い履修可能
	初級 II	1	2	選択	
	演習 I、II	1	2	選択	
	中級 I、II	2	2	選択	
	Intensive 60 - I、II	2 ~ 4	4	選択	
	A 初級、A 中級、A 上級 B 初級、B 中級、B 上級	1 1	2 2	必修	
	総合英語 英語リーディング・ライティング 英語オーラルコミュニケーション	2 2 2	2 2 2	選択	
	English for Studying Abroad I、II	2 ~ 4	4	選択	
	e - ラーニング I、II	1 ~ 4	1	選択	
	Intensive 60 - I、II (英語)	1 ~ 4	4	選択	
英 語					

別表12 日本語（外国人留学生向け）

授業科目名	単位	毎週時間数		履修年次	備考
		前期	後期		
日本語初中級ⅠA、ⅠB	2	2	2		・Intensive科目は受講要件に従い履修可能
日本語初中級ⅡA、ⅡB	2	2	2		
日本語中級ⅠA、ⅠB	2	2	2		
日本語中級ⅡA、ⅡB	2	2	2		
日本語中上級Ⅰ	2	2	2		
日本語中上級Ⅱ	2	2	2		
日本語上級Ⅰ	2	2	2		
日本語上級Ⅱ	2	2	2		
日本語演習A	2	2	2		
日本語Intensive A	6	12			
日本語Intensive B	6	12			
日本語Intensive II	6	10			

別表13-1 教養教育科目（教育学部）

学部	課程	分野	単位	履修年次	要求単位数
教育学部	学校教育課程	人文科学分野	2	1~4	10
		社会科学分野	2	1~4	
		自然科学分野	2	1~4	
		健康科学分野	2	1~4	
		社会科学分野（日本国憲法）	2	1~4	

別表13-2 教養教育科目（医学部）

学部	学科	分野	単位	履修年次	要求単位数
医学部	医学科 看護学科	人文科学分野	2	1	10
		社会科学分野	2	1	
		自然科学分野	2	1	
		健康科学分野	2	1	
		選択必修（分野指定なし）	2	1	

別表 13-3 教養教育科目（工学部）

学部	学 科	分 野	単 位	履修年次	要求単位数
工 学 部	機械工学科	人文科学分野	2	1~3	10
	電気電子工学科	社会科学分野	2	1~3	
	コンピュータ理工学科	自然科学分野	2	1~3	
	情報メカトロニクス工学科	健康科学分野	2	1~3	
	土木環境工学科	選択必修（分野指定なし）	2	1~3	
	応用化学科				
	先端材料理工学科				

別表 13-4 教養教育科目（生命環境学部）

学部	学 科	分 野	単 位	履修年次	要求単位数
生 命 環 境 学 部	生命工学科 地域食物科学科 環境科学科 地域社会システム学科	人文科学分野	2	1~4	10
		社会科学分野	2	1~4	
		自然科学分野	2	1~4	
		健康科学分野	2	1~4	
		選択必修（分野指定なし）	2	1~4	

別表 14 全学開講教職科目

科 目 区 分	授 業 科 目 名	单 位	毎週時間数		備 考
			前 期	後 期	
教職の意義等に関する科目	現代教職論	2	2	2	
教育の基礎理論に関する科目	教育学概論	2	2		
	青年期心理学	2	2		
	学校制度・経営論	2	2		
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程論	2		2	
	中等理科教育法Ⅰ	2	2		
	中等理科教育法Ⅱ	2	2		
	特別活動論	2	2	2	
	教育の方法と技術	2		2	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導論（進路指導を含む。）	2	2		
	学校教育相談論	2	2		
教育実習	高等学校教育実習 (事前・事後指導1単位を含む。)	3	2		
教職実践演習	教職実践演習（高）	2		2	

(注) 上記科目は、教員免許状取得を希望する学生のみ受講可能

VI 教育学部

1 教育学部履修規程

制 定 平成 28 年 4 月 1 日
改 正 平成 29 年 4 月 1 日

(総 則)

第1条 本学部の授業科目及び履修の方法等については、この規程の定めるところによる。

(授業科目)

第2条 授業科目は、全学共通教育科目、専門科目に大別する。

2 全学共通教育科目は、人間形成科目部門、語学教育科目部門、教養教育科目部門及び自発的教養科目部門に区分して開設する。

3 専門科目は、学部共通基礎科目部門、学部共通啓発科目部門、学部共通専門科目部門、学部専門教職科目部門及びコース専門科目部門にそれぞれ区分して開設する。

4 各部門で開設する授業科目、単位数及び標準的な履修年次・毎週時間数等は、第1表から第14表に示すとおりとする。

5 前項に定める授業科目のほか、山梨大学学則（以下「学則」という。）第25条の規定に基づき、他学部の専門科目を履修することができる。

6 前項に定める授業科目のほか、学則第26条及び第27条の規定に基づき、教育上有益と認めるときは、他の大学等の授業科目を履修することができる。

(授業時間数)

第3条 各授業科目の1単位当たりの授業時間数等については、次のとおりとする。

- (1) 講義・演習による授業科目については、15時間
- (2) 実験・実技・実習等による授業科目については、30時間又は45時間
- (3) インターンシップについては、1週間以上
- (4) 教育実習・卒業論文等の授業科目については、別に定める。

(履修方法)

第4条 授業科目の各科目における履修方法は、次条以下に定めるとおりとする。

(全学共通教育科目の各部門における履修)

第5条 全学共通教育科目の人間形成科目部門、語学教育科目部門、教養教育科目部門、自発的教養科目部門においては、次のとおり履修するものとする。なお、詳細な履修方法については「山梨大学全学共通教育科目等履修規程」の定めるところによるものとする。

- (1) 人間形成科目部門においては、4単位を修得しなければならない。
- (2) 語学教育科目部門においては、12単位以上を修得しなければならない。
- (3) 教養教育科目部門においては、10単位以上を修得しなければならない。また、日本国憲法は必修とする。
- (4) 自発的教養科目部門の科目を修得した場合は、全学共通教育科目の単位に含めることができる。

(専門科目の修得単位数)

第6条 コース・系別の専門科目の修得単位数は第1表のとおりとする。

(専門科目の各部門における履修)

第7条 学部共通基礎科目部門においては、第2表の6単位を修得しなければならない。

第8条 学部共通啓発科目部門においては、第3表から必修単位を含め、障害児教育コースは6単位、それ以外のコースは8単位を修得しなければならない。

第9条 学部共通専門科目部門においては、第4表から必修単位を含めた25単位を修得しなければならない。ただし、理科教育系については、初等理科実験を除く23単位を修得しなければならない。

第10条 学部専門教職科目部門においては、次のとおり履修するものとする。

- (1) 幼小発達教育コース「小1種・幼2種免許を取得する者」においては、教職に関する科目について第5表-1から必修単位を含めた29単位を修得しなければならない。
- (2) 幼小発達教育コース「幼1種・小2種免許を取得する者」においては、教職に関する科目について第5表-2から必修単位を含めた23単位を修得しなければならない。
- (3) 障害児教育コースにおいては、教職に関する科目について第6表から必修単位を含めた26単位を修得しなければならない。
- (4) 言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コース「小1種・中2種免許を取得する者」においては、教職に関する科目について第7表-1から必修単位を含めた31単位を修得しなければならない。
- (5) 言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コース「中1種・小2種免許を取得する者」においては、教職に関する科目について第7表-2から必修単位を含めた29単位を修得しなければならない。

第11条 コース専門科目部門においては、次のとおり履修するものとする。

- (1) 幼小発達教育コース「小1種・幼2種免許を取得する者」においては小学校の教科に関する科目について第8表から10単位を、第9表から必修単位を含めた18単位を修得しなければならない。
- (2) 幼小発達教育コース「幼1種・小2種免許を取得する者」においては、小学校の教科に関する科目について第8表から10単位を、第9表から必修単位を含めた24単位を修得しなければならない。
- (3) 障害児教育コースにおいては、小学校の教科に関する科目について第8表から10単位を、第10表から必修単位を含めた26単位を修得しなければならない。
- (4) 言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コースにおいては、取得しようとする中学校教員免許状の種類に従い、当該教科の免許状取得のための「系」を所属コースの中からひとつ選択しなければならない。
- (5) 言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コース「小1種・中2種免許を取得する者」においては、小学校の教科に関する科目については、第8表から10単位を、さらに、系ごとに第11表～第14表から指定単位を含めて修得しなければならない。
- (6) 言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コース「中1種・小2種免許を取得する者」においては、小学校の教科に関する科目については、第8表から4単位を、さらに、系ごとに第11表～第14表から指定単位を含めて修得しなければならない。

(他学部の専門科目の履修)

第12条 第2条第5項の規定に基づき、他学部の専門科目を履修する場合、開設科目、履修方法については別に定める。なお、修得できる単位数は8単位までとし、コース専門科目部門の単位に充てるものとする。

2 前項に定めるものの他、担当教員が認めた場合、他学部の専門科目を履修することができる。ただし、第20条に挙げた単位に含めることはできない。

(インターンシップの履修)

第13条 インターンシップの履修に関する細則は、別に定める。

(教育実習の履修)

第14条 教育実習の履修に関する細則は、別に定める。

(教職実践演習（教諭）の履修)

第14条の2 教職実践演習（教諭）の履修申告をするためには、卒業に必要な教育実習の単位を全て修得していることを原則とする。

2 外国の大学への留学等、修学上の理由により教育実習を履修中の者は、学部長の承認を受けて、履修することができる。

(卒業論文等の履修)

第15条 卒業論文等は4年次に履修することとする。なお、卒業論文等の履修に関する細則は、別に定める。

(履修申告)

第16条 履修しようとする授業科目は申告して、その授業科目担当教員の承認を受けなければならない。

2 履修申告に関する細則は、別に定める。

(教育職員免許状)

第17条 教育職員免許状の取得に関する授業科目の履修方法等については、別に定める。なお、幼小発達教育コースについては、小学校1種及び幼稚園2種又は幼稚園1種及び小学校2種のいずれかを、言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コースについては、小学校1種及び中学校2種又は中学校1種及び小学校2種のいずれかを取得しなければならない。

(成績評価及び単位認定)

第18条 授業科目の成績評価は、原則として試験の結果による。

2 成績は、100点を満点とする点数により表示する。

3 成績が60点以上の授業科目について所定の単位を認定する。

4 成績を評語により表示する場合には、次のとおりとする。

(1) S (95～100)

(2) S- (90～94)

(3) A+ (87～89)

(4) A (83～86)

(5) A- (80～82)

(6) B+ (77～79)

(7) B (73～76)

(8) B- (70～72)

(9) C+ (66～69)

(10) C (60～65)

(11) F (0～59及び未受験)

(試験)

第19条 試験は、原則として各学期の終わりに行う。

2 試験は、それが行われる学期において、その授業科目の授業に3分の2以上出席していなければ受けことができない。

3 特別な理由により試験を受けることのできなかった場合は、その追試験を願い出ることができる。

4 追試験に関する細則は、別に定める。

(卒業の要件)

第20条 卒業の要件は、本学に4年（学則第19条の規定に基づき在学すべき年数を別に定められた場合を除く。）以上在学し、全学共通教育科目から32単位以上と、専門科目からコース・系ごとに定められた104単位以上を含む、合計136単位以上を修得していることとする。

(外国人留学生の授業科目及び履修方法に関する特例)

第 21 条 外国人留学生については、語学教育科目部門の外国語としては、母語以外の外国語を履修しなければならない。ただし、英語を母語とする者は、語学教育科目部門の中に開設する日本語を英語に代えることができる。

2 外国人留学生に対しては、語学教育科目部門の中に日本語に関する授業科目を開設する。

(雑 則)

第 22 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

第1表

コース・系別の専門科目及び卒業要件全体の修得単位数

課程・コース・系			専門科目							全学共通教育科目	自由選択科目	全体合計
			学部共通基礎科目	学部共通啓発科目	学部共通専門科目	学部専門教職科目	コース専門科目	卒業論文	合計			
学校教育課程	幼小発達教育コース	小1・幼2	6	8	25	29	28	4	100	32	4	136
		幼1・小2	6	8	25	23	34	4	100	32	4	136
	障害児教育コース	小1・特1	6	6	25	26	36	4	103	32	1	136
		（国語教育系・英語教育系）	小1・中2	6	8	25	31	20	4	94	32	10
	生活社会教育コース（社会科教育系）	小1・中2	6	8	25	31	22	4	96	32	8	136
		中1・小2	6	8	25	29	30	4	102	32	2	136
	生活社会教育コース（家政教育系）	小1・中2	6	8	25	31	20	4	94	32	10	136
		中1・小2	6	8	25	29	30	4	102	32	2	136
	科学教育コース（数学教育系・技術教育系）	小1・中2	6	8	25	31	20	4	94	32	10	136
		中1・小2	6	8	25	29	30	4	102	32	2	136
	科学教育コース（理科教育系）	小1・中2	6	8	23	31	22	4	94	32	10	136
		中1・小2	6	8	23	29	30	4	100	32	4	136
	芸術身体教育コース（音楽教育系・美術教育系）	小1・中2	6	8	25	31	20	4	94	32	10	136
		中1・小2	6	8	25	29	30	4	102	32	2	136
	芸術身体教育コース（保健体育系）	小1・中2	6	8	25	31	22	4	96	32	8	136
		中1・小2	6	8	25	29	32	4	104	32	0	136

(注) 系とは、取得しようとする中高の主たる教員免許状の履修科目の系統。

自由選択科目については、全学共通教育科目および課程・コース別の専門科目の中から各課程・コース・系ごとに指定された単位数を修得すること。

自由選択科目は、専門科目に大別される。

第2表

学部共通基礎科目一覧

【学校教育課程】

コース等	要求数	科目番号	科 目 名	単位	毎週時数		必選	履修年次	備考
					前期	後期			
全コース	6	EEC101	学部入門ゼミ	2	2		◎	1	
		EEC102	情報科学入門及び実習	2	2		◎	1	
		EEC103	生涯発達教育心理学	2	2		◎	1	

(注) 履修年次は履修可能な最初の年次を記載。第3表以降も同様。

第3表

学部共通啓発科目一覧

【学校教育課程】

コース等	要求数	科目番号	科 目 名	単位	毎週時数		必選	履修年次	備考
					前期	後期			
全コース	(ただし障害児教育コースは6)	EEC111	生涯学習論	2	2	2		1	
		EEC112	こどもと英語	2		2		1	
		EEC113	日本語教育概論	2	2			1	
		EEC114	日本語教授法 I	2		2		1	
		EEC115	ポルトガル語入門	2	2			1	
		EEC116	障害児・者との共生	2	2			1	
		EEC117	教育学概論	2	2			1	
		EEC211	学校実践心理学(生徒指導・進路指導を含む。)	2	2			2	
		EEC118	青年期心理学	2	2	2		1	中1種は必修
		EEC212	教育課程と学力形成	2		2		2	中学免許は必修
		EEC119	野外教育論	2	2			1	
		EEC120	救急処置看護法及び実習	2	2			1	芸術身体教育コース(保健体育系)は必修
		EEC121	発育・発達	2		2		1	
		EEC122	運動と健康	2		2		1	
		EEC123	舞踏人類学	2		2		1	
		EEC124	造型遊び	2	2			1	
		EEC213	表象文化論	2	2			2	
		EEC125	社会教育計画論	2		2		1	
		EEC126	社会教育計画演習	2		2		1	
		EEC214	社会教育課題研究 I	2		2		2	
		EEC215	社会教育課題研究 II	2		2		2	
		EEC311	社会教育主事実習	2	2			3	
		EEC127	博物館概論	2	2			1	
		EEC216	博物館経営論	2	2			2	
		EEC217	博物館資料論	2	2			2	
		EEC128	博物館保存・修復論	2	2			1	
		EEC218	博物館展示論	2		2		2	
		EEC219	博物館情報・メディア論	2	2			2	
		EEC220	博物館教育普及活動論	2		2		2	
		EEC129	企画・マネジメント演習	2	(2)			1	
		EEC312	博物館実習	3	3			3	
		EEC221	レコーディングスタジオ概論	2	2			2	

第4表

学部共通専門科目一覧

【学校教育課程】

コース等	要 求 単位数	科目番号	科 目 名	单 位	毎週時数		必 選	履修年次	備 考
					前 期	後 期			
全コース <small>(ただし 理科 教育系 は 23)</small>	25	EEC141	現代教職論	2	2	2	◎	1	
		EEC142	教育の現在 (教育原理を含む。)	4	4	4	◎	1	
		EEC143	児童期心理学	2	2	2	◎	1	
		EEC421	学校制度・経営論	2	2	2	◎	4	
		EEC231	教育課程臨床論	2	2	2	◎	2	
		EEC232	授業分析論	2	2	2	◎	2	
		EEC144	道徳教育研究	2	2	2	◎	1	
		EEC233	特別活動論	2	2	2	◎	2	
		EEC234	学校臨床心理学(生徒指導・ 進路指導を含む。)	2	2	2	◎	2	
		EEC235	学校教育相談論	2	2	2	◎	2	
		EEC236	特別支援教育論	1	2	2	◎	2	
		EEC145	社会参加実習 I	1	(1)	1	※ 1		
		EEC237	社会参加実習 II	1	(1)	2	※ 1		
		EEC321	社会参加実習 III	1	(1)	3	※ 1		
		EEC422	社会参加実習 IV	1	(1)	4	※ 1		
		EEC238	インターンシップ	1		2			
		EEC146	初等理科実験	2	4	2	◎	1	※ 2

※1 社会参加実習では、教育ボランティア活動期間により単位認定を行う。単位修得には、前期及び後期のガイダンスへ必ず出席すること。詳細は教育ボランティアガイダンスブック(教職支援室で配布)を参照すること。

※2 理科教育系については、初等理科実験を除く 23 単位を修得。

第5表-1

学部専門教職科目一覧（教職に関する科目）

【学校教育課程】

区分 コース等	要 求 単位数	科目番号	科 目 名	单 位	毎週時数		必 選	履修年次	備 考
					前 期	後 期			
幼小発達教育 コース 小1種・幼2種	29	18	EEC151	初等国語科教育学 (書写を含む。)	2	2 2	◎	1	× 2 × 2 × 2 × 2
			EEC152	初等社会科教育学	2	2 2	◎	1	
			EEC153	初等数学科教育学	2	2	◎	1	
			EEC154	初等理科教育学	2	2	◎	1	
			EEC155	初等音楽科教育学	2	2 2	◎	1	
			EEC156	初等図画工作科教育学	2	2 2	◎	1	
			EEC157	初等体育科教育学	2	2 2	◎	1	
			EEC158	初等家庭科教育法	2	2 2	◎	1	
			EEC159	初等生活科教育学	2	2 2	◎	1	
		9	EEC341	小学校教育実習	4		◎	3	
			EEC346	幼稚園教育実習	3		◎	3	
			EEC435	応用教育実習（幼稚園）	3			4	
			EEC433	応用教育実習（小学校）	3			4	
			EEC345	中・高等学校教育実習	3			3	
			EEC436	教育実習（特別支援学校） (事前・事後指導1単位含む。)	3			4	
			EEC282	授業設計論（事前指導）	1	1	◎	2	
			EEC347	授業実践論（事後指導）	1	1	◎	3	
		2	EEC437	教職実践演習（教諭）	2	2	◎	4	

第5表-2

学部専門教職科目一覧（教職に関する科目）

【学校教育課程】

区分 コース等	要 求 単位数	科目番号	科 目 名	单 位	毎週時数		必 選	履修年次	備 考
					前 期	後 期			
幼小発達教育 コース 幼1種・小2種	23	12	EEC151	初等国語科教育学 (書写を含む。)	2	2 2		1	音・図・体の2教科以上を含み6以上の教科についてそれぞれ2単位以上、合計12単位以上を選択履修すること。 ×2 ×2 ×2 ×2
			EEC152	初等社会科教育学	2	2 2		1	
			EEC153	初等数学科教育学	2	2		1	
			EEC154	初等理科教育学	2	2		1	
			EEC155	初等音楽科教育学	2	2 2		1	
			EEC156	初等図画工作科教育学	2	2 2		1	
			EEC157	初等体育科教育学	2	2 2	◎	1	
			EEC158	初等家庭科教育法	2	2 2		1	
			EEC159	初等生活科教育学	2	2 2	◎	1	
		9	EEC343	幼稚園教育実習	4		◎	3	
			EEC344	小学校教育実習	3		◎	3	
			EEC435	応用教育実習（幼稚園）	3			4	
			EEC433	応用教育実習（小学校）	3			4	
			EEC345	中・高等学校教育実習	3			3	
			EEC436	教育実習（特別支援学校） (事前・事後指導1単位含む。)	3			4	
			EEC282	授業設計論（事前指導）	1	1	◎	2	
		2	EEC347	授業実践論（事後指導）	1	1	◎	3	
		2	EEC437	教職実践演習（教諭）	2	2	◎	4	

第6表

学部専門教職科目一覧（教職に関する科目）

【学校教育課程】

区分 コース等	要 求 単位数	科目番号	科 目 名	单 位	每週時数		必 選	履修年次	備 考
					前 期	後 期			
障害児教育 コース	26	EEC151	初等国語科教育学 (書写を含む。)	2	2	2	◎	1	× 2 × 2
		EEC152	初等社会科教育学	2	2	2	◎	1	
		EEC153	初等数学科教育学	2	2	2	◎	1	
		EEC154	初等理科教育学	2	2	2	◎	1	
		EEC155	初等音楽科教育学	2	2	2	◎	1	
		EEC156	初等図画工作科教育学	2	2	2	◎	1	× 2 × 2
		EEC157	初等体育科教育学	2	2	2	◎	1	
		EEC158	初等家庭科教育法	2	2	2	◎	1	
		EEC159	初等生活科教育学	2	2	2	◎	1	
	6	EEC341	小学校教育実習	4			◎	3	
		EEC345	中・高等学校教育実習	3			◎	4	
		EEC433	応用教育実習（小学校）	3			◎	4	
		EEC346	幼稚園教育実習	3			◎	4	
		EEC282	授業設計論（事前指導）	1		1	◎	2	
		EEC347	授業実践論（事後指導）	1		1	◎	3	
	2	EEC437	教職実践演習（教諭）	2		2	◎	4	

第7表-1

学部専門教職科目一覧（教職に関する科目）

【学校教育課程】

区分 コース等	要 求 単位数	科目番号	科 目 名	单 位	毎週 時 数		必 履 修 年 次	備 考
					前 期	後 期		
言語教育 コース	18	EEC151	初等国語科教育学 (書写を含む。)	2	2	2	◎ 1	× 2 × 2 × 2 × 2
		EEC152	初等社会科教育学	2	2	2	◎ 1	
		EEC153	初等数学科教育学	2	2	2	◎ 1	
		EEC154	初等理科教育学	2	2	2	◎ 1	
		EEC155	初等音楽科教育学	2	2	2	◎ 1	
		EEC156	初等図画工作科教育学	2	2	2	◎ 1	
		EEC157	初等体育科教育学	2	2	2	◎ 1	
		EEC158	初等家庭科教育法	2	2	2	◎ 1	
		EEC159	初等生活科教育学	2	2	2	◎ 1	
生活社会教育 コース	31	EEC241	中等英語科教育法	2	2	2	◎ 2	当該教科の指定された 科目を2単位以上修得 すること。
		EEC242	英語教育の諸問題Ⅰ(指導法)	2	2	2	2	
		EEC243	英語教育教材・教具論	2	2	2	2	
		EEC244	英語授業研究	2	2	2	2	
科学教育 コース	2	EEC245	中等国語科教育法Ⅰ	2	2	2	◎ 2	1科目選択必修
		EEC246	中等国語科教育法Ⅱ	2	2	2	2	
		EEC247	中等国語科教育法Ⅲ	2	2	2	2	
		EEC248	国語科実践史演習Ⅰ	2	2	2	2	
		EEC249	国語科実践史演習Ⅱ	2	2	2	2	
		EEC250	国語科授業開発演習Ⅰ	2	2	2	2	
		EEC251	国語科授業開発演習Ⅱ	2	2	2	2	
芸術身体教育 コース		EEC252	中等社会科教育法Ⅰ	2	2	2	◎ 2	* 1科目選択必修
		EEC253	中等社会科教育法Ⅱ	2	2	2	2	
		EEC254	中等社会・地理歴史教育法	2	2	2	2	
		EEC255	中等社会・公民教育法	2	2	2	2	
小1種・中2種		EEC256	中等数学科教育法Ⅰ	2	2	2	2	* 1科目選択必修
		EEC257	中等数学科教育法Ⅱ	2	2	2	2	
		EEC258	中等数学科教育法Ⅲ	2	2	2	2	
		EEC331	数学教育学習論	2	2	2	3	
		EEC332	数学教育課程論	2	2	2	3	

		EEC259	中等理科教育法	2	2	◎	2	
		EEC260	理科教育教材研究 I	2	2		2	
		EEC261	理科教育教材研究 II	2	2		2	
		EEC431	理科教育学原論	2	2		4	
		EEC432	理科教育課程論	2	2		4	
		EEC333	理科教育学実驗	1	3		3	
		EEC262	理科教育教材・教具論	2	2		2	
		EEC263	中等音楽科教育法 I	2	2	◎	2	
		EEC264	中等音楽科教育法 II	2	2		2	
		EEC265	音楽科教育研究 I	2	2		2	
		EEC266	音楽科教育研究 II	2	2		2	
		EEC267	美術科教育法総論 I	2	2	◎	2	
		EEC268	美術科教育法総論 II	2	2		2	
		EEC269	美術科教育法各論 I	2	2		2	
		EEC270	美術科教育法各論 II	2	2		2	
		EEC271	中等保健体育科教育法 I	2	2	◎	2	
		EEC272	中等保健体育科教育法 II	2	2		2	
		EEC273	保健体育科教育法 I	2	2		2	
		EEC274	保健体育科教育法 II	2	2		2	
		EEC275	中等家庭科教育法第一	2	2	◎	2	
		EEC276	中等家庭科教育法第二	2	2		2	
		EEC277	中等家庭科授業研究 I	2	2		2	
		EEC334	中等家庭科授業研究 II	2	2		3	
		EEC335	家庭科教育学 I	2	2	3	÷ 2	
		EEC336	家庭科教育学 II	2	2	3	÷ 2	
		EEC278	中等技術科教育法 I	2	2	◎	2	
		EEC279	中等技術科教育法 II	2	2		2	
		EEC337	中等技術科教育演習 I	2	2		3	
		EEC338	中等技術科教育演習 II	2	2		3	
		EEC280	書道科教育学 I	2	2	2	÷ 2 *	高等学校（書道）免許を取得するのに必要な科目
		EEC281	書道科教育学 II	2	2	2	÷ 2 *	
		EEC339	地理歴史科教育法	2	2	3	*	高等学校（地理歴史）免許を取得するのに必要な科目
		EEC254	中等社会・地理歴史教育法	2	2	2	*	な科目
		EEC340	公民科教育法	2	2	3	*	高等学校（公民）免許を取得するのに必要な科目
		EEC255	中等社会・公民教育法	2	2	2	*	
9		EEC341	小学校教育実習	4		◎	3	
		EEC345	中・高等学校教育実習	3		◎	3	
		EEC433	応用教育実習（小学校）	3			4	
		EEC434	応用教育実習（中学校）	3			4	

		EEC436	教育実習（特別支援学校） (事前・事後指導1単位含む。)	3			4	
		EEC346	幼稚園教育実習	3			4	
		EEC282	授業設計論（事前指導）	1	1	◎	2	
		EEC347	授業実践論（事後指導）	1	1	◎	3	
2	EEC437	教職実践演習（教諭）		2	2	◎	4	

第7表-2

学部専門教職科目一覧（教職に関する科目）

【学校教育課程】

区分 コース等	要 求 単位数	科目番号	科 目 名	单 位	毎週時数		必 選	履修年次	備 考
					前 期	後 期			
言語教育 コース	12	EEC151	初等国語科教育学 (書写を含む。)	2	2	2		1	小2種は音・図・体のうち2教科を含み6教科以上、合計12単位以上修得すること。 ×2 ×2
		EEC152	初等社会科教育学	2	2	2		1	
		EEC153	初等数学科教育学	2	2			1	
		EEC154	初等理科教育学	2	2			1	
		EEC155	初等音楽科教育学	2	2	2		1	
		EEC156	初等図画工作科教育学	2	2	2		1	
		EEC157	初等体育科教育学	2	2	2		1	
		EEC158	初等家庭科教育法	2	2	2		1	
		EEC159	初等生活科教育学	2	2	2		1	
生活社会教育 コース	29	EEC241	中等英語科教育法	2	2		◎	2	当該教科の指定された科目を6単位以上修得すること。
		EEC242	英語教育の諸問題I(指導法)	2	2	◎	2		
		EEC243	英語教育教材・教具論	2	2	◎	2		
		EEC244	英語授業研究	2	2			2	
芸術身体教育 コース	6	EEC245	中等国語科教育法I	2	2		◎	2	2科目選択必修
		EEC246	中等国語科教育法II	2	2	◎	2		
		EEC247	中等国語科教育法III	2	2	◎	2		
		EEC248	国語科実践史演習I	2	2			2	
		EEC249	国語科実践史演習II	2	2			2	
		EEC250	国語科授業開発演習I	2	2			2	
		EEC251	国語科授業開発演習II	2	2			2	
		EEC252	中等社会科教育法I	2	2		◎	2	
		EEC253	中等社会科教育法II	2	2			2	
		EEC254	中等社会・地理歴史教育法	2	2			2	
		EEC255	中等社会・公民教育法	2	2			2	
中1種・小2種		EEC256	中等数学科教育法I	2	2		◎	2	
		EEC257	中等数学科教育法II	2	2	◎	2		
		EEC258	中等数学科教育法III	2	2	◎	2		
		EEC331	数学教育学習論	2	2			3	

		EEC332	数学教育課程論	2	2	3		
		EEC259	中等理科教育法	2	2	◎ 2		
		EEC260	理科教育教材研究 I	2	2	◎ 2		
		EEC261	理科教育教材研究 II	2	2	◎ 2		
		EEC431	理科教育学原論	2	2	4		
		EEC432	理科教育課程論	2	2	4		
		EEC333	理科教育学実験	1	3	3		
		EEC262	理科教育教材・教具論	2	2	2		
		EEC263	中等音楽科教育法 I	2	2	◎ 2		
		EEC264	中等音楽科教育法 II	2	2	2	* └ 2科目選択必修	
		EEC265	音楽科教育研究 I	2	2	2	* └	
		EEC266	音楽科教育研究 II	2	2	2	* └	
		EEC267	美術科教育法総論 I	2	2	◎ 2		
		EEC268	美術科教育法総論 II	2	2	◎ 2		
		EEC269	美術科教育法各論 I	2	2	◎ 2		
		EEC270	美術科教育法各論 II	2	2	2		
		EEC271	中等保健体育科教育法 I	2	2	◎ 2		
		EEC272	中等保健体育科教育法 II	2	2	◎ 2		
		EEC273	保健体育科教育法 I	2	2	◎ 2		
		EEC274	保健体育科教育法 II	2	2	2		
		EEC275	中等家庭科教育法第一	2	2	◎ 2		
		EEC276	中等家庭科教育法第二	2	2	◎ 2		
		EEC277	中等家庭科授業研究 I	2	2	2	* └ 1科目選択必修	
		EEC334	中等家庭科授業研究 II	2	2	3	* └	
		EEC335	家庭科教育学 I	2	2	3	÷ 2	
		EEC336	家庭科教育学 II	2	2	3	÷ 2	
		EEC278	中等技術科教育法 I	2	2	◎ 2		
		EEC279	中等技術科教育法 II	2	2	◎ 2		
		EEC337	中等技術科教育演習 I	2	2	◎ 3		
		EEC338	中等技術科教育演習 II	2	2	3		
		EEC280	書道科教育学 I	2	2	2	÷ 2 * └ 高等学校（書道）免許を取得するのに必要な科目	
		EEC281	書道科教育学 II	2	2	2	÷ 2 * └	
		EEC339	地理歴史科教育法	2	2	3	* └ 高等学校（地理歴史）免許を取得するのに必要な科目	
		EEC254	中等社会・地理歴史教育法	2	2	2	* └	
		EEC340	公民科教育法	2	2	3	* └ 高等学校（公民）免許を取得するのに必要な科目	
		EEC255	中等社会・公民教育法	2	2	2	* └	
9		EEC342	中・高等学校教育実習	4		◎ 3		
		EEC344	小学校教育実習	3		◎ 3		
		EEC434	応用教育実習（中学校）	3		4		
		EEC433	応用教育実習（小学校）	3		4		

			EEC436	教育実習（特別支援学校） (事前・事後指導1単位含む。)	3			4	
			EEC346	幼稚園教育実習	3			4	
			EEC282	授業設計論（事前指導）	1	1	◎	2	
			EEC347	授業実践論（事後指導）	1	1	◎	3	
		2	EEC437	教職実践演習（教諭）	2	2	◎	4	

第8表

コース専門科目一覧（小学校の教科に関する科目）

【学校教育課程】

コース等 科 目	区 分 要 求 单 位 数	科目番号	科 目 名	单 位	每 週 時 数		必 履 修 年 次	備 考
					前 期	后 期		
全コース	小1種 は10 小2種 は4	EEC160	国語科内容論 (書写1単位を含む。)	2	2	2	1	小1種・中2種、 小1種・幼2種は 国・社から2単位、算 ・理から2単位、音・ 体から2単位、図・家・ 生から2単位、合計10 単位以上履修すること。 中1種・小2種は 4単位以上履修すること。 幼1種・小2種は 国・算・音・体・図・ 生から合計10単位以 上履修すること。
		EEC161	社会科内容論	2	2	2	1	
		EEC162	算数科内容論	2	2	2	1	
		EEC163	理科内容論	2	2	2	1	
		EEC164	音楽科内容論	2	2	2	1	
		EEC165	体育科内容論	2	2	2	1	
		EEC166	図画工作科内容論	2	2	2	1	
		EEC167	家庭科内容論	2	2	2	1	
		EEC168	生活科内容論	2	2	2	1	

第9表

コース専門科目一覧

【学校教育課程・幼小発達教育コース】

コ－ス等	要求単位数	科目番号	科 目 名	単位	毎週時数	必選	履修年次	備考
幼小発達教育 コース	小1種・ 幼2種 18	8	E EI201 幼小心理基礎論	2	2	◎	2	* 1科目選択必修
			E EI202 幼小教育基礎論	2	2	◎	2	
			E ED301 学校論演習	2	2		3	
			E ED302 教師論演習	2	2		3	
			E ED303 教育史演習	2	2		3	
			E ED304 教育方法学演習	2	2		3	
			E ED305 保育カリキュラム演習	2	2		3	
			E ED306 保育思想演習	2	2		3	
			E ED307 学習心理学演習	2	2		3	
			E ED308 教育心理学演習	2	2		3	
			E ED309 社会心理学演習	2	2		3	
			E ED310 臨床心理学演習	2	2		3	
			E ED311 発達心理学演習	2	2		3	
	幼1種・ 小2種 24	18	E ED401 学校論研究	2	2		4	* 1科目選択必修
			E ED402 教育思想研究	2	2		4	
			E ED403 教育史研究	2	2		4	
			E ED404 教育方法学研究	2	2		4	
			E ED405 保育カリキュラム研究	2	2		4	
			E ED406 保育思想研究	2	2		4	
	6	24	E ED407 学習心理学研究	2	2		4	* 1科目選択必修
			E ED408 教育心理学研究	2	2		4	
			E ED409 社会心理学研究	2	2		4	
			E ED410 臨床心理学研究	2	2		4	
			E ED411 発達心理学研究	2	2		4	
			E ED321 心理測定法	2	2		3	
	幼1種 は10 幼2種 は4	6	E ED322 調査研究法	2	(2)		3	
			E ED221 繼続観察実習	2	4		2	
			E EI131 保育・幼児教育制度論	2	2	◎	1	
		10	E EI231 保育内容総論	2	2	◎	2	
			E EI132 幼児の発達理解とカウンセリング・マインド	2	2	◎	1	
			E EI241 保育内容（音楽表現）	2	2		2	
		4	E EI242 保育内容（絵画造形）	2	2		2	* 幼1種は2科目必修 幼2種は1科目選択必修
			E EI243 保育内容（ことば）	2	2		2	
			E EI244 保育内容（人間関係）	2	2		2	
			E EI245 保育内容（環境）	2	2		2	
			E EI246 保育内容（健康）	2	2		2	
			E EI141 保育実践演習Ⅰ	1	(1)		1	
			E EI142 保育実践演習Ⅱ	1	(1)		1	
			E EI143 保育実践演習Ⅲ	1	(1)		1	
			E EI144 保育実践演習Ⅳ	1	(1)		1	
卒業論文	4	E ED499	卒業論文（幼小発達教育）	4		◎	4	

第10表

コース専門科目一覧（特別支援教育に関する科目）

【学校教育課程・障害児教育コース】

コ ー ス 等	要要求位数	科目番号	科 目 名	单 位	毎 週 時 数	必 修	履 修 年 次	備 考
					前 期			
障害児教育 コース	2	EEH101	特別支援教育総論Ⅰ	2	2	◎	1	
		EEH102	特別支援教育総論Ⅱ	2	2		1	
	8	EEH201	知的障害児心理学Ⅰ	2	2	◎	2	
		EEH202	知的障害児心理学Ⅱ	2	2	◎	2	
		EEH203	肢体不自由児心理学	2	2	◎	2	
		EEH204	病弱児心理学	2	2	◎	2	
		EEH205	病弱児者生理・病理学	2	(2)	◎	2	
	特支1種 小1種 26	EEH301	障害児心理学演習Ⅰ	2	2		3	
		EEH302	障害児心理学演習Ⅱ	2	2		3	
		EEH211	知的障害児教育課程論Ⅰ	2	2	◎	2	
	8	EEH212	知的障害児教育課程論Ⅱ	2	2	◎	2	
		EEH213	肢体不自由児教育課程論	2	2	◎	2	
		EEH214	病弱児指導法	2	2	◎	2	
		EEH215	障害児指導法	2	2	◎	2	
		EEH311	障害児教育学演習Ⅰ	2	2		3	
		EEH312	障害児教育学演習Ⅱ	2	2		3	
		EEH313	障害児教育研究法	1	3		3	
		EEH221	視覚障害児教育概論	1	(1)	◎	2	
	5	EEH222	聴覚障害児教育概論	1	(1)	◎	2	
		EEH223	特別支援教育と障害児福祉	2	2	◎	2	
		EEH224	重複障害児教育概論	1	2	◎	2	
		EEH321	障害児教育教材研究	1	2	◎	3	
		EEH225	特別支援教育コーディネーター概論	1	2	◎	2	
	3	EEH331	教育実習（特別支援学校） (事前・事後指導1単位含む。)	3		◎	3	
		EEH431	応用教育実習（特別支援学校）	3		◎	4	
卒 業 論 文	4	EEH499	卒業論文（障害児教育）	4		◎	4	

第11表

コース専門科目一覧

【学校教育課程・言語教育コース】

系	科 目 区 分	要 求 単位数	科 目 番 号	科 目 名	单 位	每週 時 数		必 選	履 修 年 次	備 考
						前 期	後 期			
国語教育系	国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	4	EEJ201	国語学概論 (音声言語及び文章表現を含む。)	2	2		◎	2	
			EEJ202	国語学演習 I	2	2			2	
			EEJ203	国語学演習 II	2		2		2	
			EEJ204	日本語史	2		2		2	
	国文学 (国文学史を含む。)	8	EEJ211	日本文学概論 (国文学史を含む。)	2	2		◎	2	
			EEJ212	日本古典文学史	2	2			2	
			EEJ213	古典文学演習 I	2	2			2	
			EEJ214	古典文学演習 II	2		2		2	
	漢文学	5	EEJ215	近代文学演習 I	2	2			2	
			EEJ216	近代文学演習 II	2		2		2	
			EEJ217	日本文学講読	2	2			2	
国語教育系	漢文学	10	EEJ221	漢文学概説	2		2	◎	2	
			EEJ222	漢文学講読 I	2	2			2	
			EEJ223	漢文学講読 II	2		2		2	
			EEJ224	漢文学演習 I	2	2			2	
			EEJ225	漢文学演習 II	2		2		2	
	書道 (書写を中心とする。)	10	EEJ231	書写演習 I	2	2		◎	2	
			EEJ232	書写演習 II	2		2		2	
			EEJ233	書法研究(漢字) I	2	2			2	÷ 2
			EEJ234	書法研究(仮名) II	2		2		2	÷ 2
			EEJ235	書学概論	2	(2)			2	÷ 2
国語教育系	書道史 「書論、鑑賞」	5	EEJ241	書道史	2	(2)			2	中学校免許の教科に関する科目(国語)としては使用できない
			EEJ242	書論研究	2		2		2	
			EEJ243	名跡研究	2		2		2	
	国語教育学	15	EEJ341	国語学研究法 I	2	2			3	※国語教育学に関する科目は、教科に関する科目としては使用できない。
			EEJ342	国語学研究法 II	2		2		3	
			EEJ343	国語学研究法 III	2	2			3	
			EEJ344	国語学研究法 IV	2		2		3	
			EEJ345	近代文学研究法 I	2	2			3	
			EEJ346	近代文学研究法 II	2		2		3	
			EEJ347	古典文学研究法 I	2	2			3	
			EEJ348	古典文学研究法 II	2		2		3	
			EEJ349	漢文学研究法 I	2	2			3	
			EEJ350	漢文学研究法 II	2		2		3	
			EEJ351	書写・書道研究法 I	2	2			3	

		EEJ352	書写・書道研究法Ⅱ	2	2	3		
		EEJ353	文学教育研究法Ⅰ	2	2	3		
		EEJ354	文学教育研究法Ⅱ	2	2	3		
		EEJ355	言語教育研究法Ⅰ	2	2	3		
		EEJ356	言語教育研究法Ⅱ	2	2	3		
中国言語文化		EEJ251	中国語学研究Ⅰ	2	2	2	※ 中国言語文化に関する科目は、教科に関する科目としては使用できない。	
日本語教育学		EEJ252	中国語学研究Ⅱ	2	2	2		
		EEJ261	社会言語学	2	2	2	※日本語教育学に関する科目は、教科に関する科目としては使用できない。	
		EEJ262	言語心理学	2	2	2	÷ 2	
		EEJ263	言語習得論	2	2	2	÷ 2	
		EEJ264	日本語教授法Ⅱ	2	2	2	÷ 2	
		EEJ361	日本語教育実習Ⅰ	2	2	3		
		EEJ362	日本語教育実習Ⅱ	2	2	3		
		EEJ161	日本語の文法	2	2	1	÷ 2	
		EEJ162	日本語の文字・表記・語彙	2	2	1	÷ 2	
		EEJ163	日本語の音声・音韻	2	2	1		
卒業論文	4	EEJ499	卒業論文(国語教育)	4		(◎)	4	
英語教育系	英 語 学	EEL201	言語学概論	2	2	(◎)	2	
		EEL301	英語学概論	2	2	3		
		EEL202	英語史概説	2	2	2		
		EEL203	英文法演習	2	2	2		
		EEL204	英語発音法	2	2	2		
		EEL205	英語学演習Ⅰ	2	2	2		
		EEL206	英語学演習Ⅱ	2	2	2		
	英 米 文 学	EEL211	イギリス文学史	2	2	2		
		EEL212	アメリカ文学史	2	2	2		
		EEL213	英米文学演習Ⅰ	2	2	2	* ┌ 1科目選択必修	
		EEL311	英米文学演習Ⅱ	2	2	3	* ┌	
		EEL312	英米文学講義	2	2	3		
	英語コミュニケーション	EEL214	英米文学講読Ⅰ	2	2	2		
		EEL215	英米文学講読Ⅱ	2	2	2		
		EEL221	英語ライティング演習	2	2	(◎)	2	
	異文化理解	EEL222	英語スピーチ演習	2	2	2		
		EEL223	英語会話	2	2	(◎)	2	
		EEL331	異文化理解Ⅰ	2	2	3	* ┌ 1科目選択必修	
		EEL332	異文化理解Ⅱ	2	2	3	* ┌	
		EEL333	異文化理解Ⅲ	2	2	3	* ┌	
	英語教育学	EEL334	異文化間コミュニケーション	2	2	3		
		EEL231	日英対照言語学	2	2	2		
		EEL241	英語教育の諸問題Ⅱ	2	2	2	÷ 2	※ 教科に関する科目(英語)としては使用できない
	卒業論文	EEL242	英語習得・早期英語教育研究	2	2	2	÷ 2	
		EEL341	英語教育研究法	2	2	3	÷ 2	
		EEL243	小学校英語教育法	2	2	2	÷ 3	

*日本語教員養成に必要な単位の取得方法は、「9その他の取得可能な教育職員免許状及び資格」を参照のこと。

第12表

コース専門科目一覧

【学校教育課程・生活社会教育コース】

系	科目区分	要 求 单 位 数	科目番号	科 目 名	单 位	每 週	時 数	必 選	履 修 年 次	備 考
						前 期	後 期			
社会 科 教 育 系	「法律学、 政治学」 「社会学、 経済学」 「哲学、 倫理学、 宗教学」	中1種 26 中2種 12	EES201	日本史概説	2	2	2	◎	2	
			EES202	日本史	2	2	2		2	
			EES203	日本史特殊講義	2	2	2		2	
			EES204	日本史演習I	2	2	2		2	
			EES205	日本史演習II	2	2	2		2	
			EES206	外国史概説	2	2	2	◎	2	
			EES207	西洋史	2	2	2		2	
			EES301	西洋史特殊講義	2	2	2		3	
			EES208	西洋史演習	2	2	2		2	
			EES209	東洋史	2	2	2		2	
			EES401	歴史学研究法	2	2	2		4	
			EES211	地理学概論 (地誌・自然地理を含む。)	2	2	2	◎	2	
			EES311	地理学演習	2	2	2		3	
			EES212	地誌学	2	2	2		2	
			EES213	地理学実験	1	2	2		2	
			EES214	自然環境学	2	2	2		2	
			EES312	臨地研究I	2	(2)	(2)		3	
			EES411	臨地研究II	2	(2)	(2)		4	
			EES221	法律学概説 (国際法を含む。)	2	2	2	◎	2	
			EES222	政治学概説 (国際政治を含む。)	2	(2)	(2)		2 ÷ 2	
			EES223	法律学講読I	2	2	2		2 ÷ 2	
			EES224	法律学講読II	2	2	2		2 ÷ 2	
			EES321	法律学演習I	2	2	2		3	
			EES421	法律学演習II	2	2	2		4	
			EES231	社会学概論	2	2	2		2 ÷ 2	
			EES232	社会調査法	2	2	2		2 ÷ 2	
			EES235	社会学演習	2	2	2		2	
			EES233	経済学概論(国際経済を含む。)	2	2	2	◎	2	
			EES234	経済学講読I	2	2	2		2	
			EES331	経済学講読II	2	2	2		3	
			EES332	経済学演習I	2	2	2		3	
			EES333	経済学演習II	2	2	2		3	
			EES241	哲学概論	2	2	2		2	*] 1科目選択必修
			EES242	倫理学概論	2	2	2		2	*]
			EES243	宗教学	2	(2)	(2)		2 ÷ 2	
			EES341	哲学倫理学演習I	2	2	2		3	
			EES342	哲学倫理学演習II	2	2	2		3	
			EES244	哲学倫理思想史	2	2	2		2	

社会科教育学		EES251	社会科教育学概論	2	2		2	※ 社会科教育学 に関する科目 は、教科に関 する科目とし ては使用でき ない
		EES252	社会科授業構成論	2	2		2	÷ 2
		EES253	社会科課程論	2	2		2	÷ 2
		EES351	社会科教育史	2	2		3	÷ 2
		EES352	比較社会科教育論	2	2		3	÷ 2
		EES353	社会科教育学研究法	2	2		3	
	卒業論文	4	EES499	卒業論文（社会科教育）	4		◎	4
家政教育系	家庭経営学 (家族関係学及び家庭経済学を含む。)	EEK201	家庭経営学概論(家族関係学及び家庭経済学を含む。)	2	2	◎	2	
		EEK202	生活学概論	2	2		2	
		EEK203	家庭経済学	2	2		2	中1種必修
		EEK204	家族関係論	2	2		2	
	被服学 (被服製作実習を含む。)	EEK211	衣生活論	2	2		2	中1種必修
		EEK311	被服科学	2	2		3	
		EEK212	被服学概論（被服製作実習を含む。）	2	4	◎	2	
		EEK312	被服科学実験	2	4		3	
		EEK313	衣文化論	2	2		3	
	食物学 (栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	EEK221	食物学概論（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	2	2	◎	2	
		EEK222	食品栄養学	2	2		2	
		EEK321	食生活論	2	2		3	
		EEK223	調理学実習	2	4		2	中1種必修
		EEK322	食物学実験	2	4		3	
	住居学	EEK231	住居学概論	2	2	◎	2	
		EEK232	住居設計・製図	2	4		2	中1種必修
		EEK331	住環境論	2	2		3	
		EEK332	住生活論	2	2		3	
		EEK333	住居学演習	2	2		3	
	保育学 (実習を含む。)	EEK241	保育学（実習及び家庭看護を含む。）	2	2	◎	2	
		EEK341	子ども文化論	2	2		3	
	家庭電気・機械及び情報処理	EEK151	家庭電気・機械	2	2		1	÷ 2 高等学校の免許を取得する場合に必要な科目
		EEK152	情報処理	2	2		1	÷ 2
	卒業論文	4	EEK499	卒業論文（家政教育）	4		◎	4

第13表

コース専門科目一覧

【学校教育課程・科学教育コース】

系	科 目 区 分	要 求 単位数	科 目 番 号	科 目 名	单 位	每 週 前 期	時 数 後 期	必 選	履 修 年 次	備 考
数学教育系	代 数 学	中1種 26 中2種 10	EEM101	線形代数学I	2	2			1	*] 1科目選択必修
			EEM102	線形代数学II	2	2			1	*
	幾 何 学		EEM201	群の構造	2	2			2	
			EEM301	代数的構造	2	2			3	
	解 析 学		EEM211	集合と写像	2	2		◎	2	
			EEM212	立体の幾何学	2	2			2	
			EEM311	曲面の幾何学	2	2			3	
	確 率 論・ 統 計 学		EEM121	微分積分学I	2	2			1	
			EEM122	微分積分学II	2	2			1	
	コンピュータ		EEM221	関数と数列	2	2		◎	2	
数学教育系	数学教育学	中1種 26 中2種 10	EEM222	微分方程式	2	2			2	
			EEM321	複素関数I	2	2			3	
			EEM322	複素関数II	2	2			3	
			EEM323	関数の空間	2	2			3	
	基礎・演習		EEM231	確率論	2	2		◎	2	
			EEM232	数理統計学	2	2			2	
	数学セミナー		EEM241	コンピュータ	2	2		◎	2	
	卒業論文	4	EEM451	数学教育認識論	2	2			4	※数学教育に関する科目は、教科に関する科目としては使用できない。
			EEM452	数学教育認識論演習	2	2			4	
理科教育系	物理学	中1種 26 中2種 12	EEM151	初等微分積分学I	2	2			1	※基礎・演習に関する科目は、教科に関する科目としては使用できない。
			EEM152	初等微分積分学II	2	2			1	
			EEM153	数学演習I	2	2			1	
			EEM154	数学演習II	2	2			1	
	物理学実験 (コンピュータ活用を含む)		EEM351	数学セミナーI	2	2			3	※数学セミナーに関する科目は、教科に関する科目としては使用できない。
			EEM352	数学セミナーII	2	2			3	
	物理学実験 (コンピュータ活用を含む)		EEM499	卒業論文(数学教育)	4			◎	4	
	物理学		EEN201	物理学一般	2	2		◎	2	
			EEN101	物理数学	2	2			1	
			EEN202	力学	2	2			2	*] 中1種 1科目選択必修
			EEN203	電磁気学	2	2			2	*
			EEN301	量子力学	2	2			3	*
			EEN302	熱力学	2	2			3	*
			EEN303	物理学セミナリーI	2	2			3	*] * 1
			EEN304	物理学セミナリーII	2	2			3	*
			EEN204	物理学実験I(コンピュータ活用を含む)	1	3		◎	2	
			EEN205	物理学実験II(コンピュータ活用を含む)	1	3			2	

化 学	EEN211	化学一般	2	2	◎	2		
	EEN212	有機化学	2	2	2	2	*]	中1種
	EEN213	無機化学	2	2	2	2	*]	1科目選択必修
	EEN311	化学セミナーI	2	2	3	3	*]	* 2
	EEN312	化学セミナーII	2	3	3	3	*	
	EEN214	化学実験I(コンピュータ活用を含む。)	1	3	◎	2		
	EEN215	化学実験II(コンピュータ活用を含む。)	1	3		2		
	EEN121	生物学一般	2	2	◎	1		
	EEN221	多様性生物論	2	2	2	2	*]	中1種
	EEN222	植物学	2	2	2	2	*]	1科目選択必修
生 物 学	EEN223	動物学	2	2	2	2	*]	
	EEN321	生物学セミナーI	2	2	3	3	*]	* 3
	EEN322	生物学セミナーII	2	2	3	3	*	
	EEN122	生物学実験I(コンピュータ活用を含む。)	1	3	◎	1		
	EEN123	生物学実験II(コンピュータ活用を含む。)	1	3		1		
	EEN224	野外生物学実習I	1	(2)	2	÷ 2		
	EEN323	野外生物学実習II	1	(2)	3	÷ 2		
	EEN131	地学一般	2	2	◎	1		
	EEN231	地球環境史	2	2	2	2	*]	中1種
	EEN232	地球変動学	2	2	2	2	*]	1科目選択必修
地 学	EEN331	地学セミナーI	2	2	3	3	*]	* 4
	EEN332	地学セミナーII	2	2	3	3	*	
	EEN132	地学実験I(コンピュータ活用を含む。)	1	3	◎	1		
	EEN133	地学実験II(コンピュータ活用を含む。)	1	3		1		
	EEN134	野外地学実習I	1	(2)	1			
	EEN233	野外地学実習II	1	(2)	2			
	EEC333	理科教育学実験	1	1		2	※	理科教育に関する
	EEN341	理科教育学セミナーI	2	2		3	*]	科目は、教科に関する
	EEN342	理科教育学セミナーII	2	2		3	*	科目としては使用できない。
卒業論文	4	EEN499	卒業論文(理科教育)	4	◎	4		
技術教育系	木材加工 (製図及び実習を含む。) 金属加工 (製図及び実習を含む。) 機械 (実習を含む。)	EET101	木材工学	2	2		1	
		EET201	木材加工実習	1	2	◎	2	
		EET202	木工設計製図	1	2	◎	2	
		EET211	金工設計製図	1	2	◎	2	
		EET111	金属工学	2	2		1	
		EET112	材料加工学	2	2		1	
		EET212	金属加工実習I	1	2	◎	2	
		EET213	金属加工実習II	1	2		2	
		EET221	機械工学I	2	2		2	
		EET222	機械工学II	2	2		2	

電 気 (実習を含む。)	EET131	電磁気学	2	2		2	1	
	EET132	電気回路	2	2		2	1	
	EET231	電子工学概論	2	2		2	2	
	EET232	電気応用概論	2	2		2	2	
	EET233	電気基礎実習	1	2		◎	2	
	EET331	電子工学実習	1	2			3	
裁 培 (実習を含む。)	EET241	栽培学 (実習を含む。)	2	2		◎	2	
情 報 と コン ピュータ (実習を含む。)	EET251	情報概論 I	2	2		2	2	
	EET252	情報概論 II	2	2		2	2	
	EET253	論理回路	2	2		2	2	
	EET254	計算機実習 I	1	2		◎	2	
	EET255	計算機実習 II	1	2		2	2	
	EET256	論理回路実習	1	2		2	2	
卒 業 論 文	4	EET499	卒業論文 (技術教育)	4		◎	4	

*理科教育系は、 * 1～* 5のうち1分野2科目選択必修

第14表

コース専門科目一覧

【学校教育課程・芸術身体教育コース】

系	科目区分	要 求 単位数	科 目 番 号	科 目 名	单 位	毎週 前 期	時 数 後 期	必 選	履修年次	備 考
音 楽 教 育 系	ソルフェージュ 声 楽 (合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)	EEU101 EEU201 EEU111 EEU112 EEU211 EEU212 EEU213 EEU113 EEU311	EEU101	ソルフェージュ基礎	2	2	2	◎	1	
			EEU201	ソルフェージュ実習	1	2		◎	2	
			EEU111	声楽研究 I	2	2	2		1	
			EEU112	声楽研究 II	2	2	2		1	
			EEU211	声楽実習 I (日本の伝統的な歌唱を含む。)	1	2		◎	2	
			EEU212	声楽実習 II	1		2	◎	2	
			EEU213	合唱 I	1		2	◎	2	
			EEU113	合唱 II	1		2		1	
			EEU311	声楽特別研究	2		2		3	
	器 楽 (合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)	EEU121 EEU122 EEU221 EEU222 EEU321 EEU322 EEU223 EEU224 EEU123 EEU124 EEU125 EEU323	EEU121	ピアノ演奏研究 I	2	2	2		1	
			EEU122	ピアノ演奏研究 II	2	2	2	◎	1	
			EEU221	ピアノ実習 I	1	2	2		2	
			EEU222	ピアノ実習 II	1		2		2	
			EEU321	ピアノアンサンブル I	1	2			3	
			EEU322	ピアノアンサンブル II	1		2	◎	3	
			EEU223	邦楽器実習	1		2	◎	2	
			EEU224	合奏法 (伴奏法を含む。)	1	2		◎	2	
	指 挥 法 音 楽 理 論、 作曲法 (編曲法を含む。) 及 び音楽史 (日本 の伝統音楽 及び諸民族の 音楽を含む。)	中1種 26 中2種 10	EEU123	管・弦・打楽器実習 I	1	(2)			1	÷ 2
			EEU124	管・弦・打楽器実習 II	1	(2)			1	
			EEU125	管・弦・打楽器実習 III	1		2		1	
			EEU323	ピアノ特別研究	2		2		3	
			EEU231	指揮法	1	(2)	◎		2	
			EEU141	作曲基礎演習 I	2	2	2		1	
			EEU142	作曲基礎演習 II	2	2	2		1	
			EEU241	音楽理論 I (作曲法及び編曲法を含む。)	1	2		◎	2	
			EEU242	音楽理論 II	1		2		2	
			EEU341	現代音楽研究	2		2	◎	3	
音 楽 総 合			EEU243	音楽史 I (日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	2		2		2	
			EEU342	音楽史 II	2	2			3	
			EEU244	日本伝統音楽研究	2		2		2	÷ 2
			EEU343	音楽学特別研究	2		2		3	
			EEU344	作曲特別研究	2		2		3	
			EEU245	楽曲分析	2		2		2	
卒 業 論 文		4	EEU151	音楽基礎研究	2	2			1	※教科に関する 科目としては 使用できない
			EEU152	民族芸能論	2	2			1	
美 術 教 育 系	絵 画 (映像メディア表現を含む。)	中1種 26	EEU451	歌唱芸術研究	2	2			4	
			EEU153	コンピュータ音楽研究	2	2			1	
		中2種 10	EEU251	鍵盤音楽演習	1		2		2	
			EEU151	卒業論文 (音楽教育)	4			◎	4	
			EEA201	ドローイング基礎	1	2			2	
		中2種 10	EEA202	造形計画演習 (映像メディア表現を含む。)	2	2		◎	2	
			EEA203	絵画表現	1	2			2	
			EEA204	版表現	1		2		2	
	彫 刻	EEA205	絵画理論		2		2		2	
		EEA211	彫塑		1	2		◎	2	
		EEA212	立体造形		1	2			2	
		EEA213	実材彫刻		1	2			2	
		EEA214	総合造形論		2		2		2	
		EEA215	彫刻理論		2	2			2	

デザイン（映像メディア表現を含む。）	EEA221	視覚伝達デザイン（映像メディア表現を含む。）	2	2	◎	2		
	EEA222	基礎構成	2	2		2		
	EEA223	図形科学	2	2		2		
	EEA224	プランニング	2	2		2		
	EEA225	環境デザイン	2	2		2		
工芸	EEA231	木材工芸	1	2	◎	2		
	EEA232	金属工芸	1	2		2		
	EEA233	ガラス工芸	1	2		2		
	EEA234	陶芸研究	2	2		2		
	EEA235	工芸文化論	2	2		2		
美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	EEA241	美術理論	2	2	◎◎	2		
	EEA242	美術史 I（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	2	2		2		
	EEA243	美術史 II	2	2		2		
	EEA244	芸術学研究	2	2		2		
卒業論文	4	EEA499	卒業論文（美術教育）	4		4		
保健体育系	体育実技	EEP101	体操	1	2	1	*	*印の付いた科目の中から2科目選択必修
		EEP102	陸上	1	2		*	
		EEP103	ネット型ボールゲーム	1	2		*	
		EEP104	ゴール型ボールゲーム I	1	2		*	
		EEP105	ゴール型ボールゲーム II	1	2		*	
		EEP106	ベースボール型ボールゲーム	1	2		*	
		EEP107	ダンス	1	2		*	
		EEP108	ウィンタースポーツ	1	(2)		*	
		EEP109	キャンプ実習	1	(2)		*	
		EEP110	レクリエーション	1	2		*	
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）	EEP111	武道	1	2	1	*	1科目選択必修	
	EEP112	水泳	1	(2)		*		
	EEP301	運動指導法実習 I	1	(2)		3	*印の付いた科目の中から2科目選択必修	
	EEP302	運動指導法実習 II	1	(2)		3		
	EEP211	体育原理	2	2		2		
生理学（運動生理学を含む。）	EEP212	体育経営管理学	2	2	2	÷ 2	*印の付いた科目の中から2科目選択必修	
	EEP213	体育社会学	2	2		2		
	EEP214	体育心理学	2	2		2		
	EEP215	体育心理学演習	2	2		2		
	EEP216	運動学（運動方法学と体育心理学を含む。）	2	2		2		
衛生学及び公衆衛生学	EEP217	運動学演習	2	2	◎	2	1科目選択必修	
	EEP121	解剖・人体生理学 I	2	2		1		
	EEP122	解剖・人体生理学 II	2	2		1		
	EEP221	運動生理学	2	2		2		
	EEP222	運動生理学演習	2	2		2		
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	EEP223	栄養学	2	2		2		
	EEP231	衛生学（公衆衛生学を含む。）	2	2	◎	2	※教科に関する科目としては使用できない	
	EEP241	学校保健管理（小児保健・学校安全・精神保健を含む。）	2	2		2		
	EEP141	健康・体力診断実習 I	1	(2)		1		
	EEP142	健康・体力診断実習 II	1	(2)		1		
保健体育教育学	生涯スポーツ概論	EEP151	生涯スポーツ概論	2	2	1	※教科に関する科目としては使用できない	
		EEP152	生涯スポーツ指導論	2	2			
		EEP153	サッカーコーチング	1	(2)			
		EEP251	体力診断理論（健康調査法を含む。）	2	2			
		EEP252	コーチ学	2	2			
		EEP253	運動処方概論	2	2			
		EEP254	スポーツプログラミング理論及び演習	2	2			
		EEP255	スポーツ・健康相談基礎理論及び演習	2	2			
		EEP256	健康づくりと運動実践	2	(2)			
		EEP257	生活習慣病の基礎	2	2			
		EEP258	スポーツトレーニング論	2	2			
		EEP259	運動処方実習	2	2			
		EEP260	スポーツトレーニング法	2	2			
		EEP261	スポーツ医学（健康管理概論を含む。）	2	(2)			
		EEP351	社会体育実習	2	(4)			

プレリミナリー	2	EEP399	保健体育科研究法	2	2	◎	3	※教科に関する科目としては使用できない
卒業論文	4	EEP499	卒業論文（保健体育）	4	4	◎	4	

細則1 インターンシップに関する細則

(総 則)

第1条 本学部履修規程第13条に定めるインターンシップの履修、単位認定及びその他に関しては、この細則の定めるところによる。

(事前・事後指導)

第2条 インターンシップを履修するためには、インターンシップ前に、インターンシップオリエンテーション等の事前指導を受講しなければならない。

2 インターンシップ後に行われる事後指導を受けなければならない。

(申告日)

第3条 インターンシップの履修申告日は、学部長が指定した日とする。

(皆勤の原則)

第4条 事前・事後指導及びインターンシップについては、予定されたすべての日程に出席しなければならない。

(単位の認定)

第5条 単位の認定は、インターンシップ受入先によるインターンシップの評価等にもとづいて、教育学部が行う。

(その他)

第6条 インターンシップの履修を申告する際には、申告者の所属する講座主任の承認を必要とする。

附 則

この細則は平成28年4月1日から施行する。

細則2 教育実習に関する細則

(総 則)

第1条 本学部履修規程第14条に定める教育実習の履修、単位認定及びその他に関しては、この細則の定めるところによる。

(履修要件)

第2条 教育実習を履修するためには、実習当該年次において下記の科目及び単位を修得もしくは受講中であることを原則とする。

1 小学校教育実習（小学校教諭1種免許取得者）

第二欄	現代教職論	2単位
第三欄	生涯発達教育心理学 児童期心理学	2単位
第四欄	授業分析論 初等国語科教育学（書写を含む。） 初等社会科教育学 初等数学科教育学 初等理科教育学 初等音楽科教育学 初等図画工作科教育学 初等体育科教育学 初等家庭科教育法 初等生活科教育学	2単位 6単位

2 中学校教育実習（中学校教諭1種免許取得者）

第二欄	現代教職論	2単位
第三欄	生涯発達教育心理学 青年期心理学	2単位
第四欄	授業分析論 中等英語科教育法 英語教育の諸問題Ⅰ（指導法） 英語教育教材・教具論 英語授業研究 中等国語科教育法Ⅰ 中等国語科教育法Ⅱ 中等国語科教育法Ⅲ 国語科実践史演習Ⅰ 国語科実践史演習Ⅱ 国語科授業開発演習Ⅰ 国語科授業開発演習Ⅱ 中等社会科教育法Ⅰ 中等社会科教育法Ⅱ 中等社会・地理歴史教育法 中等社会・公民教育法 中等数学科教育法Ⅰ 中等数学科教育法Ⅱ 中等数学科教育法Ⅲ 数学教育学習論 数学教育課程論 中等理科教育法 理科教育教材研究Ⅰ 理科教育教材研究Ⅱ 理科教育学原論 理科教育課程論 理科教育学実験	2単位 該当する 教科の指 導法を各 6単位

理科教育教材・教具論
中等音楽科教育法 I
中等音楽科教育法 II
音楽科教育研究 I
音楽科教育研究 II
美術科教育法総論 I
美術科教育法総論 II
美術科教育法各論 I
美術科教育法各論 II
中等保健体育科教育法 I
中等保健体育科教育法 II
保健体育科教育法 I
保健体育科教育法 II
中等家庭科教育法第一
中等家庭科教育法第二
中等家庭科授業研究 I
中等家庭科授業研究 II
家庭科教育学 I
家庭科教育学 II
中等技術科教育法 I
中等技術科教育法 II
中等技術科教育演習 I
中等技術科教育演習 II

3 特別支援学校教育実習（特別支援学校教諭 1 種免許取得者）

第一欄	特別支援教育総論 I 特別支援教育総論 II	2 単位
第二欄	知的障害児心理学 I 知的障害児心理学 II 肢体不自由児心理学 病弱児心理学 病弱児者生理・病理学 障害児心理学演習 I 障害児心理学演習 II 知的障害児教育課程論 I 知的障害児教育課程論 II 肢体不自由児教育課程論 病弱児指導法 障害児指導法 障害児教育学演習 I 障害児教育学演習 II 障害児教育研究法	4 単位
第三欄	視覚障害児教育概論 聴覚障害児教育概論 特別支援教育と障害児福祉 重複障害児教育概論 障害児教育教材研究 特別支援教育コーディネーター概論	4 単位

4 幼稚園教育実習（幼稚園教諭 1 種取得者）

第二欄	現代教職論	2 単位
第三欄	生涯発達教育心理学 児童期心理学	2 単位
第四欄	保育内容総論	2 単位
	保育内容（音楽表現）	4 単位
	保育内容（絵画造形）	
	保育内容（ことば）	
	保育内容（環境）	
	保育内容（人間関係）	
	保育内容（健康）	
	保育実践演習 I	
	保育実践演習 II	
	保育実践演習 III	
	保育実践演習 IV	

（事前・事後指導）

第3条 教育実習を履修するためには、教育実習前に、教育実習オリエンテーション、観察・授業設計論等の事前指導のうち、指定されたものを受講しなければならない。

2 研究授業終了後の指導及び実習後に行われる事後指導については、指定されたものを受講しなければならない。

（申告日）

第4条 教育実習の履修申告日は、学部長が指定した日とする。

（皆勤の原則）

第5条 事前・事後指導及び教育実習については、予定されたすべての日程に出席しなければならない。

（単位の認定）

第6条 単位の認定は、実習校による教育実習の評価等にもとづいて、本学部が行う。

（その他）

第7条 副免の教育実習の履修年次は原則として4年次とする。

2 教育実習の履修を申告する際には、申告者の所属するコース代表又は指導教員の承認を必要とする。

附 則

この細則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

細則3 卒業論文等に関する細則

(総 則)

第1条 本学部履修規程第15条に定める卒業論文等の履修、その他に関しては、この細則の定めるところによる。

(履 修)

第2条 卒業論文の履修中に、学則第32条第1項及び第2項の規定により休学する者は、あらかじめ指導教員及び学部長の承認を経て期間を延長することができる。

2 その期間の延長は、翌年度の学期または学年の終わりまでとする。

(履修条件)

第3条 卒業論文等の履修申告をするためには履修規程第20条に要求する単位のうち80単位以上を修得していることを原則とする。

(指導教員)

第4条 卒業論文等の指導教員は原則として本学部教授・准教授・講師とする。

2 必要に応じて本学部の教員を複数指導教員として加えることができる。

3 特別な場合、前項に加えて、教授会の承認を経て、他学部等（保健管理センター等を含む。）の教員も複数指導教員として加えることができる。

(申告日)

第5条 卒業論文等の指導教員および研究題目の履修申告を毎年5月10日から5月12日に行うこととする。

2 期間中に休日がある場合は、その日数分申告日を延長する。

3 外国の大学へ留学中で、第5条の1項に定めた申告日に直接手続きができない者は、留学中論文指導を行う教員を通じて履修の手続きを行うことができる。

(申告変更)

第6条 卒業論文等の研究題目の変更の申告を毎年12月1日に指導教員の指導のもとに行うことができる。

2 当日が休日の場合は翌日を申告日とする。

3 外国の大学へ留学中で、第6条の1項に定めた変更日に直接手続きができない者は、留学中論文指導を行う教員を通じて研究題目の変更の手続きを行うことができる。

(提出期間及び提出方法)

第7条 卒業論文等の提出日は次のとおりとする。

(1) 前期提出の場合、毎年8月28日から8月31日。

(2) 別表に定める「Aグループ」の学生は、毎年1月17日から1月20日。

(3) 別表に定める「Bグループ」の学生は、毎年1月28日から1月31日。

2 卒業論文等の提出物は教務グループが、前項で定めた日に、指定された時間内に受理する。

3 期間中に休日がある場合は、その日数分提出期間を延長する。

4 卒業論文等の提出物は、指定された場所に原則として本人が提出する。

グループ	課 程	コ ー ス
A グループ	学校教育課程	幼小発達教育コース 言語教育コース
B グループ	学校教育課程	障害児教育コース 生活社会教育コース 科学教育コース 芸術身体教育コース

(その他)

第8条 卒業論文等の内容・評価等に関しては各課程・コースで定める。

附 則

- 1 この細則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 当分の間、第 7 条 2 項に述べる受理の時間は、9 時から 12 時まで、および、13 時から 17 時までの間とする。

細則4 履修申告に関する細則

(総 則)

第1条 本学部履修規程第 16 条に定める履修申告に関しては、この細則の定めるところによる。

(申告方法)

第2条 履修申告は、学期の始めの指定された期間に、行うものとする。

第3条 集中講義による科目の履修は、前条の規定にかかわらず、その都度、「履修申告票」によって行うものとする。

第4条 履修規程第 5 条の開放科目及び履修規程第 12 条第 1 項の他学部の専門科目の履修以外に、「工学部の授業科目聴講願」により、工学部の専門科目を履修することができる。

- 2 教育実習と二重申告になる場合はこれを認めない。

(申告の確認)

第5条 第 2 条により履修申告した者は「履修登録一覧表」を受理して、申告内容を確認するものとする。

- 2 前項の「履修登録一覧表」に登録されていない授業科目については、履修を認めない。

(申告の修正)

第6条 履修申告の修正は、専門科目に限り申告に誤りがあった場合又は履修しようとする授業科目を変更したい場合に、指定された期間内に限り行うことができる。なお、全学共通教育科目については、特別な事情がある場合を除き修正は認めない。

- 2 履修人員の偏り、対象学年の相違等の理由により、授業担当教員から申告の修正を指示された者は、当該授業科目の履修申告を修正しなければならない。

(申告の特別措置)

第7条 外国の大学に留学していたため、第 2 条の手続きができなかった者は、学部長の承認を受けて、留学前に履修申告した科目を、帰国後、引き続いて履修することができる。

附 則

この細則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

細則5 追試験に関する細則

(総 則)

第1条 本学部履修規程第19条に定める追試験に関しては、この細則の定めるところによる。

(定 義)

第2条 追試験とは、卒業期にあって受験資格のある者が、定期試験を受験できなかった場合、その原因が不可抗力であることを認定されたときに限り、卒業に必要な科目について、特に受験の機会を与えることをいう。

(取 扱)

第3条 追試験の評価は原則として20%を減ずるものとする。

附 則

この細則は平成28年4月1日から施行する。

卒業要件の単位に含めることができる他学部の専門科目・履修方法

(教育学部履修規程第12条関係)

1. 卒業要件の単位に含めることができる他学部の専門科目は、各課程ごとに下表に決められた科目とする。
2. 修得できる単位数は8単位以内とする。
3. 修得した単位は、学校教育課程科学教育コース（技術教育系）が第1表の自由選択科目に、充てるものとする。
4. 履修方法は、細則4履修申告に関する細則に準ずる。

卒業要件の単位に含めることができる他学部の専門科目一覧

課 程 名	科目番号	科 目 名	单 位	毎週時数		履修年次	備 考
				前 期	後 期		
学 校 教 育 課 程		科学教育コース（技術教育系）においては、担当教員が認めた他学部の専門科目					

2 教育学部組織

課 程	コ ー ス
学校教育課程	幼小発達教育コース
	障害児教育コース
	言語教育コース
	生活社会教育コース
	科学教育コース
	芸術身体教育コース

3 卒業に要する最低修得単位数

学校教育課程における卒業に要する最低修得単位数は、次のとおりとする。

区分	課程	学 校 教 育 課 程			
		幼小発達教育コース		障害児教育コース	言語教育コース
					国語教育系 英語教育系
全学共通教育科目	人間形成科目部門	4	32	4	4
	英語	6		6	6
	未習外国語	4		4	4
	英語・未習外国語	2		2	2
	教養教育科目部門（注1）	10		10	10
	自発的教養科目部門				
	選択科目（全学共通教育科目）	6		6	6
専門科目	学部共通基礎科目	6	100	6	6
	学部共通啓発科目	8		6	8
	学部共通専門科目	25		25	25
	学部専門教職科目	29・23		26	31・29
	コース専門科目				94 ・ 102
	専門に関する科目（注2）	18・24		26	10・26
	小学校の教科に関する科目	10		10	10・4
	卒業論文	4		4	4
選択科目（全学共通教育科目・専門科目）		4		1	10・2
総 単 位 数				136	

(注1) 日本国憲法（2単位）必須

(注2) 言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コースにおいては選択する「系」の専門に関する科目。

(注3) 学部専門教職科目・コース専門科目・選択科目欄において、左は「小1種・中2種」又は「小1種・幼2種」の免許を取得する者、右は「中1種・小2種」又は「幼1種・小2種」の免許を取得する者の単位数。また、合計欄において上は「小1種・中2種」の免許を取得する者、下は「中1種・小2種」の免許を取得する者の単位数となる。

(注4) 全学共通教育科目の詳細については、「山梨大学全学共通教育科目等履修規程」を参照すること。

(注5) 専門科目の詳細については、教育学部履修規程の別表第1表から第14表を参照すること。

学 校 教 育 課 程										
生活社会教育コース				科学教育コース			芸術身体教育コース			
社会科教育系		家政教育系		数学教育系 技術教育系		理科教育系		音楽教育系 美術教育系		保健体育系
4	32	4	32	4	32	4	32	4	32	4
6		6		6		6		6		6
4		4		4		4		4		4
2		2		2		2		2		2
10		10		10		10		10		10
6		6		6		6		6		6
6	96 · 102	6	94 · 102	6	94 · 102	6	94 · 100	6	94 · 102	6
8		8		8		8		8		8
25		25		25		23		25		25
31 · 29		31 · 29		31 · 29		31 · 29		31 · 29		31 · 29
12 · 26		10 · 26		10 · 26		12 · 26		10 · 26		12 · 28
10 · 4		10 · 4		10 · 4		10 · 4		10 · 4		10 · 4
4		4		4		4		4		4
8 · 2	10 · 2		10 · 2		10 · 4		10 · 2		8 · 0	

4 取得できる学位及び教育職員免許状

卒業要件を充たした者は下記の学位及び教育職員免許状（主免）の取得資格を得ることができる。

課 程	コ ー ス	学 位	取 得 免 許 状
学校教育課程	幼小発達教育コース	学 士 (教育)	小学校教諭1種免許状及び 幼稚園教諭2種免許状 又は 幼稚園教諭1種免許状及び 小学校教諭2種免許状
	障害児教育コース		特別支援学校教諭1種免許状 及び 小学校教諭1種免許状
	言語教育コース 生活社会教育コース 科学教育コース 芸術身体教育コース		小学校教諭1種免許状及び 中学校教諭2種免許状 又は 中学校教諭1種免許状及び 小学校教諭2種免許状 (中学校教諭の免許状は、所属コースの1教科)

5 科目一覧の見方について

- 1 「要求単位数」とは、該当する科目群のうちから修得しなければならない最低の単位数を示す。
- 2 「科目番号」とは、科目名につけられた番号である。科目名が同一であっても科目番号が異なるものは、異なる科目を表す。したがって、履修単位の内容は科目番号によって区別され処理される。
- 3 科目名に第一、第二の付されている科目は、順序指定のある科目であることを示す。
- 4 毎週時間数欄にカッコをつけた字数(1)、(2)などは、集中講義を示し（ ）内の数字は(1)を15時間とする。
集中講義を行う時期は、予め掲示等によって告知する。
- 5 必修科目には○印を付けてある。
- 6 履修年次には、履修可能な最初の年次を示すが、科目によっては人員、設備等の関係で年次を限定することがある。
- 7 備考欄の、×2は同一学期に2クラス開講するものを、÷2は隔年に開講するものを示し、以下これに準ずる。

6 履修規程と開講授業科目との関係

- 1 開講授業科目は、履修規程の科目一覧の中の科目より、年度毎に決められている。
- 2 開講授業科目及び時間割一覧の科目番号（時間割番号）の読み方について
 - (1) (1～6桁の番号) 科目番号
 - (2) (7桁目のA B C) 同一番号の科目であっても期間によって講義内容を全く異なるものについては、これを別の単位として認める。この場合の科目名及び科目番号の7桁目にアルファベットを付して明示する。
 - (3) (8桁目のA B C) 同一番号の科目が同じ年度内に2クラス以上開講される科目には、科目番号の8桁目にアルファベットを付して明示する。この場合これらは同一科目であるから、重複して単位を修得することはできない。

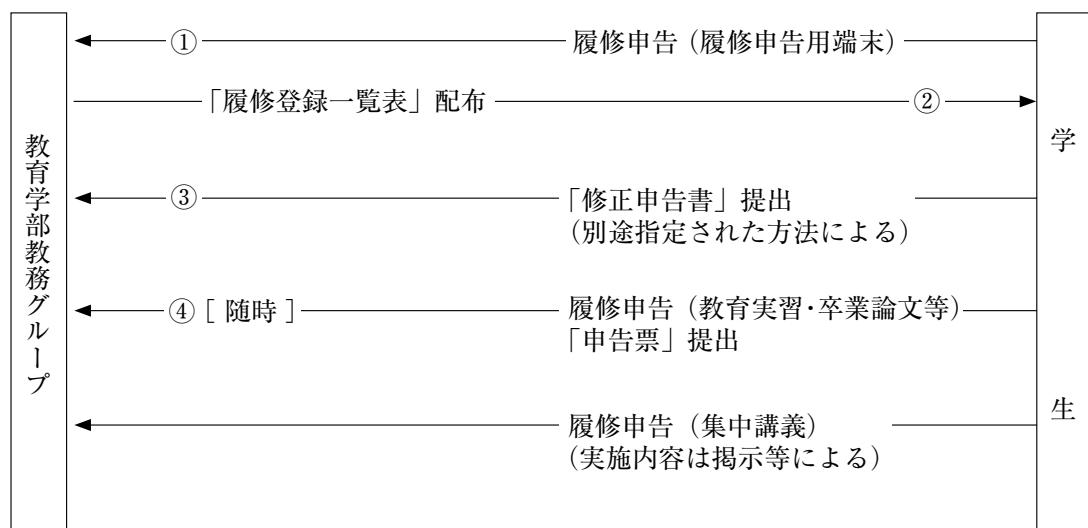
7 教育学部履修申告手続

授業科目の履修方法については、履修規程及び履修申告に関する細則に定められているとおりであるが、その手続き等については、下記のとおりとする。

1 履修申告

履修申告とは、授業科目を履修し、単位を修得するために授業科目の登録を行うことをいう。この手続きが正しく行われないと、授業及び試験等を受けても単位は与えられないので、十分注意すること。

2 履修申告の手続



3 履修申告上の注意事項

- (注1) 上記①～③の期日については、学期のはじめにその都度掲示により指示する。
特別の事情がある場合を除き、指定された日以外は行わない。
- (注2) ④の教育実習・卒業論文等の履修申告は随時掲示により指示する。
- (注3) 集中講義の履修申告は、その都度各授業科目ごとに指定された期限内に教育学部教務グループ窓口にて受け付ける。

4 単位の取得方法

上記手続きにより、「履修登録一覧表」に記載された授業科目を受講し、試験等を受け、合格したものについて単位が与えられる。

5 試験の合否

履修申告した授業科目の試験の成績は、「修得単位通知書」により、次学期の履修申告日までに本人に通知するが、通知方法については、その都度掲示等により指示する。

なお、教育学部教務グループにおいては、学生個人に対する成績の発表は、一切行わない。

8 教育学部教育職員免許状履修基準

学校教育課程の学生が小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・幼稚園の教育職員免許状を取得する場合の履修方法は、次のとおりとする。

目 次

【小学校教諭普通免許状】

(教職に関する科目)	110
(教科に関する科目)	111

【中学校教諭普通免許状】

(教職に関する科目)	
国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語	111
(教科に関する科目)	
国語.....	113
社会.....	113
数学.....	114
理科.....	114
音楽.....	115
美術.....	116
保健体育.....	117
技術.....	117
家庭.....	118
英語.....	118

【高等学校教諭普通免許状】

(教職に関する科目)	
国語、書道、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、英語.....	120
(教科に関する科目)	
国語.....	121
書道.....	122
地理歴史.....	122
公民.....	123
数学.....	123
理科.....	124
音楽.....	125
美術.....	126
保健体育.....	126
家庭.....	127
英語.....	127

【幼稚園教諭普通免許状】

(教職に関する科目)	129
(教科に関する科目)	130

【特別支援学校教諭 1 種免許状（知的障害者）（肢体不自由者）（病弱者）】

【小学校教諭普通免許状】

教職に関する科目		要 求 単位数	科 目 番 号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割	2	EEC141	現代教職論	2	◎	
	・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）						
	・進路選択に資する各種の機会の提供等						
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	1種8 又は 10	EEC117	教育学概論	2	□	1科目選択必修 1種は必修
	・教育の現在(教育原理を含む。)		EEC142	教育の現在(教育原理を含む。)	4		
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)		EEC103	生涯発達教育心理学	2	◎	
	・児童期心理学		EEC143	児童期心理学	2		
教育課程及び指導法に関する科目	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	2種6 又は 8	EEC421	学校制度・経営論	2	◎	
	・教育課程の意義及び編成の方法		EEC231	教育課程臨床論	2	◎	
	・各教科の指導法		EEC151	初等国語科教育学(書写を含む。)	2	◎	1種は必修の9科目を修得すること。 2種は音・図・体のうち、2教科を含み6教科以上、合計12単位以上修得すること。
			EEC152	初等社会科教育学	2	◎	
			EEC153	初等数学科教育学	2	◎	
			EEC154	初等理科教育学	2	◎	
			EEC155	初等音楽科教育学	2	◎	
			EEC156	初等図画工作科教育学	2	◎	
			EEC157	初等体育科教育学	2	◎	
			EEC158	初等家庭科教育法	2	◎	
			EEC159	初等生活科教育学	2	◎	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・道徳の指導法	1種 26	EEC144	道徳教育研究	2	◎	
	・特別活動の指導法		EEC233	特別活動論	2	◎	
	・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		EEC232	授業分析論	2	◎	
			EEC234	学校臨床心理学 (生徒指導・進路指導を含む。)	2	□	1科目選択必修
	・進路指導の理論及び方法		EEC211	学校実践心理学 (生徒指導・進路指導を含む。)	2		
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	4	EEC235	学校教育相談論	2	◎	
教育実習		6	EEC341 EEC344 EEC433 EEC282 EEC347	小学校教育実習 小学校教育実習 応用教育実習(小学校) 授業設計論(事前指導) 授業実践論(事後指導)	4 3 3 1 1	◎ ◎	1科目選択必修
教職実践演習		2	EEC437	教職実践演習(教諭)	2	◎	

* EEC344 小学校教育実習の実習の単位を取得した場合は、幼稚園または中学校の実習の単位を1単位振り替えて教育実習の単位に含むことができる。

【小学校教諭普通免許状】

教科に関する科目	要 求 単位数	科 目 番 号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
国 語 (書写を含む。)	1種	EEC160	国語科内容論 (書写1単位を含む。)	2		1種は、国・社から2単位、算・理から2単位、音・体から2単位、図・家・生から2単位を修得すること。
社 会	8	EEC161	社会科内容論	2		
算 数		EEC162	算数科内容論	2		
理 科	2種 4	EEC163	理科内容論	2		
音 楽		EEC164	音楽科内容論	2		
体 育		EEC165	体育科内容論	2		
図 画 工 作		EEC166	図画工作科内容論	2		
家 庭		EEC167	家庭科内容論	2		2種は、9教科の中から4単位を修得すること。
生 活		EEC168	生活科内容論	2		

* 1種は、要求単位数を満たし合計単位数が59単位に満たない場合は、さらに教職に関する科目及び教科に関する科目の中から1単位以上を修得すること。

【中学校教諭普通免許状】

教職に関する科目		要 求 単位数	科 目 番 号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
教職の意義等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等 	2	EEC141	現代教職論	2	◎	
教育の基礎理論に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 	1種 8 又は 10 2種 6 又は 8	EEC117 EEC142 EEC103 EEC118 EEC421	教育学概論 教育の現在（教育原理含む。） 生涯発達教育心理学 青年期心理学 学校制度・経営論	2 4 2 2 2	◎	□ 1科目選択必修 1種は必修
教育課程及び指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の意義及び編成の方法 ・各教科の指導法 	1種 14 2種 10 又は 12	EEC212 EEC241 EEC242 EEC243 EEC244 EEC245 EEC246 EEC247 EEC248 EEC249 EEC250 EEC251 EEC252 EEC253 EEC254 EEC255 EEC256 EEC257 EEC258 EEC331 EEC332	教育課程と学力形成 中等英語科教育法 英語教育の諸問題Ⅰ（指導法） 英語教育教材・教具論 英語授業研究 中等国語科教育法Ⅰ 中等国語科教育法Ⅱ 中等国語科教育法Ⅲ 国語科実践史演習Ⅰ 国語科実践史演習Ⅱ 国語科授業開発演習Ⅰ 国語科授業開発演習Ⅱ 中等社会科教育法Ⅰ 中等社会科教育法Ⅱ 中等社会・地理歴史教育法 中等社会・公民教育法 中等数学科教育法Ⅰ 中等数学科教育法Ⅱ 中等数学科教育法Ⅲ 数学教育学習論 数学教育課程論	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	◎	各教科ごとの該当科目を修得すること。 * 1種は、必修 * 1種は、必修 * 1種は、必修 * 1種は、必修 1種は、2科目選択必修 1種は、3科目必修 2種は、1科目選択必修

		EEC259 EEC260 EEC261 EEC431 EEC432 EEC333 EEC262	中等理科教育法 理科教育教材研究 I 理科教育教材研究 II 理科教育学原論 理科教育課程論 理科教育学実験 理科教育教材・教具論	2 2 2 2 2 1 2	◎	* 1種は、必修 * 1種は、必修
		EEC263 EEC264 EEC265 EEC266	中等音楽科教育法 I 中等音楽科教育法 II 音楽科教育研究 I 音楽科教育研究 II	2 2 2 2	◎	□ 1種は、2科目選択必修
		EEC267 EEC268 EEC269 EEC270	美術科教育法総論 I 美術科教育法総論 II 美術科教育法各論 I 美術科教育法各論 II	2 2 2 2	◎	* 1種は、必修 * 1種は、必修
		EEC271 EEC272 EEC273 EEC274	中等保健体育科教育法 I 中等保健体育科教育法 II 保健体育科教育法 I 保健体育科教育法 II	2 2 2 2	◎	* 1種は、必修 * 1種は、必修
		EEC275 EEC276 EEC277 EEC334 EEC335 EEC336	中等家庭科教育法第一 中等家庭科教育法第二 中等家庭科授業研究 I 中等家庭科授業研究 II 家庭科教育学 I 家庭科教育学 II	2 2 2 2 2 2	◎	* 1種は、必修 □ 1種は、1科目選択必修
		EEC278 EEC279 EEC337 EEC338	中等技術科教育法 I 中等技術科教育法 II 中等技術科教育演習 I 中等技術科教育演習 II	2 2 2 2	◎	□ 1種は、2科目必修
	・道徳の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術（情報機器及び教育の活用を含む。）	EEC144 EEC233 EEC232	道徳教育研究 特別活動論 授業分析論	2 2 2	◎	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	4	EEC234 EEC211 EEC235	学校臨床心理学 (生徒指導・進路指導を含む。) 学校実践心理学 (生徒指導・進路指導を含む。) 学校教育相談論	2 2 2	□ 1科目選択必修
教育実習		6	EEC342 EEC345 EEC434 EEC282 EEC347	中・高等学校教育実習 中・高等学校教育実習 応用教育実習（中学校） 授業設計論（事前指導） 授業実践論（事後指導）	4 3 3 1 1	□ 1科目選択必修
教職実践演習		2	EEC437	教職実践演習（教諭）	2	◎

* EEC345 中・高等学校教育実習の実習の単位を取得した場合は、幼稚園または小学校の実習の単位を1単位振り替えて教育実習の単位に含むことができる。

中学校教諭普通免許状（国語）

教科に関する科目	要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
国 語 学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	中1種 20	EEJ201 EEJ202 EEJ203 EEJ204	国語学概論 (音声言語及び文章表現を含む。) 国語学演習 I 国語学演習 II 日本語史	2 2 2 2	◎	
国 文 学 (国文学史を含む。)	中2種 10	EEJ211 EEJ212 EEJ213 EEJ214 EEJ215 EEJ216 EEJ217	日本文学概論（国文学史を含む。） 日本古典文学史 古典文学演習 I 古典文学演習 II 近代文学演習 I 近代文学演習 II 日本文学講読	2 2 2 2 2 2 2	◎	
漢 文 学		EEJ221 EEJ222 EEJ223 EEJ224 EEJ225	漢文学概説 漢文学講読 I 漢文学講読 II 漢文学演習 I 漢文学演習 II	2 2 2 2 2	◎	
書 道 (書写を中心とする。)		EEJ231 EEJ232 EEJ233 EEJ234 EEJ235	書写演習 I 書写演習 II 書法研究（漢字） I 書法研究（仮名） II 書学概論	2 2 2 2 2	◎	

* 1種は、要求単位数を満たし合計単位数が59単位に満たない場合は、さらに教職に関する科目及び教科に関する科目の中から1単位以上を修得すること。

中学校教諭普通免許状（社会）

教科に関する科目	要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
日本史及び外国史	中1種 20	EES201 EES202 EES203	日本史概説 日本史 日本史特殊講義	2 2 2	◎	
	中2種 12	EES204 EES205 EES206 EES207 EES301 EES208 EES209 EES401	日本史演習 I 日本史演習 II 外国史概説 西洋史 西洋史特殊講義 西洋史演習 東洋史 歴史学研究法	2 2 2 2 2 2 2 2	◎	
地理学 (地誌を含む。)		EES211 EES311 EES212 EES213 EES214 EES312 EES411	地理学概論（地誌・自然地理を含む。） 地理学演習 地誌学 地理学実験 自然環境学 臨地研究 I 臨地研究 II	2 2 2 1 2 2 2	◎	
「法律学、政治学」		EES221 EES222 EES223 EES224 EES321 EES421	法律学概説（国際法を含む。） 政治学概説（国際政治を含む。） 法律学講読 I 法律学講読 II 法律学演習 I 法律学演習 II	2 2 2 2 2 2	◎	
「社会学、経済学」		EES231 EES232 EES235	社会学概論 社会調査法 社会学演習	2 2 2		

	EES233	経済学概論（国際経済を含む。）	2	◎	
	EES234	経済学講読Ⅰ	2		
	EES331	経済学講読Ⅱ	2		
	EES332	経済学演習Ⅰ	2		
	EES333	経済学演習Ⅱ	2		
「哲学、倫理学、宗教学」	EES241	哲学概論	2		<input type="checkbox"/> 1科目選択必修
	EES242	倫理学概論	2		
	EES243	宗教学	2		
	EES341	哲学倫理学演習Ⅰ	2		
	EES342	哲学倫理学演習Ⅱ	2		
	EES244	哲学倫理思想史	2		

* 1種は、要求単位数を満たし合計単位数が59単位に満たない場合は、さらに教職に関する科目及び教科に関する科目の中から1単位以上を修得すること。

中学校教諭普通免許状（数学）

教科に関する科目	要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単位	必 選	備 考
代 数 学	中1種 20	EEM101	線形代数学Ⅰ	2	◎	
		EEM102	線形代数学Ⅱ	2		
	中2種 10	EEM201	群の構造	2		
		EEM301	代数的構造	2		
幾 何 学	10	EEM211	集合と写像	2	◎	
		EEM212	立体の幾何学	2		
		EEM311	曲面の幾何学	2		
解 析 学	10	EEM121	微分積分学Ⅰ	2		
		EEM122	微分積分学Ⅱ	2		
		EEM221	関数と数列	2	◎	
		EEM222	微分方程式	2		
		EEM321	複素関数Ⅰ	2		
		EEM322	複素関数Ⅱ	2		
		EEM323	関数の空間	2		
「確率論・統計学」	10	EEM231	確率論	2	◎	
		EEM232	数理統計学	2		
コンピュータ	EEM241	コンピュータ		2	◎	

* 1種は、要求単位数を満たし合計単位数が59単位に満たない場合は、さらに教職に関する科目及び教科に関する科目の中から1単位以上を修得すること。

中学校教諭普通免許状（理科）

教科に関する科目	要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単位	必 選	備 考
物 理 学	中1種 20	EEN201	物理学一般	2	◎	
		EEN101	物理数学	2		
		EEN202	力学	2		<input type="checkbox"/> 1種は1科目選択必修
		EEN203	電磁気学	2		
	中2種 12	EEN301	量子力学	2		
		EEN302	熱力学	2		
		EEN303	物理学セミナーⅠ	2		
		EEN304	物理学セミナーⅡ	2		
物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	12	EEN204	物理学実験Ⅰ(コンピュータ活用を含む。)	1	◎	
		EEN205	物理学実験Ⅱ(コンピュータ活用を含む。)	1		
化 学	12	EEN211	化学一般	2	◎	
		EEN212	有機化学	2		<input type="checkbox"/> 1種は1科目選択必修
		EEN213	無機化学	2		
	12	EEN311	化学セミナーⅠ	2		
		EEN312	化学セミナーⅡ	2		

化 学 実 験 (コンピュータ活用を含む。)	EEN214	化学実験 I (コンピュータ活用を含む。)	1	◎	
生 物 学	EEN215	化学実験 II (コンピュータ活用を含む。)	1		
	EEN121	生物学一般	2	◎	
	EEN221	多様性生物論	2		
	EEN222	植物学	2		
	EEN223	動物学	2		
	EEN321	生物学セミナー I	2		
	EEN322	生物学セミナー II	2		
生 物 学 実 験 (コンピュータ活用を含む。)	EEN122	生物学実験 I (コンピュータ活用を含む。)	1	◎	
	EEN123	生物学実験 II (コンピュータ活用を含む。)	1		
	EEN224	野外生物学実習 I	1		
	EEN323	野外生物学実習 II	1		
地 学	EEN131	地学一般	2	◎	
	EEN231	地球環境史	2		
	EEN232	地球変動学	2		
	EEN331	地学セミナー I	2		
	EEN332	地学セミナー II	2		
地 学 実 験 (コンピュータ活用を含む。)	EEN132	地学実験 I (コンピュータ活用を含む。)	1	◎	
	EEN133	地学実験 II (コンピュータ活用を含む。)	1		
	EEN134	野外地学実習 I	1		
	EEN233	野外地学実習 II	1		

* 1種は、要求単位数を満たし合計単位数が59単位に満たない場合は、さらに教職に関する科目及び教科に関する科目の中から1単位以上を修得すること。

中学校教諭普通免許状（音楽）

教科に関する科目	要 求 単位数	科 目 番 号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
ソルフェージュ	中1種 20	EEU101	ソルフェージュ基礎	2		
		EEU201	ソルフェージュ実習	1	◎	
声 樂 (合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)	中2種 10	EEU111	声楽研究 I	2		
		EEU112	声楽研究 II	2		
		EEU211	声楽実習 I (日本の伝統的な歌唱を含む。)	1	◎	
		EEU212	声楽実習 II	1		
		EEU213	合唱 I	1	◎	
		EEU113	合唱 II	1		
		EEU311	声楽特別研究	2		
器 樂 (合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)	中2種 10	EEU121	ピアノ演奏研究 I	2		
		EEU122	ピアノ演奏研究 II	2		
		EEU221	ピアノ実習 I	1	◎	
		EEU222	ピアノ実習 II	1		
		EEU321	ピアノアンサンブル I	1		
		EEU322	ピアノアンサンブル II	1		
		EEU223	邦楽器実習	1	◎	
		EEU224	合奏法 (伴奏法を含む。)	1	◎	
		EEU123	管・弦・打楽器実習 I	1		
		EEU124	管・弦・打楽器実習 II	1		
		EEU125	管・弦・打楽器実習 III	1		
		EEU323	ピアノ特別研究	2		
指 挥 法	中2種 10	EEU231	指揮法	1	◎	
音楽理論、作曲法 (編曲法を含む。) 及び音楽史 (日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)		EEU141	作曲基礎演習 I	2		
		EEU142	作曲基礎演習 II	2		
		EEU241	音楽理論 I (作曲法及び編曲法を含む。)	1	◎	
		EEU242	音楽理論 II	1		
		EEU341	現代音楽研究	2		

	EEU243	音楽史 I (日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	2	◎	
	EEU342	音楽史 II	2		
	EEU244	日本伝統音楽研究	2		
	EEU343	音楽学特別研究	2		
	EEU344	作曲特別研究	2		
	EEU245	楽曲分析	2		

* 1種は、要求単位数を満たし合計単位数が59単位に満たない場合は、さらに教職に関する科目及び教科に関する科目の中から1単位以上を修得すること。

中学校教諭普通免許状（美術）

教科に関する科目	要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
絵 画 (映像メディア表現を含む。)	中1種 20	EEA201	ドローイング基礎	1		
		EEA202	造形計画演習(映像メディア表現を含む。)	2	◎	
		EEA203	絵画表現	1		
		EEA204	版表現	1		
		EEA205	絵画理論	2		
	中2種 10	EEA211	彫塑	1	◎	
		EEA212	立体造形	1		
		EEA213	実材彫刻	1		
		EEA214	総合造形論	2		
		EEA215	彫刻理論	2		
デ ザ イ ン (映像メディア表現を含む。)	EEA221	EEA221	視覚伝達デザイン(映像メディア表現を含む。)	2	◎	
		EEA222	基礎構成	2		
		EEA223	図形科学	2		
		EEA224	プランニング	2		
		EEA225	環境デザイン	2		
	EEA231	EEA231	木材工芸	1	◎	
		EEA232	金属工芸	1		
		EEA233	ガラス工芸	1		
		EEA234	陶芸研究	2		
		EEA235	工芸文化論	2		
工 芸	EEA241	EEA241	美術理論	2	◎	
		EEA242	美術史 I (鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	2	◎	
		EEA243	美術史 II	2		
		EEA244	芸術学研究	2		

* 1種は、要求単位数を満たし合計単位数が59単位に満たない場合は、さらに教職に関する科目及び教科に関する科目の中から1単位以上を修得すること。

中学校教諭普通免許状（保健体育）

教科に関する科目	要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
体育実技	中1種 20	EEP101 EEP102 EEP103 EEP104 EEP105 EEP106 EEP107 EEP111 EEP112	体操 陸上 ネット型ポールゲーム ゴール型ポールゲーム I ゴール型ポールゲーム II ベースボール型ポールゲーム ダンス 武道 水泳	1 1 1 1 1 1 1 1 1	* * * * * * * *	2科目選択必修
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）	中2種 12	EEP211 EEP212 EEP213 EEP214 EEP216	体育原理 体育経営管理学 体育社会学 体育心理学 運動学（運動方法学と体育心理学を含む。）	2 2 2 2 2	◎	
生理学 (運動生理学を含む。)		EEP121 EEP122 EEP221 EEP223	解剖・人体生理学 I 解剖・人体生理学 II 運動生理学 栄養学	2 2 2 2	◎	
衛生学及び公衆衛生学		EEP231	衛生学（公衆衛生学を含む。）	2	◎	
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）		EEP241 EEC121 EEP141 EEP142 EEC120	学校保健管理（小児保健・学校安全・精神保健を含む。） 発育・発達 健康・体力診断実習 I 健康・体力診断実習 II 救急処置看護法及び実習	2 2 1 1 2	◎	

* 1種は、要求単位数を満たし合計単位数が59単位に満たない場合は、さらに教職に関する科目及び教科に関する科目の中から1単位以上を修得すること。

中学校教諭普通免許状（技術）

教科に関する科目	要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
木材加工 (製図及び実習を含む。)	中1種 20	EET101 EET201 EET202	木材工学 木材加工実習 木工設計製図	2 1 1	◎ ◎	
金属加工 (製図及び実習を含む。)	中2種 10	EET211 EET111 EET112 EET212 EET213	金工設計製図 金属工学 材料加工学 金属加工実習 I 金属加工実習 II	1 2 2 1 1	◎ ◎	
機械（実習を含む。）		EET221 EET222 EET223 EET224 EET225 EET226 EET321	機械工学 I 機械工学 II 機械基礎力学 機械工学演習 機械基礎実習 I 機械基礎実習 II 機械基礎演習	2 2 2 2 1 1 2	◎ ◎	
電気（実習を含む。）		EET131 EET132 EET231 EET232 EET233 EET331	電磁気学 電気回路 電子工学概論 電気応用概論 電気基礎実習 電子工学実習	2 2 2 2 1 1	◎	

栽培 情報とコンピュータ (実習を含む。)	EET241 EET251 EET252 EET253 EET254 EET255 EET256	栽培学 (実習を含む。) 情報概論 I 情報概論 II 論理回路 計算機実習 I 計算機実習 II 論理回路実習	2 2 2 2 1 1 1	◎ ◎ ◎ ◎ ◎	
-----------------------------	--	--	---------------------------------	-----------------------	--

* 1種は、要求単位数を満たし合計単位数が59単位に満たない場合は、さらに教職に関する科目及び教科に関する科目の中から1単位以上を修得すること。

中学校教諭普通免許状（家庭）

教科に関する科目	要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単位	必 選	備 考	
家庭 経 営 学 (家族関係学及び家庭経済学を含む。)	中1種 20	EEK201	家庭経営学概論 (家族関係学及び家庭経済学を含む。)	2	◎		
		EEK202	生活学概論	2			
		EEK203	家庭経済学	2		1種は、必修	
		EEK204	家族関係論	2			
		EEK211	衣生活論	2			
	中2種 10	EEK311	被服科学	2		1種は、必修	
		EEK212	被服学概論 (被服製作実習を含む。)	2	◎		
		EEK312	被服科学実験	2			
		EEK313	衣文化論	2			
		EEK221	食物学概論 (栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	2	◎		
被 服 学 (被服製作実習を含む。)		EEK222	食品栄養学	2			
		EEK321	食生活論	2			
		EEK223	調理学実習	2		1種は、必修	
		EEK322	食物学実験	2			
中1種 20	EEK231	住居学概論	2	◎			
	EEK232	住居設計・製図	2		1種は、必修		
	EEK331	住環境論	2				
	EEK332	住生活論	2				
	EEK333	住居学演習	2				
食 物 学 (栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	中2種 10	EEK241	保育学 (実習及び家庭看護を含む。)	2	◎		
		EEK341	子ども文化論	2			

* 1種は、要求単位数を満たし合計単位数が59単位に満たない場合は、さらに教職に関する科目及び教科に関する科目の中から1単位以上を修得すること。

中学校教諭普通免許状（英語）

教科に関する科目	要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単位	必 選	備 考
英 語 学	中1種 20	EEL201	言語学概論	2	◎	(英語)
		EEL301	英語学概論	2		
		EEL202	英語史概説	2		
		EEL203	英文法演習	2		
		EEL204	英語発音法	2		
		EEL205	英語学演習 I	2		
	中2種 10	EEL206	英語学演習 II	2		
		EEL211	イギリス文学史	2		
		EEL212	アメリカ文学史	2		
		EEL213	英米文学演習 I	2		
英 米 文 学		EEL311	英米文学演習 II	2		□ 1科目選択必修

	EEL312 EEL214 EEL215	英米文学講義 英米文学講読 I 英米文学講読 II	2 2 2		
英語コミュニケーション	EEL221 EEL222 EEL223	英語ライティング演習 英語スピーチ演習 英語会話	2 2 2	◎ ◎	
異文化理解	EEL331 EEL332 EEL333 EEL334 EEL231	異文化理解 I 異文化理解 II 異文化理解 III 異文化間コミュニケーション 日英対照言語学	2 2 2 2 2		1科目選択必修

* 1種は、要求単位数を満たし、合計単位数が59単位に満たない場合は、さらに教職に関する科目及び教科に関する科目の中から1単位以上を修得すること。

【高等学校教諭普通免許状】

教職に関する科目		要 求 単位数	科 目 番 号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考	
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割	2	EEC141	現代教職論	2	◎		
	・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)							
	・進路選択に資する各種の機会の提供等							
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8 又は 10	EEC117	教育学概論	2	□ 1科目選択必修		
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)		EEC142	教育の現在(教育原理を含む。)	4			
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		EEC103 EEC118	生涯発達教育心理学 青春期心理学	2 2	◎ ◎		
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	8 又は 10	EEC421	学校制度・経営論	2	◎		
	・各教科の指導法		EEC212	教育課程と学力形成	2	◎		
			EEC241 EEC242 EEC243 EEC244	中等英語科教育法 英語教育の諸問題Ⅰ(指導法) 英語教育教材・教具論 英語授業研究	2 2 2 2	□ 1科目選択必修	各教科ごとの該当科目を修得すること。	
			EEC245 EEC246 EEC247 EEC248 EEC249 EEC250 EEC251	中等国語科教育法Ⅰ 中等国語科教育法Ⅱ 中等国語科教育法Ⅲ 国語科実践史演習Ⅰ 国語科実践史演習Ⅱ 国語科授業開発演習Ⅰ 国語科授業開発演習Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2	◎		
			EEC280 EEC281	書道科教育学Ⅰ 書道科教育学Ⅱ	2 2	□ 1科目選択必修		
			EEC339 EEC254	地理歴史科教育法 中等社会・地理歴史教育法	2 2	◎		
			EEC340 EEC255	公民科教育法 中等社会・公民教育法	2 2	◎		
			EEC256 EEC257 EEC258 EEC331 EEC332	中等数学科教育法Ⅰ 中等数学科教育法Ⅱ 中等数学科教育法Ⅲ 数学教育学習論 数学教育課程論	2 2 2 2 2	□ 1科目選択必修		
			EEC259 EEC260 EEC261 EEC431 EEC432 EEC333 EEC262	中等理科教育法 理科教育教材研究Ⅰ 理科教育教材研究Ⅱ 理科教育学原論 理科教育課程論 理科教育学実験 理科教育教材・教具論	2 2 2 2 2 1 2			
			EEC263 EEC264 EEC265 EEC266	中等音楽科教育法Ⅰ 中等音楽科教育法Ⅱ 音楽科教育研究Ⅰ 音楽科教育研究Ⅱ	2 2 2 2	◎		
			EEC267 EEC268 EEC269	美術科教育法総論Ⅰ 美術科教育法総論Ⅱ 美術科教育法各論Ⅰ	2 2 2	◎ ◎		

		EEC270	美術科教育法各論Ⅱ	2		
		EEC271	中等保健体育科教育法Ⅰ	2	◎	
		EEC272	中等保健体育科教育法Ⅱ	2	◎	
		EEC273	保健体育科教育法Ⅰ	2		
		EEC274	保健体育科教育法Ⅱ	2		
		EEC275	中等家庭科教育法第一	2	◎	
		EEC276	中等家庭科教育法第二	2		
		EEC277	中等家庭科授業研究Ⅰ	2		】1科目選択必修
		EEC334	中等家庭科授業研究Ⅱ	2		
		EEC335	家庭科教育学Ⅰ	2		
		EEC336	家庭科教育学Ⅱ	2		
	・特別活動の指導法	EEC233	特別活動論	2	◎	
	・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	EEC232	授業分析論	2	◎	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	4	EEC234 EEC211 EEC235	学校臨床心理学 (生徒指導・進路指導を含む。) 学校実践心理学 (生徒指導・進路指導を含む。) 学校教育相談論	2 2 2	】1科目選択必修
教育実習		4	EEC342 EEC348 EEC345 EEC282 EEC347	中・高等学校教育実習 高等学校教育実習 中・高等学校教育実習 授業設計論(事前指導) 授業実践論(事後指導)	4 2 3 1 1	】1科目選択必修
教職実践演習		2	EEC437	教職実践演習(教諭)	2	◎

高等学校教諭普通免許状(国語)

教科に関する科目	要 求 単位数	科 目 番 号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
国 語 学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	20	EEJ201 EEJ202 EEJ203 EEJ204	国語学概論 (音声言語及び文章表現を含む。) 国語学演習Ⅰ 国語学演習Ⅱ 日本語史	2 2 2 2	◎	
国 文 学 (国文学史を含む。)		EEJ211 EEJ212 EEJ213 EEJ214 EEJ215 EEJ216 EEJ217	日本文学概論 (国文学史を含む。) 日本古典文学史 古典文学演習Ⅰ 古典文学演習Ⅱ 近代文学演習Ⅰ 近代文学演習Ⅱ 日本文学講読	2 2 2 2 2 2	◎	
漢 文 学		EEJ221 EEJ222 EEJ223 EEJ224 EEJ225	漢文学概説 漢文学講読Ⅰ 漢文学講読Ⅱ 漢文学演習Ⅰ 漢文学演習Ⅱ	2 2 2 2 2	◎	

*要求単位を満たし、合計単位数が59単位に満たない場合は、さらに教職に関する科目及び教科に関する科目の中から9又は11単位以上を修得すること。

高等学校教諭普通免許状（書道）

教科に関する科目	要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
書 道 (書写を含む。)	20	EEJ231	書写演習 I	2	◎	
		EEJ232	書写演習 II	2	◎	
		EEJ233	書法研究（漢字）I	2	◎	
		EEJ234	書法研究（仮名）II	2	◎	
		EEJ235	書学概論	2	◎	
書 道 史		EEJ241	書道史	2	◎	
「書 論、鑑 賞」		EEJ242	書論研究	2	◎	
		EEJ243	名跡研究	2	◎	
「国 文 学、漢 文 学」		EEJ211	日本文学概論 (国文学史を含む。)	2	◎	
		EEJ212	日本古典文学史	2		
		EEJ213	古典文学演習 I	2		
		EEJ214	古典文学演習 II	2		
		EEJ215	近代文学演習 I	2		
		EEJ216	近代文学演習 II	2		
		EEJ217	日本文学講読	2		
		EEJ221	漢文学概説	2	◎	
		EEJ222	漢文学講読 I	2		
		EEJ223	漢文学講読 II	2		
		EEJ224	漢文学演習 I	2		
		EEJ225	漢文学演習 II	2		

* 要求単位を満たし、合計単位数が59単位に満たない場合は、さらに教職に関する科目及び教科に関する科目の中から9又は11単位以上を修得すること。

高等学校教諭普通免許状（地理歴史）

教科に関する科目	要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
日 本 史	20	EES201	日本史概説	2	◎	
		EES202	日本史	2		
		EES203	日本史特殊講義	2		
		EES204	日本史演習 I	2		
		EES205	日本史演習 II	2		
外 国 史		EES206	外国史概説	2	◎	
		EES207	西洋史	2		
		EES301	西洋史特殊講義	2		
		EES208	西洋史演習	2		
		EES209	東洋史	2		
		EES401	歴史学研究法	2		
人文地理学及び自然地理学		EES211	地理学概論（地誌・自然地理を含む。）	2	◎	
		EES311	地理学演習	2		
		EES213	地理学実験	1		
		EES214	自然環境学	2		
		EES312	臨地研究 I	2		
		EES411	臨地研究 II	2		
地 誌		EES212	地誌学	2	◎	

* 要求単位を満たし、合計単位数が59単位に満たない場合は、さらに教職に関する科目及び教科に関する科目の中から9又は11単位以上を修得すること。

高等学校教諭普通免許状（公民）

教科に関する科目	要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	20	EES221 EES222 EES223 EES224 EES321 EES421	法律学概説(国際法を含む。) 政治学概説(国際政治を含む。) 法律学講読Ⅰ 法律学講読Ⅱ 法律学演習Ⅰ 法律学演習Ⅱ	2 2 2 2 2 2	◎	
「社会学、経済学(国際経済を含む。)」		EES231 EES232 EES235 EES233 EES234 EES331 EES332 EES333	社会学概論 社会調査法 社会学演習 経済学概論(国際経済を含む。) 経済学講読Ⅰ 経済学講読Ⅱ 経済学演習Ⅰ 経済学演習Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2 2	◎	
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」		EES241 EES242 EES243 EES341 EES342 EES244	哲学概論 倫理学概論 宗教学 哲学倫理学演習Ⅰ 哲学倫理学演習Ⅱ 哲学倫理思想史	2 2 2 2 2 2	◎ ◎	

※ 要求単位を満たし、合計単位数が 59 単位に満たない場合は、さらに教職に関する科目及び教科に関する科目の中から 9 又は 11 単位以上を修得すること。

高等学校教諭普通免許状（数学）

教科に関する科目	要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
代 数 学	20	EEM101 EEM102 EEM201 EEM301	線形代数学Ⅰ 線形代数学Ⅱ 群の構造 代数的構造	2 2 2 2	◎	
幾 何 学		EEM211 EEM212 EEM311	集合と写像 立体の幾何学 曲面の幾何学	2 2 2	◎	
解 析 学		EEM121 EEM122 EEM221 EEM222 EEM321 EEM322 EEM323	微分積分学Ⅰ 微分積分学Ⅱ 関数と数列 微分方程式 複素関数Ⅰ 複素関数Ⅱ 関数の空間	2 2 2 2 2 2 2	◎	
「確率論・統計学」		EEM231 EEM232 EEM241	確率論 数理統計学 コンピュータ	2 2 2	◎	
コンピュータ					◎	

※ 要求単位を満たし、合計単位数が 59 単位に満たない場合は、さらに教職に関する科目及び教科に関する科目の中から 9 又は 11 単位以上を修得すること。

高等学校教諭普通免許状（理科）

教科に関する科目	要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
物 理 学	20	EEN201	物理学一般	2	◎	
		EEN101	物理数学	2		
		EEN202	力学	2		
		EEN203	電磁気学	2		
		EEN301	量子力学	2		
		EEN302	熱力学	2		
		EEN303	物理学セミナー I	2		
		EEN304	物理学セミナー II	2		
化 学		EEN211	化学一般	2	◎	
		EEN212	有機化学	2		
		EEN213	無機化学	2		
		EEN311	化学セミナー I	2		
		EEN312	化学セミナー II	2		
		EEN121	生物学一般	2	◎	
生 物 学		EEN221	多様性生物論	2		
		EEN222	植物学	2		
		EEN223	動物学	2		
		EEN321	生物学セミナー I	2		
		EEN322	生物学セミナー II	2		
		EEN131	地学一般	2	◎	
地 学		EEN231	地球環境史	2		
		EEN232	地球変動学	2		
		EEN331	地学セミナー I	2		
		EEN332	地学セミナー II	2		
		EEN204	物理学実験 I (コンピュータ活用を含む。)	1	◎	
「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」		EEN205	物理学実験 II (コンピュータ活用を含む。)	1		
		EEN214	化学実験 I (コンピュータ活用を含む。)	1	◎	
		EEN215	化学実験 II (コンピュータ活用を含む。)	1		
		EEN122	生物学実験 I (コンピュータ活用を含む。)	1	◎	
		EEN123	生物学実験 II (コンピュータ活用を含む。)	1		
		EEN224	野外生物学実習 I	1		
		EEN323	野外生物学実習 II	1		
		EEN132	地学実験 I (コンピュータ活用を含む。)	1	◎	
		EEN133	地学実験 II (コンピュータ活用を含む。)	1		
		EEN134	野外地学実習 I	1		
		EEN233	野外地学実習 II	1		

※ 要求単位を満たし、合計単位数が59単位に満たない場合は、さらに教職に関する科目及び教科に関する科目の中から9又は11単位以上を修得すること。

高等学校教諭普通免許状（音楽）

教科に関する科目	要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
ソルフェージュ	20	EEU101 EEU201	ソルフェージュ基礎 ソルフェージュ実習	2 1	◎	
声 樂 (合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)		EEU111 EEU112 EEU211 EEU212 EEU213 EEU113 EEU311	声楽研究 I 声楽研究 II 声楽実習 I (日本の伝統的な歌唱を含む。) 声楽実習 II 合唱 I 合唱 II 声楽特別研究	2 2 1 1 1 1 2	◎ ◎	
器 樂 (合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)		EEU121 EEU122 EEU221 EEU222 EEU321 EEU322 EEU223 EEU224 EEU123 EEU124 EEU125 EEU323	ピアノ演奏研究 I ピアノ演奏研究 II ピアノ実習 I ピアノ実習 II ピアノアンサンブル I ピアノアンサンブル II 邦楽器実習 合奏法 (伴奏法を含む。) 管・弦・打楽器実習 I 管・弦・打楽器実習 II 管・弦・打楽器実習 III ピアノ特別研究	2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2	◎ ◎	
指 指 法		EEU231	指揮法	1	◎	
音 樂 理 論、作 曲 法 (編曲法を含む。) 及 び 音 樂 史 (日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)		EEU141 EEU142 EEU241 EEU242 EEU341 EEU243 EEU342 EEU244 EEU343 EEU344 EEU245	作曲基礎演習 I 作曲基礎演習 II 音楽理論 I (作曲法及び編曲法を含む。) 音楽理論 II 現代音楽研究 音楽史 I (日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。) 音楽史 II 日本伝統音楽研究 音楽学特別研究 作曲特別研究 楽曲分析	2 2 1 1 2 2 2 2 2 2 2	◎ ◎	

※ 要求単位を満たし、合計単位数が59単位に満たない場合は、さらに教職に関する科目及び教科に関する科目の中から9又は11単位以上を修得すること。

高等学校教諭普通免許状（美術）

教科に関する科目	要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
絵 画 (映像メディア表現を含む。)	20	EEA201	ドローイング基礎	1		
		EEA202	造形計画演習 (映像メディア表現を含む。)	2	◎	
		EEA203	絵画表現	1		
		EEA204	版表現	1		
		EEA205	絵画理論	2		
彫 刻		EEA211	彫塑	1	◎	
		EEA212	立体造形	1		
		EEA213	実材彫刻	1		
		EEA214	総合造形論	2		
		EEA215	彫刻理論	2		
デ ザ イ ン (映像メディア表現を含む。)		EEA221	視覚伝達デザイン (映像メディア表現を含む。)	2	◎	
		EEA222	基礎構成	2		
		EEA223	図形科学	2		
		EEA224	プランニング	2		
		EEA225	環境デザイン	2		
美術理論及び美術史 (鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)		EEA241	美術理論	2	◎	
		EEA242	美術史 I (鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	2	◎	
		EEA243	美術史 II	2		
		EEA244	芸術学研究	2		

※ 要求単位を満たし、合計単位数が59単位に満たない場合は、さらに教職に関する科目及び教科に関する科目の中から7又は9単位以上を修得すること。

高等学校教諭普通免許状（保健体育）

教科に関する科目	要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
体育実技	20	EEP101	体操	1		2科目選択必修
		EEP102	陸上	1		
		EEP103	ネット型ボールゲーム	1		
		EEP104	ゴール型ボールゲーム I	1		
		EEP105	ゴール型ボールゲーム II	1		
		EEP106	ベースボール型ボールゲーム	1		
		EEP107	ダンス	1		
		EEP111	武道	1		
		EEP112	水泳	1		
		EEP211	体育原理	2		
		EEP212	体育経営管理学	2		
		EEP213	体育社会学	2		
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学 (運動方法学を含む。)		EEP214	体育心理学	2		
		EEP216	運動学 (運動方法学と体育心理学を含む。)	2	◎	
		EEP121	解剖・人体生理学 I	2		
		EEP122	解剖・人体生理学 II	2		
生理学 (運動生理学を含む。)		EEP221	運動生理学	2	◎	
		EEP223	栄養学	2		
		EEP123	衛生学 (公衆衛生学を含む。)	2	◎	
衛生学及び公衆衛生学		EEP231	学校保健管理 (小児保健・学校安全・精神保健を含む。)	2	◎	
		EEP241	発育・発達	2		
		EEC121	健康・体力診断実習 I	1		
		EEP141				

	EEP142	健康・体力診断実習Ⅱ	1	
	EEC120	救急処置看護法及び実習	2	◎

※ 要求単位を満たし、合計単位数が59単位に満たない場合は、さらに教職に関する科目及び教科に関する科目の中から7又は9単位以上を修得すること。

高等学校教諭普通免許状（家庭）

教科に関する科目	要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単位	必 選	備 考
家庭経営学 (家族関係学及び家庭経済学を含む。)	20	EEK201 EEK202 EEK203 EEK204	家庭経営学概論(家族関係学及び家庭経済学を含む。) 生活学概論 家庭経済学 家族関係論	2 2 2 2	◎ ◎	
被服学 (被服製作実習を含む。)		EEK211 EEK311 EEK212 EEK312 EEK313	衣生活論 被服科学 被服学概論(被服製作実習を含む。) 被服科学実験 衣文化論	2 2 2 2 2	◎ ◎	
食物学 (栄養学、食品学及び調理実習を含む。)		EEK221 EEK222 EEK321 EEK223 EEK322	食物学概論(栄養学、食品学及び調理実習を含む。) 食品栄養学 食生活論 調理学実習 食物学実験	2 2 2 2 2	◎ ◎	
住居学(製図を含む。)		EEK231 EEK232 EEK331 EEK332 EEK333	住居学概論 住居設計・製図 住環境論 住生活論 住居学演習	2 2 2 2 2	◎ ◎	
保育学 (実習及び家庭看護を含む。)		EEK241 EEK341	保育学(実習及び家庭看護を含む。) 子ども文化論	2 2	◎	
家庭電気・機械及び情報処理		EEK151 EEK152	家庭電気・機械 情報処理	2 2	◎ ◎	

※ 要求単位を満たし、合計単位数が59単位に満たない場合は、さらに教職に関する科目及び教科に関する科目の中から7又は9単位以上を修得すること。

高等学校教諭普通免許状（英語）

教科に関する科目	要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単位	必 選	備 考
英語学	20	EEL201 EEL301 EEL202 EEL203 EEL204 EEL205 EEL206	言語学概論 英語学概論 英語史概説 英文法演習 英語発音法 英語学演習I 英語学演習II	2 2 2 2 2 2 2	◎	(英語)
英米文学		EEL211 EEL212 EEL213 EEL311 EEL312 EEL214	イギリス文学史 アメリカ文学史 英米文学演習I 英米文学演習II 英米文学講義 英米文学講読I	2 2 2 2 2 2		□ 1科目選択必修

	EEL215	英米文学講読Ⅱ	2		
英語コミュニケーション	EEL221	英語ライティング演習	2	◎	
	EEL222	英語スピーチ演習	2		
	EEL223	英語会話	2	◎	
異文化理解	EEL331	異文化理解Ⅰ	2		
	EEL332	異文化理解Ⅱ	2		1科目選択必修
	EEL333	異文化理解Ⅲ	2		
	EEL334	異文化間コミュニケーション	2		
	EEL231	日英対照言語学	2		

※ 要求単位を満たし、合計単位数が 59 単位に満たない場合は、さらに教職に関する科目及び教科に関する科目の中から 9 又は 11 単位以上を修得すること。

【幼稚園教諭普通免許状】

教職に関する科目		要 求 単位数	科 目 番 号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
教職の意義等	・教職の意義及び教員の役割	2	EEC141	現代教職論	2	◎	
に 関 す る 科 目	・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)						
	・進路選択に資する各種の機会の提供等						
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8 又は 10	EEC117	教育学概論	2	□	1科目選択必修
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)		EEC142	教育の現在(教育原理を含む。)	4		
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		EEC103	生涯発達教育心理学	2		
		EEC143	児童期心理学	2	◎		
		EEI131	保育・幼児教育制度論	2	◎		
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	幼1種 は18 幼2種 は12	EEI231	保育内容総論	2	◎	□ 1科目選択必修 □ 幼1種は2科目必修 □ 幼2種は1科目選択必修
	・保育内容の指導法		EEC231	教育課程臨床論	2		
			EEI241	保育内容(音楽表現)	2		
			EEI242	保育内容(絵画造形)	2		
			EEI243	保育内容(ことば)	2		
			EEI244	保育内容(人間関係)	2		
			EEI245	保育内容(環境)	2	○	
			EEI246	保育内容(健康)	2	○	
			EEI141	保育実践演習I	1		
			EEI142	保育実践演習II	1		
			EEI143	保育実践演習III	1		
			EEI144	保育実践演習IV	1		
		EEC232	授業分析論	2	◎		
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・幼児理解の理論及び方法	2	EEI132	幼児の発達理解とカウンセリング・マインド	2	◎	
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法						
教育実習		6	EEC343 EEC346 EEC435 EEC282 EEC347	幼稚園教育実習 幼稚園教育実習 応用教育実習(幼稚園) 授業設計論(事前指導) 授業実践論(事後指導)	4 3 3 1 1	○ ○	□ 1科目選択必修
教職実践演習		2	EEC437	教職実践演習(教諭)	2	○	

*保育内容の指導法の科目のうち、下記の科目を振り替えて使用することができる。

- ・ EEC157 初等体育科教育学 → EEI246 保育内容(健康)
- ・ EEC159 初等生活科教育学 → EEI245 保育内容(環境)

* EEC346 幼稚園教育実習の実習の単位を取得した場合は、小学校または中学校の実習の単位を1単位振り替えて教育実習の単位に含むことができる。

【幼稚園教諭普通免許状】

教科に関する科目	要 求 単位数	科 目 番 号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
国語(書写を含む。)	1種 6	EEC160	国語科内容論(書写1単位を含む。)	2		
算数		EEC162	算数科内容論	2		
生活		EEC168	生活科内容論	2		
音楽		EEC164	音楽科内容論	2		
図画工作		EEC166	図画工作科内容論	2		
体育		EEC165	体育科内容論	2		

※ 1種は、要求単位を満たし合計単位数が51単位に満たない場合は、さらに教職に関する科目及び教科に関する科目の中から不足単位を修得すること。

【特別支援学校教諭1種免許状 (知的障害者) (肢体不自由者) (病弱者)】

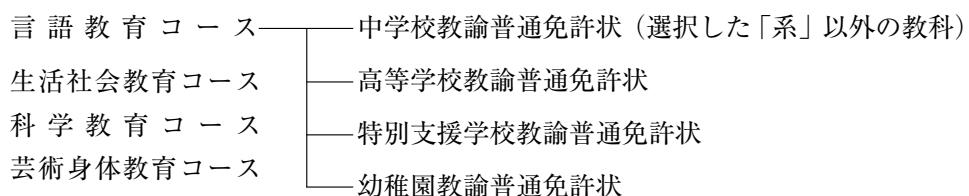
特別支援教育に関する科目	要 求 単位数	科 目 番 号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	EEH101 EEH102	特別支援教育総論Ⅰ 特別支援教育総論Ⅱ	2 2	◎	
特別支援教育に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	8	EEH201 EEH202 EEH203 EEH204 EEH205 EEH301 EEH302	知的障害児心理学Ⅰ 知的障害児心理学Ⅱ 肢体不自由児心理学 病弱児心理学 病弱児者生理・病理学 障害児心理学演習Ⅰ 障害児心理学演習Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	
		EEH211 EEH212 EEH213 EEH214 EEH215 EEH311 EEH312	知的障害児教育課程論Ⅰ 知的障害児教育課程論Ⅱ 肢体不自由児教育課程論 病弱児指導法 障害児指導法 障害児教育学演習Ⅰ 障害児教育学演習Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	
		EEH313	障害児教育研究法	1		
		EEH221 EEH222 EEH223 EEH224 EEH321 EEH225	視覚障害児教育概論 聴覚障害児教育概論 特別支援教育と障害児福祉 重複障害児教育概論 障害児教育教材研究 特別支援教育コーディネーター概論	1 1 2 1 1 1	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	
		EEH331 EEH436 EEH431	教育実習(特別支援学校) (事前・事後指導1単位含む。) 教育実習(特別支援学校) (事前・事後指導1単位含む。) 応用教育実習(特別支援学校)	3 3 3	* * 1科目選択必修	
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	5					
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3					

9 その他の取得可能な教育職員免許状及び資格

(履修方法は 109 頁～の免許状履修基準を参照)

(教育職員免許状)

学 校 教 育 課 程



(その他資格)

資格、受験資格の具体的な内容や取得方法などについては、関係課程及びコースに問い合わせること。

(1) 社会教育主事の資格取得

社会教育法第9条の4第3号による大学において修得すべき社会教育に関する科目の単位と本学で開講されている対応する科目は次のとおりである。

社会教育法に定める社会教育に関する科目及び単位		本 学 開 講 科 目	単位
生涯学習概論	4	生涯学習論	2
		生涯学習演習	2
社会教育計画	4	社会教育計画論	2
		社会教育計画演習	2
社会教育演習、社会教育実習、社会教育課題研究のうち一以上の科目	4	社会教育課題研究 I	2
		社会教育課題研究 II	2
		社会教育主事実習	2
社会教育特講 I (現代社会と社会教育)	12	博物館概論	2
		子ども文化論	2
		家族関係論	2
		博物館経営論	2
		博物館情報・メディア論	2
		博物館教育普及活動論	2
		博物館実習	3
		企画・マネジメント演習	2
		野外教育論	2
		教育学概論	2
		生涯発達教育心理学	2
		運動と健康	2
社会教育特講 II (社会教育活動・事業・施設)			
社会教育特講 III (その他必要な科目)			

(2) 学芸員の資格取得

博物館法施行規則第1条による大学において修得すべき博物館に関する科目の単位と本学で開講されている対応する科目は次のとおりである。

博物館法施行規則に定める博物館に関する科目及び単位		本 学 開 講 科 目	単位
生涯学習概論	2	生涯学習論	2
博物館概論	2	博物館概論	2
博物館経営論	2	博物館経営論	2
博物館資料論	2	博物館資料論	2
博物館資料保存論	2	博物館保存・修復論	2
博物館展示論	2	博物館展示論	2
博物館教育論	2	博物館教育普及活動論	2
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2
博物館実習	3	博物館実習	3

(注) 博物館実習の履修は、生涯学習論、博物館概論、博物館経営論、博物館資料論、博物館保存・修復論、博物館展示論、博物館教育普及活動論、博物館情報・メディア論の単位をすべて修得した者に限る。

(3) 学校図書館司書教諭の資格取得

学校図書館司書教諭の資格を取得しようとする者は小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭のいずれかの免許状を取得しなければならない。また、下記の授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

学校図書館司書教諭講習規程第3条に定める科目及び単位	本学開講科目	単位
学校経営と学校図書館	2	学校経営と学校図書館
学校図書館メディアの構成	2	学校図書館メディアの構成
学習指導と学校図書館	2	学習指導と学校図書館
読書と豊かな人間性	2	読書と豊かな人間性
情報メディアの活用	2	情報メディアの活用

*大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者が、上記科目を受講することができる。

(4) 学校教育課程 芸術身体教育コースの、指定された科目を履修すると、下記のような公的資格を取得するための単位が認定されます。

日本体育協会公認	スポーツプログラマー ジュニアスポーツ指導員 スポーツ・リーダー※
健康・体力づくり事業財団公認	健康運動指導士 健康運動実践指導者
日本サッカー協会公認	キッズリーダー※ C級コーチ※ D級コーチ※ (日本体育協会公認指導員)

*印は、指定科目の履修のみで取得できます。

(5) 日本語教員養成の資格

日本語教育に関する公的な免許制度はありませんが、本学の日本語教員養成の指定された科目の単位を修得すると、本人からの申請により、本学から修了証が発行されます。

日本語教員養成科目

科 目 区 分	要 求 単位数	科 目 番 号	科 目 名	単 位	前 期	後 期	必 選	年 次	備 考
社会・文化・地域	2	EEJ211	日本文学概論(国文学史を含む。)	2				2	
		EEJ212	日本古典文学史	2				2	
		EEJ231	書写演習Ⅰ	2				2	
		EES201	日本史概説	2				2	
		EEC111	生涯学習論	2				1	
		EEC213	表象文化論	2				2	
		EEL212	アメリカ文学史	2				2	
		EES206	外国史概説	2				2	
		EES244	哲学倫理思想史	2				2	
言語と社会	4	EEJ261	社会言語学	2			◎	2	
		EEC116	障害児・者との共生	2				1	
		EEK341	子ども文化論	2				3	
		EEL334	異文化間コミュニケーション	2				3	
		EEL331	異文化理解Ⅰ	2				3	
		EEC117	教育学概論	2				1	
		EEC235	学校教育相談論	2				2	
言語と心理	28	EEJ262	言語心理学	2				2	* 1科目選択必修
		EEJ263	言語習得論	2				2	*
		EEC143	児童期心理学	2				1	
		EEC112	こどもと英語	2				1	
		EEC242	英語教育の諸問題Ⅰ	2				2	
		EEC103	生涯発達教育心理学	2				1	
		EEC118	青年期心理学	2				1	
		EEC234	学校臨床心理学	2				2	
言語と教育	6	EEC113	日本語教育概論	2			◎	1	
		EEC114	日本語教授法Ⅰ	2			◎	1	
		EEJ264	日本語教授法Ⅱ	2				2	
		EEJ361	日本語教育実習Ⅰ	2				3	* 1科目選択必修
		EEJ362	日本語教育実習Ⅱ	2				3	*
		EEC102	情報科学入門及び実習	2				1	
言語	6	EEJ161	日本語の文法	2				1	* 2科目選択必修
		EEJ163	日本語の音声・音韻	2				1	*
		EEJ162	日本語の文字・表記・語彙	2				1	*
		EEJ204	日本語史	2				2	
		EEJ201	国語学概論	2				2	
		EEJ251	中国語学研究Ⅰ	2				2	
		EEL301	英語学概論	2				3	
		EEL201	言語学概論	2				2	
		EEL231	日英対照言語学	2				2	
		EEL223	英語会話	2				2	
		EEC115	ポルトガル語入門	2				1	

日本語教育実習ⅠまたはⅡを履修するためには、日本語教育概論及び日本語教授法Ⅰの単位を修得もしくは受講中であることを原則とする。

10 参考法規

教育職員免許法（抄）

制定 昭和 24 年 5 月 31 日法律第 147 号
最終改正 平成 28 年 5 月 20 日法律第 47 号

第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 略

(免許)

第3条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）及び指導教諭については各相当学校の教諭の免許状を有する者を、養護をつかさどる主幹教諭については養護教諭の免許状を有する者を、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭については栄養教諭の免許状を有する者を、講師については各相当学校の教員の相当免許状を有する者を、それぞれ充てるものとする。

3 特別支援学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び特別支援学校において自立教科等の教授を担任する教員を除く。）については、第1項の規定にかかわらず、特別支援学校の教員の免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

4 義務教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第1項の規定にかかわらず、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

5 中等教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第1項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

6 幼保連携型認定こども園の教員の免許については、第1項の規定にかかわらず、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の定めるところによる。

第3条の2 略

第2章 免許状

(種類)

第4条 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

2 普通免許状は、学校（義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状（高等学校教諭の免許状にあっては、専修免許状及び一種免許状）に区分する。

3 特別免許状は、学校（幼稚園、義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状とする。

4 臨時免許状は、学校（義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状とする。

5 中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。

1. 中学校の教員にあっては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業（職業指導及び職業実習（農業、工業、商業、水産及び商船のうちいずれか一以上の実習とする。以下同じ。）を含む。）職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国语に分ける。）及び宗教

2. 高等学校の教員にあっては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国语に分ける。）及び宗教

6 小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は、次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。

1. 小学校教諭にあっては、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育
 2. 中学校教諭にあっては、前項第1号に掲げる各教科及び第16条の3第1項の文部科学省令で定める教科
 3. 高等学校教諭にあっては、前項第2号に掲げる各教科及びこれらの教科の領域の一部に係る事項で第16条の4第1項の文部科学省令で定めるもの並びに第16条の3第1項の文部科学省令で定める教科
- 第4条の2 特別支援学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、一又は二以上の特別支援教育領域について授与するものとする。
- 2 特別支援学校において専ら自立教科等の教授を担任する教員の普通免許状及び臨時免許状は、前条第2項の規定にかかわらず、文部科学省令で定めるところにより、障害の種類に応じて文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。
 - 3 特別支援学校教諭の特別免許状は、前項の文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。
- (授与)
- 第5条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第三の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第三の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には授与しない。
- 一 18才未満の者
 - 二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。
 - 三 成年被後見人又は被保佐人
 - 四 禁錮以上の刑に処せられた者
 - 五 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
 - 六 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
 - 七 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 第5条の2 略

別表第一（第5条、第5条の2関係）

第一欄 所要資格 免許状の種類	第二欄 基礎資格	第三欄 大学において修得することを必要とする最低単位数			
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	6	35	34
	一種免許状	学士の学位を有すること。	6	35	10
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	27	
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8	41	34
	一種免許状	学士の学位を有すること。	8	41	10
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	31	2
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	31	32
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	31	8
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	10	21	4
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	23	40
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	23	16

特別支援 学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				50
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				26
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				16

備考

- 1 この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。
- 2 第二欄の「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 2の2 第二欄の「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の場合においても同様とする。）。
- 2の3 第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認められた場合を含むものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 3 高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の所要資格に関しては、第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。
- 4 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校的教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目的単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 5 第三欄に定める科目的単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。
 - イ 文部科学大臣が第16条の3第4項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの
 - ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当であると認めるもの
- 6 前号の認定課程には、第三欄に定める科目的単位のうち、教職に関する科目又は特別支援教育に関する科目的単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程を含むものとする。
- 7 専修免許状に係る第三欄に定める科目的単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目的各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 8 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第三欄に定める科目的単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目的各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。
- 9 中学校教諭の音楽及び美術の各教科についての免許状並びに高等学校教諭の数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、工業、商業、水産及び商船の各教科についての免許状については、当分の間、この表の中学校教諭の項及び高等学校教諭の項中教職に関する科目的欄に定める単位数（専修免許状に係る単位数については、第七号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する科目について修得することができる。

教育職員免許法施行規則（抄）

制 定 昭和29年10月27日文部省令第26号

最終改正 平成28年4月1日文部科学省令第23号

第1章 単位の修得方法等

第1条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第一から別表第八までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。

第1条の2 免許法別表第一から別表第八までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項及び第3項（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条において準用する場合を含む。）、大学通信教育設置基準（昭和50年文部省令第33号）第5条、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第7条第2項及び第3項並びに短期大学通信教育設置基準（昭和57年文部省令第3号）第5条に定める基準によるものとする。

第1条の3 免許法別表第一備考第2号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は、大学院における単位の修得方法の例によるものとする。

第2条 免許法別表第一に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、小学校の教科に関する科目について修得するものとし、国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目（これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目を含む。）のうち一以上の科目について修得するものとする。

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。

第3条 免許法別表第一に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科に関する科目のうち一以上の科目について修得するものとする。

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。

第4条 免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあってはそれぞれ1単位以上計20単位を、二種免許状の授与を受ける場合にあってはそれぞれ1単位以上計10単位を修得するものとする。

第1欄	第2欄
免許教科	教科に関する科目
国 語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢 文 学 書道（書写を中心とする。）
社 会	日本史及び外国史 地理学（地誌を含む。） 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」
数 学	代 数 学 幾 何 学 解 析 学 「確率論、統計学」 コンピュータ
理 科	物 理 学 物理学実験（コンピュータ活用を含む。） 化 学 化学実験（コンピュータ活用を含む。） 生 物 学 生物学実験（コンピュータ活用を含む。） 地 学 地学実験（コンピュータ活用を含む。）

音 楽	ソルフェージュ 声 学（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器 楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指 挥 法 音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美 術	絵 画（映像メディア表現を含む。） 彫 刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 工 芸 美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
保 健 体 育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
保 健	生理学及び栄養学 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
技 術	木材加工（製図及び実習を含む。） 金属加工（製図及び実習を含む。） 機 械（実習を含む。） 電 気（実習を含む。） 栽 培（実習を含む。） 情報とコンピュータ（実習を含む。）
家 庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被 服 学（被服制作実習を含む。） 食 物 学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住 居 学 保 育 学（実習を含む。）
職 業	産業概説 職業指導 「農業、工業、商業、水産」 「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
職 業 指 導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理
英 語	英 語 学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解
宗 教	宗 教 学 宗 教 史 「教理学、哲学」
備考	<p>1 第2欄に掲げる教科に関する科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。 (次条の表の場合においても同様とする。)</p> <p>2 英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。(次条の表の場合においても同様とする。)</p> <p>3 「 」内に表示された教科に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する科目の1以上にわたって行うものとする。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの科目のうち2以上の科目（商船をもって水産と替えることができる。）についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。(次条、第9条、第15条第4項、第18条の2及び第64条第2項の場合においても同様とする。)</p>

第5条 免許法別表第1に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる科目について、それぞれ1単位以上計20単位を修得するものとする。

第1欄	第2欄 教科に関する科目
免許教科	教科に関する科目
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学
地理歴史	日本史 外国史 人文地理学及び自然地理学 地誌
公民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」 「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ
理科	物理学 化学 生物学 地学 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」
音楽	ソルフェージュ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美術	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
工芸	図法及び製図 デザイン 工芸製作（プロダクト制作を含む。） 工芸理論及びデザイン理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）
書道	書道（書写を含む。） 書道史 「書論、鑑賞」 「国文学、漢文学」
保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）

保 健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
看 護	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。） 看護実習
家 庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学（製図を含む。） 保育学（実習及び家庭看護を含む。） 家庭電気・機械及び情報処理
情 報	情報社会及び情報倫理 コンピュータ及び情報処理（実習を含む。） 情報システム（実習を含む。） 情報通信ネットワーク（実習を含む。） マルチメディア表現及び技術（実習を含む。） 情報と職業
農 業	農業の関係科目 職業指導
工 業	工業の関係科目 職業指導
商 業	商業の関係科目 職業指導
水 産	水産の関係科目 職業指導
福 祉	社会福祉学（職業指導を含む。） 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論及び介護技術 社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。） 人体構造及び日常生活行動に関する理解 加齢及び障害に関する理解
商 船	商船の関係科目 職業指導
職 業 指 導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理
英 語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解
宗 教	宗教学 宗教史 「教理学、哲学」

第6条 免許法別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	最低修得単位数											第五欄	第六欄							
	第二欄		第三欄		第四欄															
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目		教育の基礎理論に関する科目		教育課程及び指導法に関する科目			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目			教育実習	教職実践演習								
事項	右項の各科目に含めることが必要な 教職の意義及び教員の役割	分教員の職務内容及び思想 及び教育の理念並びに教育に関する各種の機会の提供等	進路選択に資する各種の機会の提供等	幼稚児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の経験を含む。(研修、服務及び身	過童及び学習の過程を含む。)心身の発達及び学習の経験を含む。	教育的事項	各教科の指導法	教育課程の意義及び編成の方法	道徳の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む)	教育内容の指導法	生徒指導の理論及び方法(教材の活用を含む)	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	進路指導の理論及び方法	幼児理解の理論及び方法	基礎的相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育実習	教職実践演習
幼稚園教諭	専修免許状	2	6								18				2	5	2			
	一種免許状	2	6								18				2	5	2			
	二種免許状	2	4								12				2	5	2			
小学校教諭	専修免許状	2	6								22				4		5	2		
	一種免許状	2	6								22				4		5	2		
	二種免許状	2	4								14				4		5	2		
中学校教諭	専修免許状	2	6(5)								12(6)				4(2)		5(3)	2		
	一種免許状	2	6(5)								12(6)				4(2)		5(3)	2		
	二種免許状	2	4(3)								4(3)				4(2)		5(3)	2		
高等学校教諭	専修免許状	2	6(4)								6(4)				4(2)		3(2)	2		
	一種免許状	2	6(4)								6(4)				4(2)		3(2)	2		

備考

- 1 教育課程及び指導法に関する科目は、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、教育課程の意義及び編成の方法、保育内容の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、道徳の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとする。
 - 2 教育課程及び指導法に関する科目は、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 38 条に規定する幼稚園教育要領、同令第 52 条に規定する小学校学習指導要領、同令第 74 条に規定する中学校学習指導要領又は同令第 84 条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。
 - 3 教育の基礎理論に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含む場合にあっては、教育課程及び指導法に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含むことを要しない。
 - 4 各教科の指導法の単位の修得方法は、小学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育（以下この号において「国語等」という。）の教科の指導法についてそれぞれ 2 単位以上を、小学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあっては、国語等のうち 6 以上の教科の指導法（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法のうち 2 以上を含む。）についてそれぞれ 2 単位以上を、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、それぞれ、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
 - 5 道徳の指導法の単位の修得方法は、小学校又は中学校的教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつ

では2単位以上を、小学校又は中学校的教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位以上を修得するものとする。

- 6 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目は、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、幼児理解の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法を含むものとし、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導の理論及び方法を含むものとする。
- 7 教育実習は、授与を受けようとする普通免許状に係る学校並びに幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては小学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては幼稚園、中学校及び幼保連携型認定こども園、中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては小学校及び高等学校、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては中学校の教育を中心とするものとする。この場合において、幼稚園には特別支援学校の幼稚部を、小学校には義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を、中学校には義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部を、高等学校には中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。
- 8 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の1単位を含むものとする。（第7条第1項、第10条及び第10条の4の表の場合においても同様とする。）
- 9 幼稚園又は小学校的教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び附則第22項第4号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び同項第1号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼保連携型認定こども園において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、表に掲げる幼稚園又は小学校的教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもって、これに替えることができる。
- 10 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部並びに附則第22項第2号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに同項第3号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、表に掲げる中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもって、これに替えることができる。
- 11 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（第10条及び第10条の4の表の場合においても同様とする。）。
- 12 幼稚園、小学校又は中学校的教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習又は教育実践演習の単位は、教職の意義等に関する科目にあっては2単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあっては6単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては4単位）まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目にあっては2単位まで、教育実習にあっては3単位まで、教職実践演習にあっては2単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。
- 13 高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習又は教職実践演習の単位は、教職の意義等に関する科目にあっては2単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあっては6単位まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習並びに教職実践演習にあってはそれぞれ2単位まで、幼稚園、小学校又は中学校的教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。
- 14 幼稚園又は小学校的教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る教育課程の意義及び編成の方法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）の単位のうち、2単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）までは、幼稚園又は小学校的教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもってあてることができる。
- 15 小学校的教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る各教科の指導法の単位のうち、生活の教科の指導法の単位にあっては2単位まで、特別活動の指導法の単位にあっては1単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法の単位をもってあてることができる。
- 16 保育内容の指導法の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法又は特別活動の指導法の単位をもってあてることができる。
- 17 括弧内の数字は、免許法別表第一備考第9号の規定の適用を受ける者の修得すべき単位数とする。

2 免許法別表第一備考第6号に規定する教職に関する科目的単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程（以下「教職特別課程」という。）における教職に関する科目的単位の修得方法は、前項に定める修得方法の例によるものとする。

3 大学は、第1項に規定する各科目的開設に当たっては、各科目的内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めなければならない。

第6条の2 免許法別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の専修免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目的単位の修得方法は、第2条から第5条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあっては、当該専修免許状の授与を受けようとする者が有し又は所要資格を得ている一種免許状の教科に応じた教科に関する科目）又は前条に規定する教職に関する科目のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。

2 免許法別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目的単位の修得方法は、第2条から第5条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあっては、授与を受けようとする免許状の教科に応じた教科に関する科目）又は前条に規定する教職に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目的うち1以上の科目について単位を修得するものとする。

第7条 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目的単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

特別支援教育に関する科目 免許状の種類	最低修得単位数			
	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育領域に関する科目	免許状に定められこととなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
特別支援学校教諭	専修免許状	2	16	5
	一種免許状	2	16	5
	二種免許状	2	8	3

備考

1 第1欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。

2 第2欄に掲げる科目的単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、1又は2以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められこととなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。）について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。

イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて8単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては4単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（2種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）以上を含む。）

ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて4単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）以上を含む。）

3 第3欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。

4 第4欄に定める単位は、特別支援学校において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、それぞれ第1欄から第3欄までに掲げる科目に関する単位をもって、これに替えることができる。

2 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の専修免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位は、前項に規定するもののほか、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができる。

3～6 略

7 免許法別表第一備考第6号に規定する特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程（以下「特別支援教育特別課程」という。）における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、第1項から第4項までに定める修得方法の例によるものとする。

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律

制 定 平成 9年6月18日法律第90号
最終改正 平成27年6月24日法律第46号

(趣旨)

第1条 この法律は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の特例等を定めるものとする。

(教育職員免許法の特例)

第2条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての教育職員免許法第5条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「修得した者」とあるのは、「修得した者（18歳に達した後、7日を下らない範囲内において文部科学省令で定める期間、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行った者に限る。）」とする。

2 前項の規定により読み替えられた教育職員免許法第5条第1項の規定による体験（以下「介護等の体験」という。）に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

3 介護等に関する専門的知識及び技術を有する者又は身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものについての小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与については、第1項の規定は、適用しない。

(関係者の責務)

第3条 国、地方公共団体及びその他の関係機関は、介護等の体験が適切に行われるようするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 特別支援学校及び社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものの設置者は、介護等の体験に関し必要な協力をを行うよう努めるものとする。

3 大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関は、その学生又は生徒が介護等の体験を円滑に行うことができるよう適切な配慮をするものとする。

(教員の採用時における介護等の体験の勘案)

第4条 小学校、中学校又は義務教育学校の教員を採用しようとする者は、その選考に当たっては、この法律の趣旨にのっとり、教員になろうとする者が行った介護等の体験を勘案するよう努めるものとする。

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則

制 定 平成 9 年 11 月 26 日文部省令第 40 号
最終改正 平成 19 年 3 月 30 日文部科学省令第 5 号

(介護等の体験の期間)

第 1 条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第 2 条第 1 項の文部科学省令で定める期間は、7 日間とする。

(介護等の体験を行う施設)

第 2 条 特例法第 2 条第 1 項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設
- 四 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する救護施設、更生施設及び授産施設
- 五 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する授産施設
- 七 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
- 八 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する介護老人保健施設
- 九 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- 九の二 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）に規定する障害者支援施設及び地域活動支援センター
- 十 前各号に掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣が認める施設

(介護等の体験を免除する者)

第 3 条 特例法第 2 条第 3 項に規定する介護等に関する専門的知識及び技術を有する者として文部科学省令で定めるものは次の各号の一に該当する者とする。

- 一 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 7 条の規定により保健師の免許を受けている者
- 二 保健師助産師看護師法第 7 条の規定により助産師の免許を受けている者
- 三 保健師助産師看護師法第 7 条の規定により看護師の免許を受けている者
- 四 保健師助産師看護師法第 8 条の規定により准看護師の免許を受けている者
- 五 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定により特別支援学校の教員の免許を受けている者
- 六 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）第 3 条の規定により理学療法士の免許を受けている者
- 七 理学療法士及び作業療法士法第 3 条の規定により作業療法士の免許を受けている者
- 八 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 4 条の規定により社会福祉士の資格を有する者

- 九 社会福祉士及び介護福祉士法第39条の規定により介護福祉士の資格を有する者
- 十 義肢装具士法（昭和62年法律第61号）第3条の規定により義肢装具士の免許を受けている者
- 2 特例法第2条第3項に規定する身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者のうち、同法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、障害の程度が一級から六級である者として記載されている者とする。
- (介護等の体験に関する証明書)
- 第4条 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許法第5条の2第1項の規定による免許状の授与の申出を行うに当たって、同項に規定する書類のほか、介護等の体験を行った学校又は施設の長が発行する介護等の体験に関する証明書を提出するものとする。
- 2 学校又は施設の長は、小学校又は中学校の普通免許状の授与を受けようとする者から請求があったときは、その者の介護等の体験に関する証明書を発行しなければならない。
- 3 証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

別記様式

証明書			
本籍地			
氏 名			
年 月 日生			
上記の者は、下記のとおり本施設において、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律第2条に規定する介護等の体験を行ったことを証明する。			
記			
期 間	学校名又は施設名及び住所	体験の概要	学校又は施設の長の名及び印
年 月 日～ 年 月 日 (日間)			

- 備考1 「期間」の欄には、複数の期間にわたる場合には期間毎に記入すること。
- 2 「体験の概要」の欄には、「高齢者介護等」「知的障害者の介護等」等の区分を記入すること。

VII 特別支援教育特別専攻科

特別支援教育特別専攻科履修規程

- 1 特別支援教育特別専攻科（障害児教育専攻）（以下、「専攻科」という。）の学生は、この規程に定められた単位を修得しなければならない。
- 2 専攻科の課程は、Aコース（特別支援学校教諭一種免許状取得コース）とBコース（特別支援学校教諭専修免許状取得コース）に分かれる。
- 3 履修すべき科目

Aコースの学生は、第1表（一）に示す開設授業科目のうちから35単位を、Bコースの学生は、第1表（二）に示す開設授業科目のうちから30単位を修得するものとする。
- 4 研究論文の申告日

専攻科の研究論文の指導教員及び研究題目の履修申告を、Aコースについては毎年10月1日に、Bコースについては毎年5月12日に行うこととする。

また、研究論文の研究題目の変更の申告を毎年12月1日に指導教員の指導のもとに行うことができる。

なお、当日または期間中に休日がある場合は、その日数分申告日を延長する。
- 5 研究論文の提出について

専攻科の研究論文の提出は毎年2月10日とする。ただし、上記期日が休日の場合は、その日数分提出日を延長する。
- 6 授業科目番号について

専攻科の各授業科目には、次の範囲で科目番号がつけてある。

Aコース STS400～STS499
Bコース STS500～STS599
- 7 科目一覧の見方については、教育学部履修規程の「5 科目一覧の見方について（106頁）」を参照すること。

第1表（一） 特別支援教育特別専攻科Aコース

科 目 群		要 求 单 位 数	科 目 番 号	科 目 名	単 位	必 選	備 考	
第 欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	31	2	STS400 STS401	特別支援教育概論 特別支援教育と障害児福祉	2 2	○	
第二欄	特別支援教育領域に関する科目		8	STS410 STS411 STS412 STS413 STS414 STS415	知的障害児心理学 肢体不自由児心理学 病弱児心理学 障害児病理学 障害児心理学演習Ⅰ 障害児心理学演習Ⅱ	2 2 2 2 2 2	○ ○ ○ ○	
			8	STS420 STS421 STS422 STS423 STS424 STS425	知的障害児教育課程論 肢体不自由児教育課程論 病弱児教育課程論 障害児指導法 障害児教育学演習Ⅰ 障害児教育学演習Ⅱ	2 2 2 2 2 2	○ ○ ○ ○	

	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	1	STS430	障害児教育研究	1	◎	
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	5	STS440 STS441 STS442 STS443 STS444	視覚障害児教育概論 聴覚障害児教育概論 重複障害児教育概論 障害児教育教材研究 特別支援教育コーディネーター概論	1 1 1 1 1	◎ ◎ ◎ ◎ ◎	
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育実習	3	STS450	教育実習（特別支援学校） (事前・事後指導1単位含む。)	3	◎	
研究論文		4	STS499	研究論文	4	◎	
合計		35					

第1表(二) 特別支援教育特別専攻科Bコース

科 目 群	要 求 单 位 数	科 目 番 号	科 目 名	单 位	必 選	備 考
特別支援教育に関する科目	26	STS500 STS501 STS502 STS503 STS504 STS505 STS506 STS507 STS508 STS509 STS510 STS511 STS512 STS513 STS514 STS515	障害児教育学研究Ⅰ 障害児教育学研究Ⅱ 障害児教育学特論Ⅰ 障害児教育学特論Ⅱ 障害児教育学特論Ⅲ 障害児教育指導法特論Ⅰ 障害児教育指導法特論Ⅱ 障害児教育指導法特論Ⅲ 障害児心理学特論Ⅰ 障害児心理学特論Ⅱ 障害児生理学特論Ⅰ 障害児生理学特論Ⅱ 特別支援教育コーディネーター特論 病弱児教育学特論 視覚障害児教育学特論 聴覚障害児教育学特論	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	
研究論文	4	STS599	研究論文	4	◎	
合計	30					

VIII 医 学 部

1 医学部医学科授業科目履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨大学学則（以下「学則」という。）第16条、第22条、第24条、第25条、第26条、第28条、第29条及び第38条の規定に基づき、山梨大学医学部医学科の教育課程及び履修方法等に關し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目区分)

第2条 授業科目は、全学共通教育科目及び専門教育科目に大別する。

2 全学共通教育科目は、人間形成科目部門、語学教育科目部門、教養教育科目部門及び自発的教養科目部門に区分して開設する。

3 専門教育科目は、基礎教育科目等、基礎医学系、臨床基礎医学系、社会医学系及び臨床医学系等に区分して開設する。

4 授業科目の区分、名称、単位数及び履修年次等は、別表第1・第3・第4のとおりとする。

(授業時間数)

第3条 各授業科目の1単位あたりの授業時間数については、次のとおりとする。

（1）専門教育科目の講義及び演習については、30時間の授業をもって1単位とする。

（2）専門教育科目の実験、実習及び実技については、40時間の授業をもって1単位とする。

（3）専門教育科目の一の授業科目について、講義と実習など二以上の方法の併用により行う場合は、40時間をもって1単位とする。

(履修申告)

第4条 履修申告しようとする授業科目は申告して、その授業科目担当教員の承認を受けなければならぬ。

2 開放科目以外の他学科（課程）の授業科目も申告して、その授業科目担当教員の承認を受けることにより、履修することができる。ただし、その修得単位を第13条にあげた単位に含めることはできない。

3 履修申告に関する細則は、別に定める。

(履修方法)

第5条 授業科目の各科目における履修方法は、次条以下に定めるとおりとする。

(全学共通教育科目)

第6条 全学共通教育科目においては、別表第1に示すとおり全学共通教育科目32単位以上を修得しなければならない。

なお、全学共通教育科目の開設科目履修方法等の詳細については山梨大学全学共通教育科目等履修規程に定める。

(専門科目)

第7条 専門教育科目においては、別表第3・第4に示すとおり必修科目の180単位を修得しなければならない。

(試験)

第8条 試験は定期試験及び隨時試験とし、試験の方法は授業科目担当教員が決定するものとする。

2 定期試験は、当該授業の終了する学期又は学年の終わりに行ない、隨時試験は、当該授業担当教員が必要と認めたとき適宜行なう。

3 定期試験は、当該授業科目の総授業時間数の3分の2以上出席していなければ受験することができない。

4 傷病その他やむを得ない事由により試験を受験することができなかつた学生については、原則として追試験を実施するものとする。

5 試験に不合格となった学生については、当該授業担当教員が必要と認めた場合に、再試験を実施するものとする。

6 追試験及び再試験に関し、必要な事項は別に定める。

(成績)

第9条 成績は、100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。この場合において、成績評語は、次のとおりとする。

- (1) S (95点～100点)
- (2) S- (90点～94点)
- (3) A+ (87点～89点)
- (4) A (83点～86点)
- (5) A- (80点～82点)
- (6) B+ (77点～79点)
- (7) B (73点～76点)
- (8) B- (70点～72点)
- (9) C+ (66点～69点)
- (10) C (60点～65点)
- (11) F (0点～59点及び未受験)

2 試験に合格した者には、当該授業科目の履修の認定を行なう。

3 授業科目の履修の認定は、当該授業科目担当教員が行なう。

(成績通知)

第10条 成績は、各学期末又は各学年末に学生に通知するものとする。

(入学前既修得単位の認定)

第11条 学則第28条に定める単位の認定は、全学共通教育科目について30単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認定することができる。

2 専門教育科目の基礎教育科目等にあっては15単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認定することができる。

(進級に必要な単位及び履修条件)

第12条 1年次生から3年次生の進級には、別表第1・第3・第4に定める授業科目区分に応じ、それぞれ別表第5に掲げる単位を修得していなければならない。

2 4年次生で臨床実習（BCC）を履修しようとする場合は、別表第4に定める授業科目の単位を修得し、共用試験（CBT、OSCE）に合格していなければならない。

3 5年次生で選択実習（ACC）を履修しようとする場合は、別表第4に定める授業科目の単位を修得していなければならない。

(卒業に必要な単位)

第13条 卒業には、別表第1・第3・第4に定めるところにより、全学共通教育科目32単位及び専門教育科目180単位の合計212単位以上を修得していなければならない。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、教育課程及び履修方法等に関し必要な事項は、医学部教授会の議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行し、平成15年度に入学した学生から適用する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 26 年度以前に入学した学生は、従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 27 年度以前に入学した学生は、従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 28 年度以前に入学した学生は、従前の例による。

別表第1 (平成28年度・平成29年度入学生用)
医学科授業科目【全学共通教育科目】

区分	授業科目名	単位数				単位数	要修得単位数
		1年次	2年次	3年次	4年次		
全学共通教育科目	人間形成科目部門						32単位以上
	生活と健康Ⅰ	1				1	
	生活と健康Ⅱ	1				1	
	語学教育科目部門						
	英語	※10				10	
	未習外国語	4				4	
	教養教育科目部門	10				10	
	自発的教養科目部門						
	上記の各部門から自由選択	6	※(2)			6	
合計		32				32	

備考 単位数は全学共通教育科目各部門の必要単位数を示す。

英語は、1年次に必修の4単位は必ず修得すること。

自由選択の2年次は、未習外国語のみ開講する。

注 授業科目名及び履修方法等の詳細は、山梨大学全学共通教育科目等履修規程を参照すること。

別表第1 (平成24年度～平成27年度入学生用)
医学科授業科目【全学共通教育科目】

区分	授業科目名	単位数				単位数	要修得単位数
		1年次	2年次	3年次	4年次		
全学共通教育科目	人間形成科目部門						36単位以上
	生活と健康Ⅰ	1				1	
	生活と健康Ⅱ	1				1	
	語学教育科目部門						
	英語	※10				10	
	未習外国語	※8				8	
	教養教育科目部門	10				10	
	自発的教養科目部門						
	上記の各部門から自由選択	6				6	
合計		36				36	

備考 単位数は全学共通教育科目各部門の必要単位数を示す。

英語及び未習外国語は、1年次に必修の4単位は必ず修得すること。

注 授業科目名及び履修方法等の詳細は、山梨大学全学共通教育科目等履修規程を参照すること。

別表第1（平成23年度入学生用）
医学科授業科目【全学共通教育科目】

区分	授業科目名	単位数				単位数	要修得単位数
		1年次	2年次	3年次	4年次		
全学共通教育科目	人間形成科目部門						36単位以上
	生活と健康Ⅰ	1				1	
	生活と健康Ⅱ	1				1	
	語学教育科目部門						
	英語	※10				10	
	未習外国語	※8				8	
	教養教育科目部門	10				10	
	自発的教養科目部門						
	上記の各部門から自由選択	6				6	
	合計	36				36	

備考 単位数は全学共通教育科目各部門の必要単位数を示す。

英語及び未習外国語は、1年次に必修の4単位は必ず修得すること。

注 授業科目名及び履修方法等の詳細については、全学共通教育科目履修案内を参照すること。

別表第2（平成23年度入学生用）
医学科授業科目【学部入門ゼミ】

区分	授業科目名	単位数				単位数	要修得単位数
		1年次	2年次	3年次	4年次		
学部入門ゼミ	学部入門ゼミ（ECE）	2				2	2単位必修

別表第3（平成28年度・平成29年度入学生用）

医学科授業科目【基礎教育科目等（必修）】

区分	授業科目名	単位数						単位数	
		1年次		2年次		3年次			
		前期	後期	前期	後期	前期	後期		
専門教育科目等	学部入門ゼミ（ECE）	(2)						(2)	
	物理学1	(1)						(1)	
	物理学2		(1)					(1)	
	化学1	(1)						(1)	
	化学2		(1)					(1)	
	生物学1	(1)						(1)	
	生物学2	(1)						(1)	
	教養総合講義	(1)						(1)	
	自然科学実習	(2)						(2)	
	倫理学					(1)		(1)	
	数学1	(1)						(1)	
	数学2		(1)					(1)	
	情報処理	(1)						(1)	
	データサイエンス1		(1)					(1)	
	データサイエンス2			(1)				(1)	
	人類遺伝学		(1)					(1)	
合 計		16		1		1		18	

別表第3（平成24年度～平成27年度入学生用）

医学科授業科目【基礎教育科目等（必修）】

区分	授業科目名	単位数						単位数	
		1年次		2年次		3年次			
		前期	後期	前期	後期	前期	後期		
専門教育科目等	学部入門ゼミ（ECE）	(2)						(2)	
	基礎物理学	(1)						(1)	
	現代物理学		(1)					(1)	
	化学1	(1)						(1)	
	化学2		(1)					(1)	
	生物学	(2)						(2)	
	分子細胞生物学		(2)					(2)	
	教養総合講義	(1)						(1)	
	物理学実習		(1)					(1)	
	化学実習		(1)					(1)	
	生物学実習		(1)					(1)	
	倫理学					(1)		(1)	
	数学1	(1)						(1)	
	数学2		(1)					(1)	
	情報科学	(1)						(1)	
	データサイエンス1		(1)					(1)	
	データサイエンス2			(1)				(1)	
	人類遺伝学		(1)					(1)	
合 計		19		1		1		21	

別表第3（平成23年度入学生用）

医学科授業科目【基礎教育科目等（必修）】

区分	授業科目名	単位数						単位数
		1年次		2年次		3年次		
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期
専門教育科目等	基礎物理学	(1)						(1)
	現代物理学		(1)					(1)
	化学1	(1)						(1)
	化学2		(1)					(1)
	生物学	(2)						(2)
	分子細胞生物学		(2)					(2)
	教養総合講義	(1)						(1)
	物理学実習		(1)					(1)
	化学実習		(1)					(1)
	生物学実習		(1)					(1)
	倫理学				(1)			(1)
	数学1	(1)						(1)
	数学2		(1)					(1)
	情報科学	(1)						(1)
	データサイエンス1		(1)					(1)
	データサイエンス2			(1)				(1)
	人類遺伝学		(1)					(1)
合 計		17		1		1	0	19

別表第4（平成29年度入学生用）

医学科授業科目【専門教育科目（必修）】

区分	授業科目名	年 次						単位数合計	備 考
		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次		
専門教育科目（必修）	基礎医学系	解剖学A	2					2	
		解剖学B		4				4	
		生理学		3				3	
		生化学A	2					2	
		生化学B		3				3	
		実験医学		1				1	
		神経科学	2					2	
専門教育科目（必修）	医学基礎系	薬理学		1				1	
		分子病理学		1				1	
		微生物学	2					2	
		寄生虫学		1				1	
		免疫学		1				1	
		臨床薬理学・薬剤学		1				1	
		法医学			1			1	
専門教育科目（必修）	医学社会系	社会環境医学			3			3	
		社会医学系実習					1	1	
		行動科学				1		1	
		人体病理学		1				1	
		地域医療学	(1~3年次で修得) 1					1	
		テューティリアル教育	呼吸器、循環器		7			7	コース1
			消化器		6			6	コース2
専門教育科目（必修）	臨床医学系	代謝、内分泌		5				5	コース3
		感染症、免疫、アレルギー、血液		7				7	コース4
		腎、膠原病、泌尿器、生殖器		6				6	コース5
		神経、筋、精神			6			6	コース6
		感覚器、運動器、皮膚			6			6	コース7
		周産期、麻酔、医療安全			7			7	コース8
		内科学1	実習				2	2	
専門教育科目（必修）	臨床医学系(BCC)	内科学2	実習				2	2	
		内科学3	実習				2	2	
		神経内科学	実習				2	2	
		血液内科学	実習				2	2	
		小児科学	実習				2	2	
		精神神経医学	実習				2	2	
		皮膚科学	実習				2	2	
専門教育科目（必修）	選択実習(ACC)	外科学1	実習				2	2	
		外科学2	実習				2	2	
		整形外科学	実習				2	2	
		脳神経外科学	実習				2	2	
		麻酔科学	実習				2	2	
		産婦人科学	実習				2	2	
		泌尿器科学	実習				2	2	
専門教育科目（必修）	新総合医学概論	眼科学	実習				2	2	
		耳鼻咽喉科学	実習				2	2	
		放射線医学	実習				2	2	
		臨床検査医学	実習			1		1	
		人体病理学	実習			1		1	
		救急医学	実習			2		2	
		地域医療学	実習			1		1	
専門教育科目（必修）	新総合医学概論	関連教育病院等臨床実習				2		2	
		コース1					5	5	
		コース2					5	5	
		コース3					5	5	
		コース4					5	5	
		コース5					5	5	
		コース6					5	5	
専門教育科目（必修）	新総合医学概論	診断学入門			1			1	
		臨床医学研究				1		1	
		C P C				2		2	
		新総合医学概論					1	1	
		新総合医学概論(卒業試験、AOSCE)					2	2	
		合 計	4	21	32	25	44	36	162

※ 臨床実習には、歯科口腔外科の実習を含むものとする。

※ 臨床実習(BCC)は、臨床実習(ベーシッククリニカルクラークシップ)とし、選択実習(ACC)は、選択実習(アドバンスクリニカルクラークシップ)とする。

別表第4（平成28年度入学生用）

医学科授業科目【専門教育科目（必修）】

区分	授業科目名	年 次						単位数合計	備 考
		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次		
専門教科目（必修）	基礎医学系	解剖学A	2					2	
		解剖学B		5				5	
		生理学		5				5	
		生化学A	2					2	
		生化学B		3				3	
		実験医学		1				1	
専門教科目（必修）	医学系基礎	薬理学		1				1	
		分子病理学		1				1	
		微生物学		2				2	
		寄生虫学		1				1	
		免疫学		1				1	
		臨床薬理学・薬剤学		1				1	
専門教科目（必修）	医学系会	法医学			1			1	
		社会環境医学			3			3	
		社会医学系実習					1	1	
		行動科学			1			1	
		人体病理学		1				1	
		地域医療学	(1~3年次で修得) 1					1	
専門教科目（必修）	テューティアル教育	呼吸器、循環器		7				7	コース1
		消化器		6				6	コース2
		代謝、内分泌		5				5	コース3
		感染症、免疫、アレルギー、血液		7				7	コース4
		腎、膠原病、泌尿器、生殖器		6				6	コース5
		神経、筋、精神			6			6	コース6
専門教科目（必修）	臨床医学系	感覚器、運動器、皮膚		6				6	コース7
		周産期、麻酔、医療安全		7				7	コース8
		内科学1	実習				2	2	
		内科学2	実習				2	2	
		内科学3	実習				2	2	
		神経内科学	実習				2	2	
専門教科目（必修）	臨床医学系	血液内科学	実習				2	2	
		小児科学	実習				2	2	
		精神神経医学	実習				2	2	
		皮膚科学	実習				2	2	
		外科学1	実習				2	2	
		外科学2	実習				2	2	
専門教科目（必修）	臨床医学系(BCC)	整形外科学	実習				2	2	
		脳神経外科学	実習				2	2	
		麻酔科学	実習				2	2	
		産婦人科学	実習				2	2	
		泌尿器科学	実習				2	2	
		眼科学	実習				2	2	
専門教科目（必修）	選択実習(ACC)	耳鼻咽喉科学	実習				2	2	
		放射線医学	実習				2	2	
		臨床検査医学	実習				1	1	
		人体病理学	実習				1	1	
		救急医学	実習				2	2	
		地域医療学	実習				1	1	
専門教科目（必修）	選択実習(ACC)	関連教育病院等臨床実習					2	2	
		コース1					5	5	
		コース2					5	5	
		コース3					5	5	
		コース4					5	5	
		コース5					5	5	
専門教科目（必修）	選択実習(CPC)	コース6					5	5	
		診断学入門				1		1	
		臨床医学研究					1	1	
		C P C					2	2	
		新総合医学概論						1	
		総合医学研究（卒業試験、AOSCE）						2	
合 計			4	22	32	25	44	36	163

※ 臨床実習には、歯科口腔外科の実習を含むものとする。

※ 臨床実習（BCC）は、臨床実習（ベーシッククリニカルクラークシップ）とし、選択実習（ACC）は、選択実習（アドバンスクリニカルクラークシップ）とする。

別表第4（平成27年度入学生用）

医学科授業科目【専門教育科目（必修）】

区分	授業科目名	年 次						単位数合計	備 考
		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次		
専門教育科目（必修）	基礎医学系	分子組織学	6					6	
		細胞生物学	6					6	
		生理学1	5					5	
		生理学2	5					5	
		生化学A	4					4	
		生化学B	4					4	
		実験医学	1					1	
専門教育科目（必修）	医学基礎系	薬理学		2				2	
		分子病理学		1				1	
		微生物学		4				4	
		寄生虫学		1				1	
		免疫学		3				3	
		臨床薬理学・薬剤学		1				1	
		法医学		3				3	
専門教育科目（必修）	医学社会系	環境遺伝医学		2				2	
		社会医学		2				2	
		社会環境医学実習					1	1	
		人体病理学		1				1	
		地域医療学	(1~4年次で修得) 2					2	
		臨床医学総論			1			1	コース1
		呼吸器循環器			6			6	コース2
専門教育科目（必修）	臨床医学実習系	消化器			6			6	コース3
		内分泌代謝			5			5	コース4
		感染症、免疫、アレルギー、リューマチ、膠原病			5			5	コース5
		血液			3			3	コース6
		腎、泌尿器、生殖器			5			5	コース7
		神経、筋、精神			6			6	コース8
		運動器、感覚器、皮膚			6			6	コース9
専門教育科目（必修）	臨床医学実習系	周産期、成長発達			3			3	コース10
		外傷、救急、蘇生、麻酔、中毒、環境医学			4			4	コース11
		内科学1	実習				2	2	
		内科学2	実習				2	2	
		血液内科学	実習				2	2	
		内科学3	実習				2	2	
		神経内科学	実習				2	2	
専門教育科目（必修）	臨床医学実習系	小児科学	実習				2	2	
		精神神経医学	実習				2	2	
		皮膚科学	実習				2	2	
		外科学1	実習				2	2	
		外科学2	実習				2	2	
		整形外科学	実習				2	2	
		脳神経外科学	実習				2	2	
専門教育科目（必修）	臨床医学実習系	麻酔科学	実習				2	2	
		産婦人科学	実習				2	2	
		泌尿器科学	実習				2	2	
		眼科学	実習				2	2	
		耳鼻咽喉科学	実習				2	2	
		放射線医学	実習				2	2	
		臨床検査医学	実習				1	1	
専門教育科目（必修）	臨床医学実習系	人体病理学	実習				1	1	
		救急	実習				2	2	
		関連教育病院等臨床実習					2	2	
		診断学入門(CBT・OSCE)				1		1	
		臨床講義					1	1	
		C P C					2	2	
		新総合医学概論（必修テーマ）					1	1	
専門教育科目（必修）	選択実習	選択実習					10	10	
		総合医学研究（卒業試験）					2	2	
		合 計	4	27	38	35	42	17	163

※ 臨床実習には、歯科口腔外科の実習を含むものとする。

別表第4（平成23年度～平成26年度入学生用）

医学科授業科目【専門教育科目（必修）】

区分	授業科目名	年 次						単位数合計	備 考
		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次		
専門教育科目（必修）	基礎医学系	分子組織学	6					6	
		細胞生物学	6					6	
		生理学1	5					5	
		生理学2	5					5	
		生化学A	4					4	
		生化学B	4					4	
		実験医学	1					1	
専門教育科目（必修）	医学基礎系	薬理学		2				2	
		分子病理学		1				1	
		微生物学		4				4	
		寄生虫学		1				1	
		免疫学		3				3	
		臨床薬理学・薬剤学		1				1	
		法医学		3				3	
専門教育科目（必修）	医学社会系	環境遺伝医学		2				2	
		社会医学		2				2	
		社会環境医学実習					1	1	
		人体病理学		1				1	
		地域医療学	(1～4年次で修得) 2					2	
		臨床医学総論			1			1	コース1
		呼吸器循環器			6			6	コース2
専門教育科目（必修）	臨床実習系	消化器			6			6	コース3
		内分泌代謝			5			5	コース4
		感染症、免疫、アレルギー、リューマチ、膠原病			5			5	コース5
		血液			3			3	コース6
		腎、泌尿器、生殖器			5			5	コース7
		神経、筋、精神			6			6	コース8
		運動器、感覚器、皮膚			6			6	コース9
専門教育科目（必修）	臨床実習系	周産期、成長発達			3			3	コース10
		外傷、救急、蘇生、麻酔、中毒、環境医学			4			4	コース11
		内科学1	実習				2	2	
		内科学2	実習				2	2	
		血液内科学	実習				2	2	
		内科学3	実習				2	2	
		神経内科学	実習				2	2	
専門教育科目（必修）	臨床実習系	小児科学	実習				2	2	
		精神神経医学	実習				2	2	
		皮膚科学	実習				2	2	
		外科学1	実習				2	2	
		外科学2	実習				2	2	
		整形外科学	実習				2	2	
		脳神経外科学	実習				2	2	
専門教育科目（必修）	臨床実習系	麻酔科学	実習				2	2	
		産婦人科学	実習				2	2	
		泌尿器科学	実習				2	2	
		眼科学	実習				2	2	
		耳鼻咽喉科学	実習				2	2	
		放射線医学	実習				1	1	
		臨床検査医学・人体病理学	実習				1	1	
専門教育科目（必修）	臨床実習系	救急	実習				2	2	
		診断学入門(CBT・OSCE)			1			1	
		臨床講義					1	1	
		C P C					2	2	
		新総合医学概論(必修テーマ)					1	1	
		選択実習					10	10	
		総合医学研究(卒業試験)					2	2	
合 計			4	27	38	35	38	17	159

※ 臨床実習には、関連教育病院及び歯科口腔外科の実習を含むものとする。

別表第5（平成29年度入学生用）

2年次から4年次までに進級に必要な単位

区分	進級年次 授業科目区分	2年次進級に 必要な単位数	3年次進級に 必要な単位数	4年次進級に 必要な単位数
別表第1	全学共通教育科目	必修科目を含め 24 単位以上	必修科目を含め 32 単位以上 2年次進級に必要な単位を含む	必修科目を含め 32 単位以上 3年次進級に必要な単位を含む
別表第3	専門教育科目 基礎教育科目等	必修科目の 16 単位以上	必修科目の 17 単位以上 2年次進級に必要な単位を含む	必修科目の 18 单位以上 3年次進級に必要な単位を含む
別表第4	専門教育科目 基礎医学系	必修科目の 4単位	必修科目の 17 単位 2年次進級に必要な単位を含む	必修科目の 17 単位 3年次進級に必要な単位を含む
	専門教育科目 臨床基礎医学系		必修科目の 7 単位	必修科目の 7 単位 3年次進級に必要な単位を含む
	専門教育科目 臨床医学系		必修科目の 1 単位	必修科目の 33 単位 3年次進級に必要な単位を含む
進級に必要な単位数		44 単位以上	74 単位以上	107 単位以上

別表第5（平成28年度入学生用）

2年次から4年次までに進級に必要な単位

区分	進級年次 授業科目区分	2年次進級に 必要な単位数	3年次進級に 必要な単位数	4年次進級に 必要な単位数
別表第1	全学共通教育科目	必修科目を含め 24 単位以上	必修科目を含め 32 単位以上 2年次進級に必要な単位を含む	必修科目を含め 32 単位以上 3年次進級に必要な単位を含む
別表第3	専門教育科目 基礎教育科目等	必修科目の 16 単位以上	必修科目の 17 単位以上 2年次進級に必要な単位を含む	必修科目の 18 单位以上 3年次進級に必要な単位を含む
別表第4	専門教育科目 基礎医学系	必修科目の 4単位	必修科目の 18 単位 2年次進級に必要な単位を含む	必修科目の 18 単位 3年次進級に必要な単位を含む
	専門教育科目 臨床基礎医学系		必修科目の 7 単位	必修科目の 7 単位 3年次進級に必要な単位を含む
	専門教育科目 臨床医学系		必修科目の 1 単位	必修科目の 33 単位 3年次進級に必要な単位を含む
進級に必要な単位数		44 単位以上	75 単位以上	108 単位以上

別表第5（平成27年度入学生用）

進級に必要な単位

区分	進級年次 授業科目区分	2年次進級に 必要な単位数	3年次進級に 必要な単位数	4年次進級に 必要な単位数	5年次進級に 必要な単位数	6年次進級に 必要な単位数
別表第1	全学共通教育科目	必修科目を含め 26単位以上	必修科目を含め 36単位以上 2年次進級に必要な 単位を含む	必修科目を含め 36単位以上 3年次進級に必要な 単位を含む	必修科目を含め 36単位以上 3年次進級に必要な 単位を含む	必修科目を含め 36単位以上 3年次進級に必要な 単位を含む
別表第3	専門教育科目 基礎教育科目等	必修科目の 19単位以上	必修科目の 20単位以上 2年次進級に必要な 単位を含む	必修科目の 21単位以上 3年次進級に必要な 単位を含む	必修科目の 21単位以上 4年次進級に必要な 単位を含む	必修科目の 21単位以上 4年次進級に必要な 単位を含む
別表第4	専門教育科目 基礎医学系	必修科目の 4単位	必修科目の 31単位 2年次進級に必要な 単位を含む	必修科目の 31単位 3年次進級に必要な 単位を含む	必修科目の 31単位 3年次進級に必要な 単位を含む	必修科目の 31単位 3年次進級に必要な 単位を含む
	専門教育科目 臨床基礎医学系			必修科目の 12単位	必修科目の 12単位 4年次進級に必要な 単位を含む	必修科目の 12単位 4年次進級に必要な 単位を含む
	専門教育科目 社会医学系			必修科目の 7単位	必修科目の 7単位 4年次進級に必要な 単位を含む	必修科目の 7単位 4年次進級に必要な 単位を含む
	専門教育科目 臨床医学系			必修科目の 19単位	必修科目の 54単位 4年次進級に必要な 単位を含む	必修科目の 96単位 5年次進級に必要な 単位を含む
進級に必要な単位数		49単位以上	87単位以上	126単位以上	161単位以上	203単位以上

別表第5（平成24年度～平成26年度入学生用）

進級に必要な単位

区分	進級年次 授業科目区分	2年次進級に 必要な単位数	3年次進級に 必要な単位数	4年次進級に 必要な単位数	5年次進級に 必要な単位数	6年次進級に 必要な単位数
別表第1	全学共通教育科目	必修科目を含め 26単位以上	必修科目を含め 36単位以上 2年次進級に必要な 単位を含む	必修科目を含め 36単位以上 3年次進級に必要な 単位を含む	必修科目を含め 36単位以上 3年次進級に必要な 単位を含む	必修科目を含め 36単位以上 3年次進級に必要な 単位を含む
別表第3	専門教育科目 基礎教育科目等	必修科目の 19単位以上	必修科目の 20単位以上 2年次進級に必要な 単位を含む	必修科目の 21単位以上 3年次進級に必要な 単位を含む	必修科目の 21単位以上 4年次進級に必要な 単位を含む	必修科目の 21単位以上 4年次進級に必要な 単位を含む
別表第4	専門教育科目 基礎医学系	必修科目の 4単位	必修科目の 31単位 2年次進級に必要な 単位を含む	必修科目の 31単位 3年次進級に必要な 単位を含む	必修科目の 31単位 3年次進級に必要な 単位を含む	必修科目の 31単位 3年次進級に必要な 単位を含む
	専門教育科目 臨床基礎医学系			必修科目の 12単位	必修科目の 12単位 4年次進級に必要な 単位を含む	必修科目の 12単位 4年次進級に必要な 単位を含む
	専門教育科目 社会医学系			必修科目の 7単位	必修科目の 7単位 4年次進級に必要な 単位を含む	必修科目の 7単位 4年次進級に必要な 単位を含む
	専門教育科目 臨床医学系			必修科目の 19単位	必修科目の 54単位 4年次進級に必要な 単位を含む	必修科目の 92単位 5年次進級に必要な 単位を含む
進級に必要な単位数		49単位以上	87単位以上	126単位以上	161単位以上	199単位以上

別表第5（平成23年度入学生用）

進級に必要な単位

区分	進級年次 授業科目区分	2年次進級に 必要な単位数	3年次進級に 必要な単位数	4年次進級に 必要な単位数	5年次進級に 必要な単位数	6年次進級に 必要な単位数
別表第1	全学共通教育科目	必修科目を含め 26単位以上	必修科目を含め 36単位以上 2年次進級に必要な 単位を含む	必修科目を含め 36単位以上 3年次進級に必要な 単位を含む	必修科目を含め 36単位以上 3年次進級に必要な 単位を含む	必修科目を含め 36単位以上 3年次進級に必要な 単位を含む
別表第2	学部入門ゼミ	必修科目の 2単位	必修科目の 2単位 2年次進級に必要な 単位を含む	必修科目の 2単位 2年次進級に必要な 単位を含む	必修科目の 2単位 2年次進級に必要な 単位を含む	必修科目の 2単位 2年次進級に必要な 単位を含む
別表第3	専門教育科目 基礎教育科目等	必修科目の 17単位以上	必修科目の 18単位以上 2年次進級に必要な 単位を含む	必修科目の 19単位以上 3年次進級に必要な 単位を含む	必修科目の 19単位以上 4年次進級に必要な 単位を含む	必修科目の 19単位以上 4年次進級に必要な 単位を含む
別表第4	専門教育科目 基礎医学系	必修科目の 4単位	必修科目の 31単位 2年次進級に必要な 単位を含む	必修科目の 31単位 3年次進級に必要な 単位を含む	必修科目の 31単位 3年次進級に必要な 単位を含む	必修科目の 31単位 3年次進級に必要な 単位を含む
	専門教育科目 臨床基礎医学系			必修科目の 12単位	必修科目の 12単位 4年次進級に必要な 単位を含む	必修科目の 12単位 4年次進級に必要な 単位を含む
	専門教育科目 社会医学系			必修科目の 7単位	必修科目の 7単位 4年次進級に必要な 単位を含む	必修科目の 7単位 4年次進級に必要な 単位を含む
	専門教育科目 臨床医学系			必修科目の 19単位	必修科目の 54単位 4年次進級に必要な 単位を含む	必修科目の 92単位 5年次進級に必要な 単位を含む
進級に必要な単位数		49単位以上	87単位以上	126単位以上	161単位以上	199単位以上

2 医学部看護学科授業科目履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨大学学則（以下「学則」という。）第16条、第22条、第25条、第26条、第28条、第29条及び第38条の規定に基づき、山梨大学医学部看護学科の教育課程及び履修方法等に關し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目区分)

第2条 授業科目は、全学共通教育科目、学部入門ゼミ、看護基礎科目及び看護専門科目に大別する。

2 全学共通教育科目は、人間形成科目部門、語学教育科目部門、教養教育科目部門及び自発的教養科目部門に区分して開設する。

3 看護基礎科目は、人間科学、保健福祉環境に区分して開設する。

4 看護専門科目は、基礎看護学、実践看護学及び広域看護学に区分して開設する。

5 授業科目の区分、名称、単位数及び履修年次等は、別表第1から第4又は別表第5のとおりとする。

(履修申告)

第3条 履修申告しようとする授業科目は申告して、その授業科目担当教員の承認を受けなければならぬ。

2 開放科目以外の他学科（課程）の授業科目も申告して、その授業科目担当教員の承認を受けることにより、履修することができる。ただし、その修得単位を第13条にあげた単位に含めることはできない。

3 履修申告に関する細則は、別に定める。

第3条の2 別表第4に掲げる助産学の選択科目については、希望者の中から第3年次前期までの成績、面接及び出願書類等により選考の上許可する。

(履修方法)

第4条 授業科目の各科目における履修方法は、次条以下に定めるとおりとする。

(全学共通教育科目、学部入門ゼミ)

第5条 全学共通教育科目、学部入門ゼミにおいては、別表第1又は別表第5に示すとおり全学共通教育科目30単位及び別表第2に示すとおり学部入門ゼミ2単位の合計32単位以上を修得しなければならない。なお、全学共通教育科目の開設科目履修方法等の詳細については山梨大学全学共通教育科目等履修規程に定める。

(看護基礎科目)

第6条 看護基礎科目においては、別表第3に示すとおり必修科目の28単位を修得しなければならない。

2 3年次編入生における看護基礎科目においては、別表第5に示すとおり必修科目の28単位を修得しなければならない。

(看護専門科目)

第7条 看護専門科目においては、別表第4に示すとおり必修科目の74単位を修得しなければならない。

2 3年次編入生における看護専門科目においては、別表第5に示すとおり必修科目の74単位を修得しなければならない。

(試験)

第8条 試験は定期試験及び隨時試験とし、試験の方法は授業科目担当教員が決定するものとする。

2 定期試験は、当該授業の終了する学期又は学年の終わりに行ない、隨時試験は、当該授業担当教員が必要と認めたとき適宜行なう。

3 定期試験は、当該授業科目の総授業時間数の3分の2以上出席していなければ受験することができない。

- 4 傷病その他やむを得ない事由により試験を受験することができなかつた学生については、原則として追試験を実施するものとする。
- 5 試験に不合格となつた学生については、当該授業担当教員が必要と認めた場合に、再試験を実施するものとする。
- 6 追試験及び再試験に関し、必要な事項は別に定める。

(成績)

第9条 成績は、100点をもつて満点とし、60点以上を合格とする。この場合において、成績評語は、次のとおりとする。

- (1) S (95点～100点)
- (2) S- (90点～94点)
- (3) A+ (87点～89点)
- (4) A (83点～86点)
- (5) A- (80点～82点)
- (6) B+ (77点～79点)
- (7) B (73点～76点)
- (8) B- (70点～72点)
- (9) C+ (66点～69点)
- (10) C (60点～65点)
- (11) F (0点～59点及び未受験)

2 試験に合格した者には、当該授業科目の履修の認定を行なう。

3 授業科目の履修の認定は、当該授業科目担当教員が行なう。

(成績通知)

第10条 成績は、各学期末又は各学年末に学生に通知するものとする。

(入学前既修得単位の認定)

第11条 学則第28条に定める単位の認定については、全学共通教育科目について、30単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認定することができる。

2 看護基礎科目及び看護専門科目にあっては合わせて15単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認定することができる。

3 3年次編入生が短期大学等において履修した授業科目の修得単位は、その授業内容が本学における授業科目に相当するものと認められる場合は、86単位を限度として本学における授業科目により修得したものとして認定する。

(進級に必要な単位)

第12条 各年次への進級には、別表第1から第4又は別表第5に定める授業科目区分に応じ、それぞれ別表第6に掲げる単位を修得していなければならない。

(卒業に必要な単位)

第13条 卒業には、別表第1から第4又は別表第5に定めるところにより、別表第6に掲げる単位を修得していなければならない。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、教育課程及び履修方法等に関し必要な事項は、医学部教授会の議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、平成 15 年度に入学した学生から適用する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 28 年度に入学した学生の看護専門科目については別表第 4 - 1 を適用し、平成 25 年度から平成 27 年度に入学した学生は別表第 4 - 2 を適用する。

3 平成 24 年度以前に入学した学生は従前の例による。

別表第1 (平成25年度～平成29年度入学生用)
看護学科授業科目【全学共通教育科目】

区分	授業科目名	単位数				単位数	要修得単位数
		1年次	2年次	3年次	4年次		
全学共通教育科目	人間形成科目部門 生活と健康Ⅰ	1				1	30単位以上
	生活と健康Ⅱ	1				1	
	語学教育科目部門 英語		8			8	
	未習外国語	4				4	
	教養教育科目部門	10				10	
	自発的教養科目部門						
	上記の各部門から自由選択	6				6	
合 計		30				30	

備考 単位数は全学共通教育科目各部門の必要単位数を示す。

英語は、1～2年次で8単位を修得する。(必修4単位は1年次に修得する。)

未習外国語は選択必修科目で、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語の中から4単位を修得する。

注 授業科目名及び履修方法等の詳細については、山梨大学全学共通教育科目等履修規程を参照すること。

別表第2

看護学科授業科目【学部入門ゼミ】

区分	授業科目名	単位数				単位数	要修得単位数
		1年次	2年次	3年次	4年次		
学部入門ゼミ	学部入門ゼミ	2				2	2単位必修

別表第3 (平成25年度～平成29年度入学生用)

看護学科授業科目【看護基礎科目】

区分	授業科目名	単位数				単位数	要修得単位数
		1年次	2年次	3年次	4年次		
看護基礎科目	人体構造・調節論I(細胞組織の解剖生理論)	①(30)				①	必修科目の 28単位
	人体構造・調節論II(器官系の解剖生理論)	②(60)				②	
	病態・生理論I(微生物・免疫論)	①(30)				①	
	病態・生理論II(病理・薬理論)		②(60)			②	
	生体観察法	①(30)				①	
	ヒトの遺伝学		①(30)			①	
	疾病・治療論I(成人内科)		②(60)			②	
	疾病・治療論II(成人外科)		②(60)			②	
	疾病・治療論III(小児・産科・精神科)		②(60)			②	
保健福祉環境	人間関係論	①(30)				①	
	環境保健			②(30)		②	
	疫学		②(30)			②	
	社会福祉行政論		②(30)			②	
	保健医療行政論(医療経済学を含む)		②(30)			②	
	基礎健康科学			②(30)		②	
	応用健康科学				①(30)	①	
	保健看護統計論			②(30)		②	
	学校保健			2(30)		2	

備考 ○印は必修科目を示す。()内は授業時間数を示す。

別表第4－1（平成28年度・平成29年度入学生用）

看護学科授業科目【看護専門科目】

区分	授業科目名	単位数				単位数	要修得単位数	
		1年次	2年次	3年次	4年次			
看護専門科目	基礎看護学	看護学原論I（看護学原論） 看護学原論II（看護過程の展開） 看護方法論I（対象論基礎／共通基本技術） 看護方法論II（生活支援技術／診療過程支援技術） 看護方法論III（理論と実践） 基礎看護学実習I（看護の対象・役割） 基礎看護学実習II（看護過程展開の実際）	(2)(30) (2)(30) (2)(60) (2)(60) (2)(30) (1)(45) (2)(90)				(2) (2) (2) (2) (1) (2)	
	看実践	成人看護活動論I（成人看護学概論） 成人看護活動論II（慢性期看護） 成人看護活動論III（周術期看護） 精神看護活動論I（精神保健看護概論） 精神看護活動論II（精神看護活動論） 母性看護活動論I（母性看護活動論） 母性看護活動論II（周産期看護過程の展開） 小児看護活動論I（小児看護概論） 小児看護活動論II（小児看護過程の展開） 高齢者看護活動論I（高齢者看護概論） 高齢者看護活動論II（高齢者看護活動論） 成人看護学実習I（慢性期看護実習） 成人看護学実習II（周術期看護実習） 精神看護学実習 母性看護学実習 小児看護学実習 高齢者看護学実習	(2)(60) (2)(60) (2)(60) (2)(30) (2)(60) (2)(60) (2)(30) (2)(30) (2)(30) (3)(135) (3)(135) (2)(90) (2)(90) (2)(90) (3)(135)				(2) (2) (2) (2) (2) (3) (3) (2) (2) (2) (2) (2) (2)	
	科	在宅看護論 健康危機への看護実践 看護倫理学 専門職としての看護 在宅看護学実習I（実践・技術） 在宅看護学実習II（訪問看護） 統合実習 看護研究I（研究計画） 看護研究II（研究実践） 地域看護学概論（地域看護活動の目的と対象） 地域看護活動論I（地域看護活動の基本） 地域看護活動論II（地域看護活動の展開） 地域看護管理論（地域ケアの質管理） 地域看護学実習I（地域看護の実際） 地域看護学実習II（環境保健産業看護実習）						必修科目の 74単位
	広域看護学	（2)(30) (1)(15) (1)(15) (1)(45) (2)(90) (2)(90) (2)(60) (2)(60) (2)(30) (2)(60) (2)(30) (3)(135) (2)(90)						
	合計（卒業要件）		全学共通教育科目 30 単位、学部入門ゼミ 2 単位、看護基礎科目 28 単位及び看護専門科目 74 単位の合計 134 単位以上					
看護専門科目	助産専門科目	助産学概論 リプロダクティブヘルス論 周産期疾病論 妊娠期 助産診断・技術学 分娩期 助産診断・技術学 産褥期・新生児期 助産診断・技術学 助産診断技術演習 助産業務管理 助産外来実習 分娩介助・新生児受け実習 ハイリスク新生児実習			1(15) 1(15) 1(15) 2(30) 2(30) 1(15) 2(60) 2(30) 2(90) 6(270) 1(45)	1 1 1 2 2 1 2 2 6		

備考 ○印は必修科目を示す。（ ）内は授業時間数を示す。

別表第4-2（平成25年度～平成27年度入学生用）

看護学科授業科目【看護専門科目】

区分	授業科目名	単位数				単位数	要修得単位数
		1年次	2年次	3年次	4年次		
看護専門科目	基礎看護学	看護学原論I(看護学原論)	(2)(30)			(2)	
		看護学原論II(看護過程の展開)		(2)(30)		(2)	
		看護方法論I(対象論基礎/共通基本技術)	(2)(60)			(2)	
		看護方法論II(生活支援技術/診療過程支援技術)		(2)(60)		(2)	
		看護方法論III(理論と実践)		(2)(30)		(2)	
		基礎看護学実習I(看護の対象・役割)	(1)(45)			(1)	
		基礎看護学実習II(看護過程展開の実際)		(2)(90)		(2)	
	看実践看護学	成人看護活動論I(成人看護学概論)		(2)(60)		(2)	
		成人看護活動論II(慢性期看護)		(2)(60)		(2)	
		成人看護活動論III(周術期看護)			(2)(60)	(2)	
		精神看護活動論I(精神保健看護概論)		(2)(30)		(2)	
		精神看護活動論II(精神看護活動論)			(2)(60)	(2)	
		母性看護活動論I(母性看護活動論)		(2)(60)		(2)	
		母性看護活動論II(周産期看護演習)		(2)(30)		(2)	
	科	小児看護活動論I(小児看護概論)		(2)(60)		(2)	
		小児看護活動論II(小児看護過程の展開)			(2)(30)	(2)	
	広域看護学	高齢者看護活動論I(高齢者看護概論)		(2)(30)		(2)	
		高齢者看護活動論II(高齢者看護活動論)			(2)(60)	(2)	
		成人看護学実習I(慢性期看護実習)			(3)(135)	(3)	
		成人看護学実習II(周術期看護実習)				(3)(135)	(3)
		精神看護学実習			(2)(90)	(2)	
		母性看護学実習			(2)(90)	(2)	
		小児看護学実習			(2)(90)	(2)	
		高齢者看護学実習			(3)(135)	(3)	
	看護専門科目	在宅看護論			(2)(30)	(2)	
		健康危機への看護実践			(1)(15)	(1)	
		看護倫理学				(1)(15)	(1)
		専門職としての看護				2(30)	2
		在宅看護学実習I(実践・技術)			(1)(45)	(1)	
		在宅看護学実習II(訪問看護)			(2)(90)	(2)	
		統合実習				(2)(90)	(2)
		看護研究I(研究計画)			(2)(60)	(2)	
		看護研究II(研究実践)				2(60)	2
		地域看護学概論(地域看護活動の目的と対象)		(2)(30)		(2)	
		地域看護活動論I(地域看護活動の基本)		(2)(60)		(2)	
		地域看護活動論II(地域看護活動の展開)			(2)(60)	(2)	
		地域看護管理論(地域ケアの質管理)			(2)(30)	(2)	
		地域看護学実習I(地域看護の実際)			(3)(135)	(3)	
		地域看護学実習II(環境保健産業看護実習)			(2)(90)	(2)	
合計(卒業要件)		全学共通教育科目30単位、学部入門ゼミ2単位、看護基礎科目28単位及び看護専門科目74単位の合計134単位以上					
看護専門科目	助産学	助産学概論			1(15)		1
		リプロダクティブヘルス論			1(15)		1
		周産期ハイリスク疾病論				1(15)	1
		妊娠期助産診断・技術学			2(30)		2
		分娩期助産診断・技術学				2(30)	2
		産褥期・新生児期助産診断・技術学			1(15)		1
		助産診断技術演習				2(60)	2
		助産業務管理				2(30)	2
		助産外来実習				2(90)	2
		分娩介助・新生児受け実習				6(270)	6
		ハイリスク新生児実習				1(45)	1

必修科目の
74単位

備考 ○印は必修科目を示す。()内は授業時間数を示す。

別表第5－1（平成28年度・平成29年度入学生用）
看護学科3年次編入学生授業科目【全学共通教育科目】

区分	授業科目名	単位数	認定可能単位数	要修得単位数
全学共通教育科目	人間形成科目部門 生活と健康Ⅰ	1	1	認定単位上限 16単位 認定内訳 生活と健康Ⅰ 1単位 生活と健康Ⅱ 1単位 英語 4単位 教養教育 10単位 認定単位と合わせて30単位以上
	生活と健康Ⅱ	1	1	
	語学教育科目部門 英語	8	4	
	教養教育科目部門	10	10	
	自発的教養科目部門			
	上記の各部門から自由選択	10		
	合 計	30	16	

別表第5－2（平成28年度・平成29年度入学生用）
看護学科3年次編入学生授業科目【学部入門ゼミ】

区分	授業科目名	単位数	認定単位数	要修得単位数
学部入門ゼミ	学部入門ゼミ	2	2	認定単位の2単位

別表第5－3（平成28年度・平成29年度入学生用）
看護学科3年次編入学生授業科目【看護基礎科目】

区分	授業科目名	単位数				単位数	認定可能科目	必修科目等	要修得単位数
		1年次	2年次	3年次	4年次				
看護基礎科目	人体構造・調節論Ⅰ（細胞組織の解剖生理論）	①(30)				①	●		認定単位上限 15単位
	人体構造・調節論Ⅱ（器官系の解剖生理論）	②(60)				②	●		
	病態・生理論Ⅰ（微生物・免疫論）	①(30)				①	●		
	病態・生理論Ⅱ（病理・薬理論）		②(60)			②	●		
	生体観察法	①(30)				①	●		
	ヒトの遺伝学		①(30)			①		○	
	疾病・治療論Ⅰ（成人内科）		②(60)			②	●		
	疾病・治療論Ⅱ（成人外科）		②(60)			②	●		
	疾病・治療論Ⅲ（小児・産科・精神科）		②(60)			②	●		
	人間関係論	①(30)				①		○	
保健福祉環境	環境保健			②(30)		②		○	認定単位、必修科目と合わせて28単位以上
	疫学		②(30)			②		○	
	社会福祉行政論		②(30)			②	●		
	保健医療行政論（医療経済学を含む。）		②(30)			②		○	
	基礎健康科学			②(30)		②		○	
	応用健康科学				①(30)	①		○	
	保健看護統計論			②(30)		②		○	
	学校保健			2(30)		2			

備考 ○印は必修科目を示す。（ ）内は授業時間数を示す。

別表第5－4（平成28年度・平成29年度入学生用）

看護学科3年次編入学生授業科目【看護専門科目】

区分	授業科目名	単位数				単位数	認定可能科目	必修科目等	要修得単位数
		1年次	2年次	3年次	4年次				
基礎看護学	看護学原論I（看護学原論）	(2)(30)				(2)	●		認定単位上限 53単位
	看護学原論II（看護過程の展開）		(2)(30)			(2)	●		
	看護方法論I（対象論基礎／共通基本技術）	(2)(60)				(2)	●		
	看護方法論II（生活支援技術／診療過程支援技術）		(2)(60)			(2)	●		
	看護方法論III（理論と実践）		(2)(30)			(2)	●		
	基礎看護学実習I（看護の対象・役割）	(1)(45)				(1)	●		
実践看護	基礎看護学実習II（看護過程展開の実際）		(2)(90)			(2)	●		認定単位及び必修科目の74単位
	成人看護活動論I（成人看護学概論）		(2)(60)			(2)	●		
	成人看護活動論II（慢性期看護）		(2)(60)			(2)	●		
	成人看護活動論III（周術期看護）			(2)(60)		(2)	●		
	精神看護活動論I（精神保健看護概論）		(2)(30)			(2)	●		
	精神看護活動論II（精神看護活動論）			(2)(60)		(2)	●		
専門科目	母性看護活動論I（母性看護活動論）		(2)(60)			(2)	●		認定単位及び必修科目の74単位
	母性看護活動論II（周産期看護過程の展開）		(2)(30)			(2)	●		
	小児看護活動論I（小児看護概論）		(2)(60)			(2)	●		
	小児看護活動論II（小児看護過程の展開）			(2)(30)		(2)	●		
	高齢者看護活動論I（高齢者看護概論）		(2)(30)			(2)	●		
	高齢者看護活動論II（高齢者看護活動論）			(2)(60)		(2)	●		
看護実習	成人看護学実習I（慢性期看護実習）			(3)(135)		(3)	●		認定単位及び必修科目の74単位
	成人看護学実習II（周術期看護実習）				(3)(135)	(3)	●		
	精神看護学実習				(2)(90)	(2)	●		
	母性看護学実習				(2)(90)	(2)	●		
	小児看護学実習				(2)(90)	(2)	●		
	高齢者看護学実習				(3)(135)	(3)	●		
地域看護学	在宅看護論			(2)(30)		(2)			認定単位及び必修科目の74単位
	健康危機への看護実践				(1)(15)	(1)		○	
	看護倫理学				(1)(15)	(1)		○	
	専門職としての看護				2(30)	2			
	在宅看護学実習I（実践・技術）			(1)(45)		(1)	●		
	在宅看護学実習II（訪問看護）				(2)(90)	(2)	●		
	統合実習					(2)(90)	(2)		
	看護研究I（研究計画）				(2)(60)	(2)		○	
	看護研究II（研究実践）				2(60)	2		○	
	地域看護学概論（地域看護活動の目的と対象）		(2)(30)			(2)		○	
	地域看護活動論I（地域看護活動の基本）		(2)(60)			(2)		○	
	地域看護活動論II（地域看護活動の展開）			(2)(60)		(2)		○	
	地域看護管理論（地域ケアの質管理）			(2)(30)		(2)		○	
	地域看護学実習I（地域看護の実際）				(3)(135)	(3)		○	
	地域看護学実習II（環境保健・産業看護実習）			(2)(90)		(2)		○	
合計（卒業要件）		全学共通教育科目30単位、学部入門ゼミ2単位、看護基礎科目28単位及び看護専門科目74単位の合計134単位以上							
看護専門科目・助産学		各授業科目の単位数等については、別表第4を準用する。							

備考 ○印は必修科目を示す。()内は授業時間数を示す。

別表第6（平成25年度～平成29年度入学生用、平成28年度・平成29年度編入学生用）

進級及び卒業に必要な単位

区分	進級年次 授業科目区分	2年次進級に 必要な単位数	3年次進級に 必要な単位数	4年次進級に 必要な単位数
別表第1	全学共通 教育科目	必修科目を含め 22単位以上	必修科目を含め 30単位以上 2年次進級に必要な 単位を含む	必修科目を含め 30単位以上 2年次進級に必要な 単位を含む
別表第2	学部入門ゼミ	必修科目の 2単位	必修科目の 2単位 2年次進級に必要な 単位を含む	必修科目の 2単位 2年次進級に必要な 単位を含む
別表第3	看護基礎科目 (人間科学)	必修科目の 6単位	必修科目を含め 21単位以上	必修科目を含め 27単位以上
	看護基礎科目 (保健福祉環境)		2年次進級に必要な 単位を含む	3年次進級に必要な 単位を含む
別表第4	看護専門科目 (基礎看護学)	必修科目の 5単位	必修科目の 13単位 2年次進級に必要な 単位を含む	必修科目の 13単位 2年次進級に必要な 単位を含む
	看護専門科目 (実践看護学)		必修科目の 14単位以上	必修科目の 25単位以上 3年次進級に必要な 単位を含む
	看護専門科目 (広域看護学)		必修科目の 4単位	必修科目の 13単位 3年次進級に必要な 単位を含む
進級に必要な単位数		35単位以上	84単位以上	110単位以上
卒業に必要な単位数		全学共通教育科目30単位、学部入門ゼミ2単位、看護基礎科目28単位及び看護専門科目74単位の合計134単位以上		

看護学科における追試験及び再試験に関する申合せ

平成 25 年 10 月 9 日
第 149 回医学部教授会承認

(追試験)

- 授業担当教員は、傷病その他やむを得ない理由により試験等を受けることができなかつた学生に、追試験を実施するものとする。
- 追試験を受けようとする学生は、授業担当教員に追試験願（様式 1）に前項の理由を証明する書類を添えて願い出るものとする。
- 追試験の実施方法は、授業担当教員が定める。
- 追試験の評価は、医学部看護学科授業科目履修規程（成績）第 9 条の規定を準用する。

(再試験)

- 授業担当教員は、試験等の結果が不合格になった学生に再試験を実施することができる。
- 再試験は、原則として 1 回とする。
- 再試験を受けようとする学生は、授業担当教員に再試験願（様式 2）によって願い出るものとする。
- 再試験の実施方法は、授業担当教員が定める。
- 再試験の評価は、100 点満点法により評価し、60 点以上の得点を 60 点とする。

(様式 1)

(様式 1)

追 試 験 願

平成 年 月 日

看護学科授業担当教員 殿

学籍番号 _____
氏 名 _____

下記の理由で、定期試験を受験できませんでしたので、追試験の実施についてよろしくお願い致します。

記

・授業科目名：_____

・担当教員：_____

・定期試験実施日：平成 年 月 日 曜日 () 時限

・欠席理由：_____

※欠席理由を証明する書類を添付すること。
(医師の診断書、会葬証、被災証明書、事故証明書等)

(様式 2)

(様式 2)

再 試 験 願

平成 年 月 日

看護学科授業担当教員 殿

学籍番号 _____
氏 名 _____

下記の授業科目が不合格のため、再試験の実施についてよろしくお願い致します。

記

授業科目名：_____

担当教員：_____

定期試験実施日：平成 年 月 日 曜日 () 時限

3 参考法規等

保健師免許取得に伴う養護教諭二種免許について

保健師免許を有する者が、各都道府県教育委員会に「養護教諭二種免許」を申請する場合には、「日本国憲法 2 単位」「体育 2 単位」「外国語コミュニケーション 2 単位」「情報機器の操作 2 単位」の合計、4 科目 8 単位の修得が必要となります（教育職員免許法施行規則 66 条の 6）。

本学看護学科は、この資格を取得することを目的としていません。また、授業内容等もこの科目と合致していません。養護教諭二種免許の取得を希望している場合は、免許申請予定の都道府県教育委員会にお問合せください。

本学で指定された科目に類似する授業科目をあげると以下のとおりです。

- ・「日本国憲法 2 単位」：全学共通教育科目の教養教育科目部門の「日本国憲法 2 単位」選択科目
- ・「体育 2 単位」：全学共通教育科目の人間形成科目部門の「生活と健康」必修科目
- ・「外国語コミュニケーション 2 単位」：全学共通教育科目の語学教育科目部門の「英語」必修科目、「英語オーラルコミュニケーション 2 単位」選択科目及び「未習外国語」必修科目等
- ・「情報機器の操作 2 単位」：「学部入門ゼミ 2 単位」、看護基礎科目「保健看護統計論 2 単位」必修科目

上記科目的判断については、各都道府県教育委員会の判断によります。

（参考法規）

教育職員免許法施行規則（抄）

第 66 条の 6 免許法 別表第一備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法二単位、体育二単位、外国語コミュニケーション二単位及び情報機器の操作二単位とする。

医師法（抄）

第 1 章 総 則

（医師の任務）

第 1 条 医師は、医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。

第 2 章 免 許

（免許）

第 2 条 医師になろうとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

(免許の絶対的欠格事由)

第3条 未成年者、成年被後見人又は被保佐人には、免許を与えない。

(免許の相対的欠格事由)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

1. 心身の障害により医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
2. 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
3. 罰金以上の刑に処せられた者
4. 前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあった者

(免許の取消・業務停止及び再免許)

第7条 医師が、第3条に該当するときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消す。

2 医師が第4条各号のいずれかに該当し、又は医師としての品位を損するような行為のあったときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

1. 戒告
 2. 3年以内の医業の停止
 3. 免許の取消し
- 3 前2項の規定による取消処分を受けた者（第4条第3号若しくは第4号に該当し、又は医師としての品位を損するような行為のあった者として前項の規定による取消処分を受けた者にあっては、その処分の日から起算して5年を経過しない者を除く。）であっても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適當であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第6条第1項及び第2項の規定を準用する。

第3章 試験

(試験の内容)

第9条 医師国家試験は、臨床上必要な医学及び公衆衛生について、医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。

(試験の実施)

第10条 医師国家試験及び医師国家試験予備試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が、これを行う。

(医師国家試験の受験資格)

第11条 医師国家試験は、次の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

1. 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（以下単に「大学」という。）において、医学の正規の課程を修めて卒業した者
2. 医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後1年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練を経たもの
3. 外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者で、厚生労働大臣が前2号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、且つ、適當と認定したもの

(不正受給者の措置)

第15条 医師国家試験又は医師国家試験予備試験について不正の行為があった場合には、当該不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができます。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

第3章の2 臨床研修

(臨床研修)

第16条の2 診療に従事しようとする医師は、2年以上、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならない。

第4章 業務

(医師でない者の医業の禁止)

第17条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

(名称の使用制限)

第18条 医師でなければ、医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(応招義務等)

第19条 診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

保健師助産師看護師法（抄）

第1章 総則

(法律の目的)

第1条 この法律は、保健師、助産師及び看護師の資質を向上し、もって医療及び公衆衛生の普及向上を図ることを目的とする。

(保健師の定義)

第2条 この法律において「保健師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者をいう。

(助産師の定義)

第3条 この法律において「助産師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子をいう。

(看護師の定義)

第5条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

第2章 免許

(保健師・助産師・看護師の免許)

第7条 保健師になろうとする者は、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

2 助産師になろうとする者は、助産師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を

受けなければならない。

3 看護師になろうとする者は、看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならぬ。

(絶対的欠格事由)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者には、前2条の規定による免許（以下「免許」という。）を与えないことがある。

1. 罰金以上の刑に処せられた者

2. 前号に該当する者を除くほか、保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者

3. 心身の障害により保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

4. 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

(保健師籍・助産師籍・看護師籍)

第10条 厚生労働省に、保健師籍、助産師籍及び看護師籍を備え、登録年月日、第14条第1項の規定による処分に関する事項その他の保健師免許、助産師免許及び看護師免許に関する事項を登録する。
(免許の付与及び免許証の交付)

第12条 保健師免許は、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格した者の申請により保健師籍に登録することによって行う。

2 助産師免許は、助産師国家試験及び看護師国家試験に合格した者の申請により、助産師籍に登録することによって行う。

3 看護師免許は、看護師国家試験に合格した者の申請により、看護師籍に登録することによって行う。

5 厚生労働大臣又は都道府県知事は、免許を与えたときは、それぞれ保健師免許証、助産師免許証若しくは看護師免許証又は准看護師免許証を交付する。

(免許の取消等)

第14条 保健師、助産師若しくは看護師が第9条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は保健師、助産師若しくは看護師としての品位を損するような行為のあったときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

1. 戒告

2. 3年以内の業務の停止

3. 免許の取消し

3 前2項の規定による取消処分を受けた者（第9条第1号若しくは第2号に該当し、又は保健師、助産師、看護師若しくは准看護師としての品位を損するような行為のあった者として前2項の規定による取消処分を受けた者にあっては、その処分の日から起算して5年を経過しない者を除く。）であっても、その者がその取消しの理由となった事項に該当しなくなったとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至ったときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第12条の規定を準用する。

第3章 試験

(試験の内容)

第17条 保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師国家試験は、それぞれ保健師、

助産師、看護師又は准看護師として必要な知識及び技能について、これを行う。

(試験の実施)

第18条 保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験は、厚生労働大臣が、准看護師試験は、都道府県知事が、厚生労働大臣の定める基準に従い、毎年少なくとも1回これを行う。

(保健師国家試験の受験資格)

第19条 保健師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることはできない。

1. 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において1年以上保健師になるのに必要な学科を修めた者
2. 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した保健師養成所を卒業した者
3. 外国の第2条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において保健師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

(助産師国家試験の受験資格)

第20条 助産師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることはできない。

1. 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において1年以上助産に関する学科を修めた者
2. 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した助産師養成所を卒業した者
3. 外国の第3条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において助産師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

(看護師国家試験の受験資格)

第21条 看護師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることはできない。

1. 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。第4号において同じ。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者
2. 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者
3. 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者
4. 免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師で前3号に規定する大学、学校又は養成所において2年以上修業したもの
5. 外国の第5条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が第1号から第3号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

4 その他

ライフサイエンス特進コースの概要

[理念]

今日、医学科卒業生の中で研究者を志すものが基礎、臨床を問わず減少していることが医学界において大きな問題になっています。この状況が続くと明日の医学を創造してゆく力が削がれ、我が国の医学が長期凋落傾向となり、同時に現場の医療レベルも低下する危険性が内在するからです。そこで、全国各地の医学部、医科大学で続々と研究医の道を選択する学生を増やす取組みがなされる様になりました。

この様な中、山梨大学では早くも平成18年(2006)より、医学生が研究を行いやすい環境を整備してきました。このシステムでは基礎、臨床を問わず研究医養成に興味を持っている医学科講座と、その理念に共感を覚えた学生との間で共同体的つながりを持って、自由闊達な雰囲気の中、近視眼的な促成栽培にならない様、長期的な視点で研究医を育てようとすることが出発点にあります。

本来研究者というものは個人の自由な発想によって活動を行うものですから、制度としての研究医養成というものには一種の逆説性が内在します。一方で、その様な陥穀にとらわれることなく、学生の意見も反映した自由度の高いシステムを形成していくことが、私達の目標です。例えば、本学では特進コースの運営委員会に学生も参加しており、これは本システムの特徴の一つであるといえましょう。

学生の興味や進路への志向性には様々なものがあります。それを尊重しながら将来どの様な環境におけるても自律的に研究が出来る様な、堅牢な基礎能力を持った学生を育てることを本コースの理念としています。

[沿革と実績]

「ライフサイエンス特進コース」は、医学生に研究の面白さを伝えたいという意欲をもった基礎医学系教授有志が中心となって平成18年9月に創設されました。当初は山梨大学の学内資金（戦略的教育プロジェクト）により継続的な支援を受けつつ体制を整備し、実績を挙げながら次第に医学科内で認知されるようになりました。現在は基礎医学系のみならず臨床医学系講座も参画する形で拡大し、参加講座は20を数えるに至っています。また、参加学生の研究意欲を高め、相互の交流を図る目的で、各種イベントが企画されています。

ライフサイエンス特進コースはこれまでに医学科学生が筆頭著者として英文論文を発表したり、国内外の学会で発表するなど、着実な成果をあげています。また、マスメディアにも研究医養成のモデルケースの一つとして度々取り上げられており、医学教育における新しい試みとして社会からも評価されつつあります。平成25年3月に開催された文部科学省主催「第2回サイエンス・インカレ」では本学学生2名が、インカレ全体の一等賞である「文部科学大臣表彰」と、ポスター部門の最高賞である「科学技術振興機構理事長賞」を同時受賞しました。このような環境で育った本学医学科学生が10年、20年後には様々な分野で活躍することが期待されます。

[概要]

- 1) 募集：医学科1年次生全員と3年次生以上の希望者を対象に募集を行ない、当該年度の夏に学生と研究室の希望をマッチングして採用を決定します。
- 2) 研究室配属：希望する研究室に配属された学生は原則として各講座の方針に従って研究活動を開始します。ここで生命科学研究の基礎を学び、個別テーマに関して複数の教員より研究指導を受けることができます。
- 3) 活動内容：研究活動は学生と教員が話し合って放課後、休日や学期間の長期休暇を利用して行ないます。また教育カリキュラムへの参加や大学院講義の聴講をすることもできます。
- 4) 成果発表：個別の研究テーマに基づいて、筆頭著者として研究成果を論文にまとめるのが理想的ですが、学会発表や学内での発表で終わる学生もいます。これらの活動を通じて研究のプロセスを主体的に体験するということが重要です。
- 5) 大学院との連携：大学院修了の標準在学必要年限は本学の場合、3年〔博士（医科学）〕または4年〔博士（医学）〕です。しかし、本コースで所定の課程を修め、一定の要件を満たした場合には医学科卒業後最短で1年〔博士（医科学）〕、または3年〔博士（医科学）〕で博士号取得が可能となる道も用意されています。
- 6) 経済的援助：特進コースの運営費を用いて、年間数名に学会出張費を援助します。また、活動状況が顕著であると認められた学生に関しては医学科の学費免除の規定があります。さらに、大学院に進学した場合、大学院学術奨励金の選考において優先権が与えられ、学費相当額の経済的支援を受けることができます。

[イベント、その他]

- 1) 研究成果発表会
研究者にとって、自らの研究成果を発信する力を身につけることは必須の要件です。「特進コース成果発表会」では、コース所属の学生が自らの研究成果を発表します。また、指導教員のみならず他の講座の教員や大学院生と議論することで、専門領域以外への視野を広げることができます。
- 2) セミナー合宿（冬季リトリート）
「特進コースセミナー合宿（冬季リトリート）」は、特進コース指導教員及び学生が一同に会し、泊まりがけで自らの研究の発表を行ったり、外部講師を招いての特別講演を聴講したりします。また、教員と個人的に話すこともできるので、互いの親睦を深め、縦横の繋がり（学生間、学生－教員間）を強める絶好の機会となっています。
- 3) 特別教育セミナー
「特別教育セミナー」は、活発に研究を行っている学外の研究者を講師として招くイベントです。講師との懇親会もあり、交流を深めることができます。

4) 関東4大学研究医養成コンソーシアム：夏のリトリート

平成22年より東京大学、群馬大学、千葉大学とともに開催している「関東4大学研究医養成コンソーシアム：夏のリトリート」は、他大学の学生と交流する場を提供し、コース所属の学生にとって大きな刺激となっています。

5) 特別カリキュラム

1～3年次に、先端基礎医学及び研究リテラシー等に関する特別カリキュラムを受講することができます。

6) 大学院講義の受講許可

4～6年次には大学院博士課程の夜間講義を受講し、卒後の博士取得のための単位とすることができます。

7) 特進コース HP (<http://www.med.yamanashi.ac.jp/lifescience/>)

特進コースでは、独自のHPを開設しています。コースの詳細は、上記サイトをご覧下さい。このHPを通じ、コースの取組みと成果を広く学外に発信するとともに、教員と学生の情報交換の場となることを目指しています。

IX 工 学 部

1 工学部履修規程

制 定 平成 16 年 4 月 1 日
最終改正 平成 28 年 12 月 8 日

(総 則)

第1条 本学部の授業科目及び履修の方法については、この規程の定めるところによる。

(授業科目)

第2条 授業科目は、全学共通教育科目、学部基礎ゼミ及び専門科目に大別する。

2 全学共通教育科目は、人間形成科目部門、語学教育科目部門、教養教育科目部門及び自発的教養科目部門に区分して開設する。

3 専門科目は、基礎教育部門、基礎工学部門、応用工学部門及び特殊研究部門に区分して開設する。

4 開設する授業科目、単位数及び標準的な履修年次・毎週時間数は、別表のとおりとする。

5 山梨大学学則第 25 条の規定に基づき、他の学部の授業科目を履修することができる。

6 前項に定める授業科目のほか、山梨大学学則第 26 条及び第 27 条の規定に基づき、他の大学（外国の大学を含む。）等の授業科目を履修することができる。

(授業時間数)

第3条 各授業科目の 1 単位あたりの授業時間数等については、次のとおりとする。

- (1) 講義・演習による授業科目については、15 時間又は 30 時間
- (2) 実験・実技・実習等による授業科目については、30 時間又は 45 時間
- (3) 卒業論文については、60 時間
- (4) インターンシップについては、1 週間以上（40 時間以上）

(履修方法)

第4条 授業科目の各部門における履修方法は、次条以下に定めるとおりとする。

(人間形成科目部門、語学教育科目部門、教養教育科目部門、自発的教養科目部門)

第5条 人間形成科目部門、語学教育科目部門、教養教育科目部門及び自発的教養科目部門においては、山梨大学全学共通教育科目等履修規程の定めるところにより、次に示す単位を修得しなければならない。

- (1) 人間形成科目部門から 4 単位以上
- (2) 語学教育科目部門から 14 単位以上
- (3) 教養教育科目部門から 10 単位以上
- (4) 自発的教養科目部門の科目を修得した場合は、全学共通教育科目の単位に含めることができる。

2 各学科別表の規定により、特定科目を必修科目にすることができる。

(学部基礎ゼミ)

第6条 別表 1 に示す所属学科の学部基礎ゼミ 2 単位を修得しなければならない。

(基礎教育部門、基礎工学部門、応用工学部門、特殊研究部門)

第7条 基礎教育部門、基礎工学部門、応用工学部門及び特殊研究部門においては、別表 2 から別表 8 に示す各所属学科の開設授業科目より、次に示す単位数を修得しなければならない。

- (1) 基礎教育部門から 28 単位以上
- (2) 基礎教育部門及び基礎工学部門から 64 単位以上
- (3) 基礎教育部門、基礎工学部門、応用工学部門及び特殊研究部門から 90 単位以上

2 前項に定めるほか、履修上の必要事項については、学科ごと別表に示す。

(履修申告)

- 第8条 履修しようとする授業科目は申告して、その授業科目担当教員の承認を受けなければならない。
- 2 他学科の授業科目を、申告して、その授業科目担当教員の承認を受けることにより、履修することができる。ただし、その修得単位を第7条に挙げた単位に含めることはできない。
- 3 履修申告に関する細則は、別に定める。

(成績評価及び単位認定)

- 第9条 授業科目の成績評価は原則として総括評価（試験等）の結果による。
- 2 成績は100点を満点とする点数により表示する。
- 3 成績が60点以上の授業科目について所定の単位を認定する。
- 4 成績を評語により表示する場合は、次のとおりとする。

- (1) S (95～100)
- (2) S- (90～94)
- (3) A+ (87～89)
- (4) A (83～86)
- (5) A- (80～82)
- (6) B+ (77～79)
- (7) B (73～76)
- (8) B- (70～72)
- (9) C+ (66～69)
- (10) C (60～65)
- (11) F (0～59及び未受験)

(総括評価（試験等）の受験資格)

- 第9条の2 総括評価（試験等）は、その授業科目の授業に3分の2以上出席していなければ、受けることができない。

(試験)

- 第10条 試験は中間試験及び修了試験とする。中間試験は隨時行い、修了試験は学期の終わりに行う。
- 2 修了試験については、教員の指示があった場合、その再試験または特別試験を願い出ることができる。
- 3 再試験と特別試験に関する細則は、別に定める。

(成績不振者に対する修学指導)

- 第10条の2 病気その他やむを得ない事情が無いにもかかわらず、修学状況が著しく不良で、取得単位数等が別表9に定める基準に達しない者には、成績不振注意あるいは退学勧告の修学指導措置を行うことがある。

- 2 退学勧告を連続して2回以上受けたにもかかわらず、修学状況に改善が見られず、成業の見込みのない者には山梨大学学則第36条第2項により退学命令を行うことがある。
- 3 第1項の規定により退学勧告を受けて退学した者で、1年以上経過した後、再入学の意志をもつ者は、山梨大学学則第11条により再入学を認めることがある。
- 4 その他修学指導措置に関しては、別に定める。

(卒業論文)

- 第11条 卒業論文は、次に示す要件を満たさなければ、履修することができない。

- (1) 本学部に3年以上在学していること。
- (2) 全学共通教育科目等履修規程に定める要件を満たしていること。
- (3) 第5条第1項第1号から第3号に定める単位数を30単位以上修得していること。

- (4) 第6条に定める学部基礎ゼミ2単位を修得していること。
- (5) 第7条第1項第1号及び第2号に定める単位数を修得していること。

2 卒業論文の履修に関する細則は、別に定める。

(卒業の要件)

第12条 卒業の要件は、次のとおりとする。

- (1) 卒業論文を履修できる要件を満たしたのち、1年以上在学していること。
- (2) 卒業論文等必須科目的単位を修得していること。
- (3) 全学共通教育科目等履修規程に定める要件を満たしていること。
- (4) 第5条第1項第1号から第3号に定める単位数を含め、全学共通教育科目を32単位以上修得していること。
- (5) 第6条に定める学部基礎ゼミ2単位を修得していること。
- (6) 第7条に定める単位数を修得していること。
- (7) 合計124単位以上を修得していること。

2 第2条第6項の規定により他の大学（外国の大学を含む。）等で修得した単位は、教授会の議に基づき、60単位を越えない範囲で前項に定める124単位に含ませることができる。

(教育職員免許状の取得)

第13条 高等学校教諭一種免許状を取得する場合は、別表10から別表14に示す開設授業科目により、教育職員免許法に定める関係科目的単位数を修得しなければならない。

(編入学生の単位認定及び履修方法に関する特例)

第14条 本学部に編入学した者（以下「編入生」という。）の入学前に履修した授業科目及びその修得単位数については、審査の上、その一部を本学に開設する授業科目及びその修得単位数として、次のとおり認定する。

- (1) 大学、短期大学又は高等専門学校において履修した授業科目及びその修得単位については、審査の上、全学共通教育科目の人間形成科目部門を4単位、語学教育科目部門を8単位、教養教育科目部門を10単位計22単位と学部基礎ゼミ2単位を一括認定する。専門科目は、審査の上、55単位までを認定する。
- (2) 大学、短期大学又は高等専門学校以外の教育施設等において履修した授業科目及びその修得単位については、審査の上、全学共通教育科目は22単位、学部基礎ゼミは2単位、専門科目は55単位を超えない範囲で認定する。

2 編入生については、編入された年次の学部学生に該当する履修規程を適用する。

3 編入生については、別表に示す順序指定授業科目的履修順序を適用しない。

4 編入生が卒業論文を履修できる要件は、第11条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) その学科に1年以上在学していること。
- (2) 第11条第1項第5号の要件を満たしていること。

(外国人留学生の授業科目及び履修方法に関する特例)

第15条 外国人留学生については、語学教育科目部門の外国語としては、母語以外の外国語を履修しなければならない。ただし、英語を母語とする者は、語学教育科目部門の中に開設する日本語を英語に代えることができる。

2 外国人留学生に対しては、語学教育科目部門の中に日本語科目に関する授業科目を開設する。また、教養教育科目部門の中に日本事情に関する授業科目を開設する。

(その他の事項)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学部履修規程（平成 10 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。
- 3 平成 16 年 3 月 31 日に在学する者については、なお、従前の工学部履修規程による。
- 4 平成 16 年度及び平成 17 年度に特別編入・編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年度及び平成 18 年度に特別編入・編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附 則

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年度及び平成 19 年度に特別編入・編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附 則

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。
- 2 平成 19 年度及び平成 20 年度に特別編入・編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。
- 2 平成 20 年度及び平成 21 年度に特別編入・編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附 則

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。
- 2 平成 21 年度及び平成 22 年度に特別編入・編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附 則

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。
- 2 平成 22 年度及び平成 23 年度に特別編入・編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。
- 2 平成 23 年度及び平成 24 年度に特別編入・編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。
- 2 平成 24 年度及び平成 25 年度に特別編入・編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 12 月 6 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。
- 2 平成 24 年度及び平成 25 年度に特別編入・編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。
- 2 平成 27 年度及び平成 28 年度に編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。
- 2 平成 29 年度及び平成 30 年度に編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

学部基礎ゼミ

別表1

授業科目番号	授業科目名	単位	毎時間週数		履修年次	備考
			前期	後期		
TME100	機械工学基礎ゼミ	2	2		1	
TEE100	電気電子工学基礎ゼミ	2	2		1	
TCS100	コンピュータ理工学基礎ゼミ	2	2		1	
TJM100	情報メカトロニクス工学基礎ゼミ	2	2		1	
TCE100	土木環境工学基礎ゼミ	2	2		1	
TAC100	応用化学基礎ゼミ	2	2		1	
TAM100	先端材料理工学基礎ゼミ	2	2		1	

機械工学科専門科目

別表2

部 門	系 列	授業科目 番号	授業科目名	単 位	毎週時間数(前期・後期)				備 考	工業の 関係科目	
					1年	2年	3年	4年			
基 礎 教 育	数 学	TPC101	微分積分学Ⅰ	2	2	0			●		
		TPC102	微分積分学Ⅱ	2	0	2			●		
		TPC103	線形代数学Ⅰ	2	2	0					
		TPC104	線形代数学Ⅱ	2	0	2					
	情 報	TME201	微分方程式	2			2	0			
		TME202	応用数学	2			0	2			
		TME301	複素関数論	2				0	2		
社会 科 学	自然 科 学	TME101	情報処理及び実習	2	3	0					
		TME203	確率統計学	2			2	0			
		TME302	数値計算及び実習	2				2	0		
		TME303	コミュニケーション	2				2	0		
	社会 科 学	TME102	基礎物理学Ⅰ	2	2	0			●		
		TME103	基礎物理学Ⅱ	2	0	2					
		TME204	応用物理学	2			2	0			
基 礎 工 学	工 学	TME104	基礎化学	2	2	0					
		TME105	幸福・福祉概論	2	2	0			●		
	基礎 工 学	TME304	技術英語Ⅰ	2				0	2		
		TME305	技術者倫理	2				0	2	●	
		TME106	機械工学デザインⅠ	1	0	3			●	☆	
	基礎 工 学	TME205	機械工学デザインⅡ	1			3	0	●	☆	
		TME206	機械工学デザインⅢ	1			0	3	●	☆	
		TME207	ものづくり実習Ⅰ	1			3	0	●	☆	
		TME208	ものづくり実習Ⅱ	1			0	3	●	☆	
	基礎 工 学	TME306	機械工学実験Ⅰ	1				3	0	●	
		TME307	機械工学実験Ⅱ	1				0	3	●	
		TME209	材料力学Ⅰ	2			2	0	①	☆	
		TME210	機械力学	2			2	0	③	☆	
	応 用 工 学	TME211	熱力学	2			2	0	⑤	☆	
		TME212	材料力学Ⅱ	2			0	2	①	☆	
		TME213	材料の科学Ⅰ	2			0	2	②	☆	
		TME214	振動工学	2			0	2	③	☆	
	応 用 工 学	TME215	流体工学Ⅰ	2			0	2	④	☆	
		TME216	伝熱工学	2			0	2	⑤	☆	
		TME217	加工学Ⅰ	2			0	2	⑥	☆	
		TME308	材料の科学Ⅱ	2				2	0	②	☆
	応 用 工 学	TME309	制御工学Ⅰ	2				2	0	③	☆
		TME310	流体工学Ⅱ	2				2	0	④	☆
		TME311	熱エネルギー変換工学	2				2	0	⑤	☆
		TME312	加工学Ⅱ	2				2	0	⑥	☆
	応 用 工 学	TME313	機械要素設計	2				2	0	⑥	☆
		TME314	電気電子工学	2				2	0	☆	☆
		TCS206	情報システムと社会Ⅰ	2			2	0	△		
		TJM217	組込み設計	2			2	0	△		
応 用 工 学	応 用 工 学	TME315	バイオメカニクス	2				2	0	①	☆
		TME316	材料力学Ⅲ	2				2	0	①	☆
		TME317	自動車工学	2				0	2		☆
		TME318	塑性加工	2				0	2	②	☆
		TME320	制御工学Ⅱ	2				0	2	③	☆
		TME321	流体工学Ⅲ	2				0	2	④	☆
		TME322	航空宇宙工学	2				0	2		☆

応用工学	TME323	原子力工学	2		0 2	2 0	●	☆
	TME324	数値シミュレーション	2		0 2		△	
	TME401	技術英語Ⅱ	2		2 0		△	
	TPC302	電池工学	2		2 0		△	
	TEE313	電気エネルギー変換工学	2		2 0		△	
	TCS304	コンピュータネットワーク	2		2 0		△	
	TJM314	運動の力学Ⅱ	2		2 0		△	
	TJM311	システム設計	2		2 0		△	
	TJM315	マルチメディア工学	2		2 0		△	
	TAM312	量子光学	2		2 0		△	
	TEE315	電子デバイス工学Ⅱ	2		0 2		△	
	TPC201	リスク管理・危機管理概論	2	0 2	1 0			
	TPC202	ベンチャービジネス論	1		0 2		※	
	TPC301	PBLものづくり実践ゼミ	2		2 0		※／学大将P	
	TPC303	キャリア形成実習3	1		0 2		※／学大将P	
	TPC304	キャリア形成実習4	1		0 2		※／リーダー養成	
特殊研究	TPC305	リーダー養成特別演習1	1		2 0		※／リーダー養成	☆
	TPC306	リーダー養成特別演習2	1		0 2		※／リーダー養成	
	TME218	インターンシップI	1	★	★	★		
	TME219	インターンシップII	1	★	★	★		
	TME325	機械工学演習	1		0 3			
	TME402	特別講義	1			0 1		
	TME400	機械工学卒業論文	6			8 16	●	
	TPC203	キャリア形成実習1	1		2 0		※／学大将P	
	TPC204	キャリア形成実習2	1	0 2			※／学大将P	
	TPC307	リーダー養成特別インターンシップ1	1		★		※／リーダー養成	
その他	TPC308	リーダー養成特別インターンシップ2	1		★		リーダー養成	☆
	TPC402	リーダー養成特別インターンシップ3	1			★	リーダー養成	
	TPC403	機器分析特別講義ⅠA	1			1 0		
	TPC404	機器分析特別講義ⅠB	1			1 0		
	TPC405	機器分析特別講義ⅠC	1			1 0		
	TPC406	機器分析特別講義ⅠD	1			1 0		
	TPC407	機器分析特別講義ⅠE	1			1 0		
	TPC408	機器分析特別講義ⅠF	1			1 0		
	TPC409	機器分析特別講義ⅠG	1			1 0		
	TPC410	機器分析特別講義ⅡA	1			1 0		
	TPC412	機器分析特別講義ⅡC	1			1 0		
	TPC413	機器分析特別講義ⅢA	1			1 0		
	TPC414	機器分析特別講義ⅢB	1			1 0		
	TPC415	機器分析特別講義ⅢC	1			1 0		
	TPC416	機器分析特別講義ⅢD	1			1 0		
	TPC417	機器分析特別講義ⅢE	1			1 0		
	TPT010	職業指導第一	2			2 0	工学部共通科目	☆
	TPT011	職業指導第二	2			2 0	工学部共通科目	☆

(注) 機械工学科専門科目の履修においては、工学部履修規程のほか下記の規程があるので注意すること。

(必修科目)

●印は必修科目で、そのすべてを修得しなければならない。

(選択必修科目)

①～⑥印は分野別の選択必修科目で、各分野から1科目以上を修得しなければならない。

(履修順序指定)

ものづくり実習はⅠ、Ⅱの順番に、また機械工学デザインはⅠ、Ⅱ、Ⅲの順番に修得しなければならない。ただし、編入生については指定の順序によらなければならないことができる。

(卒業論文、技術英語Ⅱ)

機械工学卒業論文の履修要件は工学部履修規程に従う。技術英語Ⅱの履修要件は卒業論文と同様である。

(学科間共通科目)

△印は他学科で開講される学科間共通科目で、修得した単位は4単位まで第7条に規定する単位数に含ませることができる。

(COC + 事業科目)

※印はCOC + 事業に関する授業科目である。

(学大将プロジェクト科目)

「学大将P」と記した科目は工学部教育プロジェクトである「統合能力型高度技術者養成プロジェクト—自発リーダー（学大将）を生む環境作り—」のための特別授業科目であり、そのプロジェクトのうちマイハウスプラン（キャリアハウス、ベンチャーハウス）における活動内容を吟味して単位が認定される。

(リーダー養成特別授業科目)

「リーダー養成」と記した科目は、地域産業リーダー養成教育プログラムのための特別授業科目であり、そのすべてを修得した者には地域産業リーダー認定証が授与される（本学生便覧231ページ参照）。

(機器分析特別講義)

機器分析特別講義は機器分析センターに設置されている機器を使用するために必要な授業科目であり、機器の使用を希望する者は、予め、指定する科目を修得しなければならない。指定する科目は、シラバス等で確認のうえ、履修申告するものとする。

(その他)

★印はインターンシップI、IIは年度を通じて実行可能な休業中に、リーダー養成特別インターンシップ1、2、3は実行可能な時期に実施する。

☆印は教育職員免許状（工業）を取得するための認定科目である。

その他の部門の科目を修得しても卒業に必要な単位数に含めることはできない。

電気電子工学科専門科目

別表3

部 門	系 列	授業科目 番号	授業科目名	単 位	毎週時間数(前期・後期)				備 考	工業の 関係科目
					1年	2年	3年	4年		
基 礎 教 育	数 学	TPC101	微分積分学 I	2	2	0			●	
		TPC102	微分積分学 II	2	2	0			●	
		TEE201	基礎解析学	2			2	0		
		TPC103	線形代数学 I	2	2	0			●	
	情 報	TPC104	線形代数学 II	2	0	2				
		TEE101	応用解析 I	2	0	2			●	
		TEE202	応用解析 II	2			2	0		
自 然 科 学	情 報	TEE102	情報処理及び実習	3	4	0				
		TEE301	コミュニケーション I	2				2	0	●
		TEE302	コミュニケーション II	2				0	2	
	自 然 科 学	TEE103	基礎物理学 I	2	2	0			●	
		TEE104	基礎物理学 II	2	0	2				
		TEE203	物理学実験	2			4	0		
		TEE105	基礎化学	2	2	0				
統 計		TEE204	化学実験	2			4	0		
		TEE106	科学の作法	2	0	2			●	
基 礎 工 学	基 礎 工 学	TEE107	基礎統計学及び実習	2	0	3				
		TEE108	基礎電気理論	2	2	0			●	☆
		TEE109	基礎電気理論演習	1	2	0				☆
		TEE110	基礎電気電子工学実験	2	0	2			●	☆
		TEE111	プログラミング I 及び実習	2	0	3			●	☆
		TEE205	プログラミング II 及び実習	2			3	0		☆
		TEE112	デジタル回路	2	0	2			●	☆
		TEE113	マテリアルサイエンス	2	0	2			●	☆
		TEE206	電気回路 I	2			2	0		☆
		TEE207	電気回路 I 演習	1			2	0		☆
		TEE208	電気回路 II	2			0	2		☆
		TEE209	電子回路 I	2			0	2		☆
		TEE210	電子回路 I 演習	1			0	2		☆
応 用 工 学		TEE211	電磁気学 I	2			2	0		☆
		TEE212	電磁気学 I 演習	1			2	0		☆
		TEE213	電磁気学 II	2			0	2		☆
		TEE303	電子デバイス工学 I	2				2	0	☆
		TEE304	電子デバイス工学 I 演習	1				2	0	☆
		TEE214	システム制御工学 I	2			0	2		☆
		TEE215	システム制御工学 I 演習	1			0	2		☆
応 用 工 学		TEE114	信号とシステム	2	0	2			●	☆
		TEE115	信号とシステム演習	1	0	2				☆
		TEE305	情報通信 I	2				2	0	☆
		TEE306	情報通信 I 演習	1				2	0	☆
		TEE307	技術者倫理	2				0	2	☆
		TEE216	電気電子工学実験 I	2			0	4		☆
応 用 工 学		TEE308	電気電子工学実験 II	2				4	0	☆
		TEE217	プログラミング III 及び実習	2			0	3		☆
		TEE218	計算機アーキテクチャ	2			2	0		☆
		TEE309	コンピュータ制御及び実習	3				4	0	☆
		TEE310	電子回路 II	2				2	0	☆
		TEE311	情報通信 II	2				0	2	☆
応 用 工 学		TEE312	計測センシング工学	2				2	0	☆
		TEE313	電気エネルギー変換工学	2				2	0	☆

応用工学校	TEE314	量子力学	2		2	0		△	☆	
	TPC302	電池工学	2		2	0			☆	
	TEE315	電子デバイス工学Ⅱ	2		0	2			☆	
	TEE316	システム制御工学Ⅱ	2		0	2			☆	
	TEE317	光波動工学	2		0	2			☆	
	TEE318	量子工学	2		0	2			☆	
	TEE319	エンジニアリングデザイン	2		2	0		●	☆	
	TEE320	電子応用実験	2		0	4		●	☆	
	TEE321	電気応用実験	2		0	4			☆	
	TEE401	パワーエレクトロニクス	2				2	0	☆	
	TME317	自動車工学	2				0	2	☆	
	TME322	航空宇宙工学	2				0	2	☆	
	TCS304	コンピュータネットワーク	2				2	0	☆	
	TJM217	組込み設計	2				2	0	☆	
	TJM314	運動の力学Ⅱ	2				2	0	☆	
	TJM311	システム設計	2				2	0	☆	
	TAM312	量子光学	2				2	0	☆	
	TJM315	マルチメディア工学	2				2	0	☆	
特種研究	TEE322	機械加工及び実習	2			3	0	※	☆	
	TEE402	通信法規	1				1	0	☆	
	TEE403	電気法規及び電気施設管理	1				1	0	☆	
	TEE323	高電圧工学	2			0	2		☆	
	TEE324	電機制御工学	2			0	2		☆	
	TEE404	電気設計製図	2			0	2		☆	
	TPC202	ベンチャービジネス論	1			1	0			
	TPC301	PBL ものづくり実践ゼミ	2			0	2	※		
	TPC303	キャリア形成実習3	1			2	0	※／学大将P		
	TPC304	キャリア形成実習4	1			0	2	※／学大将P		
	TPC305	リーダー養成特別演習1	1			2	0	※／リーダー養成		
	TPC306	リーダー養成特別演習2	1			0	2	※／リーダー養成		
	TEE219	インターンシップI	1		★	★	★			
	TEE220	インターンシップII	1		★	★	★			
	TEE406	電気電子工学研修I	1				2	0	●	
	TEE407	電気電子工学研修II	1				0	2	●	
	TEE400	電気電子工学卒業論文	6				8	16	●	
その他	TPC105	実践ものづくり実習	1	0	2	2	0	※		
	TPC203	キャリア形成実習1	1			0	2	※／学大将P		
	TPC204	キャリア形成実習2	1			0	2	※／学大将P		
	TPC307	リーダー養成特別インターンシップ1	1			★	★	※／リーダー養成		
	TPC308	リーダー養成特別インターンシップ2	1			★	★	リーダー養成		
	TPC402	リーダー養成特別インターンシップ3	1			★	★	リーダー養成		
	TPC403	機器分析特別講義ⅠA	1				1	0		
	TPC404	機器分析特別講義ⅠB	1				1	0		
	TPC405	機器分析特別講義ⅠC	1				1	0		
	TPC406	機器分析特別講義ⅠD	1				1	0		
	TPC407	機器分析特別講義ⅠE	1				1	0		
	TPC408	機器分析特別講義ⅠF	1				1	0		
	TPC409	機器分析特別講義ⅠG	1				1	0		
	TPC410	機器分析特別講義ⅡA	1				1	0		
	TPC412	機器分析特別講義ⅡC	1				1	0		
	TPC413	機器分析特別講義ⅢA	1				1	0		
	TPC414	機器分析特別講義ⅢB	1				1	0		
	TPC415	機器分析特別講義ⅢC	1				1	0		
	TPC416	機器分析特別講義ⅢD	1				1	0		
	TPC417	機器分析特別講義ⅢE	1				1	0		
	TEE325	電力発生工学	2			0	2	資格対応科目	☆	
	TEE408	電力伝送工学	2				2	0	資格対応科目	☆
	TPT010	職業指導第一	2				2	0	工学部共通科目	☆
	TPT011	職業指導第二	2				2	0	工学部共通科目	☆

(注) 工学部履修規程のほか、下記の規程があるので注意すること。

(必修科目)

●は必修科目で、卒業までにそのすべてを修得しなければならない。

(卒業論文履修要件)

下記の①、②要件を満たす者が卒業論文を履修できる。

①基礎教育、基礎工学、応用工学の3部門に属する必修科目 52 単位のうち 40 単位以上修得していること。

②基礎教育、基礎工学、応用工学の3部門の取得単位数を合計 72 単位以上修得していること。

(電気電子工学研修)

電気電子工学研修 I、II の履修要件は卒業論文履修要件と同じである。

(学科間共通科目)

△ 印の学科間共通科目は、8 単位を超えて第 7 条に規定された単位数に含めることはできない。

(その他)

①★のインターンシップ I、II は、年度を通じて実行可能な休業中に、リーダー養成特別インターンシップ 1、2、3 は実行可能な時期に実施する。

②☆は教育職員免許状（工業）を取得するための認定科目である。

③その他の部門「資格対応科目」と記した科目は、電気主任技術者等の資格取得のための科目である。

④※印は COC + 事業に関する授業科目である。

⑤「学大将 P」と記した科目は、工学部教育プロジェクトである「統合能力型高度技術者養成プロジェクト—自発リーダー（学大将）を生む環境作り—」のための特別授業科目であり、そのプロジェクトのうちマイハウスプラン（キャリアハウス、ベンチャーハウス）における活動内容を吟味して単位が認定される。

⑥「リーダー養成」と記した科目は、地域産業リーダー養成教育プログラムのための特別授業科目であり、そのすべてを修得した者には地域産業リーダー認定証が授与される（本学生便覧 231 ページ参照）。

⑦機器分析特別講義は、機器分析センターに設置されている機器を使用するために必要な授業科目であり、機器の使用を希望する者は、予め、指定する科目を修得しなければならない。指定する科目は、シラバス等で確認のうえ、履修申告するものとする。

⑧その他の部門の科目を修得しても卒業に必要な単位数に含めることはできない。

コンピュータ理工学科専門科目

別表4

部 門	系 列	授業科目 番号	授業科目名	単 位	毎週時間数(前期・後期)				備 考
					1年	2年	3年	4年	
基 礎 教 育	数 学	TPC101	微分積分学Ⅰ	2	2	0			●
		TPC102	微分積分学Ⅱ	2	0	2			●
		TPC103	線形代数学Ⅰ	2	2	0			●
		TPC104	線形代数学Ⅱ	2	0	2			●
		TCS101	離散数学	2	0	2			●
基 礎 教 育	情 報	TCS102	情報処理及び実習	3	4	0			●
		TCS103	プログラミング基礎	2	2	0			●
		TCS104	プログラミング基礎演習	1	2	0			●
		TCS105	プログラミング応用	2	0	2			●
		TCS106	プログラミング応用演習	1	0	2			●
		TCS107	コンピュータ理工学概論	2	0	2			●
		TCS201	情報理論	2			2	0	
自 然 科 学		TCS108	物理学Ⅰ	2	2	0			
		TCS109	物理学Ⅱ	2	0	2			
		TCS202	基礎電気理論	2			2	0	
統 計		TCS110	確率統計及び演習Ⅰ	2	2	0			●
		TCS111	確率統計及び演習Ⅱ	2	0	2			
社 会 科 学		TCS301	科学技術英語	2			0	2	●
基 礎 工 学		TCS112	計算機アーキテクチャⅠ	2	0	2			●
		TCS113	計算機アーキテクチャⅠ演習	1	0	2			●
		TCS203	計算機アーキテクチャⅡ	2			2	0	
		TCS204	ハードウェア基礎実験	2			4	0	
		TCS205	データベース及び演習	2			2	0	
		TCS206	情報システムと社会Ⅰ	2			2	0	
		TCS207	アルゴリズムとデータ構造Ⅰ	2			2	0	
		TCS208	アルゴリズムとデータ構造Ⅰ演習	1			2	0	
		TCS209	アルゴリズムとデータ構造Ⅱ	2			0	2	
		TCS210	プログラミング言語論	2			0	2	
		TCS211	コンピュータグラフィックス	2			0	2	
		TCS212	コンピュータグラフィックス演習	1			0	2	
		TCS213	情報システムと社会Ⅱ	2			0	2	
基 礎 工 学		TCS214	オペレーティングシステム	2			0	2	●
		TCS215	オペレーティングシステム演習	1			0	2	●
		TCS216	ソフトウェア工学及び演習Ⅰ	2			0	2	●
		TCS302	ソフトウェア工学及び演習Ⅱ	2				2	0
		TCS303	ソフトウェアプロジェクト管理	2				2	0
		TCS304	コンピュータネットワーク	2				2	0
		TCS305	コンピュータネットワーク実習	2				4	0
		TCS306	形式言語とコンパイラ	2				0	2
		TCS307	論理と形式手法	2				2	0
		TCS308	ヒューマンコンピュータインターフェース	2				2	0
		TCS309	数値計算	2				2	0
		TCS310	ソフトウェア設計開発演習Ⅰ	2				2	0
		TCS311	ソフトウェア設計開発演習Ⅱ	2				0	2
		TCS312	ITシステム開発実習	1				0	2
		TPC201	リスク管理・危機管理概論	2				0	2
		TCS313	総合科目1	2				2	0
		TCS314	総合科目2	2				0	2

応用工学	TCS315	ビジュアルコンピューティング	2		2	0	(1) (1) (1) (1) (2) (2) (2) (2) (3) (3) (3) 2 0
	TCS316	感性情報工学	2		0	2	
	TCS317	感性情報処理演習	1		0	2	
	TCS318	知的システム I	2		2	0	
	TCS319	知的システム II	2		0	2	
	TCS320	知的システム演習	1		0	2	
	TCS321	組込みシステム	2		2	0	
	TCS322	デジタル信号処理	2		0	2	
	TCS323	組込み情報処理演習	1		0	2	
	TPC202	ベンチャービジネス論	1		1	0	
	TPC401	品質管理概論	2				
	TJM217	組込み設計	2	2 0			
	TME317	自動車工学	2		0	2	
	TEE313	電気エネルギー変換工学	2		2	0	
	TJM314	運動の力学 II	2		2	0	
	TJM311	システム設計	2		2	0	
	TJM315	マルチメディア工学	2		2	0	
	TEE315	電子デバイス工学 II	2		0	2	
	TME322	航空宇宙工学	2		0	2	
特殊研究	TCS324	特別講義 I	2				
	TCS325	特別講義 II	2				
	TPC105	実践ものづくり実習	1	0 2			※
	TPC301	PBL ものづくり実践ゼミ	2		0	2	※
	TPC303	キャリア形成実習 3	1		2	0	※／学大将 P
	TPC304	キャリア形成実習 4	1		0	2	※／学大将 P
	TPC305	リーダー養成特別演習 1	1		2	0	※／リーダー養成
	TPC306	リーダー養成特別演習 2	1		0	2	※／リーダー養成
	TCS217	インターンシップ I	1	★	★	★	
	TCS218	インターンシップ II	1	★	★	★	
	TCS401	コンピュータ理工学研修 I	1			☆	●
	TCS402	コンピュータ理工学研修 II	1			☆	●
	TCS400	コンピュータ理工学卒業論文	6			8 16	●
その他	TPC203	キャリア形成実習 1	1		2	0	※／学大将 P
	TPC204	キャリア形成実習 2	1	0 2			※／学大将 P
	TPC307	リーダー養成特別インターンシップ 1	1		★		※／リーダー養成
	TPC308	リーダー養成特別インターンシップ 2	1		★		リーダー養成
	TPC402	リーダー養成特別インターンシップ 3	1			★	リーダー養成
	TPC403	機器分析特別講義 I A	1			1 0	
	TPC404	機器分析特別講義 I B	1			1 0	
	TPC405	機器分析特別講義 I C	1			1 0	
	TPC406	機器分析特別講義 I D	1			1 0	
	TPC407	機器分析特別講義 I E	11			1 0	
	TPC408	機器分析特別講義 I F	1			1 0	
	TPC409	機器分析特別講義 I G	1			1 0	
	TPC410	機器分析特別講義 II A	1			1 0	
	TPC412	機器分析特別講義 II C	1			1 0	
	TPC413	機器分析特別講義 III A	1			1 0	
	TPC414	機器分析特別講義 III B	1			1 0	
	TPC415	機器分析特別講義 III C	1			1 0	
	TPC416	機器分析特別講義 III D	1			1 0	
	TPC417	機器分析特別講義 III E	1			1 0	
	TPT001	代数学	2	2 0			工学部共通科目
	TPT002	幾何学	2	0 2			工学部共通科目
	TPT009	情報と職業	2		0 2		

(注) 工学部履修規程の他、下記の規程があるので注意すること。

●：必修科目

- ①：選択必修科目（マルチモーダルシステムトラック）
- ②：選択必修科目（知的システムトラック）
- ③：選択必修科目（組込みシステムトラック）

(卒業論文履修要件)

- ・必修科目と選択必修科目を合わせて 25 科目以上修得していること。
- ・必修科目を 23 科目以上修得していること。
- ・いずれかのトラックの選択必修科目を 1 科目以上修得していること。

(卒業要件)

- ・必修科目をすべて修得していること。
- ・いずれかのトラックの選択必修科目をすべて修得していること。

(コンピュータ理工学研修)

- ・コンピュータ理工学研修の履修要件は卒業論文履修要件と同じである。
- ・☆コンピュータ理工学研修 I、II は前期と後期に開講する。前期か後期のいずれかに履修すること。
ただし、同学期に I、II の両方を履修することはできない。

(学科間共通科目)

学科間共通科目は、2 科目 4 単位まで卒業に必要な単位数に含めることができる。

(インターンシップ)

★インターンシップ I、II は、2～4 年次生を対象とし、年度を通じて実行可能な休業中に実施する。
また、リーダー養成特別インターンシップ 1、2、3 は実行可能な時期に実施する。

(COC + 事業科目)

※印は COC + 事業に関する授業科目である。

(学大将プロジェクト科目)

「学大将 P」と記した科目は、工学部教育プロジェクトである「統合能力型高度技術者養成プロジェクト — 自発リーダー（学大将）を生む環境作りー」のための特別授業科目であり、そのプロジェクトのうちマイハウスプラン（キャリアハウス、ベンチャーハウス）における活動内容を吟味して単位が認定される。

(リーダー養成特別授業科目)

「リーダー養成」と記した科目は、地域産業リーダー養成教育プログラムのための特別授業科目であり、そのすべてを修得した者には地域産業リーダー認定証が授与される（本学生便覧 231 ページ参照）。

(機器分析特別講義)

機器分析特別講義は、機器分析センターに設置されている機器を使用するために必要な授業科目であり、機器の使用を希望する者は、予め、指定する科目を修得しなければならない。指定する科目は、シラバス等で確認のうえ、履修申告するものとする。

(その他)

他の部門の科目を修得しても卒業に必要な単位数に含めることはできない。

情報メカトロニクス工学科専門科目

別表5

部 門	系 列	授業科目 番号	授業科目名	単 位	毎週時間数(前期・後期)				履修分野			備 考	工業の 関係科目
					1年	2年	3年	4年	M	E	I		
基 礎 教 育	数 学	TPC103	線形代数学I	2	2	0			●	●	●		
		TPC104	線形代数学II	2	0	2							
		TJM201	解析学	2			0	2					
		TJM202	微分方程式	2			2	0					
		TPC101	微分積分学I	2	2	0			●	●	●		
		TPC102	微分積分学II	2	0	2							
基 礎 教 育	情 報	TJM101	情報処理及び実習	2	3	0			●	●	●		
		TJM102	プログラミング入門	2	2	0			●	●	●		
		TJM203	情報理論	2			2	0					
		TJM204	確率・統計学	2			2	0	●	●	●		
		TJM205	コミュニケーション	2			0	2	●	●	●		
基 礎 教 育	自然 科 学	TJM103	基礎物理学I	2	2	0							
		TJM104	基礎物理学II	2	0	2							
		TJM206	基礎物理学III	2			2	0					
		TJM105	基礎化学	2	0	2							
		TJM106	科学の作法	2	2	0			●	●	●		
		TJM107	物理学実験	2	4	0			●	●	●		
社 会 科 学	TJM207	技術者倫理		2			0	2					☆
基 礎 工 学	基 礎 工 学	TJM108	情報メカトロニクス工学実習 I	2	0	4							※
		TJM208	情報メカトロニクス工学実習 II	2			4	0					☆
		TJM209	情報メカトロニクス工学実習 III	2			0	4					☆
		TJM301	情報メカトロニクス工学実習 I	2				4	0				☆
		TJM302	情報メカトロニクス工学実習 II	2			0	4					☆
		TJM401	科学技術英語	2									☆
		TJM210	情報メカトロニクス製図	2			4	0					☆
		TJM109	材料と力学I	2	2	0							☆
		TJM110	材料と力学II	2	0	2							☆
		TJM211	機械要素I	2			2	0					☆
		TJM303	流れの科学	2									☆
		TJM212	運動の力学I	2			0	2					☆
		TJM213	運動の力学I 演習	1			0	2					☆
		TJM111	信号とシステム	2	2	0							☆
		TJM112	信号とシステム演習	1	2	0							☆
		TJM214	アナログ回路I	2			2	0					☆
		TJM304	デジタル回路I	2				2	0				☆
		TJM215	アナログ回路II	2			0	2					☆
		TJM113	計測とセンサ	2	0	2							☆
		TJM114	組込みプログラミングI	2	0	2							☆
		TJM115	組込みプログラミングI 演習	2	0	4							☆
		TJM216	組込みソフトウェア構成法	2			0	2					☆
		TJM217	組込み設計	2			2	0					☆
		TJM218	組込み設計演習	1			0	2					☆
		TJM305	組込みアーキテクチャ	2				2	0				☆
応 用 工 学	応 用 工 学	TJM306	システム制御工学	2				2	0				☆
		TJM307	システム制御工学演習	1				2	0				☆
		TJM308	情報メカトロニクス工学演習	1				0	2				☆
		TJM309	機械要素II	2				2	0				☆

(注) 工学部履修規程の他、下記の規程があるので注意すること。

(必修科目)

●：必修科目

○：選択必修科目

(履修分野の選択)

3 年次前期開始時に履修分野を選択する。履修分野欄のM、E、I は次の履修分野を示している。

M：機械分野

E：電気分野

I：情報分野

(卒業論文、科学技術英語、情報メカトロニクス工学実践の履修要件)

1. 選択した履修分野の必修科目と選択必修科目から合計 30 科目以上修得していること。
2. 卒業論文の一般的履修要件としては、別に工学部履修規程がある。
3. 「科学技術英語」、「情報メカトロニクス工学実践」の履修要件は卒業論文のそれと同様である。

(卒業要件)

1. 選択した履修分野の必修科目をすべて修得していること。
2. 選択した履修分野の選択必修科目から 14 単位以上修得していること。

(学科間共通科目)

△印は他学科で開講される学科間共通科目である。

(COC + 事業科目)

※印は COC + 事業に関する授業科目である。

(学大将プロジェクト科目)

「学大将 P」と記した科目は、工学部教育プロジェクトである「統合能力型高度技術者養成プロジェクト — 自発リーダー（学大将）を生む環境作りー」のための特別授業科目であり、そのプロジェクトのうちマイハウスプラン（キャリアハウス、ベンチャーハウス）における活動内容を吟味して単位が認定される。

(リーダー養成特別授業科目)

「リーダー養成」と記した科目は、地域産業リーダー養成教育プログラムのための特別授業科目であり、そのすべてを修得した者には地域産業リーダー認定証が授与される（本学生便覧 231 ページ参照）。

(機器分析特別講義)

機器分析特別講義は、機器分析センターに設置されている機器を使用するために必要な授業科目であり、機器の使用を希望する者は、予め、指定する科目を修得しなければならない。指定する科目は、シラバス等で確認のうえ、履修申告するものとする。

(その他)

★インターンシップ I、II は、年度を通じて実行可能な休業中に、リーダー養成特別インターンシップ 1、2、3 は実行可能な時期に実施する。

☆印は教育職員免許状（工業）を取得するための認定科目である。

その他の部門の科目を修得しても卒業に必要な単位数に含めることはできない。

土木環境工学科専門科目

別表6

部 門	系 列	授業科目 番号	授業科目名	単 位	毎週時間数(前期・後期)				備 考	工業の 関係科目
					1年	2年	3年	4年		
基 礎 教 育	数 学	TPC103	線形代数学 I	2	2	0			△①	
		TPC104	線形代数学 II	2	0	2			△①	
		TPC101	微分積分学 I	2	2	0			△①	
		TPC102	微分積分学 II	2	0	2			△①	
		TCE101	基礎数学及び演習	2	0	2			△①	
		TCE102	微分方程式 I	2	0	2			△①	
		TCE201	微分方程式 II	2			2 0			
基 礎 教 育	情 報	TCE103	基礎統計学	2	2	0			△①	
		TCE104	応用統計学	2	0	2			△①	
		TCE105	情報処理及び実習	2	3	0			△①	
		TCE202	数値計算及び実習	2			2 0		△①	
基 礎 教 育	自 然 科 学	TCE106	基礎物理学 I 及び演習	3	4	0			△①	
		TCE107	基礎物理学 II	2	0	2			△①	
		TCE108	応用物理学	2	0	2			△①	
		TCE109	基礎化学 I	2	2	0			△①	
		TCE110	基礎化学 II	2	0	2			△①	
		TCE111	基礎生物学	2	0	2			△①	
社 会 科 学	TCE112	コミュニケーション		2	0	2			●	
基 礎 工 学	基 礎 工 学	TCE113	土木環境デザイン	1	0	2			●	☆
		TCE205	測量学第一	2			0 2		●	☆
		TCE301	測量学第二	2				0 2	●	☆
		TCE302	測量学実習第一	1				2 0	●	☆
		TCE303	測量学実習第二	1				2 0	●	☆
		TCE304	技術者倫理	1				0 2	●	☆
		TCE114	エンジニアリングデザイン入門	1	0	2			●	☆
		TCE206	土木環境科学実験 1	1			0 2		△②	
		TCE207	土木環境科学実験 2	1			0 2		△②	
		TCE208	建設材料学及び演習	3			4 0		●	☆
		TCE209	コンクリート構造学第一	2			0 2		●	☆
		TCE305	建設工学実験 I	1				2 0	●	☆
		TCE210	構造力学及び演習第一	3			4 0		●	☆
		TCE211	構造力学第二	2			0 2		●	☆
		TCE212	土質力学及び演習第一	3			4 0		●	☆
		TCE213	土質力学第二	2			0 2		●	☆
		TCE306	建設工学実験 II	1				2 0	●	☆
		TCE214	水理学及び演習第一	3			4 0		●	☆
		TCE215	水理学第二	2			0 2		●	☆
		TCE307	水理学第三	2				2 0	●	☆
		TCE216	計画学基礎及び演習	3			4 0		●	☆
		TCE217	都市計画	2			0 2		●	☆
		TCE218	防災工学 I	2			0 2		●	☆
		TPC201	リスク管理・危機管理概論	2			0 2		●	
		TCE219	衛生工学及び演習	3			0 4		●	
		TCE220	環境生態学	2			0 2		●	
		TCE221	環境工学概論	2			2 0		●	
		TCE308	環境工学実験	1				2 0	●	

応用工学	TCE401	建築学大意	2		0 2	2 0	●	☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
	TCE309	エンジニアリングデザイン I	1					
	TCE402	エンジニアリングデザイン II	1				●	
	TCE310	コンクリート構造学第二	2		2 0			
	TCE222	構造動力学	2	0 2				
	TCE311	構造解析学	2		0 2			
	TCE312	土質工学第一	2		2 0			
	TCE313	土質工学第二	2		0 2			
	TCE314	水文学	2		2 0			
	TCE315	総合河川学	2		0 2			
	TCE223	交通計画	2	0 2				
	TCE316	交通工学	2		2 0			
	TCE317	景観工学	2		2 0			
	TCE318	防災工学 II	2		2 0			
	TCE319	水処理工学	2		2 0			
	TCE320	廃棄物管理工学	2		2 0			
	TCE322	環境生物工学	2		0 2			
特種研究	TPC202	ベンチャービジネス論	1		1 0	2 0		☆
	TPC401	品質管理概論	2					
	TPC105	実践ものづくり実習	1	0 2			※	
	TPC301	PBLものづくり実践ゼミ	2		0 2		※	
	TPC303	キャリア形成実習 3	1		2 0		※／学大将 P	
	TPC304	キャリア形成実習 4	1		0 2		※／学大将 P	
	TPC305	リーダー養成特別演習 1	1		2 0		※／リーダー養成	
	TPC306	リーダー養成特別演習 2	1		0 2		※／リーダー養成	
	TCE323	土木環境行政法	1		2 0			
	TCE403	特別講義第一	1			1 1	●	
	TCE404	特別講義第二	1			1 1	●	
	TCE224	インターンシップ I	1	★1	★1	★1		
その他	TCE225	インターンシップ II	1	★2	★2	★2		☆
	TCE324	土木環境工学英文講読	1		0 2		●	
	TCE400	土木環境工学卒業論文	6			8 16	●	
	TPC203	キャリア形成実習 1	1		2 0		※／学大将 P	
	TPC204	キャリア形成実習 2	1	0 2			※／学大将 P	
	TPC307	リーダー養成特別インターンシップ I	1			★	※／リーダー養成	
	TPC308	リーダー養成特別インターンシップ II	1			★	リーダー養成	
	TPC402	リーダー養成特別インターンシップ III	1			★	リーダー養成	
	TPC403	機器分析特別講義 I A	1			1 0		
	TPC404	機器分析特別講義 I B	1			1 0		
	TPC405	機器分析特別講義 I C	1			1 0		
	TPC406	機器分析特別講義 I D	1			1 0		
	TPC407	機器分析特別講義 I E	1			1 0		
	TPC408	機器分析特別講義 I F	1			1 0		
	TPC409	機器分析特別講義 I G	1			1 0		
	TPC410	機器分析特別講義 II A	1			1 0		
	TPC412	機器分析特別講義 II C	1			1 0		
	TPC413	機器分析特別講義 III A	1			1 0		
	TPC414	機器分析特別講義 III B	1			1 0		
	TPC415	機器分析特別講義 III C	1			1 0		
	TPC416	機器分析特別講義 III D	1			1 0		
	TPC417	機器分析特別講義 III E	1			1 0		
	TPT010	職業指導第一	2			2 0	工学部共通科目	☆
	TPT011	職業指導第二	2			2 0	工学部共通科目	☆

(必修科目)

●印は必修科目であり、必ず修得しなければならない。

(選択必修科目)

△印は選択必修科目である。

①から 18 単位以上修得しなければならない。

②から 1 単位以上修得しなければならない。

(COC + 事業科目)

※印は COC + 事業に関する授業科目である。

(学大将プロジェクト科目)

「学大将 P」と記した科目は、工学部教育プロジェクトである「統合能力型高度技術者養成プロジェクト－自発リーダー（学大将）を生む環境作り－」のための特別授業科目であり、そのプロジェクトのうちマイハウスプラン（キャリアハウス、ベンチャーハウス）における活動内容を吟味して単位が認定される。

(リーダー養成特別授業科目)

「リーダー養成」と記した科目は、地域産業リーダー養成教育プログラムのための特別授業科目であり、そのすべてを修得した者には地域産業リーダー認定証が授与される（本学生便覧 231 ページ参照）。

(機器分析特別講義)

機器分析特別講義は、機器分析センターに設置されている機器を使用するために必要な授業科目であり、機器の使用を希望する者は、予め、指定する科目を修得しなければならない。指定する科目は、シラバス等で確認のうえ、履修申告するものとする。

(インターンシップ)

★1 インターンシップ I は、2～4 年次生を対象とし、年度を通じて実行可能な休業中に実施する。

★2 インターンシップ II は、2～4 年次生を対象とし、夏季休業中に実施する。この場合、原則としてインターンシップ I と併せて 2 単位同時に取得するものとする。

★ リーダー養成特別インターンシップ 1、2、3 は実行可能な時期に実施する。

(教育職員免許状を取得するための認定科目)

☆印は教育職員免許状（工業）を取得するための認定科目である。

(その他)

その他の部門の科目を修得しても卒業に必要な単位数に含めることはできない。

応用化学科専門科目

別表7

部門	系列	授業科目番号	授業科目名	単位	毎週時間数(前期・後期)				備考
					1年	2年	3年	4年	
基礎教育	数学	TPC103	線形代数学 I	2	2 0				●
		TPC101	微分積分学 I	2	2 0				●
		TPC104	線形代数学 II	2	0 2				
		TPC102	微分積分学 II	2	0 2				
		TAC201	微分方程式 I	2		2 0			●
基礎自然科学	情報	TAC101	情報処理及び実習	2	0 3				
		TAC102	基礎物理学 I	2	0 2				●
	TAC202	基礎物理学 II		2		2 0			● 1
	TAC103	入門物理学		1	2 0				
	TAC104	基礎物理化学 I		2	2 0				● 1
	TAC105	基礎無機化学		2	2 0				● 1
	TAC106	基礎有機化学 I		2	2 0				● 1
	TAC107	基礎有機化学 II		2	0 2				● 1
	TAC108	基礎物理化学 II		2	0 2				● 1
	TAC109	基礎分析化学		2	0 2				● 1
	TAC203	基礎材料科学		2		2 0			● 1
	TAC204	化学実験		2		0 4			● 1
	TAC110	ものづくり基礎ゼミ		1	0 2				●
	TAC205	機械加工及び実習		2		3 0			
	TPC201	リスク管理・危機管理概論		2		0 2			※
社会科学		TAC206	技術者倫理	2		0 2			
基礎工学		TAC207	有機化学第一	2		2 0			○ 1
		TAC208	物理化学第一	2		2 0			○ 1
		TAC209	物理化学第二	2		2 0			○ 1
		TAC301	物理化学演習	1			0 2		●
		TAC210	分析化学	2		2 0			○ 1
		TAC302	分析化学演習	1			0 2		●
		TAC211	無機化学	2		2 0			○ 1
		TAC303	無機化学演習	1			2 0		●
		TAC212	有機化学第二	2		0 2			○ 1
		TAC213	量子化学	2		0 2			○ 1
		TAC304	有機化学演習	1			0 2		●
		TAC305	化学技術英語	2			2 0		○ 1
		TAC214	基礎電気化学	2		0 2			○ 1
		TAC215	高分子合成化学	2		0 2			○ 1
		TAC216	材料物性	2		0 2			○ 1
		TAC217	ものづくり発展ゼミ I	1		2 0			●
		TAC218	ものづくり発展ゼミ II	1		0 2			●
応用工学		TAC306	応用化学実験 I	3			9 0		●
		TAC307	応用化学実験 II	3			9 0		●
		TAC308	応用化学実験 III	3			0 9		●
		TAC309	応用化学実験 IV	3			0 9		●
応用工学		TAC219	安全環境化学	2		2 0			
		TAC310	化学工学演習	1			2 0		
		TAM401	化学工学	2			2 0		△

応用工学	TAC311	無機機器分析	2		2 0			
	TAC312	有機機器分析	2		0 2			
	TAC313	高分子物性	2		2 0			
	TAC314	有機工業化学	2		0 2			
	TAC315	無機工業化学	2		0 2			
特 殊 研 究	TPC105	実践ものづくり実習	1	0 2		0 2		※
	TPC301	PBLものづくり実践ゼミ	2			2 0		※
	TPC303	キャリア形成実習3	1			0 2		※／学大将P
	TPC304	キャリア形成実習4	1			2 0		※／学大将P
	TPC305	リーダー養成特別演習1	1			0 2		※／リーダー養成
	TPC306	リーダー養成特別演習2	1			2 0		※／リーダー養成
	TAC401	物質工学研修I	1			0 2	2 0	●
	TAC402	物質工学研修II	1				1 0	●
	TPC202	ベンチャービジネス論	1			1 0		
	TPC401	品質管理概論	2				2 0	
	TAC403	特別講義第一A	1				1 0	
	TAC404	特別講義第一B	1				1 0	
	TAC405	特別講義第二A	1				1 0	
	TAC406	特別講義第二B	1				1 0	
	TAC220	インターンシップI	1		★	★	★	
	TAC221	インターンシップII	1		★	★	★	
	TAC400	応用化学卒業論文	6				8 16	●
その 他	TPC203	キャリア形成実習1	1		2 0			※／学大将P
	TPC204	キャリア形成実習2	1		0 2			※／学大将P
	TPC307	リーダー養成特別インターンシップ1	1			★		※／リーダー養成
	TPC308	リーダー養成特別インターンシップ2	1			★		リーダー養成
	TPC402	リーダー養成特別インターンシップ3	1				★	リーダー養成
	TPC403	機器分析特別講義I A	1				1 0	
	TPC404	機器分析特別講義I B	1				1 0	
	TPC405	機器分析特別講義I C	1				1 0	
	TPC406	機器分析特別講義I D	1				1 0	
	TPC407	機器分析特別講義I E	1				1 0	
	TPC408	機器分析特別講義I F	1				1 0	
	TPC409	機器分析特別講義I G	1				1 0	
	TPC410	機器分析特別講義II A	1				1 0	
	TPC412	機器分析特別講義II C	1				1 0	
	TPC413	機器分析特別講義III A	1				1 0	
	TPC414	機器分析特別講義III B	1				1 0	
	TPC415	機器分析特別講義III C	1				1 0	
	TPC416	機器分析特別講義III D	1				1 0	
	TPC417	機器分析特別講義III E	1				1 0	

●および●1：指定必修科目、○および○1：指定選択必修科目、△：学科間共通科目

(必修科目)

●および●1は指定必修科目で、その全ての単位を修得しなければならない。

(順序指定)

2年次以降の本表に開設されている基礎工学及び応用工学の授業科目を履修するためには、1年次において、開講されている授業科目のうちから40単位以上を修得しなければならない。

3年次以降の本表に開設されている応用工学の授業科目を履修するためには、●1印及び○1印の科目中から30単位以上を修得しなければならない。

卒業論文を履修するためには、基礎教育部門の必修科目を 20 単位以上（ものづくり基礎ゼミ 1 単位を含む）、化学実験、基礎工学部門の演習科目（物理化学演習、有機化学演習、無機化学演習、分析化学演習）、ものづくり発展ゼミ I、ものづくり発展ゼミ II および応用化学系実験（応用化学実験 I、応用化学実験 II、応用化学実験 III、応用化学実験 IV）を全て修得しなければならない。

(注) 卒業論文の一般的履修要件としては、別に工学部履修規程がある。

(COC + 事業科目)

※印は COC + 事業に関する科目である。

(学大将プロジェクト科目)

「学大将 P」と記した科目は、工学部教育プロジェクトである「統合能力型高度技術者養成プロジェクト — 自発リーダー（学大将）を生む環境作り—」のための特別授業科目であり、そのプロジェクトのうちマイハウスプラン（キャリアハウス、ベンチャーハウス）における活動内容を吟味して単位が認定される。

(リーダー養成特別授業科目)

「リーダー養成」と記した科目は、地域産業リーダー養成教育プログラムのための特別授業科目であり、そのすべてを修得した者には地域産業リーダー認定証が授与される（本学生便覧 231 ページ参照）。

(機器分析特別講義)

機器分析特別講義は、機器分析センターに設置されている機器を使用するために必要な授業科目であり、機器の使用を希望する者は、予め、指定する科目を修得しなければならない。指定する科目は、シラバス等で確認のうえ、履修申告するものとする。

(その他)

★インターンシップ I、II は、2~4 年次生を対象とし、年度を通じて実行可能な休業中に、リーダー養成特別インターンシップ 1、2、3 は実行可能な時期に実施する。

他の部門の科目を修得しても卒業に必要な単位数に含めることはできない。

先端材料理工学科専門科目

別表8

部 門	系 列	授業科目 番号	授業科目名	単 位	毎週時間数(前期・後期)				備 考
					1年	2年	3年	4年	
基 礎 教 育	数 学	TPC101	微分積分学Ⅰ	2	2	0			●
		TPC102	微分積分学Ⅱ	2	2	0			●
		TPC103	線形代数学Ⅰ	2	0	2			●
		TPC104	線形代数学Ⅱ	2			2	0	①
		TAM101	数学演習Ⅰ	1	2	0			①
		TAM102	数学演習Ⅱ	1	0	2			①
基 礎 教 育	情 報	TAM103	情報処理及び実習	2	0	3			①
		TAM104	入門物理Ⅰ	3	3	0			●
	自然 科 学	TAM105	入門物理Ⅱ	3	0	3			●
		TAM201	物理学実験	2			4	0	●
		TAM106	入門化学Ⅰ	3	3	0			●
		TAM107	入門化学Ⅱ	2	2	0			●
		TAM108	熱力学	2	2	0			●
		TAM109	化学実験	2	0	4			●
		TAM110	初等力学	2	0	2			②
		TAM202	振動・波動論	2			2	0	②
		TAM203	化学反応論	2			2	0	③
		TAM111	熱力学演習	1	2	0			③
基 礎 工 学	基礎 工 学	TAM204	初等量子論	2			2	0	●
		TAM205	電磁気学	2			0	2	●
		TAM206	基礎工学実験Ⅰ	2			4	0	●
		TAM207	基礎工学実験Ⅱ	2			0	4	●
		TAM301	科学技術英語	2				2	●
		TAM302	プレゼンテーション	2				0	●
		TAM112	ベクトル・フーリエ解析	2	0	2			①
		TAM208	確率・統計学	2			2	0	①
		TAM209	複素関数論	2			2	0	①
		TAM210	常微分方程式	2			2	0	①
		TAM113	基礎工学演習Ⅰ	1	0	2			①
		TAM211	基礎工学演習Ⅱ	1			2	0	①
		TAM212	プログラミング序論及び実習	2			3	0	①
		TAM213	偏微分方程式	2			0	2	①
		TAM214	量子力学	2			0	2	②
		TAM215	量子力学演習	1			0	2	②
		TAM216	電磁気学演習	1			0	2	②
		TAM303	固体物理学	2				2	a
		TAM304	半導体デバイス工学	2				0	c
		TAM114	化学平衡論	2	0	2			③
		TAM217	金属・半導体合成プロセス工学	2	0	2			③
		TAM218	基礎材料化学	2	0	2			③
		TAM305	無機材料工学	2			2	0	b
		TAM306	分光学	2			0	2	d
		TAC216	材料物性	2			0	2	△
応 用 工 学	応 用 工 学	TAM307	応用工学実験Ⅰ	2			4	0	●
		TAM308	応用工学実験Ⅱ	2			0	4	●
		TAM309	応用統計学	2			2	0	①
		TAM219	固体分析科学	2	0	2			②
		TAM310	表面科学	2			2	0	a
		TAM311	光物性物理学	2			0	2	c

応用工学生	TAM312	量子光学	2		2 0		(2) a (2) a (2) c (2) c (2) △ (3) d (3) d (3) d (3) b
	TAM313	統計力学	2		2 0		
	TAM314	流体力学	2		0 2		
	TAM315	機能デバイス工学	2		0 2		
	TEE313	電気エネルギー変換工学	2		0 2	2 0	
	TAM316	結晶科学	2		0 2		
	TAM317	有機材料工学	2		0 2		
	TAM318	半導体プロセス工学	2		0 2		
	TAM401	化学工学	2		0 2	2 0	
	TAM403	先端材料理工学研修 I	1			2 0	●
特種研究	TAM404	先端材料理工学研修 II	1			0 2	●
	TAM400	先端材料理工学卒業論文	6			8 16	●
	TAM319	技術者倫理	2		0 2		
	TAM326	特別講義第一	1		*	*	
	TAM327	特別講義第二	1		*	*	
	TAM328	特別講義第三	1		*	*	
	TAM329	特別講義第四	1		*	*	
	TAM330	特別講義第五	1		*	*	
	TAM331	特別講義第六	1		*	*	
	TAM220	インターンシップ I	1		★	★	
	TAM221	インターンシップ II	1		★	★	
	TPC301	PBLものづくり実践ゼミ	2		0 2		※
	TPC303	キャリア形成実習 3	1		2 0		※／学大将 P
	TPC304	キャリア形成実習 4	1		0 2		※／学大将 P
その他	TPC305	リーダー養成特別演習 1	1		2 0		※／リーダー養成
	TPC306	リーダー養成特別演習 2	1		0 2		※／リーダー養成
	TPC105	実践ものづくり実習	1	0 2			※
	TPC203	キャリア形成実習 1	1		2 0		※／学大将 P
	TPC204	キャリア形成実習 2	1		0 2		※／学大将 P
	TPC307	リーダー養成特別インターンシップ 1	1			★	※／リーダー養成
	TPC308	リーダー養成特別インターンシップ 2	1			★	リーダー養成
	TPC402	リーダー養成特別インターンシップ 3	1				リーダー養成
	TPC403	機器分析特別講義 I A	1			1 0	
	TPC404	機器分析特別講義 I B	1			1 0	
	TPC405	機器分析特別講義 I C	1			1 0	
	TPC406	機器分析特別講義 I D	1			1 0	
	TPC407	機器分析特別講義 I E	1			1 0	
	TPC408	機器分析特別講義 I F	1			1 0	
	TPC409	機器分析特別講義 I G	1			1 0	
	TPC410	機器分析特別講義 II A	1			1 0	
	TPC412	機器分析特別講義 II C	1			1 0	
	TPC413	機器分析特別講義 III A	1			1 0	
	TPC414	機器分析特別講義 III B	1			1 0	
	TPC415	機器分析特別講義 III C	1			1 0	
	TPC416	機器分析特別講義 III D	1			1 0	
	TPC417	機器分析特別講義 III E	1			1 0	
TPT001 代数学		2		2 0			工学部共通科目
TPT002 幾何学		2		0 2			工学部共通科目

(必修科目)

●は指定必修科目で、その全ての単位を修得しなければならない。

(選択必修科目)

①、②、③は選択必修科目で、①の科目を 14 単位以上、②の科目を 10 単位以上、③の科目を 10 単位以上、①②③の合計で 43 単位以上修得しなければならない。また、a の科目を 4 単位以上、b の科目を 2 単位以上、c の科目を 4 单位以上、d の科目を 4 単位以上修得しなければならない。

(卒業論文及び先端材料理工学研修)

卒業論文の一般的履修要件としては、別に工学部履修規程がある。また、先端材料理工学研修Ⅰ、Ⅱの履修要件は卒業論文のそれと同様である。

(COC + 事業科目)

*印は COC + 事業に関する授業科目である。

(学大将プロジェクト科目)

「学大将P」と記した科目は、工学部教育プロジェクトである「統合能力型高度技術者養成プロジェクト－自発リーダー（学大将）を生む環境作り－」のための特別授業科目であり、そのプロジェクトのうちマイハウスプラン（キャリアハウス、ベンチャーハウス）における活動内容を吟味して単位が認定される。

(リーダー養成特別授業科目)

「リーダー養成」と記した科目は、地域産業リーダー養成教育プログラムのための特別授業科目であり、そのすべてを修得した者には地域産業リーダー認定証が授与される（本学生便覧231ページ参照）。

(機器分析特別講義)

機器分析特別講義は、機器分析センターに設置されている機器を使用するために必要な授業科目であり、機器の使用を希望する者は、予め、指定する科目を修得しなければならない。指定する科目は、シラバス等で確認のうえ、履修申告するものとする。

(その他)

△は学科間共通科目で、他学科で開講されている科目を本学科の当該科目として認定する。

★インターンシップⅠ、Ⅱは、年度を通じて実行可能な休業中に、リーダー養成特別インターンシップ1、2、3は実行可能な時期に実施する。

*特別講義第一～第六は、年度を通じて必要に応じて開講する。

その他の部門の科目を修得しても卒業に必要な単位数に含めることはできない。

工学部修学指導制度総取得単位数等基準

別表9

年次	学期	成績不振注意	退学勧告
1年次	前期	20 単位未満	—
	後期	35 単位未満	—
2年次	前期	55 単位未満	30 単位未満
	後期	70 単位未満	40 単位未満
3年次	前期	85 単位未満	45 単位未満
	後期	卒論履修要件未修	55 単位未満
4年次	前期	96 単位未満	70 単位未満
	後期	卒論履修要件未修	
5~6年次	前期	96 単位未満	
	後期	卒論履修要件未修	
7年次	前期	96 単位未満	
	後期	修学状況不良	修学状況不良

別表10

高等学校教諭一種免許状の種類・教科・所要資格

免許状の種類	教科	所要資格			
		基礎資格	本学部における最低修得単位数		
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
高等学校教諭一種免許状	工業	学士の学位を有すること	20	25	16
	数学				
	理科				
	情報				

(注) 教科「工業」の取得にあたっては、教育職員免許法附則第11項により、「教職に関する科目」の単位数の修得については、「教科に関する科目」のうち工業の関係科目の単位の修得をもってこれに替えることができる。

別表11 教育職員免許状（工業）関係

「教科に関する科目」・「教職に関する科目」及び「教科又は教職に関する科目」の最低修得単位数

免許状の種類及び教科	教科に関する科目・教科又は教職に関する科目の最低修得単位数	教職に関する科目及び最低修得単位数			
		授業科目名	必修	選択	備考
高等学校教諭一種免許状（工業）	• 教科に関する科目 工業の関係科目 16 職業指導第一 2 職業指導第二 2	現代教職論	2		<input type="checkbox"/>
		教育学概論	2		<input type="checkbox"/>
		青年期心理学	2		<input type="checkbox"/>
		学校制度・経営論	2		<input type="checkbox"/>
		教育課程論	2		<input type="checkbox"/>
		工業科教育法 I		2	<input type="checkbox"/>
	• 教科又は教職に関する科目 最低修得単位を越えて修得した「教科に関する科目」若しくは「教職に関する科目」について併せて16単位修得すること。	工業科教育法 II		2	<input type="checkbox"/>
		特別活動論	2		<input type="checkbox"/>
		教育の方法と技術	2		<input type="checkbox"/>
		生徒指導論（進路指導を含む。）	2		<input type="checkbox"/>
	最低修得単位を越えて修得した「教科に関する科目」若しくは「教職に関する科目」について併せて16単位修得すること。	学校教育相談論	2		<input type="checkbox"/>
		高等学校教育実習（事前・事後指導1単位を含む。）	3		<input type="checkbox"/>
		教職実践演習（高）	2		<input type="checkbox"/>
	計 36	計		25	

(注) 1 備考欄で□印の付された授業科目は全学で開講する教職に関する科目を示す。

2 工学部履修規程別表2、3、5、6において☆印を付した授業科目は、「教科に関する科目」のうち「工業の関係科目」を示す。

3 「教科に関する科目」の単位数の修得については、工業の関係科目16単位のほか、職業指導第一及び職業指導第二の各2単位を修得すること。

別表12 教育職員免許状（数学・理科・情報）関係

高等学校教諭一種免許状（数学）を取得するための教科に関する科目（コンピュータ理工学科）

科目区分	要 求 単位数	授 業 科 目 名	单 位	毎週時間数（前期・後期）				備 考
				1 年	2 年	3 年	4 年	
代数学	6 单位 以上	○線形代数学 I	2	2	0			
		○線形代数学 II	2	0	2			
		○代数学	2			2	0	
		論理と形式手法	2					※
		離散数学	2	0	2			※
幾何学	2 单位 以上	○幾何学	2			0	2	
		コンピュータグラフィックス	2			0	2	
		コンピュータグラフィックス演習	1			0	2	※
解析学	4 单位 以上	○微分積分学 I	2	2	0			
		○微分積分学 II	2	0	2			
		数値計算	2			2	0	
		デジタル信号処理	2			0	2	※
「確率論・統計学」	2 单位 以上	○確率統計及び演習 I	2	2	0			
		確率統計及び演習 II	2	0	2			
		品質管理概論	2				2	0
コンピュータ	2 单位 以上	○プログラミング基礎	2	2	0			
		プログラミング基礎演習	1	2	0			
		情報理論	2			2	0	
		プログラミング言語論	2			0	2	
		ビジュアルコンピューティング	2			2	0	
		知的システム II	2			0	2	
		知的システム演習	1			0	2	
		形式言語とコンパイラ	2			0	2	※

(注) 1 授業科目名欄で○印の付された授業科目は、必修科目を示す。

2 備考欄の※印の付された授業科目から、4単位以上選択し修得すること。

高等学校教諭一種免許状（情報）を取得するための教科に関する科目（コンピュータ理工学科）

科目区分	要 求 単位数	授 業 科 目 名	单 位	毎週時間数（前期・後期）				備 考
				1 年	2 年	3 年	4 年	
情報社会及び 情報倫理	2 单位 以上	○情報システムと社会 I	2		2 0			
コンピュータ 及び情報処理 (実習を含む。)	3 单位 以上	○プログラミング応用	2	0 2				
		○プログラミング応用演習	1	0 2				※
		アルゴリズムとデータ構造 I	2		2 0			※
		アルゴリズムとデータ構造 I 演習	1		2 0			※
		アルゴリズムとデータ構造 II	2		0 2			※
		知的システム I	2			2 0		※
		計算機アーキテクチャ I	2	0 2				※
		計算機アーキテクチャ I 演習	1	0 2				※
		計算機アーキテクチャ II	2		2 0			※
		オペレーティングシステム	2		0 2			※
		オペレーティングシステム演習	1		0 2			※
		組込みシステム	2			2 0		※
		組込み情報処理演習	1			0 2		※
情報システム (実習を含む。)	3 单位 以上	○ソフトウェア工学及び演習 I	2		0 2			
		ソフトウェア工学及び演習 II	2			2 0		※
		データベース及び演習	2		2 0			※
		ソフトウェア設計開発演習 I	2			2 0		※
		ソフトウェア設計開発演習 II	2			0 2		※
		○I T システム開発実習	1			0 2		※
		ソフトウェアプロジェクト管理	2			2 0		※
情報通信ネット ワーク (実習を含む。)	4 单位 以上	○コンピュータネットワーク	2			2 0		
		○コンピュータネットワーク実習	2			4 0		
		情報システムと社会 II	2		0 2			※
マルチメディア 表現及び技術 (実習を含む。)	3 单位 以上	ヒューマンコンピュータインタラクション	2			2 0		
		○感性情報工学	2			0 2		
		○感性情報処理演習	1			0 2		
情報と職業	2 单位 以上	○情報と職業	2			0 2		

(注) 1 授業科目名欄で○印の付された授業科目は、必修科目を示す。

2 備考欄の※印の付された授業科目から、3 単位以上選択し修得すること。

高等学校教諭一種免許状（理科）を取得するための教科に関する科目（応用化学科）

科目区分	要 求 単位数	授 業 科 目 名	单 位	毎週時間数（前期・後期）				備 考
				1 年	2 年	3 年	4 年	
物理学	2 单位 以上	○基礎物理学 I 基礎物理学 II 材料物性 高分子物性 量子化学	2 2 2 2 2	0 2 2 0 0 2 2 0 0 2		2 0		
化学	4 单位 以上	○基礎無機化学 基礎分析化学 基礎物理化学 I 基礎物理化学 II ○基礎有機化学 I 基礎有機化学 II 安全環境化学	2 2 2 2 2 2 2	2 0 0 2 2 0 0 2 2 0 0 2 2 0		2 0		
生物学	2 单位 以上	○基礎生物学 環境生態学	2 2		0 2 0 2			
地学	2 单位 以上	○地球科学	2	0 2				□
「物理学実験 (コンピュータ 活用を含む。)、 化学実験 (コンピュータ 活用を含む。)、 生物学実験 (コンピュータ 活用を含む。)、 地学実験 (コンピュータ 活用を含む。)」	11 单位 以上	○化学実験 ○応用化学実験 I ○応用化学実験 II ○応用化学実験 III	2 3 3 3		0 4 9 0 9 0 0 9			

(注) 1 授業科目名欄で○印の付された授業科目は、必修科目を示す。

2 備考欄の□印の付された科目は、生命環境学部の開設科目を示す。

高等学校教諭一種免許状（数学）を取得するための教科に関する科目（先端材料理工学科）

科目区分	要 求 単位数	授 業 科 目 名	单 位	毎週時間数（前期・後期）				備 考
				1 年	2 年	3 年	4 年	
代数学	5 单位 以上	○線形代数学 I	2	0	2			
		線形代数学 II	2		2	0		
		○代数学	2		2	0		
		○数学演習 II	1	0	2			
幾何学	2 单位 以上	○幾何学	2		0	2		
解析学	7 单位 以上	○微分積分学 I	2	2	0			
		○微分積分学 II	2	2	0			
		○数学演習 I	1	2	0			
		ベクトル・フーリエ解析	2	0	2			
		基礎工学演習 I	1	0	2			
		複素関数論	2		2	0		
		○常微分方程式	2		2	0		
		偏微分方程式	2		0	2		
		流体力学	2				0 2	
		振動・波動論	2		2	0		
		基礎工学演習 II	1		2	0		
「確率論・統計学」	2 单位 以上	○確率・統計学	2		2	0		
		応用統計学	2				2 0	
コンピュータ	4 单位 以上	○プログラミング序論及び実習	2		3	0		
		○基礎工学実験 II	2		0	4		

(注) 授業科目名欄で○印の付された授業科目は、必修科目を示す。

高等学校教諭一種免許状（理科）を取得するための教科に関する科目（先端材料理工学科）

科目区分	要 求 単位数	授 業 科 目 名	単 位	毎週時間数（前期・後期）				備 考
				1 年	2 年	3 年	4 年	
物理学	12 単位 以上	○入門物理 I	3	3	0			
		○入門物理 II	3	0	3			
		○初等力学	2	0	2			
		○電磁気学	2			0 2		
		電磁気学演習	1			0 2		
		○量子力学	2			0 2		
		量子力学演習	1			0 2		
化学	11 単位 以上	○入門化学 I	3	3	0			
		○入門化学 II	2	2	0			
		化学反応論	2			2 0		
		○熱力学	2	2	0			
		○初等量子論	2			2 0		
		○化学平衡論	2	0	2			
		分光学	2				0 2	
生物学	2 単位 以上	基礎材料化学	2			0 2		
		○基礎生物学	2	0	2			
地学	2 単位 以上	環境生態学	2			0 2		
		○地球科学	2	0	2			□
		気象学	2			2 0		□
		大気環境科学	2			0 2		□
「物理学実験 (コンピュータ活 用を含む。)、 化学実験 (コンピュータ活 用を含む。)、 生物学実験 (コンピュータ活 用を含む。)、 地学実験 (コンピュータ活 用を含む。)」	6 単位 以上	結晶科学	2				0 2	
		○物理学実験	2			4 0		
		○化学実験	2	0	4			
		○基礎工学実験 I	2			4 0		

(注) 1 授業科目名欄で○印の付された授業科目は、必修科目を示す。

2 備考欄で□印の付された授業科目は、生命環境学部の開設科目を示す。

別表13 教育職員免許状（数学・理科・情報）関係
高等学校教諭一種免許状（数学・理科・情報）を取得するための教職に関する科目

科 目 区 分	要 求 単 位 数	授 業 科 目 名	単 位	毎 週 時 間 数		必 選	備 考
				前 期	後 期		
教職の意義等に関する科目	2	現代教職論	2	2	2	◎	□
教育の基礎理論に関する科目	6	教育学概論	2	2		◎	□
		青年期心理学	2	2		◎	□
		学校制度・経営論	2	2		◎	□
教育課程及び指導法に関する科目	8	教育課程論	2		2	◎	□
		中等數学科教育法 I	2	2		□ □	該当教科の指導法 1科目を選択必修
		中等數学科教育法 II	2		2		
		中等理科教育法 I	2	2			
		中等理科教育法 II	2	2			
		情報科教育法 I	2	2			
		情報科教育法 II	2		2		
		特別活動論	2	2	2	◎	□
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	4	教育の方法と技術	2		2	◎	□
		生徒指導論（進路指導を含む。）	2	2		◎	□
		学校教育相談論	2	2		◎	□
教育実習	3	高等学校教育実習（事前・事後指導1単位を含む。）	3	2		◎	□
教職実践演習	2	教職実践演習（高）	2		2	◎	□

- (注) 1 備考欄で□印の付された授業科目は、全学で開講する教職に関する科目を示す。
 2 必選欄で◎印の付された授業科目は、必修科目を示す。
 3 教育実習3単位は、実習校での「教育実習」と「事前・事後指導」との二つの履修から構成されている。
 教育実習を行うためには、実習を行う前年度に開講される「事前指導」を受講しなければならない。

別表14 教育職員免許状（工業・数学・理科・情報）関係

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

科 目 区 分	開 設 授 業 科 目			備 考	
	授 業 科 目 名	单 位 数			
		必 修	選 抹		
日本国憲法	日本国憲法	2			
体育	生活と健康 I	1		1科目選択必修	
	生活と健康 II	1			
外国語コミュニケーション	英語A初級		2	1科目選択必修	
	英語B初級		2		
	英語A中級		2		
	英語B中級		2		
	英語A上級		2		
	英語B上級		2		
情報機器の操作	情報処理及び実習	2又は3			

- (注) 1 日本国憲法、体育、外国語コミュニケーションの授業科目は、全学共通教育科目の開設科目を示す。
 2 情報機器の操作の授業科目は、工学部の各学科で開講する。

授業科目番号の説明

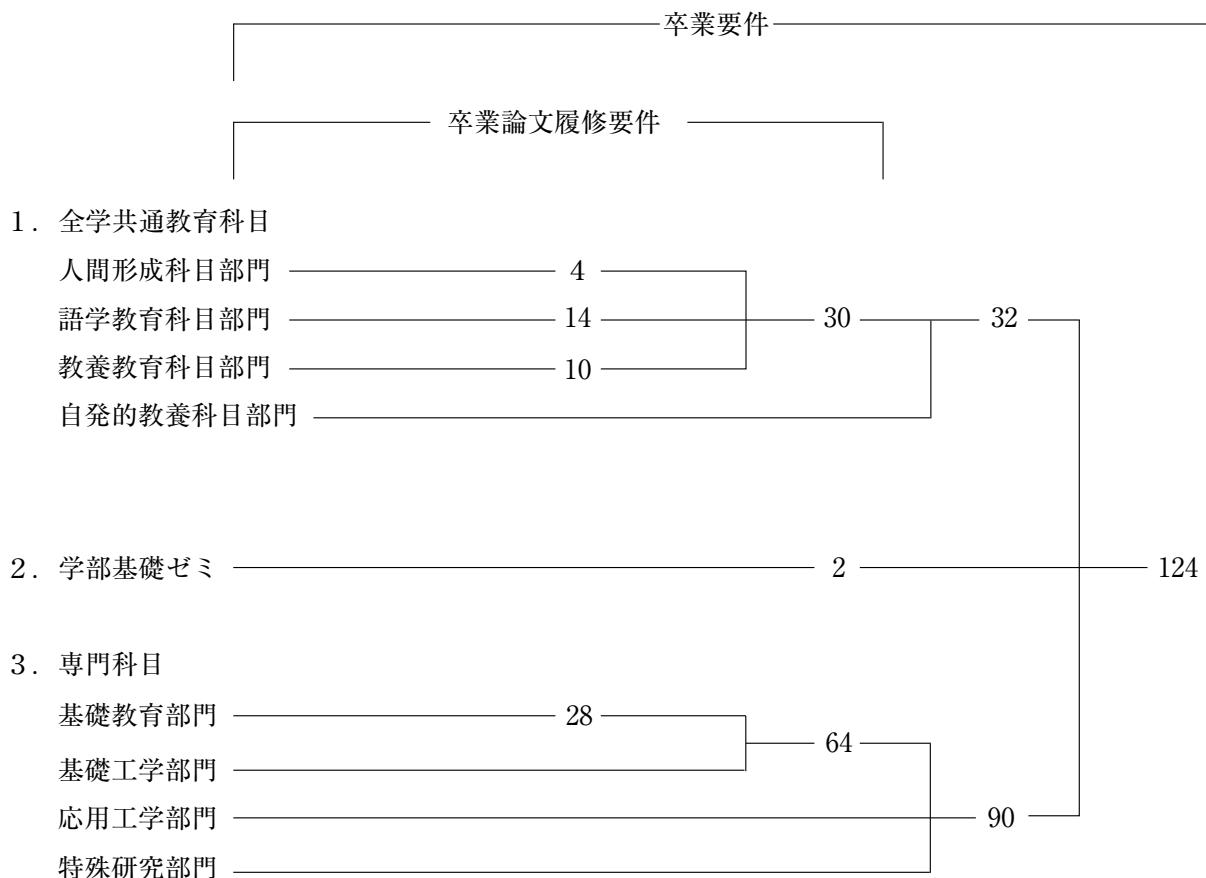
工学部の各授業科目には、下表に従って番号を付してある。授業科目名が同一であっても番号が異なるものは、異なる授業科目を表す。

区 分	桁	1	2・3	4	5・6
全学共通教育科目 人間形成科目部門 語学教育科目部門 教養教育科目部門 自発的教養科目		C			
全学開講教職科目		C	P T	0 0 1 ~ 9 9 9	
学部基礎ゼミ／専門科目 機械工学科 電気電子工学科 コンピュータ理工学科 情報メカトロニクス工学科 土木環境工学科 応用化学科 先端材料理工学科 各学科共通	T	ME EE CS JM CE AC AM PC		難易度	0 0 ~ 9 9
教育職員免許状関係科目	T	P T	0 0 1 ~ 9 9 9		

(注) 1 学科間共通科目は、開講する学科の授業科目番号と同一とする。

2 各学科共通は、難易度（4桁目の数字）と履修年次が異なる場合があるので注意すること。

工学部履修規程解説図



(注) 数字は単位数

細則1 履修申告に関する細則（工学部）

制 定 平成16年4月1日
最終改正 平成24年4月1日

（総 則）

第1条 工学部履修規程第8条に定める履修申告に関しては、この細則の規定に定めるところによる。

（申告方法）

第2条 履修申告は、学期の始めの指定された期間に、別に定める「工学部履修申告手続」によって行うものとする。

第3条 集中講義による授業科目の履修申告は、前条の規定にかかわらず、その都度、各授業科目ごとに別に定める「工学部履修申告手続」によって行うものとする。

第4条 本学部開設以外の授業科目を履修申告する場合は、次に定めるところによる。

- (1) 他学部の専門科目については、別に定める「工学部履修申告手続」により、あらかじめ許可を受けなければならない。
- (2) 他の大学（外国の大学を含む。）等の授業科目については、山梨大学学生交流細則の定めるところによりあらかじめ許可を受けなければならない。

（申告の確認）

第5条 第2条により履修申告した者は「履修登録一覧表」を受理して、申告内容を確認するものとする。

2 前項の「履修登録一覧表」に登録されていない授業科目については、単位修得を認めない。

（申告の修正）

第6条 履修申告の修正は、申告に誤りがあった場合又は履修しようとする授業科目を変更したい場合に、指定された期間内に限り行うことができる。

2 履修人員の偏り、対象学年及び対象学科の相違又はその他の理由により、授業担当教員から申告の修正を指示された者は、当該授業科目の履修申告を修正しなければならない。

（申告の特別措置）

第7条 山梨大学学生交流細則により、学年の始期が異なる外国の大学に留学するため、第2条の手続きができない者は、留学前に次により手続きを行うことができる。

- (1) 留学前に履修申告した授業科目は、「継続履修願」により授業担当教員及び所属学科の承認を受けて、帰国後、引き続いて履修することができる。
- (2) 留学後、卒業に必要な卒業論文等の授業科目を履修申告したい場合は、所属学科が特に必要と認める場合に限り、「履修申告願」により授業担当教員及び所属学科の承認を受けて、帰国後、履修することができる。
- (3) この細則に定めるもののほか、運用を厳格にするために必要な事項は、別に定める。

（二重申告の禁止）

第8条 二重申告（授業時間割表において同一時間に並列して開設されている授業科目を、同時に2科目以上履修申告することをいう。）は、これを認めない。ただし、集中講義が通常の授業科目と重なる場合、または卒業に必要な授業科目が卒業論文の履修と重なる場合、その他特別な場合で、「二重申告許可願」により許可を得た場合は、この限りではない。

2 前項ただし書によらない二重申告があった場合は、二重申告したすべての授業科目の単位修得を認めない。

（重複申告の禁止）

第9条 重複申告（すでに単位を修得している授業科目を、再び履修申告することをいう。）は、これ

を認めない。

(雑 則)

第10条 この細則に定めのない事項については、別に定める「工学部履修申告手続」及び「成績の通知」によるものとする。

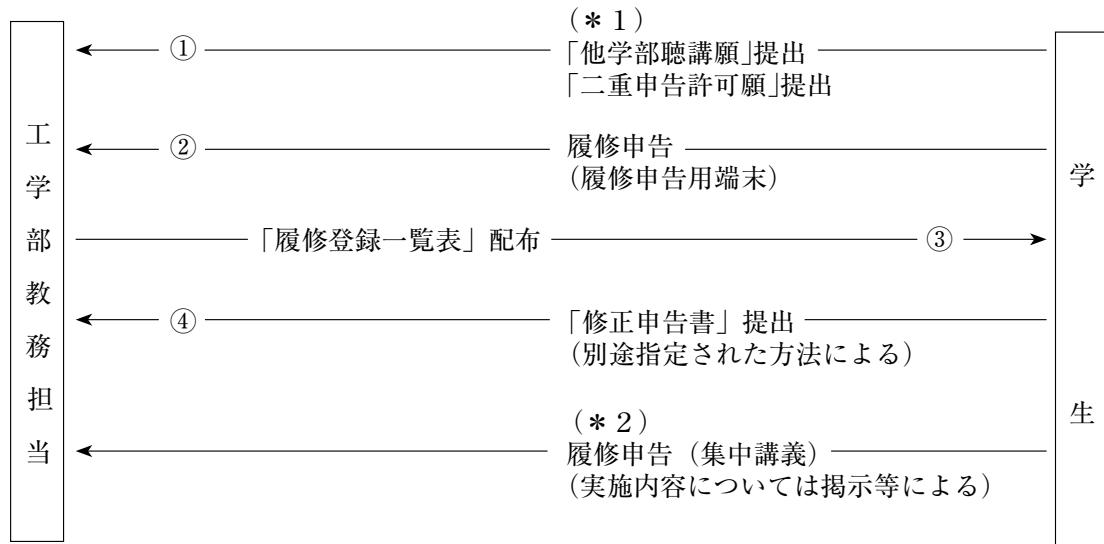
附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 細則1（昭和39年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 平成16年3月31日在学する者については、なお、従前の細則1による。

附 則

- 1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。
 - 2 平成19年3月31日在学する者については、なお、従前の細則1による。
- 附 則
- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
 - 2 平成24年3月31日在学する者については、なお、従前の細則1による。

工学部履修申告手続



○内の数字は、手続きの順序を示す。

①～④の実施期日は、掲示によって行われる。

(*1) 他学部聴講及び二重申告については、指定の様式に基づき、あらかじめ許可を得なければならぬ。

(*2) 集中講義の履修申告は、その都度授業科目ごとに指定された期限内に工学部教務担当窓口にて受け付ける。

成績の通知

履修申告した授業科目の成績は、各学期はじめのガイダンスにおいて、修得単位通知書により本人に通知する。

なお、工学部教務担当窓口においては、学生からの成績に関する問い合わせには応じない。

細則2 再試験に関する細則（工学部）

制定 平成16年4月1日

改正 平成19年4月1日

（総 則）

第1条 工学部履修規程第10条に定める再試験に関しては、この細則の定めるところによる。

（定 義）

第2条 再試験とは、受験資格のある者が、事故により修了試験を受験できなかった場合、又は修了試験の成績が60点に達しなかった場合、次年度の修了試験の際に再びその者に、受験の機会を与えることをいう。

（再試験の取扱）

第3条 再試験の取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 本学部の専門科目に属する授業科目については、当該授業科目を担当した教員が許可を与えた場合、1回に限り再試験を認める。この場合には、新規履修申告は不要である。
- (2) 再試験は、その許可を与えた当該授業科目担当教員の指示に従って、同一の授業科目を受験することとする。

なお、再試験の許可を与えた教員の指示が得られない場合については、所属学科の教育主任の指示に従うものとする。

附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 細則2（昭和36年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 平成16年3月31日に在学する者については、なお、従前の細則2による。

附 則

- 1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日に在学する者については、なお、従前の細則2による。

細則3 卒業論文に関する細則（工学部）

制 定 平成16年4月1日

最終改正 平成27年4月1日

（総 則）

第1条 工学部履修規程第11条に定める卒業論文の履修その他に関しては、この細則の定めるところによる。

（題 目）

第2条 卒業論文の題目は、所属学科の専門科目に関係の深いものでなければならない。

（申告方法）

第3条 卒業論文の履修申告は、履修申告に関する細則第2条によるものとする。

- 2 前項の履修申告は、あらかじめ指導教員の承認を受けなければならない。
- 3 この細則に定めるもののほか、申告の特別措置については、別に定める。

（指導教員）

第4条 指導教員は、本学の教授、准教授、講師又は助教でなければならない。ただし、特別な場合、

学部長の許可を経て他学部の教授、准教授、講師又は助教を指導教員とすることができる。

(履 修)

第5条 卒業論文の履修は、本学部が定める期間内に終了するものとする。ただし、特別な場合、学部長の許可を経てその期間を延長することができる。

2 前項ただし書による期間の延長は、卒業論文を継続して履修するものに限り、翌年度の学期または学年の終わりまでとする。

(審 査)

第6条 卒業論文の審査は、本学部が定める期間の終わりに行う。

附 則

1 この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 細則 3 (昭和 37 年 4 月 1 日制定) は、廃止する。

3 平成 16 年 3 月 31 日に在学する者については、なお、従前の細則 3 による。

附 則

1 この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 19 年 3 月 31 日に在学する者については、なお、従前の細則 3 による。

附 則

1 この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 24 年 3 月 31 日に在学する者については、なお、従前の細則 3 による。

附 則

1 この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 27 年 3 月 31 日に在学する者については、なお、従前の細則 3 による。

細則4 再入学に関する細則（工学部）

制 定 平成 16 年 4 月 1 日

最終改正 平成 20 年 4 月 1 日

(趣 旨)

第1条 この細則は、山梨大学学則第 11 条及び工学部履修規程第 10 条の 2 に定める再入学に関し、工学部における取り扱いについて必要な事項を定める。

(再入学の条件)

第2条 再入学の条件については、次のとおりとする。

- (1) 再入学の時期は、学期の始めとする。
- (2) 退学勧告により退学した者については退学後 1 年以上経た者を対象とする。
- (3) 再入学の際、転学科は認めない。
- (4) 基準単位に合った学年への再入学を認める。また、再入学する学科で順序指定科目が定められている場合はその科目の履修状況を勘案して、当該学科で学年を決定する。
- (5) 基準単位は別に定める。
- (6) 再入学した際は、再入学年次の学生便覧の規程を適用し、既修得単位は審査の上、認める。
- (7) 在学年限については、再入学年次の学生と同じ扱いとする。

(再入学の手続き及び選考等)

第3条 再入学の手続き及び選考等については、次のとおりとする。

- (1) 再入学を希望する者は、再入学希望日の1カ月前までに教務課窓口において「再入学願及び理由書」を提出しなければならない。
- (2) 再入学の選考は、教授会が行う。
- (3) 再入学を許可された者には「再入学許可書」を発行する。

(検定料等)

第4条 検定料、入学科及び授業料の額並びに納入に関する事項については、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 細則4（平成14年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 平成16年3月31日在学する者については、なお、従前の細則4による。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日在学する者については、なお、従前の細則4による。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

細則5 特別試験に関する細則（工学部）

制定 平成23年4月1日

(総 則)

第1条 工学部履修規程第10条に定める特別試験については、この細則の定めるところによる。

(定 義)

第2条 特別試験とは、当該学期内に再度試験の機会を与えることをいう。

(特別試験の取扱)

第3条 特別試験の取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 本学部の専門科目に属する授業科目に限り、当該授業科目を担当した教員が指示を与えた場合に限り、特別試験の受験を認める。
- (2) 特別試験を受験するためには、当該授業科目の補講の受講または一定時間以上の自主学習が必要である。補講、自主学習、受験の各詳細は、担当教員もしくは所属学科の教育主任の指示によるものとする。
- (3) 特別試験の合格者の評価方法は所属学科で定める。
- (4) 特別試験は本学部が定めた特別試験期間中に実施する。

附 則

- 1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。

地域産業リーダー養成教育プログラム

地域産業リーダー養成教育プログラムは、山梨県内企業への就職に興味がある学生を対象にして、高度な専門知識とリーダーシップを有し、地域産業の活性化に向けた一役を担うことができる人材を養成するプログラムです。

1. 目的

山梨県の工業・経済が、地域の福祉と環境に配慮しつつ、将来にわたってさらなる発展をとげるためには、高度な研究・技術開発能力を持って知識基盤社会を支えるとともに、地域の文化、歴史、社会構造、経済問題等を熟知した上で、世界全体を俯瞰的に見てリードできる人材を育てることが最大の課題です。そのために、将来山梨県産業界のリーダーとして活躍しようという強い意欲と資質を持つ学生を対象にして、大学・山梨県・産業界が協力した特別科目によって、山梨県の将来を託しうる「地域の中核、世界の人材」を養成します。

2. カリキュラム

地域産業リーダー養成教育プログラムに選定された学生は、高度専門技術者養成のために各学科で用意されているカリキュラムを通して、人間力、専門分野の問題発見・解決能力、プレゼンテーション力、コミュニケーション力を修得するとともに、産学官の協力で用意した別表1に示す特別授業によって企画力、交渉力、異分野・異文化共鳴力を養います。

3. 認定証の授与

所属学科の卒業に必要な単位を全て修得し、かつリーダー養成特別授業科目を全て修得したものには、地域産業リーダー認定証が授与されます。

リーダー養成特別授業科目

別表1 ※1

科 目	内 容	単位	備 考
リーダー養成特別演習1 ※2	県内企業の経営者等による会社説明及び懇談を通して県内企業の調査研究を行い、また講義・演習では企画、交渉、コミュニケーション、ビジョン作成のスキルを学び、情報発信の実習を行う。	1	全15回
リーダー養成特別演習2 ※3	山梨県産業界の経営層、各分野のスペシャリスト、卒業生を講師に招いた講義と演習を履修し、企画、交渉、プレゼンテーション、ネゴシエーションのスキルを学ぶ。	1	全15回
リーダー養成特別 インターンシップ1	県内企業等を見学し、幅広く情報収集し、山梨県内のものづくり産業について理解を深める。	1	企業見学会3日間10社程度修得した単位は卒業要件外
リーダー養成特別 インターンシップ2 ※4	企業の現場から経営までを幅広く体験する。	1	修得した単位は卒業要件外
リーダー養成特別 インターンシップ3 ※5	国内外企業等での研修を通じ、幅広い交流、積極的な発信や調査などを行う。	1	修得した単位は卒業要件外

※1 本プログラムを開講するかについては、開講年度にお知らせします。

※2、※3 COC + 事業に関する授業科目です。

※4 本人の申請により、「リーダー養成特別インターンシップ2」の修得単位は「インターンシップI」の単位として、「インターンシップI」の修得単位は「リーダー養成特別インターンシップ2」の単位として相互に代えることができる。

※5 本人の申請により、「リーダー養成特別インターンシップ3」の修得単位は「インターンシップII」の単位として、「インターンシップII」の修得単位は「リーダー養成特別インターンシップ3」の単位として相互に代えることができる。

J A B E E 教育プログラムについて

J A B E E 教育プログラムについて

1. はじめに

J A B E E は、Japan Accreditation Board for Engineering Education の略であり、日本語では、「日本技術者教育認定機構」という。

J A B E E は、統一的基準に基づいて高等教育機関における技術者教育プログラムの認定を行い、その国際的な同等性を確保するとともに、技術者教育の向上と国際的に通用する技術者の育成を通じ社会と産業の発展に寄与することを目的として1999年11月に発足した。その主要な活動は、高等教育機関で行なわれている教育活動の品質が満足すべきレベルにあること、また、その教育成果が技術者として活動するために必要な最低限度の知識や能力（Minimum Requirement）の養成に成功していることを認定（日本技術者教育認定制度（Professional Accreditation））することである。

J A B E E による認定制度は、工学部の学科で実施されている技術者教育プログラムを大学からの申請に基づいて外部機関が公平に評価し、要求水準を満たしている教育プログラムについて認定を行うものである。従って、J A B E E の認定を受けた学科では、その教育プログラムが保証されると同時に卒業生の質もが保証されることになるのである。

一方、アメリカのA B E T（Accreditation Board for Engineering and Technology）を中心とする世界的な技術者教育の相互認定を行う組織にワシントン・アコード（WA）がある。ワシントン・アコード加盟国においては、各国の技術者教育プログラムを修了した者を専門技術者として相互に承認することになっている。つまり、これら加盟国の認定機構の認定を受けた大学・学部・学科の卒業生は、この加盟国中いずれの国においても国際的に通用する技術者として認定されるということである。

J A B E E は、2001年6月にWAの準加盟国として承認され、その後の制度確立と認定実績により2005年11月にWAへの正式加盟が承認された。このことにより、J A B E E の認定制度と認定された技術者教育プログラムは、WA加盟国の認定制度および同一分野の技術者教育プログラムと実質的に同等と認められることになった。

その後、産業界においても J A B E E 認定プログラム修了者に対する評価が徐々に高まってきている。

J A B E E 認定プログラム修了者には、①未来の社会を託すことのできる人間性豊かな技術者として、国内外を問わず活躍できるコミュニケーション能力や技術者倫理などを習得していることが保証される、と同時に②「技術士」認定試験の第一次試験が免除されることになっている。

山梨大学工学部においても平成14年度以降、学科単位でJ A B E E 対応教育プログラムを開始し、既に申請を行って認定された学科もある。学科のJ A B E E 教育プログラムへの取組みについての説明は後述することとして、以下ではJ A B E E 教育プログラムの概要について簡単に説明しておくこととする。

2. J A B E E 教育プログラムの概要

2.1 J A B E E 教育プログラムの考え方

J A B E E 教育プログラムは

- (1) 国際的に通用する教育目標および教育水準を明示する。
- (2) J A B E E 教育プログラムの学習・教育目標を達成した学生のみをその教育プログラムの修了生としている。
- (3) 修了生の知識・能力が社会の要請する水準を満足することを保証することを求めている。こ

こでいう、水準とは、少なくとも教育の国際的な相互認証を可能にする程度であり、この水準が低いとみなされた場合には J A B E E には認定されない。

従来日本の多くの大学で暗黙のうちに認めてきた、「入りにくく、出やすい」という考え方を根本的に変更しなければいけないことを意味している。つまり、大学に入学しようとする者は、自覚を持って勉学に励み、必要とされる実力を身につけなければならない、ということである。少なくとも J A B E E 認定校においては、実力の伴わない学生は卒業させてはならない、ことを求めているのである。

J A B E E 教育プログラムとは直接的な関係はないが、本学部が全国に先駆けて実施する退学勧告制度はまさにこの J A B E E 教育プログラムの精神を補完するものであり、車の両輪としての役割を果たすものである。この制度についても理解されたい。

2.2 日本技術者教育認定基準 共通基準（2012年度～）

この共通基準は、高等教育機関において技術者を育成するための教育を行っているプログラムを認定するために定めるものである。認定を希望するプログラムは、以下に示す基準 1～4 をすべて満たしていることを、根拠となる資料等で説明しなければならない。

なお、ここでいう技術者とは、研究開発を含む広い意味での技術の専門職に携わる者である。

基準 1 学習・教育到達目標の設定と公開

- (1) プログラムが育成しようとする自立した技術者像が定められていること。この技術者像は、プログラムの伝統、資源及び修了生の活躍分野等が考慮されたものであり、社会の要求や学生の要望にも配慮されたものであること。さらに、その技術者像が広く学内外に公開され、また、当該プログラムに関わる教員及び学生に周知されていること。
- (2) プログラムが育成しようとする自立した技術者像に照らして、プログラム修了時点の修了生が確実に身につけておくべき知識・能力として学習・教育到達目標が設定されていること。この学習・教育到達目標は、下記の (a)～(i) の各内容を具体化したものであり、かつ、その水準も含めて設定されていること。さらに、この学習・教育到達目標が広く学内外に公開され、また、当該プログラムに関わる教員及び学生に周知されていること。なお、学習・教育到達目標を設定する際には、(a)～(i) に関して個別基準に定める事項が考慮されていること。
 - (a) 地球的視点から多面的に物事を考える能力とその素養
 - (b) 技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び技術者が社会に対して負っている責任に関する理解
 - (c) 数学及び自然科学に関する知識とそれらを応用する能力
 - (d) 当該分野において必要とされる専門的知識とそれらを応用する能力
 - (e) 種々の科学、技術及び情報を活用して社会の要求を解決するためのデザイン能力
 - (f) 論理的な記述力、口頭発表力、討議等のコミュニケーション能力
 - (g) 自主的、継続的に学習する能力
 - (h) 与えられた制約の下で計画的に仕事を進め、まとめる能力
 - (i) チームで仕事をするための能力

基準 2 教育手段

2.1 教育課程の設計

- (1) 学生がプログラムの学習・教育到達目標を達成できるように、教育課程（カリキュラム）が設

計され、当該プログラムに関わる教員及び学生に開示されていること。また、カリキュラムでは、各科目とプログラムの学習・教育到達目標との対応関係が明確に示されていること。なお、標準修了年限及び教育内容については、個別基準に定める事項を満たすこと。

- (2) カリキュラムの設計に基づいて、科目の授業計画書（シラバス）が作成され、当該プログラムに関わる教員及び学生に開示されていること。シラバスでは、それぞれの科目ごとに、カリキュラム中での位置付けが明らかにされ、その科目的教育内容・方法、到達目標、成績の評価方法・評価基準が示されていること。また、シラバスあるいはその関連文書によって、授業時間が示されていること。

2. 2 学習・教育の実施

- (1) シラバスに基づいて教育が行われていること。
(2) 学生の主体的な学習を促し、十分な自己学習時間を確保するための取り組みが行われていること。
(3) 学生自身にもプログラムの学習・教育到達目標に対する自分自身の達成状況を継続的に点検させ、それを学習に反映させていること。

2. 3 教育組織

- (1) カリキュラムを適切な教育方法によって展開し、教育成果をあげる能力をもった十分な数の教員と教育支援体制が存在していること。
(2) カリキュラムに設定された科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善するための教員間連絡ネットワーク組織があり、それに基づく活動が行われていること。
(3) 教員の質的向上を図る取り組み（ファカルティ・ディベロップメント）を推進する仕組みがあり、当該プログラムに関わる教員に開示されていること。また、それに従った活動が行われていること。
(4) 教員の教育活動を評価する仕組みがあり、当該プログラムに関わる教員に開示されていること。また、それに従って教育改善に資する活動が行われていること。

2. 4 入学、学生受け入れ及び異動の方法

- (1) プログラムの学習・教育到達目標を達成できるように設計されたカリキュラムの履修に必要な資質を持った学生を入学させるための具体的な方法が定められ、学内外に開示されていること。また、それに従って選抜が行われていること。
(2) プログラム履修生を共通教育等の後に決める場合には、その具体的な方法が定められ、当該プログラムに関わる教員及び学生に開示されていること。また、それに従って履修生の決定が行われていること。
(3) 学生をプログラム履修生として学外から編入させる場合には、その具体的な方法が定められ、学内外に開示されていること。また、それに従って履修生の編入が行われていること。
(4) 学内の他のプログラムとの間の履修生の異動を認める場合には、その具体的な方法が定められ、関係する教員及び学生に開示されていること。また、それに従って履修生の異動が行われていること。

2. 5 教育環境・学生支援

- (1) プログラムの学習・教育到達目標を達成するために必要な教室、実験室、演習室、図書室、情

報関連設備、自習・休憩施設及び食堂等の施設、設備が整備されており、それらを維持・運用・更新するために必要な財源確保への取り組みが行われていること。

- (2) 教育環境及び学習支援に関して、授業等での学生の理解を助け、学生の勉学意欲を増進し、学生の要望にも配慮する仕組みがあり、それが当該プログラムに関わる教員、職員及び学生に開示されていること。また、それに従った活動が行われていること。

基準3 学習・教育到達目標の達成

- (1) シラバスに定められた評価方法と評価基準に従って、科目ごとの到達目標に対する達成度が評価されていること。
- (2) 学生が他の高等教育機関等で取得した単位に関して、その評価方法が定められ、それに従って単位認定が行われていること。編入生等が編入前に取得した単位に関するも、その評価方法が定められ、それに従って単位認定が行われていること。
- (3) プログラムの各学習・教育到達目標に対する達成度を総合的に評価する方法と評価基準が定められ、それに従って評価が行われていること。
- (4) 修了生全員がプログラムのすべての学習・教育到達目標を達成していること。
- (5) 修了生がプログラムの学習・教育到達目標を達成することにより、基準1(2)の(a)～(i)の内容を身につけていること。

基準4 教育改善

4.1 教育点検

- (1) 学習・教育到達目標の達成状況に関する評価結果等に基づき、基準1～3に則してプログラムの教育活動を点検する仕組みがあり、それが当該プログラムに関わる教員に開示されていること。また、それに関する活動が行われていること。
- (2) その仕組みは、社会の要求や学生の要望にも配慮する仕組みを含み、また、仕組み自体の機能も点検できるように構成されていること。
- (3) その仕組みを構成する会議や委員会等の記録を当該プログラムに関わる教員が閲覧できること。

4.2 継続的改善

教育点検の結果に基づき、プログラムの教育活動を継続的に改善する仕組みがあり、それに関する活動が行われていること。

補則 分野別要件

プログラムに認定基準を適用する際に、当該認定分野において必要とする補足事項は、個別基準において別途定める。

3. おわりに

JABEEの概要について簡単にまとめてみた。学生の諸君は自分の所属する学科の説明もあわせて熟読し、将来国際的に活躍できる技術者となるよう十分な勉学を積み重ねることを期待する。

なお、JABEE教育プログラムについてより詳細に关心がある場合には、下記のホームページを参照されたい。

JABEEホームページ :<http://www.jabee.org/>

土木環境工学科

本学科は養成する技術者像を「土木工学と環境工学に関する広い基礎知識・技術を併せ持ち、持続可能な社会の構築に意欲的に貢献できる技術者」と設定し、教育・研究にあたっている。本学科では、主に環境と調和した社会基盤の整備・管理、災害に強い安全な国・地域づくり、快適で環境に配慮したまちづくり、生活環境の充実、自然環境の保全などの分野を対象としている。

土木環境工学科では、以上の教育理念に基づく以下の学習・教育到達目標のもとで、JABEEの共通基準と分野別要件（土木および土木関連分野）を満たす教育プログラムを作成し、2002年度から実施している。

本学科の教育プログラムでは、工学部履修規程にしたがって、「全学共通教育科目を修得することにより学士としての基本的素養を身につけること」、「必修専門科目を修得することによりJABEEの指定する土木環境工学科の主要な6分野（土木材料・力学一般／構造工学・地震工学／地盤工学／水工水理学／交通工学・国土計画／土木環境システム）に関する基本的な知識や素養を確実に身につけて各学習・教育到達目標を達成すること（基本水準）」、ならびに「学生の興味・関心に応じた選択科目を修得して卒業要件を満たすことによりいくつかの学習・教育到達目標の水準をさらに高めること」により土木技術者、環境技術者として幅広い分野で活躍する、技術者像に合致した人材の育成を目指している。

教育方法としては、通常の講義だけでなく、実験・実習・演習・インターンシップ・特別講義・卒業研究等にも多くの時間が割かれている。さらに、技術者倫理、コミュニケーション能力ならびにエンジニアリングデザイン能力についても、その教育の強化が図られている。

学科の学習・教育到達目標

- (A) 土木環境技術が人間社会や自然環境の変化に及ぼす効果・影響を理解し、自然と調和した人類の持続的発展のために土木環境技術者が果たすべき責務を自覚する。（技術者の責務の自覚）
- (B) 土木環境工学の専門知識習得に必要となる数学、自然科学及び情報処理の基礎学力を身に付け、土木環境技術者としての知的基盤を形成する。（技術者としての知的基盤の形成）
- (C) 社会基盤の設計・施工や環境保全技術を習得するための基盤として、構造力学、土木材料学、地盤工学、計画学、水理学及び環境工学などの専門基礎学力を身に付ける。（専門基礎学力）
- (D) 土木環境工学の実験・実習における体験を通じて、現象の理解を深めるとともに、実験結果から工学的に意味のある情報を抽出するための解析・分析能力を習得する。（問題解析・分析能力）
- (E) 専門基礎に関する演習科目において、自発的・継続的に学習する能力を身に付けるとともに、社会的要請や社会環境の変化に柔軟に対応し問題を解決する能力を獲得する。（学習および問題解決能力）
- (F) 社会基盤や環境整備の設計・計画などにおける問題・課題を的確に把握し、その解決に専門基礎科目で習得した知識・技術を応用できる能力を身に付ける。（問題の把握および専門知識の応用力）
- (G) 社会基盤整備において、地域社会・自然との調和、コスト・資源の最適な運用、品質の保証など様々な要求に応えることのできる計画を立案・管理・実行する能力を身に付ける。（計画立案・管理・実行能力）
- (H) 土木環境工学の基礎及び専門的な知識・技術の習得において、自分自身で目標・課題を設定し、その達成・解決に努力する習慣を身に付ける。（目標達成能力）
- (I) 社会的、経済的、技術的及び環境的な制約条件のもとで、問題解決に最適な手法・技術を選択し、仕事を遂行する実務的な能力を身に付ける。（デザイン能力）

(J) 自分の意思やアイディアを具体的かつ論理的に表現し伝達する能力、及び共通の課題について他の人と議論し合理的な結論を導き出すことのできる能力を身に付ける。(論理的な表現・伝達能力)

カリキュラム・コンセプトについて

工学部カリキュラム・コンセプト

山梨大学工学部では、「広い教養と深い専門知識を身に付け、豊かな想像力と優れた判断力を備えた、将来を担う工学系技術者を養成する教育・研究を行うこと」を理念・目的としています。そして、「未来世代を思いやるエンジニアリング教育」をキャッチフレーズとして、「基礎的・専門的学力、論理的な表現力やコミュニケーション能力を修得するとともに、工学技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び技術者が社会に負っている責任を理解し、科学的知見と技術を総合して社会的課題を解決する能力、すなわちエンジニアリングデザイン能力を身につけた人材を養成すること」を教育目標として、7学科体制による教育を行っています。

エンジニアリングデザイン能力とは、2011年3月11日発生した東北地方太平洋沖地震による東京電力福島第一原子力発電所事故の対処方法のような解のない問題にぶち当たったときに、何らかの対処方法を、多くの技術者とディスカッションしながら、物理や化学、数学的基礎知識から様々な工学分野の知識・技術・技能・智恵を総合して駆使し、試行錯誤を繰り返しながら少しでもよりよい方向に進めることができる能力です。

本学部の教育カリキュラムは、このエンジニアリングデザイン能力が身につくようにするために組み立てられています。具体的には、経済や社会のグローバル化や科学技術の進展など社会が激しく変化するとともに地球環境を保全して今の文明を今後も持続出来るかどうかが試される21世紀において、市民としての人間力を養うための全学共通教育と、専門分野の基礎をしっかりと身につけ、それを実践的に応用する方法を学ぶ専門教育から構成されています。専門科目には、7つの学科ごとに基礎から応用までの専門技術を体系的に学ぶ科目群、理工学系技術者として共通に必要とされる基礎的な学力・科学技術と環境との関わり・技術者としての倫理・コミュニケーション技法などを学ぶ学部共通的科目群、および、専門技術が社会でどのように活かされているのかを学ぶインターンシップなどの総合的科目群が用意されていて、みなさんの学習を支えます。さらに、学科間に共通する応用工学科目を複数学科で履修できるようにし、高学年になって境界領域に興味・関心を持ち始めた学生さんが専門選択に柔軟性を持つことができるよう配慮しています。

1年次から3年次までの科目では、主として講義によって知識体系を習得するとともに、重要な科目については演習によって一層理解を深めます。さらに、実験・実習科目において、実際に起こる現象を確認するとともに、得られるデータの分析を行い、その結果を他者に伝えるための表現スキルを身につけます。そして、エンジニアリングデザイン能力涵養教育の集大成である4年次の卒業論文では、各研究室に所属して指導教員や大学院生とともに最先端の研究開発に取り組み、3年次までに学んだ知識を結集して、問題を発見し解決する能力と、コミュニケーション・プレゼンテーション力を養います。なお、優秀な卒論発表は表彰によって讃えられます。

このカリキュラムは、みなさんが自立した科学技術者としてのキャリアを形成していくための第一歩を支援するものです。工学部の4年間において何よりも大切なのは、生涯にわたって自ら積極的に学ぶ姿勢と方法論を身につけることです。そのために、カリキュラムの履修は自らの将来のために必要な科目を選択し、申告するところから始めます。履修計画を自分自身でしっかり立案し、積極的に修学に努めてください。

以下に、学科ごとの専門教育のカリキュラム・コンセプトを紹介します。

機械工学科

<教育理念>

機械工学はあらゆる工学の根幹を成している基盤的な工学分野です。輸送機械、航空宇宙、医療福祉、環境、エネルギーなどと密接に関係しており、今後の科学技術開発や製造業においてもその重要性は不変です。本学科はそのような機械工学の基礎知識を修得し、さまざまな問題へそれらを応用できる能力を身につけることを教育理念としています。

<教育目標>

- 以下の6項目の学習・教育目標を設定し、教育を実施しています。
- (A) 機械工学の意義：幸福・福祉の意義、自然と社会との係わりが理解でき、これらに及ぼす機械工学の影響が理解できる能力を身につける。
 - (B) 機械工学と自然科学：数学、物理や化学などの自然科学と情報技術の基礎知識を修得し、これらの知識を機械工学へ活用できる能力を身につける。
 - (C) 機械工学の基礎：機械工学に関する基礎知識を修得し、これらの知識を活用して機械工学に関連する諸問題が解決できる能力を身につける。
 - (D) コミュニケーション：口頭発表や卒業論文の執筆などを通じて、自己の考えを合理的に整理し伝達することができる能力および他者の考えに対して適切に対応できる能力を身につける。
 - (E) デザインとものづくり：修得した基礎知識を駆使し、与えられた制約の下でデザインやものづくりが合理的かつ効率的に行える能力を身につける。
 - (F) 機械工学と環境：ゼロエミッション社会の意義を理解し、物質循環や環境保全に配慮したデザインやものづくりが行える能力を身につける。

<教育方法>

学習・教育目標(A)～(F)のため、下表の授業科目を実施します。

教育目標	授業科目（講義、実験、演習）
(A)	幸福・福祉概論、技術者倫理、全学共通教育科目
(B)	微分積分学、線形代数学、確率統計学、基礎物理学などの基礎教育部門の科目
(C)	機械工学実験、基礎工学及び応用工学部門の科目
(D)	機械工学基礎ゼミ、コミュニケーション、技術英語、機械工学卒業論文など
(E)	機械工学基礎ゼミ、ものづくり実習、機械工学デザイン、機械工学卒業論文など
(F)	全学共通教育科目、技術者倫理、機械工学卒業論文など

<評価方法>

授業評価は科目毎に定めた評価方法（試験、演習、レポートなど）によって行います。

電気電子工学科

<教育理念>

本学科では、情報通信・制御、電子デバイス等の電気・電子工学分野に関する高度な専門知識を備え、独創的な発想力、高い倫理観を持ち、国際的に通用する人材の養成を目的とします。

<教育目標>

上記の理念を踏まえて次のA～Eの能力の修得を学習・教育目標として掲げています。

- A. 社会性：人としての常識を持ち、人の社会性を認識し、自立して社会とかかわりあう能力を養う。
- B. 技術者の責任：電気電子工学技術が社会や自然に及ぼす影響・効果を理解し、技術者としての責任を果たす能力を養う。
- C. 基礎学力：電気電子工学分野に関連する数学・物理学、情報技術、専門知識等の学力を養うとともに、問題解決能力、デザイン能力等を身につけ、同分野を統合的に取り扱う能力を養う。
- D. コミュニケーション：論理的・科学的に思考・表現し、他者と建設的にコミュニケーションする能力を養う。
- E. 継続的自主的活動：継続的・自主的に学習し、与えられた環境下で活動を自己管理する能力を養う。

<教育方法>

1. 基礎教育から専門教育へスムーズに移行できるよう、物理学、数学等の基礎教育を確実に行うとともに、実習などを中心にした入門講義を設けています。
2. 専門教育では、電気・電子回路、電磁気学、半導体工学、量子工学、情報通信、システム制御、コンピューターアーキテクチャなど電気・電子工学分野に関する基礎知識と最先端技術を修得出来るように、充実した講義や実験・実習科目を用意しています。
3. 実験・実習およびコミュニケーションに関する講義を用意し、言語能力やプレゼンテーション能力、チームワークによる問題解決能力、デザイン能力など、自律した社会人として必要な基礎力を涵養します。
4. 4年次の卒業研究では、教員の指導のもとに学問的な課題に取り組むことによって技術者として大きく成長できる機会を与えます。

<評価方法>

定期試験、レポート課題、小テスト、プレゼンテーション等の成績に基づき、シラバスに記載されている各科目毎に定めた評価法によって評価します。

コンピュータ理工学科

<教育理念>

情報科学・工学は現代社会の中核を支える極めて重要な基盤です。本学科は社会・産業界から寄せられる新たな課題や要請に積極的に対応した教育研究体制を構築し、次世代に期待される真に豊かな高度情報化社会の実現に貢献できる情報系技術者の育成を目的としています。基盤となる計算機科学や数理科学、人間科学（知性・感性）に関する強固な基礎教育の上に、多様な専門トラック教育を通して、現代的な課題や要請に対応できる高度な専門知識と発展応用力を涵養します。多種多様な教育形態を組み合わせ、情報化社会における要求に対して問題分析を行い、専門的知識に基づく創意工夫と他者との協力によって、それを解決するデザイン能力とチームワーク力を育成します。

<教育目標>

- (A) 物事を地球的視野から多面的に考えた上で、行動する素養を身につけます。
- (B) 自らの活動が自然や社会、人に与える影響を理解するとともに、責任を持って問題解決にあたる倫理観を身につけます。
- (C) 数学、自然科学等の知識を用いて、解決すべき問題を形式化するための手法を修得します。
- (D) 情報処理技術者としての基盤となる基礎的素養及び基礎的スキルを身につけ、それらを情報システムの開発運用に応用できる能力を修得します。
- (E) 情報化社会における要求に対して問題分析を行い、自然科学、情報科学、人間科学（知性・感性）などの専門的知識に基づく創意工夫によってそれを解決する問題発見デザイン能力を修得します。
- (F) 他者に正しく理解してもらうための論理的な文書での記述力、口頭での発表力そして国際的コミュニケーションを可能とする外国語能力を修得します。
- (G) 時代の変化に対応できるよう、最新の技術動向を考慮して、自律的・継続的に学習する能力を修得します。
- (H) 要求、時間、費用、資源等の制約条件を考慮した上で、目標を設定し、達成するまでの一連の作業を計画的に進め、まとめていく能力を修得します。
- (I) チームの一員として他者と協働して活動する能力を修得します。

<教育方法>

「初歩から基礎、更に応用・発展へ」という無理のない学習の流れを考慮して多くの講義、演習、実習課目が学年進行と共に開設されています。講義や演習・実験、少人数グループでのPBL学習、研究室での専門ゼミナール及び個人またはグループベースの卒業研究など、多種多様な教育形態を組み合わせて、実効性の高い教育を実施します。

<評価方法>

科目ごとにシラバス記載の評価基準及び評価方法に従い、上記の教育目標の達成度を評価します。筆記試験、オンライン試験、レポート、小テストなど、多様な評価形態をとることにより、多角的に達成度を評価します。また、卒業要件を満たすことによって本学科の教育目標の達成が保証されるようにカリキュラムおよび個別科目の教育内容が設計されており、教育の質が保証されています。

情報メカトロニクス工学科

<教育理念>

メカトロニクスとは、機械装置に電子工学的知見を融合させることによって、新たな価値を求めるようとする学問・技術分野です。そこに情報工学の素養を加え、様々な統合システム（ロボット等）を生み出す学問体系の構築を目指しているのが情報メカトロニクス工学科です。

産業・民生用ロボットなどの電子機械製品では、センサやモータからなる部品をソフトウェアで制御して、高度な機能を実現しています。これらの設計・開発には、機械の知識（構造の力学的理解）、電気の知識（センサ・回路の理解）、情報の知識（制御ソフトウェアの理解）が不可欠です。この製品の開発に携わる技術者、すなわち機械・電気・情報の融合知識・技術である情報メカトロニクス学を利用・活用できる技術者を養成することが情報メカトロニクス工学科の目的です。そのような技術者は社会のニーズを見つけ、そのニーズに応える問題解決ができる能力も必要です。この新しい技術者を育成するために従来型の「基礎から応用へ」の教育体系ではなく、1年次から実験や実習などを多く行い、かつ応用・活用能力を習得する教育体系を行います。この教育によって、「社会の問題」を「情報メカトロニクス学」で解決できる人材を輩出します。

<教育目標>

日本のほとんどの製造会社で行われている機械系、電気系、情報系技術者による協働開発に従事するだけではなく、ニーズを理解した上で機械・電気・情報の知識・技術を利用、活用して問題解決できる技術者を養成するため、以下の教育目標を設定しています。

- (A) 社会や人のニーズに応える製品や技術を作り出し問題解決にあたる思考基盤を習得する。
- (B) 技術者にとって必要な機械・電気・情報の基本技術・知識を習得する。
- (C) 機械・電気・情報の専門技術・知識のいずれかをコアとして習得する。
- (D) 機械・電気・情報の技術者による協働開発において目的を理解したうえで開発に必要な仕様・デザイン・ソフトウェアを含む構成要素を決定する能力を習得する。
- (E) 製品開発において開発工程を把握・設計できる基礎技術と開発遂行に必要なコミュニケーション能力を習得する。

<教育方法>

具体的な教育方法は次の3つに集約されます。

1. 既存の1学科では対応困難な学科横断的教育内容
2. コアとして機械・電気・情報のいずれかの専門教育
3. Project Based Learning (PBL) の継続的実施

低学年から主体的学習への涵養として「ものづくり」の体験教育を実現し、高学年においては協働開発能力育成のためにグループによる開発実践教育をおこないます。

<評価方法>

上記の教育目標に基づき、シラバスに定めた評価項目について、課題、中間試験、定期試験などを用いて、日本技術者教育認定制度（J A B E E）の教育評価方法に準拠して成績の評価を行います。卒業要件を満たすことによって本学科の教育目標の達成が保証されるようにカリキュラムおよび個別科目の教育内容が設計されており、教育の質が保証されています。

土木環境工学科

<教育理念>

本学科は養成する技術者像を「土木工学と環境工学に関する広い基礎知識・技術を併せ持ち、持続可能な社会の構築に意欲的に貢献できる技術者」と設定し、教育・研究にあたっています。本学科では、主に環境と調和した社会基盤の整備・管理、災害に強い安全な国・地域づくり、快適で環境に配慮したまちづくり、生活環境の充実、自然環境の保全などの分野を対象としています。

<教育目標>

本学科では、日本技術者教育認定機構（JABEE）による技術者教育認定を受けており、JABEEの目標・要件に対応した以下の学習・教育目標を設定し、この目標に沿った内容の教育を実施しています。

- (A) 技術者の責務の自覚
- (B) 技術者としての知的基盤の形成
- (C) 専門基礎学力
- (D) 問題解析・分析能力
- (E) 学習および問題解決能力
- (F) 問題の把握および専門知識の応用力
- (G) 計画立案・管理・実行能力
- (H) 目標達成能力
- (I) デザイン能力
- (J) 論理的な表現・伝達能力

<教育方法>

本学科では、上記の内容を下表の科目の中に含め、上記の目標を果たすのに適した教育を行っています。

- (A) 技術者倫理、リスク管理・危機管理概論、土木環境工学基礎ゼミ、コミュニケーションなど
- (B) 基礎教育部門（数学、情報、自然科学）の科目、数値計算及び実習など
- (C) 測量学第一・第二、構造力学及び演習第一、建設材料学及び演習、土質力学及び演習第一、水理学及び演習第一、計画学基礎及び演習、衛生工学及び演習、土木環境デザイン、防災工学Ⅰなど
- (D) 測量学実習第一・第二、土木環境科学実験1・2、建設工学実験Ⅰ・Ⅱ等の実験・実習科目など
- (E) 構造力学及び演習第一、計画学基礎及び演習等の基礎工学、応用工学の演習科目など
- (F) 土質工学第一・第二、コンクリート構造学第二、水文学、総合河川学、交通工学、景観工学、防災工学Ⅱ、水処理工学、水質学、廃棄物管理工学、環境生物工学、特別講義第一・第二など
- (G) 交通計画、エンジニアリングデザイン入門、エンジニアリングデザインⅠ・Ⅱなど
- (H) 土木環境工学基礎ゼミ、土木環境工学卒業論文など
- (I) 土木環境工学基礎ゼミ、インターンシップⅠ・Ⅱ、土木環境工学卒業論文など
- (J) コミュニケーション、土木環境工学英文講読など

<評価方法>

シラバスに記載した評価項目について、シラバスに記載した方法（レポート、小テスト、評価（総括・まとめ））により、JABEEの認定基準に含まれる評価方法に従った評価を行っており、これによって、教育の質を保証しています。

応用化学科

<教育理念>

「新素材」「エネルギー」「環境」など、21世紀における人類の発展、繁栄に欠くことのできないテーマに対して研究、開発力を持つ人材の養成を目的として、その基本的知識、専門技術の充分な習得を目指し工学基礎と専門教育、及び実験、演習など実践的な教育を行ないます。

<教育目標>

基礎入門科目として、基礎有機化学、基礎無機化学、基礎物理化学、基礎分析化学、基礎生物学、基礎物理学を1年次に、さらに、2年次以降に基礎科目として有機化学、無機化学、物理化学、分析化学、電気化学、量子化学、高分子合成化学、材料物性、また、演習科目を有機化学演習、無機化学演習、物理化学演習、分析化学演習と充実させて実力の強化をはかります。

応用科目は3年次に化学工学、有機工業化学、無機工業化学、有機機器分析、無機機器分析などを行ないます。

また、1年次～2年次において、基礎ゼミ、ものづくりゼミとして研究室へ派遣して研究の体験教育を行なっています。

<教育方法>

工学の基礎を身につけるため、基礎教育科目を、専門知識とその応用力を身につけるため基礎工学科目、応用工学科目を実施します。

さらに、基礎ゼミ、ものづくりゼミ、及び卒業研究を通じて入学から4年間きめ細かい、少人数指導を実施します。

<評価方法>

G P A制度導入により、修学指導を実施し、教育の質の保証を行ないます。

先端材料理工学科

＜教育理念＞

私達の豊かな文明社会は今、希少資源の枯渇や高騰といった地球規模の問題に直面しています。また、科学技術の発展に伴う消費エネルギーの増大や環境破壊が大きな問題となっています。私達には、これらの問題を解決しながら科学技術を更に発展させ、安全・安定的で環境への負荷が小さい社会基盤を構築するという難しい課題が課せられています。先端材料理工学科では、これらの問題の解決に貢献し、次世代を担う材料技術者・科学者を養成することを基本理念としています。材料科学は、原子・分子レベルの操作で先端材料を作り、新機能を生み出すことを目的とした物理学・化学の融合領域です。これを身につけるためには、基礎となる数学に関する知識も不可欠です。また、研究開発の現場では、これら3分野の基礎知識を有機的に関連付け、短期間で目的を達成していくための経験的な知恵・職人的な勘と実践力・円滑で効率的な共同作業のために不可欠なコミュニケーション能力・旺盛なチャレンジ精神も要求されます。以上の要請に応えるために本学科では、講義・実験・実習を通じ、幅広い知識と能力を備え、科学技術の進展に応じて自らを鍛錬し、生涯にわたって持続可能な就業能力を育成します。

＜教育目標＞

(A) 基礎教育

物理学（力学・電磁気学・熱力学・統計力学・量子力学など）、化学（物理化学・無機化学・有機化学・分析化学など）、数学、語学力などに関する幅広い知識を身につけ、自然現象を抽象化し本質を見極める能力と、問題解決のために必要な見方・考え方を身につけます。

(B) 専門教育

基礎的学問領域を発展あるいは相互に関連付けた専門的学問領域（固体物理学・材料科学・表面科学・物質創成技術・製造加工技術・計測技術・量子光学・ナノエレクトロニクスなど）に関する知識を習得します。

(C) 実践的工学教育

実験・実習を通じて上記の分野に関する知識の深化・定着を図り、安全性や環境への影響に配慮しながら理論を検証・応用するための実践力・課題解決能力を培います。

(D) コミュニケーション能力とチャレンジ精神の育成

論理的・合目的的な思考方法と表現能力を身につけ、異分野との技術交流に積極的に加わって、技術革新の効率を高める技術者を育成する。自ら多彩なキャリアーパスを模索でき、新しい分野、事業の立ち上げ、起業ができるチャレンジ精神を培います。

＜教育方法＞

1) 数学、物理学、化学の基礎を確実に習得

「基礎教育」と「基礎工学」に、数学、物理、化学をバランスよく含む必修科目●を設定しました。さらに、数学①、物理学②、化学③の各分野に選択必修科目を設けました。

2) 得意分野を活かせるカリキュラム設計

数学、物理、化学各分野に、基礎的な科目から最先端の技術まで、豊富に選択科目を用意し、得意分野を伸ばせるようにしました。

3) 実践力が身につく演習・実験

演習科目を豊富に用意するとともに、実験・プレゼンテーション・研修などを必修とし、学んだ

基礎を確実に実践できるようにしました。

4) 無理のない卒業

学生便覧記載の学科必要単位数（必修+選択必修）を取得すれば自動的に卒業要件を満たすよう、配慮しています。

5) 数学と理科の教員免許取得

本学科では、数学と理科の高等学校教諭一種免許状が取得できます。必要科目を学科内に多く開講し、免許取得をサポートします。

<評価方法>

定期試験、レポート課題、小テスト、プレゼンテーション、受講態度等により受講生の到達度を評価します。その際、各科目シラバス記載の評価方法を遵守します。

X 生命環境学部

1 生命環境学部履修規程

制 定 平成 24 年 4 月 1 日
最終改正 平成 28 年 12 月 15 日

(総 則)

第1条 本学部の授業科目及び履修の方法については、この規程の定めるところによる。

(授業科目)

第2条 授業科目は、全学共通教育科目及び専門科目に大別する。

2 全学共通教育科目は、人間形成科目部門、語学教育科目部門、教養教育科目部門及び自発的教養科目部門に区分して開設する。

3 専門科目は、専門基礎科目部門、専門発展科目部門及び専門特別科目部門に区分して開設する。

4 開設する授業科目、単位数及び標準的な履修年次・毎週時間数は、別表のとおりとする。

5 山梨大学学則第 25 条の規定に基づき、他の学部の授業科目を履修することができる。

6 前項に定める授業科目のほか、山梨大学学則第 26 条及び第 27 条の規定に基づき、他の大学（外国の大学を含む。）の授業科目を履修することができる。

(授業時間数)

第3条 各授業科目の 1 単位あたりの授業時間数等については、次のとおりとする。

- (1) 講義・演習による授業科目については、15 時間又は 30 時間
- (2) 実験・実技・実習等による授業科目については、30 時間又は 45 時間
- (3) 卒業論文については、60 時間
- (4) インターンシップについては、1 週間以上（40 時間以上）

(履修方法)

第4条 授業科目の各部門における履修方法は、次条以下に定めるとおりとする。

(全学共通教育科目の各部門における履修)

第5条 全学共通教育科目の各部門においては、山梨大学全学共通教育科目等履修規程の定めるところにより、次のとおり履修するものとする。

- (1) 人間形成科目部門から、4 単位以上を修得しなければならない。
- (2) 語学教育科目部門から、14 单位以上を修得しなければならない。
- (3) 教養教育科目部門から、10 单位以上を修得しなければならない。
- (4) 自発的教養科目部門を修得すれば全学共通教育科目の単位に含めることができる。

(専門科目の各部門における履修)

第6条 専門基礎科目部門においては、次のとおり履修するものとする。

- (1) 生命工学科においては、別表 1 に示す開設授業科目より、必修単位を含めた 30 単位以上を修得しなければならない。
- (2) 地域食物科学科及びワイン科学特別コースにおいては、別表 2 に示す開設授業科目より、必修単位を含めた 29 単位以上を修得しなければならない。
- (3) 環境科学科においては、別表 3 に示す開設授業科目より、必修単位を含めた 29 単位以上を修得しなければならない。
- (4) 地域社会システム学科及び観光政策科学特別コースにおいては、別表 4 に示す開設授業科目より、必修単位を含めた 15 単位以上を修得しなければならない。

第7条 専門発展科目部門においては、次のとおり履修するものとする。

- (1) 生命工学科においては、別表 1 に示す開設授業科目より、必修単位を含めた 40 単位以上を修得し

なければならない。

- (2) 地域食物科学科においては、別表2に示す開設授業科目より、必修単位を含めた18単位以上を、ワイン科学特別コースにおいては、別表2に示す開設授業科目より必修単位を含めた38単位以上を、修得しなければならない。
- (3) 環境科学科においては、別表3に示す開設授業科目より、必修単位を含めた10単位以上を修得しなければならない。
- (4) 地域社会システム学科及び観光政策科学特別コースにおいては、別表4に示す開設授業科目より、必修単位を含めた54単位以上を修得しなければならない。

第8条 専門特別科目部門においては、次のとおり履修するものとする。

- (1) 生命工学科においては、別表1に示す開設授業科目より、必修単位を含めた10単位以上を修得しなければならない。
- (2) 地域食物科学科においては、別表2に示す開設授業科目より、必修単位を含めた12単位以上を、ワイン科学特別コースにおいては、別表2に示す開設授業科目より、必修単位を含めた14単位以上を修得しなければならない。
- (3) 環境科学科においては、別表3に示す開設授業科目より、必修単位を含めた12単位以上を修得しなければならない。
- (4) 地域社会システム学科及び観光政策科学特別コースにおいては、別表4に示す開設授業科目より、必修単位を含めた10単位以上を修得しなければならない。

(履修申告)

- 第9条 履修しようとする授業科目は申告して、その授業科目担当教員の承認を受けなければならない。
- 2 他学科の授業科目を申告して、その授業科目担当教員の承認を受けることにより、履修することができる。ただし、その修得単位を第6条から第8条に挙げた単位に含めることはできない。
 - 3 履修申告に関する細則は、別に定める。

(成績評価及び単位認定)

第10条 授業科目の成績評価は、原則として試験等の結果による。

- 2 成績は100点を満点とする点数により表示する。
- 3 成績が60点以上の授業科目について所定の単位を認定する。
- 4 成績を評語により表示する場合には、次のとおりとする。
 - (1) S (95~100)
 - (2) S- (90~94)
 - (3) A+ (87~89)
 - (4) A (83~86)
 - (5) A- (80~82)
 - (6) B+ (77~79)
 - (7) B (73~76)
 - (8) B- (70~72)
 - (9) C+ (66~69)
 - (10) C (60~65)
 - (11) F (0~59及び未受験)

(総括評価(試験等))

第11条 総括評価(試験等)は、原則として前期・後期の各学期の最終週に実施する。

- 2 試験等は、それが行われる学期において、その授業科目の授業に3分の2以上出席していなければ、

受けることができない。

3 試験等については、特別の理由がある場合、その追試験を願い出ることができる。

4 追試験に関する細則は、別に定める。

(卒業論文等)

第12条 卒業論文等は、4年次に履修することとする。

2 卒業論文等の履修に関する細則は、別に定める。

(卒業の要件)

第13条 卒業の要件は、本学に4年（学則第19条の規定に基づき、在学すべき年数を別に定められた場合を除く。）以上在籍し、第5条第1項第1号から第3号に定める単位数を含め、全学共通教育科目を32単位以上、第6条から第8条に定める専門科目を92単位以上、合計124単位以上を修得していることとする。

2 第2条第6項の規定により他の大学（外国の大学を含む。）で修得した単位は、教授会の議に基づき、60単位を越えない範囲で前項に定める124単位に含ませることができる。

(教育職員免許状取得に要する授業科目)

第14条 高等学校教諭一種免許状を取得する場合は、別表5-1に定める最低修得単位数を、別表5-2から5-6に示す開設授業科目のうちから修得しなければならない。また、別表6の教育職員免許法施行規則第66条の6で定める開設授業科目の単位数を修得しなければならない。

2 教育実習の履修に関する細則は別に定める。

(外国人留学生の授業科目及び履修方法に関する特例)

第15条 外国人留学生については、語学教育部門の外国語としては、母語以外の外国語を履修しなければならない。ただし、英語を母語とする者は、語学教育部門の中に開設する日本語を英語に代えることができる。

2 外国人留学生に対しては、語学教育部門の中に日本語科目に関する授業科目を開設する。

また、教養教育科目部門の中に日本事情に関する授業科目を開設する。

(その他の事項)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

生命工学科専門科目

別表1

科目区分	授業科目番号	授業科目の名称	単位	毎週時間数(前期・後期)				備考
				1年	2年	3年	4年	
学部共通科目	LPC100	共生科学入門	2	2	0			●
	LPC101	生命環境基礎ゼミ	2	2	0			●
	LPC102	情報処理及び演習	2	2	0			●
	LPC108	社会科学入門	2	2	0			
	LPC109	生物学概論	2	2	0			
	LPC107	生命研究倫理学	1	0	1			●
	LPC117	生物資源実習	1	0	2			●
	LPC105	食物科学入門	2	0	2			●
	LPC106	環境科学入門	2	0	2			●
	LPC211	生物資源論	2			2	0	
	LPC212	基礎統計学	2			2	0	●
	LPC213	基礎統計学演習	2			2	0	●
	LPC216	リスクマネジメント概論	2			0	2	
専門基礎科目	LSC100	基礎数学	2	2	0			●
	LSC101	基礎数学演習	2	2	0			●
	LSC104	微積分学	2	0	2			●
	LSC105	線形代数学	2	0	2			●
	LSC102	化学概論	2	2	0			●
	LSC106	基礎化学	2	0	2			●
	LSC107	基礎生物学	2	0	2			●
	LSC214	生命科学概論	2			2	0	●
	LSC210	基礎物理学 I	2			2	0	●
	LSC211	基礎物理学 II	2			0	2	●
	LSC320	生命科学方法論	2				2	0
	LSC321	環境健康科学	2				0	2
専門発展科目	LBT101	基礎生化学	2	0	2			●
	LBT102	生物分析化学	2	0	2			●
	LBT203	化学実験	2			4	0	
	LBT204	生物有機化学	2			0	2	
	LBT205	遺伝科学概論	2			0	2	
	LBT206	動物解剖学	2			2	0	
	LBT207	細胞生理学	2			2	0	
	LBT202	発生工学	2			0	2	
	LBT209	応用微生物学 I	2			2	0	
	LBT210	応用微生物学 II	2			0	2	
	LBT211	生化学 I	2			2	0	
	LFS226	生化学 II	2			0	2	
	LBT212	生物化学工学 I	2			0	2	
	LBT313	生物化学工学 II	2				2	0
	LBT314	遺伝子工学	2				2	0
	LBT315	バイオインフォマティクス	2				2	0
	LBT316	技術英語 I	2				2	0
	LBT317	技術英語 II	2				0	2
	LBT318	構造生物学	2				0	2
	LBT319	細胞培養工学	2				0	2
	LBT320	生物工学実験 I	3				6	0
	LBT321	生物工学実験 II	3				6	0
	LBT322	生物工学実験 III	3				0	6
	LBT323	生物工学実験 IV	3				0	6
	LFS211	食品成分分析学	2			2	0	

専門發展科目	LFS225	食品加工学	2		0 2							
	LFS227	基礎栄養学	2		0 2							
	LFS313	栽培植物育種法	2			2 0						
	LFS312	発酵工業学	2			2 0						
	LFS321	微生物育種学	2			0 2						
	LFS323	農作物病理学	2			0 2						
	LEV354	環境毒性学	2			0 2						
	LEV352	環境保全学	2			0 2						
	LEV110	地球科学	2	0 2								
	LSS103	経営学概論	2				0 2					
	LSS104	法律学概論	2				0 2					
	LSS234	科学技術政策論	2				0 2					
専門特別科目	LBT443	科学英語演習 I	2					2 0	●			
	LBT444	科学英語演習 II	2					0 2	●			
	LBT445	特別講義 I	1				1	1	集中、隔年開講			
	LBT446	特別講義 II	1				1	1	集中、隔年開講			
	LBT447	特別講義 III	1					1	集中			
	LBT448	特別講義 IV	1					1	集中			
	LBT341	インターンシップ I	1			★	★					
	LBT342	インターンシップ II	1			★	★					
	LBT449	生命工学卒業論文	6					8 16	●			

(必修科目)

●印は必修科目でその全ての単位を修得しなければならない。

○1、○2、○3は選択必修科目で、○1の科目を2単位以上、○2の科目を6単位以上、○3の科目を4単位以上を修得しなければならない。

(卒業論文履修要件)

「生命工学卒業論文」を履修するためには、「化学実験」「生物工学実験Ⅰ」「生物工学実験Ⅱ」「生物工学実験Ⅲ」「生物工学実験Ⅳ」を全て修得しなければならない。

(その他)

★「インターンシップ I」「インターンシップ II」は、2~3年次を対象とし、年度を通じて実行可能な休業中に実施する。

集中は集中講義である。

地域食物科学科専門科目

別表2

科目区分	授業科目番号	授業科目の名称	単位	毎週時間数(前期・後期)				備考
				1年	2年	3年	4年	
学部共通科目	LPC100	共生科学入門	2	2	0			●
	LPC101	生命環境基礎ゼミ	2	2	0			●
	LPC102	情報処理及び演習	2	2	0			●
	LPC108	社会科学入門	2	2	0			●
	LPC109	生物学概論	2	2	0			●
	LPC107	生命研究倫理学	1	0	1			●
	LPC117	生物資源実習	1	0	2			●
	LPC105	食物科学入門	2	0	2			●
	LPC106	環境科学入門	2	0	2			●
	LPC211	生物資源論	2			2	0	●
	LPC212	基礎統計学	2			2	0	●
	LPC213	基礎統計学演習	2			2	0	●
	LPC216	リスクマネジメント概論	2			0	2	●
専門基礎科目	LSC100	基礎数学	2	2	0			●
	LSC101	基礎数学演習	2	2	0			●
	LSC104	微積分学	2	0	2			
	LSC105	線形代数学	2	0	2			
	LSC102	化学概論	2	2	0			●
	LSC106	基礎化学	2	0	2			●
	LSC107	基礎生物学	2	0	2			●
	LSC214	生命科学概論	2			2	0	
	LSC210	基礎物理学 I	2			2	0	
	LSC211	基礎物理学 II	2			0	2	
	LSC320	生命科学方法論	2				2	0
	LSC321	環境健康科学	2				0	2
専門発展科目	LBT101	基礎生化学	2	0	2			
	LEV110	地球科学	2	0	2			
	LFS221	ワイン微生物学	2			0	2	●ワ
	LFS211	食品成分分析学	2			2	0	
	LFS222	農作物栽培学	2			0	2	
	LFS212	食品製造学	2			2	0	
	LFS227	基礎栄養学	2			0	2	
	LFS224	農作物生産学	2			0	2	
	LFS225	食品加工学	2			0	2	
	LFS228	基礎生化学実験	2			0	4	
	LFS312	発酵工業学	2				2	0
	LFS321	微生物育種学	2				0	2
	LFS311	機能成分学	2				2	0
	LFS322	ワイン品質評価学	2				0	2
	LFS316	ブドウ栽培学	2				2	0
	LFS317	農作物生理学	2				2	0
	LFS323	農作物病理学	2				0	2
	LFS313	栽培植物育種法	2				2	0
	LFS314	食品保蔵学	2				2	0
	LFS318	応用栄養学	2				2	0
	LBT212	生物化学工学 I	2				2	0
	LBT209	応用微生物学 I	2			2	0	
	LBT211	生化学 I	2			2	0	
	LFS226	生化学 II	2			0	2	●
	LBT202	発生工学	2			0	2	●

(必修科目)

●印は必修科目でその全ての単位を修得しなければならない。

ワイン科学特別コースは、●印と○印が必修科目でその全ての単位を修得しなければならない。

☆印はワイン科学特別コースのみ履修できる科目である。

(卒業論文履修要件)

「地域食物科学卒業論文」を履修するためには、「基礎生化学実験」「醸造微生物実験」「機能成分分析実験」「果実遺伝子実験」「農作物生産学実験」「食品製造学実験」「栄養学実験」を全て修得しなければならない。

(その他)

★「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」は、2～3年次を対象とし、年度を通じて実行可能な休業中に実施する。

集中は集中講義である。

環境科学専門科目

別表3

科目区分	授業科目番号	授業科目の名称	単位	毎週時間数(前期・後期)				備考
				1年	2年	3年	4年	
学部共通科目	LPC100	共生科学入門	2	2	0			●
	LPC101	生命環境基礎ゼミ	2	2	0			●
	LPC102	情報処理及び演習	2	2	0			●
	LPC108	社会科学入門	2	2	0			●
	LPC109	生物学概論	2	2	0			●
	LPC107	生命研究倫理学	1	0	1			●
	LPC117	生物資源実習	1	0	2			● 集中
	LPC105	食物科学入門	2	0	2			●
	LPC106	環境科学入門	2	0	2			●
	LPC211	生物資源論	2			2	0	●
	LPC212	基礎統計学	2			2	0	●
	LPC213	基礎統計学演習	2			2	0	●
	LPC216	リスクマネジメント概論	2			0	2	●
専門基礎科目	LSC100	基礎数学	2	2	0			●
	LSC101	基礎数学演習	2	2	0			●
	LSC104	微積分学	2	0	2			●
	LSC105	線形代数学	2	0	2			●
	LSC102	化学概論	2	2	0			●
	LSC106	基礎化学	2	0	2			●
	LSC107	基礎生物学	2	0	2			●
	LSC214	生命科学概論	2			2	0	●
	LSC210	基礎物理学 I	2			2	0	
	LSC211	基礎物理学 II	2			0	2	
	LSC320	生命科学方法論	2				2	0
	LSC321	環境健康科学	2				0	2
専門発展科目	LEV100	資源循環型ものづくり実習	2	4	0			集中
	LEV110	地球科学	2	0	2			●
	LEV111	生態学	2	0	2			
	LSS103	経営学概論	2	0	2			
	LEV220	気象学	2			2	0	
	LEV221	微生物生態学	2			2	0	
	LEV222	環境情報学及び実習	2			2	0	
	LEV223	水循環学	2			2	0	
	LEV230	水圏科学	2			0	2	
	LEV231	土壤科学	2			0	2	
	LEV232	大気環境科学	2			0	2	
	LSS240	データサイエンス及び演習	2			0	2	
	LSS234	科学技術政策論	2			0	2	
	LSS227	エネルギー・マネジメント	2			0	2	
	LSS230	環境政治論	2			0	2	
	LSS231	環境経済政策論	2			0	2	
	LEV224	環境科学基礎実験 I	2			4	0	●
	LEV234	環境科学基礎実験 II	2			0	4	●
	LEV370	環境分析化学	2				0	
	LEV342	多様性生物論	2				2	
	LBT315	バイオインフォマティクス	2				2	
	LBT314	遺伝子工学	2				2	
	LFS312	発酵工業学	2				2	
	LSS219	行政法 I	2				2	0

専門発展科目	LSS235	行政法Ⅱ	2	0 2	0	2		
	LEV235	環境モデリング及び実習	2		0	2		
	LEV352	環境保全学	2		0	2		
	LEV346	環境化学	2		2	0		
	LEV354	環境毒性学	2		0	2		
	LEV355	植物生態学	2		0	2		
	LSS321	社会数理システム	2		0	2		
	LEV343	環境計測実習	2		4	0	○1	
	LEV344	環境調査実習	2		4	0	○1	
	LEV345	地図科学実習	2		4	0	○1	
	LEV358	環境分析実習	2		0	4	○1	
	LEV359	環境解析実習	2		0	4	○1	
専門特別科目	LEV380	科学英語演習Ⅰ	1	2 0 0 2 2 0 0 2 1 0 1 0 0 1 0 1 ★ ★ ★ ★	2	0	●	
	LEV381	科学英語演習Ⅱ	1		0	2	●	
	LEV482	科学英語演習Ⅲ	1		2	0	●	
	LEV483	科学英語演習Ⅳ	1		0	2	●	
	LEV384	特別講義Ⅰ	1		1	0	○2 集中、隔年開講	
	LEV385	特別講義Ⅱ	1		1	0	○2 集中、隔年開講	
	LEV386	特別講義Ⅲ	1		0	1	○2 集中、隔年開講	
	LEV387	特別講義Ⅳ	1		0	1	○2 集中、隔年開講	
	LEV288	インターンシップⅠ	1		★	★		
	LEV289	インターンシップⅡ	1		★	★		
	LEV490	環境科学卒業論文	6		8	16	●	

(必修科目)

●印は必修科目でその全ての単位を修得しなければならない。

○1、○2印は選択必修科目で、それぞれから2科目以上を修得しなければならない。

(卒業論文履修要件)

「環境科学卒業論文」を履修するためには、「環境科学基礎実験Ⅰ」と「環境科学基礎実験Ⅱ」を修得し、かつ「環境計測実習」「環境調査実習」「地図科学実習」「環境分析実習」及び「環境解析実習」から2科目以上を修得しなければならない。

(その他)

★「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」は、2~3年次を対象とし、年度を通じて実行可能な休業中に実施する。

集中は集中講義である。

地域社会システム学科専門科目

別表4

科目区分	授業科目番号	授業科目の名称	単位	毎週時間数(前期・後期)				備考
				1年	2年	3年	4年	
専門基礎科目	LPC100	共生科学入門	2	2 0				●
	LPC101	生命環境基礎ゼミ	2	2 0				●
	LPC102	情報処理及び演習	2	2 0				●
	LPC108	社会科学入門	2	2 0				●
	LPC109	生物学概論	2	2 0				●
	LPC107	生命研究倫理学	1	0 1				●
	LPC117	生物資源実習	1	0 2				● 集中
	LPC105	食物科学入門	2	0 2				
	LPC106	環境科学入門	2	0 2				
	LPC211	生物資源論	2		2 0			
	LPC212	基礎統計学	2		2 0			
	LPC213	基礎統計学演習	2		2 0			
	LPC216	リスクマネジメント概論	2		0 2			
専門発展科目	LSS103	経営学概論	2	0 2	2 0	0 2		●
	LSS214	経営戦略論	2		0 2	2 0		○
	LSS323	国際経営論	2		2 0	0 2	2 0	隔年開講
	LSS227	エネルギー・マネジメント	2		0 2	2 0	0 2	隔年開講
	LSS313	簿記学	2		0 2	0 2	0 2	○
	LSS324	会計学	2		0 2	0 2	0 2	
	LSS228	マーケティングと消費者行動	2		0 2	0 2	0 2	
	LSS314	数理計画法	2			2 0		
	LSS315	サービス産業論	2			2 0		
	LSS215	人材戦略論	2		2 0	2 0	2 0	
	LSS232	地域計画学	2		0 2			○
	LSS319	地域共生デザイン	2			2 0		
	LSS102	経済・経営数学	2	0 2				○
	LSS101	経済学概論	2	0 2				●
	LSS211	マクロ経済学	2		2 0			○
	LSS212	ミクロ経済学	2		2 0			○
	LSS312	食料問題とグローバル経済	2			2 0		
	LSS225	公共経済学	2		0 2			
	LSS226	経済地理学	2		0 2			
	LSS322	計量経済学	2			0 2		
	LSS213	財政学	2		2 0			○
	LSS224	地方財政学	2		0 2			
	LSS231	環境経済政策論	2		0 2			
	LSS216	政治学概論	2		2 0			●
	LSS217	行政学	2		2 0			○
	LSS229	地方自治論	2		0 2	0 2	0 2	
	LSS230	環境政治論	2		0 2			
	LSS316	政策過程論	2			2 0	2 0	
	LSS233	国際関係論 I	2		0 2			○
	LSS311	国際関係論 II	2			2 0		
	LSS234	科学技術政策論	2		0 2			
	LSS104	法律学概論	2	0 2	2 0	2 0	2 0	●
	LSS219	行政法 I	2		2 0	2 0	2 0	
	LSS235	行政法 II	2		0 2	0 2	0 2	
	LSS220	民法 I	2		2 0	2 0	2 0	○
	LSS221	民法 II	2		2 0	2 0	2 0	○
	LSS236	民法 III	2		0 2	0 2	0 2	

専門発展科目	LSS237	企業法	2		0 2	0 2	0 2		○ ●観光 ●観光 ●観光
	LSS238	労働法	2		0 2	0 2	0 2		
	LSS218	統治機構論	2		2 0	2 0	2 0		
	LSS318	比較憲法論	2			2 0	2 0		
	LSC100	基礎数学	2	2 0					
	LSC101	基礎数学演習	2	2 0					
	LSS321	社会数理システム	2			0 2			
	LSS240	データサイエンス及び演習	2		0 2				
	LSS320	社会調査法	2			2 0			
	LST105	観光政策科学概論	2	0 2					
	LST222	観光産業論	2		2 0				
	LST239	観光経営論	2		0 2				
	LST223	観光政策論	2		2 0				
	LST325	観光地域計画論	2			0 2			
	LBT211	生化学 I	2				2 0		
	LBT318	構造生物学	2			0 2			
	LBT315	バイオインフォマティクス	2				2 0		
	LFS222	農作物栽培学	2			0 2			
	LFS212	食品製造学	2			2 0			
	LEV352	環境保全学	2			0 2			
	LEV110	地球科学	2			0 2			
専門特別科目	LSS301	地域社会システム学セミナー I	2			2 0			● ●集中
	LSS352	地域社会システム学セミナー II	2			2 0			
	LSS350	地域社会システム学実習	2			4 0			
	LSS302	地域社会システム学演習	2			0 2			
	LSS351	特別講義	1			1			
	LSS251	インターンシップ I	1		★	★			
	LSS252	インターンシップ II	1		★	★			
	LSS353	職業指導	2			2 0			
	LSS253	商業科教育法 I	2		0 2				
	LSS254	商業科教育法 II	2		0 2				
	LSS400	地域社会システム学卒業論文	6					8 16	●

(必修科目)

●印は必修科目で、その全ての単位を修得しなければならない。

観光政策科学特別コースは、●印と●観光印が必修科目でその全ての単位を修得しなければならない。

○印は選択必修科目で、12 単位以上を修得しなければならない。

(卒業論文履修要件)

「地域社会システム学卒業論文」を履修するためには、「地域社会システム学セミナー I」及び「地域社会システム学演習」を修得しなければならない。

(その他)

★「インターンシップ I」「インターンシップ II」は、2～3年次を対象とし、年度を通じて実行可能な休業中に実施する。

集中は集中講義である。

細則1 履修申告に関する細則

制定 平成24年4月1日

(総 則)

第1条 履修規程第9条に定める履修申告に関しては、この細則の規定に定めるところによる。

(申告方法)

第2条 履修申告は、学期の始めの指定された期間に、別に定める「生命環境学部履修申告手続」によって行うものとする。

第3条 集中講義による授業科目の履修申告は、前条の規定にかかわらず、その都度、授業科目ごとに別に定める「生命環境学部履修申告手続」によって行うものとする。

第4条 本学部開設以外の授業科目を履修申告する場合は、次に定めるところによる。

- (1) 他学部の専門科目については、別に定める「生命環境学部履修申告手続」により、あらかじめ許可を受けなければならない。
- (2) 他の大学（外国の大学を含む。）の授業科目については、山梨大学学生交流細則の定めるところによりあらかじめ許可を受けなければならない。

(申告の確認)

第5条 第2条により履修申告した者は「履修申告確認表」を受理して、申告内容を確認するものとする。

2 前項の「履修申告確認表」に登録されていない授業科目については、単位修得を認めない。

(申告の修正)

第6条 履修申告の修正は、申告に誤りがあった場合又は履修しようとする授業科目を変更したい場合に、指定された期間内に限り行うことができる。

2 履修人員の偏り、対象学年及び対象学科等の相違又はその他の理由により、授業担当教員から申告の修正を指示された者は、当該授業科目の履修申告を修正しなければならない。

(申告の特別措置)

第7条 山梨大学学生交流細則により、学年の始期が異なる外国の大学に留学するため、第2条の手続きができない者は、留学前に次により手続きを行うことができる。

- (1) 留学前に履修申告した授業科目は、「継続履修願」により授業担当教員及び所属学科の承認を受けて、帰国後、引き続いて履修することができる。
- (2) 留学後、卒業に必要な卒業論文等の授業科目を履修申告したい場合は、所属学科が特に必要と認める場合に限り、「履修申告願」により授業担当教員及び所属学科の承認を受けて、帰国後、履修することができる。
- (3) この細則に定めるもののほか、運用を厳格にするために必要な事項は、別に定める。

(二重申告の禁止)

第8条 二重申告（授業時間割表において同一時間に並列して開設されている授業科目を、同時に2科目以上履修申告することをいう。）は、これを認めない。ただし、集中講義が通常の授業科目と重なる場合、または卒業に必要な授業科目が卒業論文の履修と重なる場合、その他特別な場合で、「二重申告許可願」により許可を得た場合は、この限りではない。

2 前項ただし書によらない二重申告があった場合は、二重申告したすべての授業科目の単位修得を認めない。

(重複申告の禁止)

第9条 重複申告（すでに単位を修得している授業科目を、再び履修申告することをいう。）は、これを

認めない。

(雑 則)

第10条 この細則に定めのない事項については、別に定める「生命環境学部履修申告手続」、「生命環境学部学生の教育職員免許状取得に関する留意事項」及び「成績の通知」によるものとする。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

細則2 追試験に関する細則

制定 平成24年4月1日

(総 則)

第1条 履修規程第11条に定める追試験に関しては、この細則の定めるところによる。

(定 義)

第2条 追試験とは、受験資格のある者が、病気、事故、その他やむを得ない理由により試験等を受験できなかった場合等に、受験の機会を与えることをいう。

(追試験の取扱)

第3条 追試験の取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 追試験を受けようとする者は、その事由の発生後速やかに、その理由を付した追試験願を、当該授業科目担当教員に提出しなければならない。
- (2) 追試験は、当該授業科目担当教員の指示に従って、受験することとする。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

細則3 卒業論文に関する細則

制定 平成24年4月1日

(総 則)

第1条 履修規程第12条に定める卒業論文の履修その他に関しては、この細則の定めるところによる。

(題 目)

第2条 卒業論文の題目は、所属学科の専門科目に関係の深いものでなければならない。

(申告方法)

第3条 卒業論文の履修申告は、履修申告に関する細則第2条によるものとする。

2 前項の履修申告は、あらかじめ指導教員の承認を受けなければならない。

(指導教員)

第4条 指導教員は、本学部の教授、准教授、講師又は助教でなければならない。ただし、特別な場合には、

学部長の許可を経て他学部の教授、准教授、講師又は助教を指導教員とすることができる。

(履修)

第5条 卒業論文の履修は、本学部が定める期間内に終了するものとする。ただし、特別な場合、学部長の許可を経てその期間を延長することができる。

2 前項ただし書による期間の延長は、翌年度の学期または学年の終わりまでとする。

(審査)

第6条 卒業論文の審査は、学年の終わりに行う。ただし、前条第1項ただし書により、期間の延長を認められた場合は、その期間の終了時に行う。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

細則4 教育実習に関する細則

制定 平成26年12月11日

(総則)

第1条 本学部履修規程第14条に定める教育実習の履修、単位認定及びその他に関しては、この細則の定めるところによる。

(履修要件)

第2条 教育実習を履修するためには、実習当該年次において下記の科目及び単位を修得もしくは履修中であることを原則とする。

高等学校教育実習（高等学校教諭一種免許状取得者）

第二欄	現代教職論	2単位
	教育学概論	2単位
第三欄	青年期心理学	2単位
	学校制度・経営論	2単位
	教育課程論	2単位
	各教科教育法	2単位
第四欄	教育の方法と技術	2単位
	生徒指導論（進路指導を含む。）	2単位
	学校教育相談論	

(教育実習の内容)

第3条 教育実習は、実習校での実習及び事前・事後指導から成る。

(皆勤の原則)

第4条 教育実習については、前条に定めるすべての日程に出席しなければならない。

(申告日)

第5条 教育実習の履修申告日は、生命環境学部長が指定した日とする。

(単位の認定)

第6条 単位の認定は、実習校による教育実習の評価等にもとづいて、生命環境学部が行う。

(その他)

第7条 教育実習の履修を申告する際には、申告者の所属する学科長又は指導教員の承認を必要とする。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

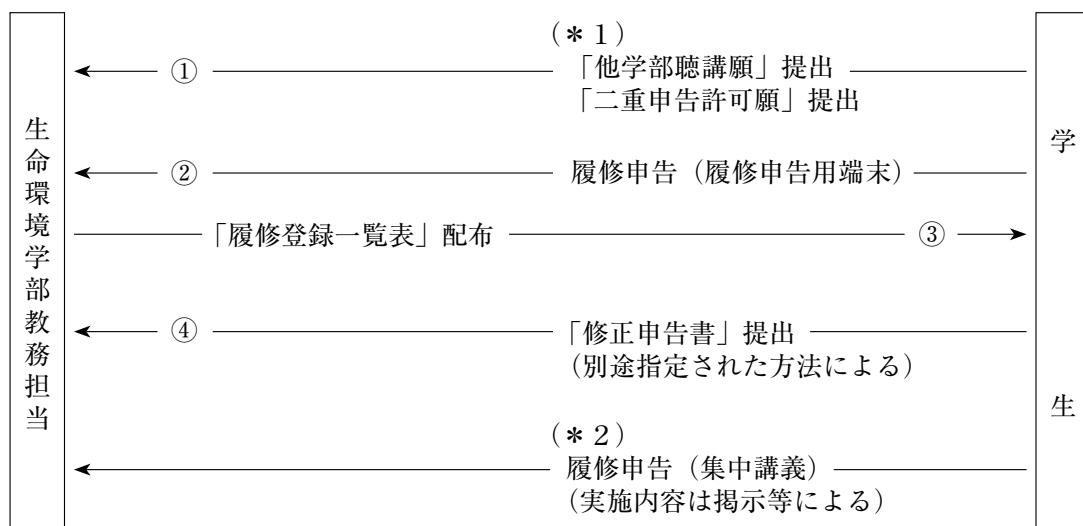
生命環境学部履修申告手続

授業科目の履修方法については、履修規程及び履修申告に関する細則に定められているとおりであるが、その手続については、下記のとおりとする。

1 履修申告

履修申告とは、授業科目を履修し、単位を修得するために授業科目の登録を行うことをいう。この手続が正しく行われないと、授業及び試験等を受けても単位は与えられないので、十分注意すること。

2 履修申告の手続



備考: ○内の数字は、手続の順序を示す。

①～④の実施期日は、CNSなどの掲示によって行われる。

(*) 1 他学部聴講及び二重申告については、指定の様式に基づき、あらかじめ許可を得なければならない。

(*) 2 集中講義の履修申告は、その都度各授業科目ごとに指定された期限内に生命環境学部教務担当窓口にて受け付ける。

成績の通知

履修申告した授業科目の試験等の成績は、前期又は後期授業科目履修申告日前に設定されたガイダンス等において、修得単位通知書により本人に通知する。

なお、生命環境学部教務担当窓口においては、学生からの成績に関する問合せには応じない。

生命環境学部履修規程解説表

数字は単位数

学科区分		生命工学科			地域食物科学科			環境科学科			地域社会システム学科		
		必修 単位	計	要件 合計	必修 単位	計	要件 合計	必修 単位	計	要件 合計	必修 単位	計	要件 合計
全学共通教育科目	人間形成科目部門	4	4		4	4		4	4		4	4	
	語学教育科目部門	英語	4		4			4			4		
		ドイツ語											
		フランス語	4	(同一言語)	4	(同一言語)	14	4	(同一言語)	14	4	(同一言語)	14
		中国語											
		スペイン語											
		日本語※											
	教養教育科目部門	人文科学分野	2		2			2			2		
		社会科学分野	2		2			2			2		
		自然科学分野	2		2			2			2		
		健康科学分野	2		2			2			2		
		選択必修(分野指定なし)	2		2			2			2		
専門科目	自発的教育科目部門												
	専門基礎科目部門	学部共通科目	12		19			17			13	15	
		理系共通科目	18		10			12					
	専門発展科目部門		40	40	18 (38)	18 (38)		10	10		20 (26)	54	
	専門特別科目部門		10	10	12 (14)	12 (14)		12	12		10	10	

※外国人留学生対象科目

() は、地域食物科学科においてはワイン科学特別コース、地域社会システム学科においては観光政策科学特別コース

2 生命環境学部学生の教育職員免許状（理科、農業、商業）取得に関する留意事項

（生命環境学部履修規程第14条関係）

- 教育職員免許状に関し、本学部で認定されている免許状の種類・教科・所要資格は、次のとおりである。

別表5－1

免許状の種類	教 科	所 要 資 格			
		基 础 資 格	大学における最低修得単位数		
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
高等学校教諭 一種免許状	理 科	学士の学位を有すること	2 0	2 5	1 6
	農 業				
	商 業				

- 「教科又は教職に関する科目」については、最低修得単位を越えて修得した「教科に関する科目」若しくは「教職に関する科目」について併せて16単位を修得すること。
- 「教科に関する科目」・「教職に関する科目」及び「教科又は教職に関する科目」の修得のほか、別表6に示す教育職員免許法施行規則第66条の6に定める「日本国憲法」の2単位、「生活と健康Ⅰ・生活と健康Ⅱ」の各1単位、「英語A初級・英語A中級・英語A上級・英語B初級・英語B中級・英語B上級」から2単位、及び「情報処理及び演習」2単位を修得すること。
- 「教科に関する開設科目」及び「教職に関する開設科目」は、別表5－2～5－6のとおりである。詳細については、生命環境学部教務担当窓口に問い合わせること。

別表5－2 高等学校教諭一種免許状（理科）を取得するための教科に関する科目（生命工学科）

科 目 区 分	要 求 单位数	授業科 目番号	授業科目名	单 位	毎週時間数（前期・後期）				備 考
					1年	2年	3年	4年	
物理学	2 单位 以上	LSC210	基礎物理学Ⅰ	2		2 0			<input type="checkbox"/> 1科目 <input type="checkbox"/> 選択必修
		LSC211	基礎物理学Ⅱ	2	0	2			
化 学	4 单位 以上	LBT313	○生物化学工学Ⅱ	2			2 0		<input type="checkbox"/> 1科目 <input type="checkbox"/> 選択必修
		LBT102	生物分析化学	2	0	2			
生物学	10 单位 以上	LFS211	食品成分分析学	2		2 0			<input type="checkbox"/> 2科目 <input type="checkbox"/> 選択必修
		LPC109	○生物学概論	2	2 0				
地 学	2 单位 以上	LSC107	○基礎生物学	2	0 2				
		LSC214	○生命科学概論	2		2 0			
「物理学実験 (コンピュータ活用を含む)、 化学実験 (コンピュータ活用を含む)、 生物学実験 (コンピュータ活用を含む)、 地学実験 (コンピュータ活用を含む)」	2 单位 以上	LBT205	遺伝科学概論	2	0 2				
		LBT209	応用微生物学Ⅰ	2		2 0			
		LFS321	微生物育種学	2			0 2		
		LFS312	発酵工業学	2			2 0		
		LEV110	○地球科学	2	0 2				
		LBT203	○化学実験	2		4 0			
		LBT320	生物工学実験Ⅰ	3			6 0		
		LBT321	生物工学実験Ⅱ	3			6 0		
		LBT322	生物工学実験Ⅲ	3			0 6		
		LBT323	生物工学実験Ⅳ	3			0 6		

（注）○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない

別表5－3 高等学校教諭一種免許状（農業）を取得するための教科に関する科目（地域食物科学科）

科 目 区 分	要 求 単位数	授業科 目番号	授業科目名	单 位	毎週時間数（前期・後期）				備 考	
					1年	2年	3年	4年		
農業の関係科目 21単位 以上	21単位 以上	LPC211	○生物資源論	2		2 0				4科目 選択必修
		LFS222	○農作物栽培学	2		0 2				
		LPC117	○生物資源実習	1 0 2						
		LPC105	○食物科学入門	2 0 2						
		LPC106	○環境科学入門	2 0 2						
		LPC212	○基礎統計学	2		2 0				
		LFS317	農作物生理学	2			2 0			
		LFS323	農作物病理学	2			0 2			
		LFS224	農作物生産学	2		0 2				
		LFS313	栽培植物育種法	2			2 0			
		LFS212	食品製造学	2		2 0				
		LFS314	食品保藏学	2			2 0			
		LFS332	果実遺伝子実験	2			4 0			
		LFW377	ブドウ栽培学実習	2			0 4			
		LFS335	食品製造学実験	2			0 4			
		LFS371	ワイン製造科学実習	2			0 4			
		LFS316	ブドウ栽培学	2			2 0			
		LFS333	○農作物生産学実験	2			0 4			
職業指導	2 単位 以上	LFS261	職業指導Ⅰ	2		2 0	2 0		1科目 選択必修	
		LFS262	職業指導Ⅱ	2		2 0	2 0			

(注) ○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。

別表5－4 高等学校教諭一種免許状（理科）を取得するための教科に関する科目（環境科学科）

科目区分	要 求 単位数	授業科 目番号	授業科目名	单 位	毎週時間数（前期・後期）				備 考	
					1年	2年	3年	4年		
物理学	6単位 以上	LSC210	○基礎物理学Ⅰ	2		2 0			1科目 選択必修	
		LSC211	○基礎物理学Ⅱ	2		0 2				
		LEV223	水循環学	2		2 0				
		LEV235	環境モデリング 及び実習	2		0 2				
化 学	6 単位	LEV346	○環境化学	2			2 0			
		LEV230	○水圈科学	2		0 2				
		LEV370	○環境分析化学	2			2 0			
生物学	6 単位 以上	LSC214	○生命科学概論	2		2 0			1科目 選択必修	
		LPC109	○生物学概論	2	2 0					
		LEV111	生態学	2	0 2					
		LSC107	基礎生物学	2	0 2					
		LEV342	多様性生物論	2			2 0			
		LEV221	微生物生態学	2		2 0				
地 学	6 単位 以上	LEV110	○地球科学	2	0 2				2科目 選択必修	
		LEV220	気象学	2		2 0				
		LEV232	大気環境科学	2		0 2				
		LEV231	土壤科学	2		0 2				
「物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)、 化学実験 (コンピュータ活用を含む。)、 生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)、 地学実験 (コンピュータ活用を含む。)」		LEV344	○環境調査実習	2			4 0		1科目 選択必修	
		LEV343	環境計測実習	2			4 0			
		LEV358	環境分析実習	2			0 4			
		LEV359	環境解析実習	2			0 4			
		LEV345	地圈科学実習	2			4 0			

(注) ○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。

別表5－5 高等学校教諭一種免許状(商業)を取得するための教科に関する科目(地域社会システム学科)

科目区分	要 求 単位数	授業科 目番号	授業科目名	单 位	毎週時間数(前期・後期)				備 考
					1年	2年	3年	4年	
商業の関係科目	18 単位 以上	LSS101	○経済学概論	2	0 2				
		LSS103	○経営学概論	2	0 2				
		LSS313	簿記学	2			2 0		
		LSS324	会計学	2			0 2		
		LPC108	社会科学入門	2	2 0				
		LSS211	マクロ経済学	2		2 0			
		LSS312	食料問題と グローバル経済	2			2 0		
		LSS212	ミクロ経済学	2		2 0			
		LSS225	公共経済学	2		0 2			
		LSS322	計量経済学	2			0 2		
		LSS213	財政学	2		2 0			
		LSS224	地方財政学	2		0 2			
		LSS226	経済地理学	2		0 2			
		LSS321	社会数理システム	2			0 2		
		LSS228	マーケティング と消費者行動	2		0 2			7科目 選択必修
		LSS215	人材戦略論	2		2 0			
		LSS214	経営戦略論	2		2 0			
		LSS323	国際経営論	2			0 2		
		LSS315	サービス産業論	2			2 0		
		LSS227	エネルギー・マネジメント	2		0 2			
		LSS314	数理計画法	2			2 0		
		LSS240	データサイエンス 及び演習	2		0 2			
		LSS238	労働法	2		0 2			
		LSS350	地域社会システム学実習	2			4 0		
職業指導	2 単位 以上	LSS353	職業指導	2			2 0		

(注) ○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。

別表5－6 高等学校教諭一種免許状（理科、農業、商業）を取得するための教職に関する科目

科 目 区 分	要 求 単位数	授業科 目番号	授業科目名	单 位	毎週時間数		必選	備 考
					前 期	後 期		
教職の意義等に関する科目	2	CPT001	現代教職論	2	2	2	●	☆
教育の基礎理論に関する科目	6	CPT101 CPT102 CPT103	教育学概論 青年期心理学 学校制度・経営論	2 2 2	2 2 2	2	● ● ●	☆ ☆ ☆
教育課程及び指導法に関する科目	8	CPT201	教育課程論	2		2	●	☆
		CPT202	中等理科教育法Ⅰ	2	2			☆
		CPT203	中等理科教育法Ⅱ	2	2			☆
		LFS263	農業科教育法Ⅰ	2		2		該当教科 の指導法 1科目を 選択必修
		LFS264	農業科教育法Ⅱ	2		2		
		LSS253	商業科教育法Ⅰ	2		2		
		LSS254	商業科教育法Ⅱ	2		2		
		CPT204	特別活動論	2	2	2	●	☆
		CPT205	教育の方法と技術	2		2	●	☆
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	4	CPT301 CPT302	生徒指導論（進路指導を含む。） 学校教育相談論	2 2	2 2		● ●	☆ ☆
教育実習	3	CPT401	高等学校教育実習（事前・事後指導1単位を含む。）	3	2		●	☆
教職実践演習	2	CPT501	教職実践演習（高）	2		2	●	☆

- (注) 1 ☆印の付された授業科目は全学部で開講する教職に関する科目である。
- 2 ●印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。
- 3 教育実習3単位は、実習校での「教育実習」と「事前・事後指導」との二つの履修から成る。
教育実習に行くためには、実習に行く前年度に開講される「事前指導」を受講しておかなければならぬ。

別表6 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

科 目 区 分	開 設 授 業 科 目			備 考	
	授 業 科 目 名	単 位 数			
		必 修	選 抹		
日本国憲法	日本国憲法	2			
体 育	生活と健康Ⅰ 生活と健康Ⅱ	1 1			
外国語コミュニケーション	英語A 初級 英語A 中級 英語A 上級 英語B 初級 英語B 中級 英語B 上級		2 2 2 2 2 2	1科目選択必修	
情報機器の操作	情報処理及び演習	2			

(注) 1 日本国憲法、体育、外国語コミュニケーションの授業科目は、全学共通教育科目で開講する科目である。

2 情報機器の操作の授業科目は、生命環境学部の各学科で開講する科目である。

XI 特別プログラム

地域課題解決人材育成プログラム

山梨大学は、「地域の中核 世界の人材」をキャッチフレーズとして掲げ、地域社会の中核として地域の要請に応えられることのできる人材、世界を舞台に活躍できる人材の養成を図り、社会に貢献することを目指しています。

このプログラムは、次のワイン科学特別コース、及び食のブランド化と美しい里づくり人材育成コース（以下「美しい里づくり人材育成コース」という）により、地域志向型の教育カリキュラムを展開し、地域の課題を解決できる実践的人材の育成を行います。また、地域の課題解決のためには、グローバルな視点やものの考え方も必要となり、まさに世界を舞台に活躍することのできる人材となることができます。

ワイン科学 特別コース	高度な専門性（ワイン科学）に基づき、これから地域産業（ワイン）の発展を総合的にプロデュースできる人材を育成します。
美しい里づくり 人材育成コース	農産物や食品の地域ブランド化を支える技術者・研究者や環境地域計画を立案でき、持続的に繁栄する美しい里づくりに貢献できる人材を育成します。

地域課題解決人材育成プログラムの構成

プログラムは、次の科目群から成り立っています。

- ①地域志向型共通教育科目、②コース専門科目、③地域課題解決科目

① 地域志向型共通教育科目

大学の周りの地域である山梨県に関係することを題材、モチーフ、素材として用い、地域についての学びにより自らの生活の場である地域への関心を醸成でき、かつ地域の課題を見出す能力を養うのに役立つ科目とその知識を地域課題の解決に応用できる能力を養います。

地域志向 導入科目	地域（主に山梨県）について多面にわたって学修し、地域への関心、理解を深めます。
地域初年次 教育科目	地域・大学を題材としグループ学習を通じて、学ぶための基礎知識と技能の習得をします。
地域社会人 基礎力養成科目	地域社会との関わりを学ぶことにより、将来にわたって必要な基礎的能力や学習方法を習得します。
地域志向 発展科目	地域（主に山梨県）についての知識を広げるとともに、ものの見方を理解し、自ら考え、問題解決していく能力の基礎を身につけます。

② コース専門科目

「地域のワイン産業の振興」と「農産物のブランド化と美しい里づくり」の中核的役割を果たす技術者・研究者となるための知識・能力を身につけます。

③ 地域課題解決科目

地域の課題をアクティブラーニングの手法を取り入れ、グループワークによって学生自らが主体的に学修し、地域の課題を発見し、解決する能力を身につけます。

※ 「平成 29 年度地域課題解決人材育成プログラム開講科目」は、「平成 29 年度 山梨大学電子シラバス」で確認できます。

登録方法

地域課題解決人材育成プログラムの地域志向型共通教育科目及びコース専門科目は、全て山梨大学で開講している科目です。履修登録は、大学で行っている履修申告に従って、手続きを行なってください。

地域課題解決科目は、地域志向型共通教育科目（4科目）及びコース専門科目（2科目）を履修後に、手続きを行います。履修登録の方法は、共通教育科目の自発的教養科目と同じ手続きとなります。

※シラバスには各科目的「授業の目的」欄に、「C O C 地域志向型共通教育科目対象科目」又は「C O C コース別専門科目」との記載があります。また、全学共通教育科目履修一覧にもC O C科目の表記が備考欄にありますので注意して登録（履修申告）を行ってください。

修了要件

1. 地域志向型共通教育科目の4分野から各1科目修得します。（地域初年次教育科目分野は、各学部の学部入門ゼミ又は学部（学科）基礎ゼミが必修）
2. コース専門科目から2科目修得します。（コース、系を超えた選択は出来ません。）
3. 地域課題解決科目から1科目を修得します。
4. 上記要件の7科目の各学部等で定める成績評価（B以上）により、学長が修了証書を発行します。
5. 申請書に基づき、3年次終了時にプログラムを履修している者には、「履修証明書」を地域未来創造センター長が発行します。

修了証書発行（履修証明書）



③ 地域課題解決科目（アクティブラーニングによる）

1科目選択



② コース専門科目

ワイン科学特別コース

美しい里づくり人材育成コース

教育系 医学系 工学系 生命系

2科目選択
(コース、系を超えた選択は出来ません。)



① 地域志向型共通教育科目

地域志向導入科目

地域初年次教育科目

地域社会人基礎力
養成科目

地域志向発展科目

4分野から
各1科目選択

履修証明書、修了証書の発行

修了証書は、山梨大学での活動（教育、社会貢献）の証明として、地域に役立つ人材であることの証となります。また、「履修証明書」及び「修了証書」は、受講者の就職活動等に活用するため、希望者に発行します。証明書等の発行申請については、地域未来創造センター（C O C部門）にて行ってください。

やまなし未来創造教育プログラム

山梨大学は、「オールやまなし 11 + 1 大学と地域の協働による未来創生の推進」をテーマに、県内全 11 大学および横浜市立大学、地方自治体、そして団体・企業との協働により、やまなしの新たな価値創造のための幅広い知識と豊かな感性を持ち、地域の新たな未来の創造に資する人材の養成を行い、地域への若年層の定着と雇用の創出を目指しています。このプログラムでは下表にあります 4 コースが学習できます。

ツーリズム コース	観光産業やその経営などビジネス、観光政策や地域計画、観光まちづくりなど観光分野の基礎・応用の知識を身に着けることにより、観光関連産業や自治体で活躍できる人材を育成します。
ものづくり コース	高度な研究・技術開発能力を持って知識基盤社会を支え、地域の文化、歴史、社会構造、経済問題等を熟知し、俯瞰的視野からものづくり産業をリードできる人材を育成します。
子育て支援 コース	地域の子育ての現状や課題を踏まえ関係者（保育者・保護者など）の支援・連携を図ることのできる専門的力量を備えた子育て支援者を育成します。
CCRC* コース	山梨の地域性と課題をよく理解し、人間文化学・看護学・社会福祉学・都市工学などを土台とし、サービスサイエンスやサービスイノベーションを活用しながら、都市部の潜在的移住希望者に強く訴え、移住を推進できる人材を育成します。

*「CCRC」とは、地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに、医療介護が必要な時には継続的なケアを受けることができるような「生涯活躍のまち」づくりのことです。

やまなし未来創造教育プログラムの構成

プログラムは、連携する 8 大学から提供される単位互換ができる次の科目群から成り立っています。

① 地域教養科目、② コース専門科目

① 地域教養科目

「山梨学」などやまなしを深く知ることができる多数の科目と、地域の資源や課題に直接触れ、自ら行動する力を養う「フューチャーサーチ」「ソーシャルデザイン入門」「国際理解演習」などの科目が用意されています。

② コース専門科目

各コースの目的に沿って、必要な知識を学ぶ科目が用意されており、現場の見学や実習などを通じて、専門家としての実践的な能力を養えるようになっています。

※「平成 29 年度やまなし未来創造教育プログラム開講科目」は、「山梨大学地域未来創造センター COC+ 部門 WEB サイト」にて確認できます。

登録方法

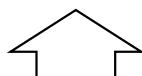
やまなし未来創造教育プログラムの地域教養科目及びコース専門科目は、山梨県内8大学（山梨大学、山梨県立大学、山梨学院大学、身延山大学、山梨英和大学、大月短期大学、山梨学院短期大学、帝京学園短期大学）にて開講している科目です。他大学の科目でも山梨大学の単位になります。科目的取り扱いについては、教務課に確認してください。

履修登録の方法については、まずは山梨大学地域未来創造センター COC+ 部門 WEB サイトにて科目一覧及びシラバスを確認してください。山梨大学と他大学の提供科目の場合とでは、履修登録の方法が異なります。山梨大学の提供科目の場合、通常の履修申告を行い、他大学の提供科目の場合は、「特別聴講学生志願票」の教務課への提出が必要となります。志願票は同 WEB サイトからダウンロード可能です。コース登録は、前期または後期の履修申請時または科目履修時に行ってください。

修了要件

1. 地域教養科目を4単位以上修得します。
2. コース専門科目から6単位以上修得します。ただし6単位のうち、インターンシップまたは、フューチャーサーチのいずれかの単位の修得が必修になります。
3. 修了要件単位を修得した場合、本教育プログラムの「修了証」を事業責任大学である山梨大学の学長が発行します。

③ 修了証発行



② コース専門科目

専門実践科目	ツーリズム	ものづくり	子育て支援	CCRC
専門発展科目				
専門基礎科目				

専門科目
6単位以上
(インターンシップ
または
ヒューチャーサーチ
選択必修)

① 地域教養科目

教養科目	フューチャーサーチ、山梨企業研究 等
------	--------------------

地域教養科目
4単位以上

やまなし未来創造教育プログラムマップ

コース別修了証の発行

修了証は、やまなし未来創造教育プログラムでの活動（教育、社会貢献）の証明として、本地域の新たな未来の創造に資する人材であることの証となります。修了証等の発行手続きについては「地域未来創造センター（COC+ 部門）」に問い合わせてください。

グローバル人材育成プログラム

プログラムの概要

グローバル化が進んだ社会に生きる次世代のみなさんに必要な能力を育成する特別プログラムです。海外に出て活躍するのはもちろんのこと、国際化する地域社会で活躍するためのミニマム・スタンダードの習得を目的にしています。プログラム修了者には「グローバル人材」として修了証が授与されます。

プログラムではグローバル人材に必要な要素、「国際性」「教養」「専門性」「コミュニケーション力」「主体性」「積極性」「語学力」などの育成をめざし、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業科目や体験型の科目を履修します。海外研修、海外インターンシップなどで実際に海外に出て、国際人として必要となる能力とマインドを身につけるものです。

プログラムの科目群

プログラムは以下の5つの科目群から成り立っています（表1）。

【国際的教養】日本文化や世界の多様な文化に関する科目群

【英語】国際語である英語に関する語学科目群

【専門科目】学部・コースが提供する専門科目群

【体験型科目】自発的教養科目、プログラム体験型科目群

【海外体験】海外研修、海外インターンシップ

国際的教養科の対象科目はガイダンス等で配布される資料を確認してください。英語科目は自分の履修できるものを選択します。これらの科目と各学部の専門科目は4月と10月の所定期間に履修申告システムを用いて登録します。その他の履修項目については別にお知らせします。

ポイント制とプログラム修了要件

履修科目等とその成績に応じてポイントが得られます（詳細はガイダンス等で配布される資料参照）。プログラム修了のためには、以下の2つの条件を満たすことが必要です。

- 卒業時、表2に定めたの各項目ごとの最低獲得ポイント数を満たしていること。
- 総ポイント数が30ポイント以上であること。

ポイント獲得のメリット

- 3年前期終了時に10ポイント以上獲得している学生に受講証（証明書）を発行します。対外的に自分の積極性をアピールできます。※受講証発行はプログラム修了要件とはなりません。
- 奨学金規程によるポイント数に応じて海外インターンシップに奨学金が支給されます。
- 留学支援英語講座は海外体験の事前に受講できます。受講には、TOEICなどの英語能力外部試験でポイントを獲得している必要があります。
(ポイントは上記の条件であり、減ることはできません)

プログラム参加登録方法

所定の申込書に記入し教務課に提出してください。1年生の4月中に登録を行った場合には1ポイントが付きます。登録はいつでも可能です。登録時すでに取得してある単位にもポイントを付与します。志望理由の内容によっては登録を許可しないこともありますので、申込書はきちんと記入してください。登録を許可しない場合には申し込み10日以内にCNSで連絡します。

表1

プログラムにおける履修分野		大学における科目	履修申告・申込	備考
国際的教養科目		全学共通教養教育科目	システム	
プログラム特別科目		「現代世界の動き」 「日本の伝統文化」 (いずれも仮称)	CNS	単位なし
英語	一般科目	全学共通語学教育科目の 内の英語	システム	
		留学支援英語講座	窓口	単位なし
	1~3年在学時、4年在学 時の英語外部能力試験	—	CNS	単位なし
専門科目		講義・実習・実験科目	システム	
体験型科目		自発的教養科目	窓口	(注1)
		G フィロス利用	国際交流センター	
		留学生ボランティア	—	
		プログラムの定めるイベ ント等（合宿等）	CNS	
海外体験		インターンシップ 海外語学研修	Mahara ヘレポート をアップロード	
		国際会議での英語発表	Mahara ヘレポート をアップロード	(注2)

注1 単位認定については条件や上限があります。詳しくは学生便覧の該当ページをみてください。

注2 国内開催の国際会議発表でも構いません。ただし留学支援英語講座は受講できません。

表2 各項目ごとの最低獲得ポイント数

国際的教養科目	4
プログラム特別科目	2
英語科目	4
専門科目	4
体験型科目	4
海外体験	4
3年進級時の英語能力ポイント 1~3（前期）年次受験の最高得点で算定	1
卒業時の英語能力ポイント 4年次 受験の最高得点で算定	4

表2の合計ポイント数は27ポイントです。プログラム修了に必要なポイントは30ポイントです。

平成29年3月24日 印刷

平成29年4月1日 発行

山 梨 大 学

教学支援部教務課

甲府市武田4丁目4-37

電話 055-220-8043



UNIVERSITY
OF
YAMANASHI

2017

平成29年度 学生便覧

山梨大学

HANDBOOK